

八千代市 第4次 総合計画

後期基本計画 2016 ▶ 2020

～ここに住みたい、住み続けたいまち やちよ～

 八千代市

八千代市第4次総合計画

後 期 基 本 計 画

ここに住みたい、住み続けたいまち やちよ

発刊にあたって

本市では、平成23年度から平成32年度までの10年間の「八千代市第4次基本構想」を定め、将来都市像である「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」の実現に向けて、総合的・計画的に諸施策を展開しているところです。

市長就任以来これまで、市のシンボリック存在である新川とその周辺の水と緑の空間を活かし、市域全体のコミュニティエリアとするため、中央図書館・市民ギャラリーや総合グラウンドなどを一体的に整備したほか、小中学校施設の耐震化などの市民の安心・安全に配慮した施策や子育て支援の充実など、積極的に取り組んでまいりました。



このたび、「八千代市第4次総合計画前期基本計画」が平成27年度をもって終了することから、「前期基本計画」策定後に生じました、東日本大震災等の大規模自然災害等を受けての国土強靱化基本法の制定、子ども・子育て支援新制度の開始、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とした公共施設等総合管理計画の策定、人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定などの新たな行政課題を踏まえ、今後5年間のまちづくりの基本的な施策を体系的に示す計画となる「八千代市第4次総合計画後期基本計画」を策定しました。

本計画では、リーディングプロジェクトとして、新たに「子育て充実をはじめとする地方創生実現に向けた取組の推進」を加え、安心して子どもを産み、育てられる環境整備や地域資源を活用したまちの魅力の創出、シティセールスのほか、既成市街地や団地の再生など、地方創生実現に向けた一体的な取り組みを推進してまいります。

こうした取り組みにあたりましては、効率的で効果的な行政運営に努めるとともに、山積する課題に対して、行政だけで物事を決めるのではなく、十分かつ積極的な情報公開、情報提供を進め、市民参加型の市政運営を強化、推進してまいります。

本計画の愛称である「ここに住みたい、住み続けたいまち やちよ」をめざしたまちづくりに努めてまいりますので、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、市民意識調査やワークショップ、シンポジウム、パブリックコメントなどを通してまちづくりへの貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

平成28年3月

八千代市長 秋葉 就一

市民憲章・都市宣言

八千代市民憲章

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。
わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、
ここに八千代市民憲章を定めます。

- やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくります。
- 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくります。
- よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくります。
- 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくります。
- みんなで支え合い、共に生きるまちをつくります。

平成 10 年 11 月 19 日制定

八千代市子ども憲章

緑豊かな自然に恵まれた八千代市の輝かしい未来を願う私たちは、
八千代市を誇りに思い、愛と友情あふれるやさしい心を持ち、「みんなが一人のために、
一人がみんなのために」を心がけながら、手をとりあい、だれもが好きになるすばらしい
八千代市にしていくことを誓い、ここに「八千代市子ども憲章」を定めます。

- 【自然】 私たちは、八千代市のシンボル新川を守りつづけながら、
ゴミのない自然の豊かなきれいなまちをつくっていきます。
- 【夢】 私たちは、自分の夢に向かって、共に語りあい励ましあいながら
前進するため日々努力していきます。
- 【命】 私たちは、明るく健康な毎日を送れるように心がけ、
両親から与えられたかけがえのない命と、
地球すべての命を大切にしていきます。
- 【思いやり】 私たちは、いつも相手の気持ちを考える心を持ち、
仲間と協力しあい助けあっています。
- 【礼儀】 私たちは、だれとでも明るいあいさつをかわし、
たがいにマナーを守って、気持ちよくふれあっています。
- 【文化】 私たちは、八千代市の文化や伝統を大切にし、さらに、世界の仲間たちとの
交流を深めることで新しい文化をつくっていきます。

平成 13 年 1 月 1 日制定

市民憲章・都市宣言

緑の都市宣言

私たちは、祖先が培った豊かな緑と美しい自然環境の中で生活を営んでいる。
この緑豊かな自然環境こそ、私たち八千代市民共通の誇りであり宝である。
私たちは、この緑豊かな八千代市に永遠に住み続けたいと念願する。
そのため私たち八千代市民は、
失われつつあるこのふるさとの貴重な緑を守り身近な緑を育み、
後世に引き継ぐために全ての市民が一体となり、決意をもって総力をあげ、
緑に囲まれ安らぎと潤いのある、健康的で人間が住むにふさわしい街づくりをすることを誓い、
八千代市を「緑の都市」とすることをここに宣言する。

昭和 62 年 5 月 23 日 八千代市

平和都市宣言

私たち八千代市民は、
21 世紀に向けて「調和のとれた人間都市」八千代市の実現をめざしている。
この将来都市像の実現は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。
私たち八千代市民は、わが国が世界唯一の被爆国として、
核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを世界の人々に訴え続けるとともに、
再び地球上に広島・長崎の惨禍が繰り返されることのないよう
世界の恒久平和の達成を強く念願するものである。
私たち八千代市民は、生命の尊厳を深く認識し、
将来にわたって、わが国の非核三原則が堅持されるとともに、
平和を脅かす核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成のため努力することを決意し、
ここに平和都市を宣言する。

昭和 62 年 9 月 18 日 八千代市

健康都市宣言

私たち八千代市民は、新川のようにおだやかなまちの中で、だれもが生きがいを持ち、
安心して自分らしく、心豊かに暮らせることを望んでいます。

私たちは健康について考え、家族や地域の人たちと学び合い、ふれあいの輪を広げながら、
地球市民であることを自覚し、健康的な環境づくりに努めます。

ここに市民一人ひとりが、愛と夢、勇気をもって、
生きていることの幸せを実感できるまちづくりを誓い、「健康都市」を宣言します。

平成 11 年 3 月 19 日 八千代市

八千代市第4次総合計画 後期基本計画目次

はじめに	1
◇計画の構成◇	3
◇市の概要◇	3
第1部 総論	15
第1章 計画策定の趣旨	17
第2章 計画の期間	17
第3章 計画の基本指標	17
第1節 人口	17
第2節 土地利用	18
第3節 財政	19
第2部 リーディングプロジェクト	21
Project 1. 子育て充実をはじめとする地方創生実現に向けた取組の推進	23
Project 2. 公共施設等の全体最適化に向けた取組の推進	24
Project 3. 新川及びその周辺の一体的な活用	25
Project 4. 超高齢社会への対応	26
Project 5. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進	27
Project 6. 地球環境にやさしい暮らしの推進	28
Project 7. 共生と自立によるまちづくりの推進	29
第3部 部門別計画	31
◇後期基本計画施策体系◇	33
第1章 健康福祉都市をめざして	51
第1節 保健・医療	51
第2節 社会福祉	57
第3節 社会保険	75
第2章 教育文化都市をめざして	85
第1節 教育	85
第2節 生涯学習	96
第3節 文化	100
第4節 スポーツ・レクリエーション	107
第5節 青少年健全育成	110
第6節 男女共同参画社会	113

目次

第7節 多文化共生	115
第3章 環境共生都市をめざして	121
第1節 環境との共生・保全	121
第2節 資源循環型社会の形成	131
第4章 安心安全都市をめざして	137
第1節 市民の安心	137
第2節 市民の安全	141
第5章 快適生活都市をめざして	157
第1節 総合交通	157
第2節 公園・緑地	165
第3節 水道	168
第4節 下水道	171
第5節 市街地整備	174
第6節 住宅	178
第6章 産業活力都市をめざして	183
第1節 農業	183
第2節 商工業	188
第3節 観光	192
第4節 労働環境	195
第4部 計画の推進のために＝市民主体による自律的な行政運営	197
◇計画の推進のために施策体系◇	199
第1章 市民参画によるまちづくりの推進	200
第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進	202
第3章 持続可能な行政経営の確立	204
第5部 ゾーニング計画	207
第1章 計画策定の趣旨	209
第2章 面的ゾーニング計画	209
第3章 軸的ゾーニング計画	215
第6部 地域別計画	217
第1章 計画策定の趣旨	219
第2章 地域別計画	220
八千代市第4次基本構想	235

資料編	257
◇策定方針◇	259
◇策定経過◇	261
◇ワークショップ◇	262
◇総合計画審議会関係◇	263
◇総合計画策定会議関係◇	266
◇第4次総合計画（後期基本計画）策定体系◇	272
◇用語説明◇	273
八千代市都市計画図	281

本文中、青い下線 がついている語句は、それぞれのページの欄外に、その語句の説明文を記載しています。

また、巻末の用語説明に五十音順で掲載しています。

はじめに

計画の構成

市の概要

◇計画の構成◇

本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

基本構想 — 本市のまちづくりを進めていくうえでの基本理念と将来目標及び施策の大綱を示し、総合的な行政運営の指針とするものです。

基本計画 — 基本構想を実現するため、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す市政の基本的な計画です。

実施計画 — 基本計画に定めたまちづくりの基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業施策を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画です。

◇市の概要◇

1. プロフィール

●市制施行

昭和 42 年 1 月 1 日

●八千代市という名称

昭和 29 年 1 月 15 日、大和田町と睦村が合併した際、公募により決定しました。

●市章

昭和 34 年 4 月 10 日、公募により制定しました。

●位置

千葉県北西部に位置し、都心から 31km、千葉市中心部から 13km、成田国際空港から 26km に位置しています。

●面積

51.39 km² (東西 8.1km、南北 10.2km)

●地勢

標高 5～30m のなだらかな台地が広がり、市域の中央を南北に貫くように新川（印旛放水路）が流れています。

はじめに

●気 象（平成 27 年）

- ・年平均気温 15.8℃
- ・年間降水量 1,371 mm
- ・年間を通して比較的温和です。

●市の特産「梨」

米本、村上地区を中心に、幸水、豊水、新高などの品種が栽培、出荷されています。
平成 26 年に八千代の梨が栽培開始から 100 周年を迎えました。

●市の木「ツツジ」

昭和 46 年 3 月 4 日、公募により指定しました。

●市の花「バラ」

平成 9 年 1 月 1 日、投票により指定しました。

●シンボルマーク

平成 9 年 1 月 1 日、投票により制定しました。

●八千代市イメージキャラクター「やっち」

市制施行 45 周年を記念し、市民から公募した 712 作品の中から市民投票と選考委員会の選定を経て平成 24 年 11 月 22 日に決定しました。

横顔は市章をモチーフとしており、体の色はシンボルマークと同じ、自然豊かな八千代市をイメージさせるブルーグリーンです。



市 章



シンボルマーク



市の木「ツツジ」



市の花「バラ」



八千代市のイメージキャラクター
「やっち」

●交 通

・国道

国道 16 号が南北に、国道 296 号（成田街道）が東西に通過しています。

・鉄道

京成本線が南端を東西に、東葉高速線が中央部を東西に横断しています。

●人口及び世帯数（平成 27 年 9 月末現在）

- ・人口 194,963 人／男 96,498 人・女 98,465 人
- ・世帯数 84,306 世帯

●姉妹都市

・国際姉妹都市

アメリカ合衆国テキサス州タイラー市

●友好都市

・国際友好都市

タイ王国バンコク都

2. 産業

●産業別就業者数（平成 22 年国勢調査）

就業者数	85,944 人
第 1 次産業	1,046 人
第 2 次産業	16,585 人
第 3 次産業	63,128 人
分類不能	5,185 人



3. 八千代市の主なあゆみ

- 大正 15 年 京成電鉄成田線が開通して大和田駅が開業
- 昭和 29 年 大和田町と睦村が合併して八千代町となる。印旛郡阿蘇村が合併
- 31 年 京成八千代台駅開業
- 32 年 日本初の住宅団地、八千代台団地完成
- 37 年 八千代工業団地造成工事完了
- 41 年 水資源開発公団大和田排水機場運転開始
- 42 年 八千代市誕生（1月1日、市制施行）
- 43 年 国道 16 号開通。京成勝田台駅開業。勝田台団地入居開始
- 45 年 国勢調査で県内トップの人口増加率。米本団地入居開始
- 46 年 市の木、公募により「ツツジ」に決定
- 47 年 市民いこいの家オープン。市立しろばら幼稚園開園。高津団地入居開始
- 48 年 住民登録人口 10 万人を越す。市民会館開館。若潮国体開催（相撲競技）
- 49 年 第 1 次基本構想策定。少年自然の家オープン
- 50 年 佐倉市西志津地区が編入。勤労青少年ホームオープン
- 51 年 村上団地入居開始
- 52 年 市制施行 10 周年記念「八千代ふるさと音頭」発表。消費生活センターオープン
- 53 年 夜間急病センターオープン
- 55 年 はばたき職業センターオープン。市民体育館開館。八千代警察署開署
- 56 年 村上橋開通。ブロンズ像「太陽」と「緑」設置。東葉高速鉄道株式会社設立
- 58 年 市民プールオープン
- 59 年 福祉センター、農業研修センターオープン。親子橋開通（新川大橋、なかよし橋）。東葉高速線工事着工
- 60 年 第 2 次基本構想策定。保健センターオープン
- 61 年 ガキ大将の森オープン。平和祈念碑設置。同名「八千代」姉妹都市提携
- 62 年 市制施行 20 周年を迎える。緑の都市宣言。平和都市宣言。花と緑の基金発足。勝田台市民文化プラザオープン
- 63 年 八千代国際大学（現、秀明大学）開学（市内初）。星裏一版画展示室オープン
- 平成元年 八千代こども国際平和文化基金事業スタート。八千代市文化振興財団発足。八千代台東南公共センターオープン
- 3 年 住民登録人口 15 万人を越す。第 1 回八千代国際少年サッカー大会開催。公文書公開条例施行
- 4 年 八千代商工会議所設立。市制施行 25 周年記念シンボルソング「いつまでも」発表。米国タイラー市と姉妹都市提携。新川・桑納川が建設省の「ふるさとの川モデル河川」の指定を受ける

- 平成5年 東京成徳大学開学。ゆらゆら橋開通。新川・桑納川が建設省の「ふるさとの川モデル事業」の認定を受ける。歴史民俗資料館、ふれあいプラザオープン。八千代台駅に身体障害者用エスカレーター設置
- 6年 楸ケーブルネットワークやちよ開局。郵政省の「テレトピア構想モデル都市」の指定を受ける。育児支援センター「すてっぷ21」、在宅介護支援センターオープン
- 7年 米本児童学園とマザーズホームを統合し、児童発達支援センター「すくすくルーム」開設。消防緊急通信指令施設稼働。終戦50周年記念平和事業開催。八千代産の酒「八千代桜」誕生
- 8年 東葉高速線開通（東葉高速線開通記念フェスティバル開催）。「新八千代ばやし」発表。文化伝承館オープン。第28回アジアウエイトリフティング選手権大会開催
- 9年 市制施行30周年記念「シンボルマーク」制定・市の花「バラ」指定・エコーハガキ「やちよの街シリーズ」作成。勝田台駅南北連絡地下通路開通。適応支援センター「フレンド八千代」、ふるさとステーションオープン。「市長への手紙」制度、インターネットホームページ開設
- 10年 公共施設循環バス「ぐるっと号」運行開始。市内3図書館パソコンネットワーク化。市内全域のごみ5分別収集開始。消防署での平日夜間・休日の住民票交付開始。第3次基本構想策定。市民憲章制定
- 11年 健康都市宣言。乳幼児健康支援一時預かり事業開始。「SOSネットワーク」発足。行財政改革大綱・推進計画策定。女性消防団誕生
- 12年 村上、米本、保品、神野、上高野、下高野、堀の内、下市場（一部）の地域を対象に住居等の表示から「大字」を削除。勝田台栄町公園地下自転車駐車場供用開始。歴史民俗資料館を博物館登録し、「郷土博物館」に名称変更。指定ごみ袋制度スタート。公文書公開条例に代わり、情報公開条例運用開始。ファミリー・サポート・センター活動開始
- 13年 八千代市子ども憲章制定。第6回少年少女洋上教室開催。新川千本桜植栽事業、桜の里親募集開始
- 14年 西八千代北部特定土地区画整理事業*が事業認可。学校週5日制スタート。不法投棄防止条例施行。市民活動サポートセンターオープン
- 15年 八都県市合同防災訓練が本市を会場に実施
- 16年 新川千本桜植栽事業完了。東京女子医科大学附属病院開設に向けて基本協定締結。緑が丘プラザオープン
- 17年 2005千葉きらめき総体開催（ウエイトリフティング・女子バスケットボール競技）。国勢調査人口18万人を越す
- 18年 八千代こども国際平和文化基金事業が総務大臣表彰受賞。東京女子医科大学附属八千代医療センター開院

*西八千代北部特定土地区画整理事業＝八千代緑が丘駅の北西部に位置する区域（約140.5ha）で行っている土地区画整理事業（施行主・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構））

はじめに

- 平成19年 市制施行40周年を迎える。新消防庁舎完成、高機能消防司令センター運用開始。総合生涯学習プラザオープン。[パブリックコメント](#)*[*](#)手続実施要綱制定
- 20年 タイ王国バンコク都と友好都市提携。新川わくわくプレーパーク、障害者福祉センターオープン。住民登録人口 19 万人を越す
- 21年 犯罪のないまちづくり推進条例施行。エコアクション 21 の認証取得。市民活動団体支援金交付制度スタート。一般廃棄物最終処分場の恒久対策工事完了
- 22年 路上喫煙防止条例施行。市営霊園開園。多文化交流センターオープン。ゆめ半島千葉国体開催（ウエイトリフティング・女子バスケットボール競技）。「やちよ元気体操応援隊」など、市民の健康づくりのための活動が認められ、体力づくり優秀組織として国民会議議長賞受賞。第4次基本構想策定
- 23年 第2次行財政改革大綱策定。市議会インターネット中継開始。はぐみの杜まちびらき
- 24年 市制施行 45 周年を記念し、八千代市イメージキャラクター「やっち」誕生。ブックスタート事業スタート
- 25年 市民会館、勝田台中央公園リニューアルオープン。農業交流センターオープン。学校給食センター西八千代調理場稼働開始。八千代台東小学校及び八千代台東第二小学校統合
- 26年 空き家等の適正管理に関する条例施行。黒沢池近隣公園オープン。総合グラウンドオープン。煌めく青春 南関東総体 2014 開催（女子バスケットボール競技）
- 27年 農業交流センターとふるさとステーションを結ぶ歩道橋開通。中央図書館・市民ギャラリーオープン。住民登録人口 19 万 5 千人を越す

注) 名称等は、原則として当時のものを記載



第 22 回千葉県建築文化賞入賞の中央図書館・市民ギャラリー

*パブリックコメント＝公的な機関が条例あるいは計画などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと

●市の位置

方位	東経	北緯	地点	距離
極東	140° 09' 06"	35° 45' 36"	保品字堀の内地先	東西 8 km
極西	140° 03' 46"	35° 43' 16"	大和田新田字八幡後地先	
極南	140° 05' 36"	35° 41' 33"	八千代台南2丁目地先	南北 10 km
極北	140° 05' 23"	35° 47' 03"	小池字中野地先	
市役所位置	140° 05' 59"	35° 43' 21"	大和田新田 312 番地の 5	標高 24 m

資料：国土地理院

●土地の地目別面積

(単位：ha)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成13年	5,127	609	781	1,539	528	11	450	1,209
14	5,127	607	780	1,554	525	11	443	1,207
15	5,127	605	792	1,571	451	11	488	1,209
16	5,127	604	787	1,586	442	11	489	1,208
17	5,127	598	784	1,598	437	10	484	1,216
18	5,127	597	783	1,615	430	10	479	1,213
19	5,127	596	775	1,628	426	9	482	1,211
20	5,127	594	767	1,641	418	9	487	1,211
21	5,127	593	760	1,650	414	9	486	1,215
22	5,127	588	752	1,660	407	9	497	1,214
23	5,127	588	747	1,667	402	9	498	1,216
24	5,127	588	735	1,678	401	9	502	1,214
25	5,127	587	729	1,685	397	9	506	1,214
26	5,127	585	727	1,694	394	9	504	1,214
27	5,139	585	726	1,704	390	9	498	1,227

資料：資産税課

注) 平成 26 年 10 月 1 日現在の全国都道府県市区町村別の面積が国土地理院により公表され、市の面積が変更となりました。国土地理院が面積の計測方法をより正確な方法に変更したことによるもので、市の区域の変更を伴ったものではありません。

●気象概況

年	気温(℃)			湿度(%)			降水量 (mm)	風速 (m/sec)	最多 風向	降雪 (cm)
	平均	最高	最低	平均	最高	最低				
平成12年	15.3	34.4	-3.8	69.3	99.9	12.7	1,391.5	2.7	北北西	-
13	14.9	36.5	-5.9	67.9	98.6	17.3	1,361.5	2.7	北北西	15.0
14	15.4	36.4	-2.8	70.0	98.9	14.2	1,120.0	2.8	北北西	2.0
15	14.7	35.0	-4.3	75.0	98.5	15.9	1,604.5	2.7	北北西	2.0
16	16.1	38.5	-2.7	71.7	99.0	15.2	1,612.5	3.0	南西	2.0
17	14.4	35.5	-3.7	65.1	98.3	13.8	1,214.5	2.7	南西	10.0
18	15.1	36.2	-4.6	66.8	95.8	15.1	1,375.5	2.7	北北西	20.5
19	15.9	38.9	-1.6	68.9	99.9	9.9	1,143.5	3.1	南	-
20	15.3	37.7	-2.5	68.0	99.9	10.5	1,450.5	3.0	北西	-
21	15.5	34.3	-2.5	66.5	98.0	11.3	1,616.5	3.2	南・西北西	-
22	15.8	37.6	-2.9	66.1	95.2	11.3	1,597.0	3.3	南	2.2
23	15.5	37.6	-2.9	62.3	95.2	11.3	1,172.5	3.3	南	20.0
24	15.1	36.3	-4.3	61.5	92.7	9.1	1,308.5	3.3	北西	4.1
25	15.8	40.5	-2.9	59.3	90.0	12.4	1,331.0	3.5	北西	23.5
26	15.3	35.4	-2.9	59.9	89.4	9.1	1,420.5	3.3	北西	64.5
27	15.8	36.4	-2.9	63.5	91.3	11.1	1,371.0	3.4	南南西	0.0

資料：消防本部

はじめに

●世帯数及び人口の推移

(各年9月末現在)

年	世帯数	人口			人口増減(対前年)		世帯人数 (1世帯当たり)
		総数	男	女	実数	増加率	
昭和42年	11,049	44,377	22,653	21,724	3,349	8.2	4.0
43	12,525	48,991	24,928	24,063	4,614	10.4	3.9
44	14,598	56,112	28,564	27,548	7,121	14.5	3.8
45	17,777	66,345	33,776	32,569	10,233	18.2	3.7
46	21,937	79,154	40,297	38,857	12,809	19.3	3.6
47	27,576	96,277	49,076	47,201	17,123	21.6	3.5
48	29,800	103,294	52,405	50,889	7,017	7.3	3.5
49	31,062	107,941	54,726	53,215	4,647	4.5	3.5
50	33,273	112,664	57,047	55,617	4,723	4.4	3.4
51	34,703	117,099	59,308	57,791	4,435	3.9	3.4
52	36,680	123,534	62,520	61,014	6,435	5.5	3.4
53	38,655	129,118	65,423	63,695	5,584	4.5	3.3
54	39,963	132,303	67,003	65,300	3,185	2.5	3.3
55	40,859	134,673	68,147	66,526	2,370	1.8	3.3
56	41,847	136,760	69,135	67,625	2,087	1.5	3.3
57	43,020	139,277	70,363	68,914	2,517	1.8	3.2
58	43,763	140,754	71,114	69,640	1,477	1.1	3.2
59	44,242	141,337	71,416	69,921	583	0.4	3.2
60	44,739	142,407	71,908	70,499	1,070	0.8	3.2
61	44,911	142,402	71,835	70,567	△ 5	0.0	3.2
62	45,748	143,939	72,597	71,342	1,537	1.1	3.1
63	47,077	146,160	73,780	72,380	2,221	1.5	3.1
平成元年	48,098	147,171	74,283	72,888	1,011	0.7	3.1
2	49,194	148,143	74,845	73,298	972	0.7	3.0
3	50,660	149,867	75,559	74,308	1,724	1.2	3.0
4	52,004	151,167	76,110	75,057	1,300	0.9	2.9
5	53,104	152,290	76,639	75,651	1,123	0.7	2.9
6	54,228	153,666	77,355	76,311	1,376	0.9	2.8
7	55,057	154,157	77,652	76,505	491	0.3	2.8
8	56,390	155,615	78,304	77,311	1,458	0.9	2.8
9	58,861	160,348	80,539	79,809	4,733	3.0	2.7
10	60,983	164,018	82,442	81,576	3,670	2.3	2.7
11	62,699	166,784	83,797	82,987	2,766	1.7	2.7
12	64,401	169,157	84,906	84,251	2,373	1.4	2.6
13	66,158	171,796	86,130	85,666	2,639	1.6	2.6
14	67,912	174,845	87,717	87,128	3,049	1.8	2.6
15	69,386	176,962	88,615	88,347	2,117	1.2	2.6
16	70,736	179,165	89,596	89,569	2,203	1.2	2.5
17	71,792	180,480	90,207	90,273	1,315	0.7	2.5
18	73,358	182,060	90,904	91,156	1,580	0.9	2.5
19	74,977	184,050	91,747	92,303	1,990	1.1	2.5
20	76,505	185,946	92,729	93,217	1,896	1.0	2.4
21	77,844	188,045	93,790	94,255	2,099	1.1	2.4
22	78,599	189,038	94,186	94,852	993	0.5	2.4
23	79,250	189,388	94,429	94,959	350	0.2	2.4
24	81,635	193,077	95,942	97,135	3,689	1.9	2.4
25	82,189	193,181	95,819	97,362	104	0.1	2.4
26	83,143	193,861	96,053	97,808	680	0.4	2.3
27	84,306	194,963	96,498	98,465	1,102	0.6	2.3

資料：住民基本台帳

●年齢3区分別人口の推移

各年9月末現在（単位：人）

年	年齢別人口			
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	計
平成12年	24,872	123,574	20,711	169,157
13	25,444	124,009	22,343	171,796
14	26,226	124,646	23,973	174,845
15	26,870	124,455	25,637	176,962
16	27,516	124,446	27,203	179,165
17	27,896	123,613	28,971	180,480
18	28,138	123,043	30,879	182,060
19	28,445	122,826	32,779	184,050
20	28,703	122,443	34,800	185,946
21	28,967	122,280	36,798	188,045
22	28,876	121,823	38,581	189,280
23	28,755	121,514	39,119	189,388
24	28,661	123,233	41,183	193,077
25	28,222	121,791	43,168	193,181
26	27,754	121,082	45,025	193,861
27	27,641	120,911	46,411	194,963

資料：住民基本台帳

●人口動態／自然動態・社会動態

（単位：人）

年	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増
平成12年	1,801	857	944	11,303	9,672	1,631
13	1,904	884	1,020	11,228	9,811	1,417
14	1,961	973	988	11,417	9,322	2,095
15	1,874	989	885	11,400	10,140	1,260
16	1,969	1,044	925	10,668	9,748	920
17	1,739	1,152	587	10,077	9,309	768
18	1,896	1,118	778	10,094	9,156	938
19	1,779	1,095	684	10,308	9,167	1,141
20	1,771	1,177	594	10,083	8,697	1,386
21	1,826	1,184	642	9,714	8,696	1,018
22	1,782	1,255	527	8,888	8,299	589
23	1,697	1,301	396	8,352	8,746	△ 394
24	1,631	1,376	255	8,467	8,650	△ 183
25	1,584	1,365	219	9,143	8,843	300
26	1,514	1,457	57	9,544	8,416	1,128
27	1,615	1,502	113	9,755	8,493	1,262

資料：戸籍住民課

はじめに

●国籍別外国人人口

各年 12 月 31 日現在 (単位：人)

国籍	平成 12 年			平成 13 年			平成 14 年			平成 15 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
ブラジル	862	445	417	942	497	445	1,002	525	477	989	510	479
ペルー	349	178	171	443	217	226	456	218	238	432	218	214
米国	47	26	21	50	21	29	49	22	27	64	32	32
中国	285	122	163	327	137	190	356	155	201	382	168	214
韓国	287	111	176	281	106	175	299	107	192	326	110	216
朝鮮	42	22	20	45	22	23	36	20	16	44	25	19
フィリピン	391	53	338	494	72	422	508	81	427	516	81	435
タイ	40	6	34	61	6	55	68	8	60	71	12	59
ベトナム	65	33	32	88	50	38	97	53	44	130	70	60
インドネシア	28	24	4	18	17	1	19	18	1	18	17	1
その他	267	190	77	306	214	92	340	236	104	325	230	95
合計	2,663	1,210	1,453	3,055	1,359	1,696	3,230	1,443	1,787	3,297	1,473	1,824

国籍	平成 16 年			平成 17 年			平成 18 年			平成 19 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
ブラジル	928	480	448	1,101	529	572	1,026	484	542	1,071	504	567
ペルー	422	204	218	483	228	255	453	222	231	484	237	247
米国	65	38	27	72	41	31	58	33	25	55	34	21
中国	425	181	244	470	199	271	509	208	301	603	242	361
韓国	360	124	236	381	133	248	402	138	264	397	132	265
朝鮮	37	20	17	35	19	16	30	16	14	29	16	13
フィリピン	521	77	444	529	92	437	512	99	413	535	113	422
タイ	74	14	60	83	17	66	87	15	72	78	17	61
ベトナム	153	77	76	176	94	82	180	96	84	179	90	89
インドネシア	21	17	4	32	25	7	33	25	8	37	25	12
その他	356	260	96	394	271	123	364	242	122	398	263	135
合計	3,362	1,492	1,870	3,756	1,648	2,108	3,654	1,578	2,076	3,866	1,673	2,193

国籍	平成 20 年			平成 21 年			平成 22 年			平成 23 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
ブラジル	1,236	586	650	1,189	566	623	1,065	517	548	904	437	467
ペルー	494	245	249	488	242	246	499	245	254	499	253	246
米国	52	34	18	48	31	17	50	30	20	47	29	18
中国	663	274	389	795	331	464	760	316	444	753	295	458
韓国	386	125	261	393	127	266	389	120	269	383	119	264
朝鮮	27	17	10	22	16	6	21	16	5	22	17	5
フィリピン	554	117	437	530	96	434	512	84	428	508	81	427
タイ	82	21	61	82	20	62	83	20	63	80	17	63
ベトナム	209	103	106	262	128	134	274	132	142	265	127	138
インドネシア	38	32	6	41	34	7	43	33	10	45	36	9
その他	379	243	136	355	232	123	358	240	118	327	221	106
合計	4,120	1,797	2,323	4,205	1,823	2,382	4,054	1,753	2,301	3,833	1,632	2,201

国籍	平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
ブラジル	787	399	388	662	336	326	595	294	301	556	285	271
ペルー	439	225	214	423	218	205	398	209	189	391	208	183
米国	56	32	24	59	37	22	51	32	19	56	31	25
中国	855	334	521	894	330	564	876	329	547	924	371	553
韓国	375	124	251	356	118	238	335	107	228	360	125	235
朝鮮	16	12	4	14	11	3	13	10	3	15	11	4
フィリピン	535	88	447	579	88	491	636	99	537	682	123	559
タイ	76	16	60	79	16	63	76	14	62	93	29	64
ベトナム	269	127	142	278	134	144	304	150	154	332	171	161
インドネシア	36	28	8	42	32	10	34	25	9	47	38	9
その他	299	195	104	343	219	124	402	247	155	603	368	235
合計	3,743	1,580	2,163	3,729	1,539	2,190	3,720	1,516	2,204	4,059	1,760	2,299

資料：戸籍住民課

注) 中国は中華人民共和国、韓国は大韓民国、朝鮮は朝鮮民主主義人民共和国の略称

●産業別就業者数の推移

(単位：人)

産業大分類	平成 7 年			平成 12 年		
	総数	男	女	総数	男	女
第一次産業	1,726	879	847	1,486	780	706
第二次産業	23,038	17,140	5,898	21,338	15,998	5,340
第三次産業	55,016	31,778	23,238	60,770	34,806	25,964
分類不能の産業	393	207	186	549	312	237
合 計	80,173	50,004	30,169	84,143	51,896	32,247

産業大分類	平成 17 年			平成 22 年		
	総数	男	女	総数	男	女
第一次産業	1,449	763	686	1,046	579	467
第二次産業	18,994	14,516	4,478	16,585	12,715	3,870
第三次産業	63,721	35,935	27,786	63,128	34,787	28,341
分類不能の産業	1,636	973	663	5,185	2,948	2,237
合 計	85,800	52,187	33,613	85,944	51,029	34,915

資料：国勢調査



第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の期間

第3章 計画の基本指標

第1章 計画策定の趣旨

本市では、平成22年に定めた「第4次基本構想」に基づき、前期基本計画を策定し、行政運営の指針としてまいりました。この前期基本計画の計画期間が平成27年度で終了することから、第4次基本構想に掲げる将来都市実現に向けて、今後5か年にわたって取り組むべき施策を体系的に示す市政の基本的な計画として後期基本計画を策定します。

また、この計画を親しみやすいものとするため、「ここに住みたい、住み続けたいまち やちよ」を愛称とします。

第2章 計画の期間

この計画は、平成28年度(2016)を初年度として、平成32年度(2020)までの5か年を期間とします。

第3章 計画の基本指標

第1節 人口

(1) 総人口

第4次基本構想では、平成32年度末の将来人口を218,000人と想定しておりましたが、本市の人口動向を分析し、将来展望を示す「八千代市人口ビジョン」における将来人口推計との整合を図り、本計画では、直近の人口動向を踏まえ、平成32年度には200,000人になるものと想定します。

●想定人口

	平成27年9月末	平成32年度末
人口	194,963人	200,000人

※平成32年度末の人口は、八千代市人口ビジョンにおける将来人口推計を端数処理したもの

(2) 世帯数・世帯人員

核家族化の進行により、世帯数は増加するものの世帯人員は減少することが予測され、平成32年度には89,900世帯(2.22人/世帯)になるものと想定します。

●想定世帯数

	平成27年9月末	平成32年度末
世帯数	84,306世帯	89,900世帯
世帯人員	2.31人	2.22人

第1部 総論

(3) 年齢構成

平成 32 年度における年齢別人口及び構成比は、0 歳～14 歳の年少人口 26,100 人（構成比 13.1%）、15 歳～64 歳の生産年齢人口 123,400 人（構成比 61.7%）、65 歳以上の老年人口 50,500 人（構成比 25.2%）になるものと想定します。

●想定年齢構成

	平成 27 年 9 月末		平成 32 年度末	
	人 口	割 合	人 口	割 合
0～14 歳	27,641 人	14.2 %	26,100 人	13.1 %
15～64 歳	120,911 人	62.0 %	123,400 人	61.7 %
65 歳以上	46,411 人	23.8 %	50,500 人	25.2 %

※平成 32 年度末の人口は、八千代市人口ビジョンにおける将来人口推計を端数処理したもの

第2節 土地利用

本市の土地利用は、市域の南部から中央部にかけての市街化区域と、北部の市街化調整区域に大別されます。

さらに、利用形態では、市街化区域の京成本線沿線を中心とした既成市街地及び東葉高速沿線を中心とした新市街地、また、市街化調整区域の自然環境保全地域と大きく3つに区分されます。

今後も、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた良好な土地利用に努めます。



第3節 財政

後期基本計画期間（平成28年度から平成32年度）における一般会計の財政収支の見通しは次のとおりです。

■財政収支の見通し（計画期間累計）

区 分		金 額	構 成 比
歳 入	合 計	273,040 百万円	100.0 %
	市 税	140,618	51.5
	交 付 税 ・ 交 付 金	30,191	11.1
	国 ・ 県 支 出 金	58,729	21.5
	市 債	18,896	6.9
	そ の 他	24,606	9.0
歳 出	合 計	273,040 百万円	100.0 %
	人 件 費	55,335	20.3
	扶 助 費	69,692	25.5
	公 債 費	28,364	10.4
	物 件 費	54,226	19.9
	普 通 建 設 事 業 費	21,694	7.9
	そ の 他	43,729	16.0

※歳入のその他は、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、繰入金、諸収入等

※歳出のその他は、補助費等、維持補修費、積立金、投資・出資金、繰出金等

第2部 リーディングプロジェクト

- Project 1. 子育て充実をはじめとする地方創生実現に向けた取組の推進
- Project 2. 公共施設等の全体最適化に向けた取組の推進
- Project 3. 新川及びその周辺の一体的な活用
- Project 4. 超高齢社会への対応
- Project 5. 安心・安全が目に見えるまちづくりの推進
- Project 6. 地球環境にやさしい暮らしの推進
- Project 7. 共生と自立によるまちづくりの推進

Project 1.

子育て充実をはじめとする地方創生実現に向けた取組の推進

安心して子どもを産み、育てられる環境の整備と合わせて市の魅力の創出・発信を図るとともに、まちの再生と地域の活性化を図るなど、地方創生実現に向けて一体的に取り組めます。

本市の人口は、市街地の開発等の影響により、今後10年程度は増加すると想定されますが、将来的には全国的な傾向と同様、人口減少に転じるとともに老年人口が減少期に移行した後は人口減少がさらに加速することが予測されており、少子高齢化*や人口減少問題の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などの課題を解決することが必要です。

このため、安心して子どもを産み、育てられる環境整備のほか、本市が有する豊かな自然環境や魅力ある施設等の地域資源を活用したまちの魅力の創出、様々なイベントやイメージアップ事業によるシティセールス*に努めます。

加えて、本市のまちづくり施策において重要な役割を果たしてきた京成本線沿線を中心とした大和田・八千代台・勝田台などの既成市街地や、計画的に基盤整備がなされた米本団地・高津団地・村上団地の再生を図るなど、地方創生実現に向けた一体的な取組を推進します。

■主な事業

1章

産後ケア事業 / ロタウイルス予防接種事業 / 民間保育園運営事業
学童保育事業 / (仮称) 子育て応援企業認定事業 / やちよ子育て応援モバイル事業
高齢者外出支援事業 / 地域福祉団体活動活性化事業 / 子ども医療費助成事業
地域子育て支援拠点事業

2章

オリンピック・パラリンピック学習事業 / 学校情報通信技術環境整備事業
アーティストバンク制度導入事業

3章

生物多様性保全事業

4章

災害用物資備蓄事業

5章

西八千代北部特定土地区画整理事業地内近隣公園建設事業
県立八千代広域公園整備の促進 / 西八千代北部特定土地区画整理事業
大和田駅北口地区まちづくり事業 / 小学校新入生へのバラ苗配布事業

6章

創業支援事業 / 観光資源発掘・活用事業 / 地域活性化観光づくり事業
地域間連携推進事業

計画の推進のために

八千代台地域活性化人づくりまちづくり事業

*少子高齢化＝出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し高齢者の割合が高まること

*シティセールス＝都市イメージの向上や都市ブランド力を高めるため、市の内外に向けて戦略的に市の情報を発信すること

第2部 リーディングプロジェクト

Project 2.

公共施設等の全体最適化に向けた取組の推進

公共サービス・施設等の規模の適正化等による公共施設等の全体最適化を図ることで、未来を見据えた最適な公共サービスの提供をめざします。

本市の公共施設等の多くは昭和40～50年代の人口急増期に建設され、老朽化が進んでおり、その維持・更新等に多額の費用が必要と見込まれます。一方、今後、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大等から、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保は、より一層困難になることが予測されます。

市民の安全確保のためには保有または管理する公共施設等の維持・更新等が必要不可欠であり、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対応する財源を確保することが重要です。

このため、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、未来を見据えた最適な公共サービスの提供をめざします。

■主な事業

1章

公立保育園耐震改修事業 / 学童保育事業 / 児童発達支援センター整備事業
障害福祉サービス事業所整備事業

2章

学校適正配置検討事業 / 阿蘇・米本地域小中学校の適正配置事業
学校施設長寿命化計画策定事業 / 中学校屋内運動場大規模改造事業
中学校屋内運動場天井等改修事業
(仮称) 学校給食センター東八千代調理場整備事業 / 公民館耐震診断事業

4章

東消防署移転・建設整備事業

計画の推進のために

公共施設マネジメント事業



Project 3.

新川及びその周辺の一体的な活用

新川を中心とした周辺地区の水と緑の空間を、人と人、人と自然のふれあいの場として新川及びその周辺の一体的な活用を図ります。

新川及びその周辺の水と緑の空間は、四季折々の風情を楽しませてくれるとともに、人々に潤いとやすらぎを与えており、都市化の進展に伴い、ますますシンボリックな存在としての役割が増しています。

これまで、市民の交流、生涯学習、スポーツ・レクリエーション等の場として整備を進めてまいりましたが、今後も、この水と緑の貴重な空間を本市の重要な観光資源として活かすとともに、市域全体のコミュニティエリアとしての価値を高めることが重要です。

このため、水と緑豊かな原風景を活かしつつ、点在する各種施設の有機的連携や近隣自治体との地域間連携等も視野に入れた、新川周辺の一体的な活用を図ります。

■主な事業

5章

県立八千代広域公園整備の促進

6章

観光資源発掘・活用事業 / 地域活性化観光づくり事業 / 地域間連携推進事業



第2部 リーディングプロジェクト

Project 4.

超高齢社会への対応

高齢者が、住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすために必要な環境を整えるとともに生活を支えるサービスの提供に努めます。

急速な高齢者人口の増加による超高齢社会^{*}を迎える中、将来減少が見込まれる労働人口の確保や技術の継承などが課題となっており、元気な高齢者の労働力は重要性を増しています。

高齢者の知識と経験を活かした就労機会の確保、地域社会の支え手として活躍できる場の提供や生涯学習の充実による学びなど、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための環境を整備することが重要です。

このため、高齢者が、生きがいを持って暮らせる環境を整備するとともに、安心して地域で生活するために必要な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

■主な事業

1章

生きがい対策事業 / 在宅福祉サービス事業 / 高齢者外出支援事業
介護保険事業計画策定事業 / 生活支援体制整備事業 / 認知症総合支援事業
在宅医療・介護連携推進事業 / 介護保険施設整備費補助事業

5章

鉄道駅バリアフリー化設備整備補助事業 / ノンステップバス導入助成事業
住生活基本計画策定事業



^{*}高齢社会=65歳以上の高齢の人口が多い社会。一般的には、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%を超えて21%以下の社会（高齢化社会…7%を超えて14%以下、高齢社会…14%を超えて21%以下、超高齢社会…21%超）

Project 5.

安心・安全が目に見えるまちづくりの推進

市民・地域・行政・警察・消防等関係機関の連携・協力のもと、市民が安心して安全に暮らせる地域社会をめざします。

東日本大震災などの大規模地震や台風、集中豪雨等による大規模自然災害が多く発生しています。また、都市化による情報化の進展及び生活様式の多様化を背景に、安全が脅かされる事件や事故も多発しています。

安心して安全に暮らすためには、市民一人ひとりが、安心・安全が目に見えるまちづくりを自らの問題としてとらえ、主体的に関わることが重要です。

このため、市民・地域・行政・警察・消防等関係機関の連携・協力のもと、大規模自然災害等の様々な危機を直視したうえで、起きてはならない最悪の事態に対する事前防災・減災に取り組むとともに、日常生活を脅かす事故及び犯罪を未然に防止するなど、市民が安心して安全に暮らせる地域社会をめざします。

■主な事業

1章

医療センター整備事業 / 公立保育園耐震改修事業

2章

中学校屋内運動場天井等改修事業

4章

防災行政用無線（固定系）デジタル化再整備事業 / 災害用物資備蓄事業
地域排水整備事業 / 高野川上流排水整備事業 / 準用河川高野川改修事業
勝田川改修事業 / 急傾斜地崩壊対策事業 / 東消防署移転・建設整備事業
消防車両等整備事業 / 防犯灯設置事業 / 防犯カメラ設置事業
交通安全施設整備事業 / （仮称）自転車通行帯計画策定事業
放置自転車等対策事業

5章

鉄道耐震対策補助事業 / 村上給水場施設改良事業
災害時応急給水用機材整備事業 / 配水管等改良事業 / 雨水管渠整備事業
木造住宅耐震診断等助成事業

第2部 リーディングプロジェクト

Project 6.

地球環境にやさしい暮らしの推進

多くの環境問題が、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が大きな要因であることから、地球環境にやさしい暮らしを推進します。

今日、地球温暖化問題をはじめ、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染や生物多様性^{*}の喪失等、地球規模でさまざまな環境問題が深刻化しています。

その原因や解決策は一人ひとりの日常生活や事業活動に直結しており、環境への負荷が少ない循環型社会の構築など、地域に根ざした対策を進めることが重要です。

このため、環境にやさしいライフスタイル^{*}への転換、再生可能エネルギー^{*}・省エネルギーの推進・奨励など、次の世代に良好な環境や資源を引き継ぐことのできる、地球環境にやさしい暮らしを推進します。

■主な事業

3章

高度処理型合併処理浄化槽設置事業 / 住宅用省エネルギー設備設置事業
焼却炉施設基幹的設備改良事業 / リサイクル推進事業

5章

西八千代北部特定土地地区画整理事業地内近隣公園建設事業
八千代台北子供の森用地取得事業 / 勝田市民の森用地取得事業



*生物多様性＝生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること

*ライフスタイル＝生活の様式・営み方

*再生可能エネルギー＝太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなどのエネルギー。再利用可能、または無尽蔵な供給が可能なエネルギー

Project 7.

共生と自立によるまちづくりの推進

市民と行政が互いにパートナーとして支え合いながら、共生と自立によるまちづくりを推進します。

少子高齢化の進行や男女共同参画社会の形成に伴い、近年、「公共」の守備範囲が拡大しており、地域コミュニティ^{*}や市民活動団体など公共サービスの提供主体となり得る多様な主体が自ら地域の課題を発見し、解決することのできる仕組みを作っていくことが求められています。

このため、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、まちづくりの担い手となる人材の発掘と育成に努めるなど、市民と行政が互いにパートナーとして支え合うまちづくりを推進します。

■主な事業

1章

在宅医療・介護連携推進事業

4章

自主防犯組織支援事業

6章

地域活性化観光づくり事業

計画の推進のために

コミュニティ推進事業 / 八千代台地域活性化人づくりまちづくり事業



^{*}地域コミュニティ＝地域住民が生活している一定の地域。町内会・自治会などは、これを担う代表的な組織の例

第3部 部門別計画

後期基本計画施策体系

第1章 健康福祉都市をめざして

第2章 教育文化都市をめざして

第3章 環境共生都市をめざして

第4章 安心安全都市をめざして

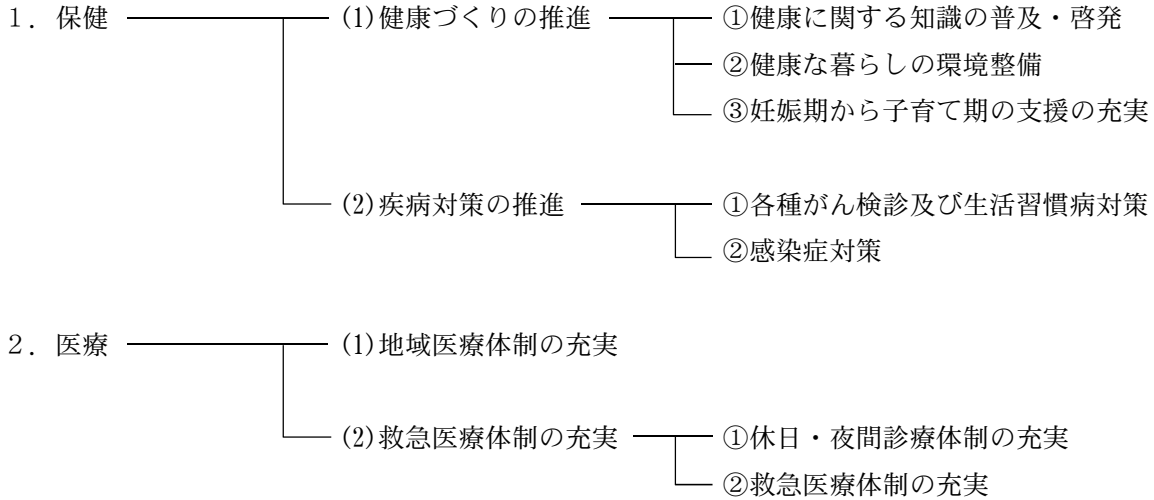
第5章 快適生活都市をめざして

第6章 産業活力都市をめざして

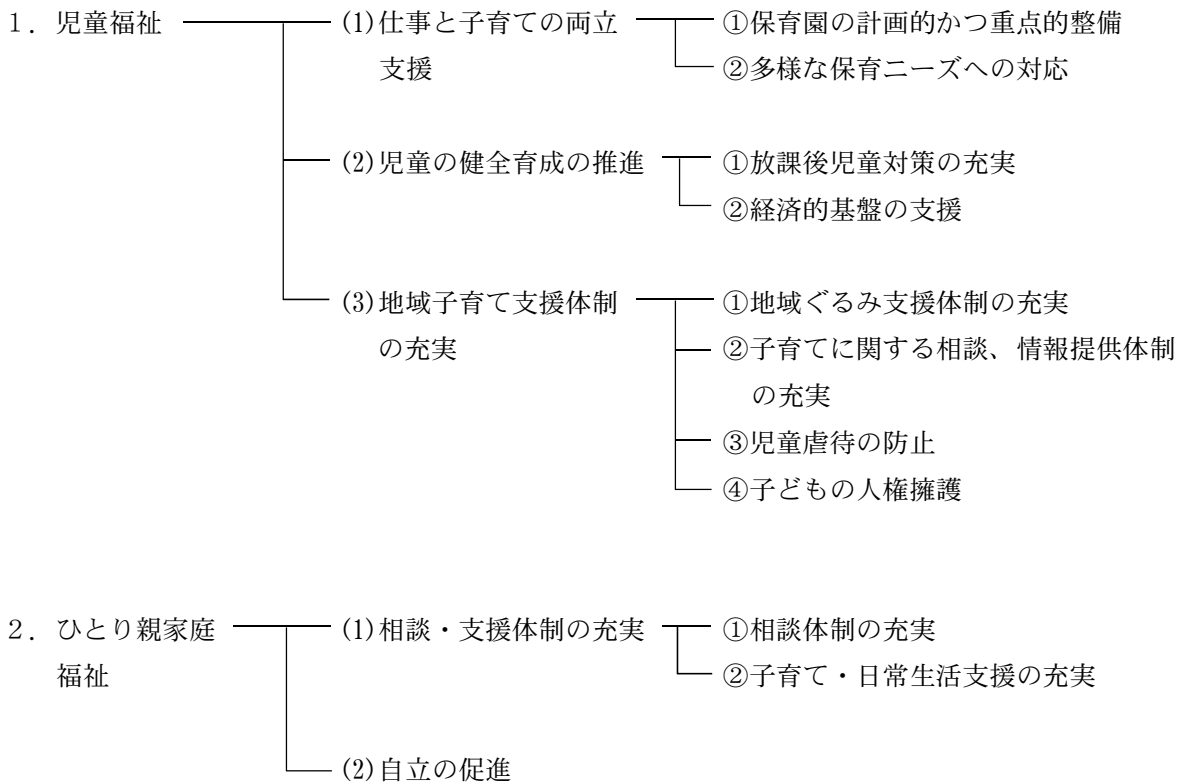
◇後期基本計画施策体系◇

第1章 健康福祉都市をめざして

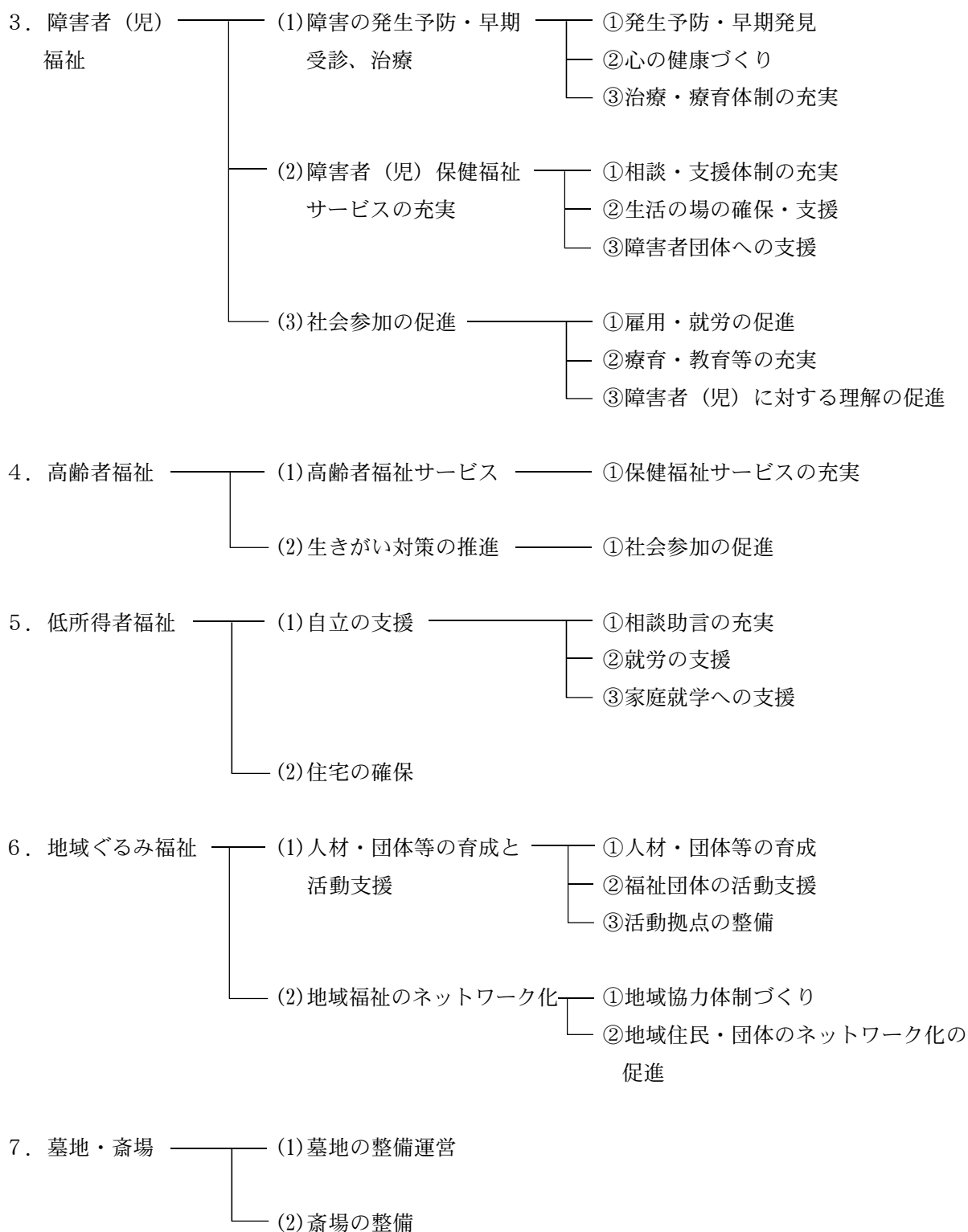
第1節 保健・医療



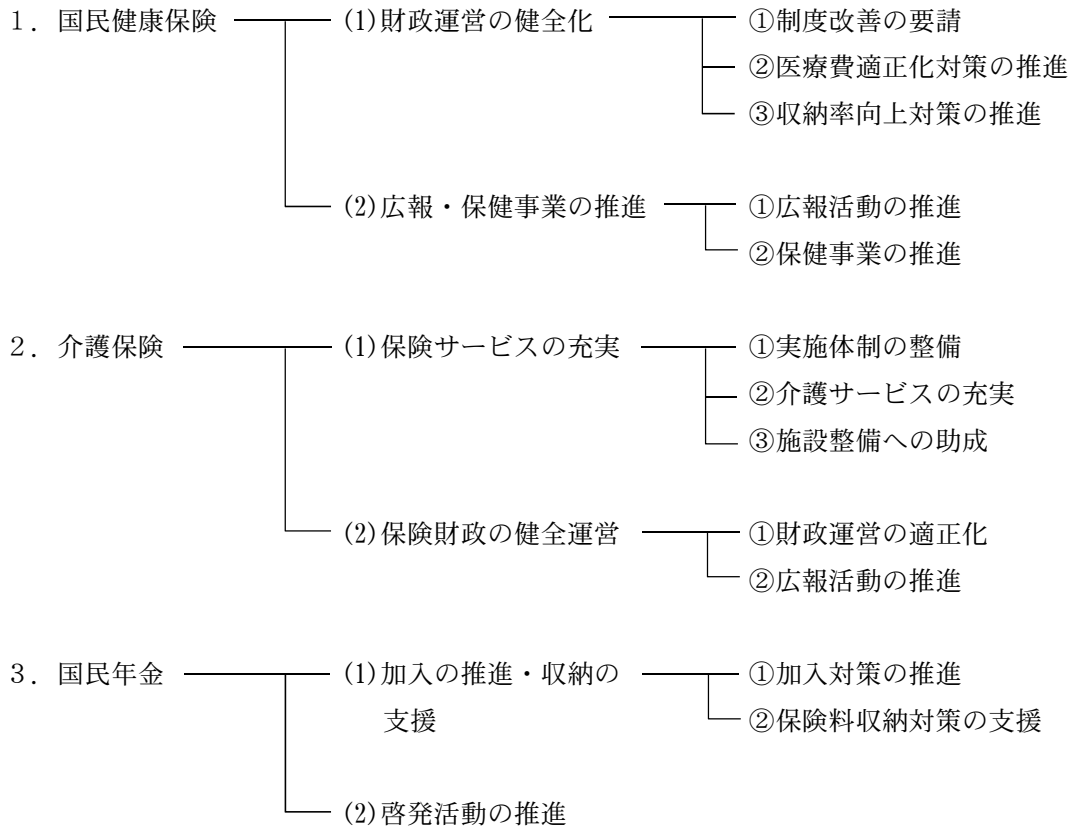
第2節 社会福祉



後期基本計画施策体系



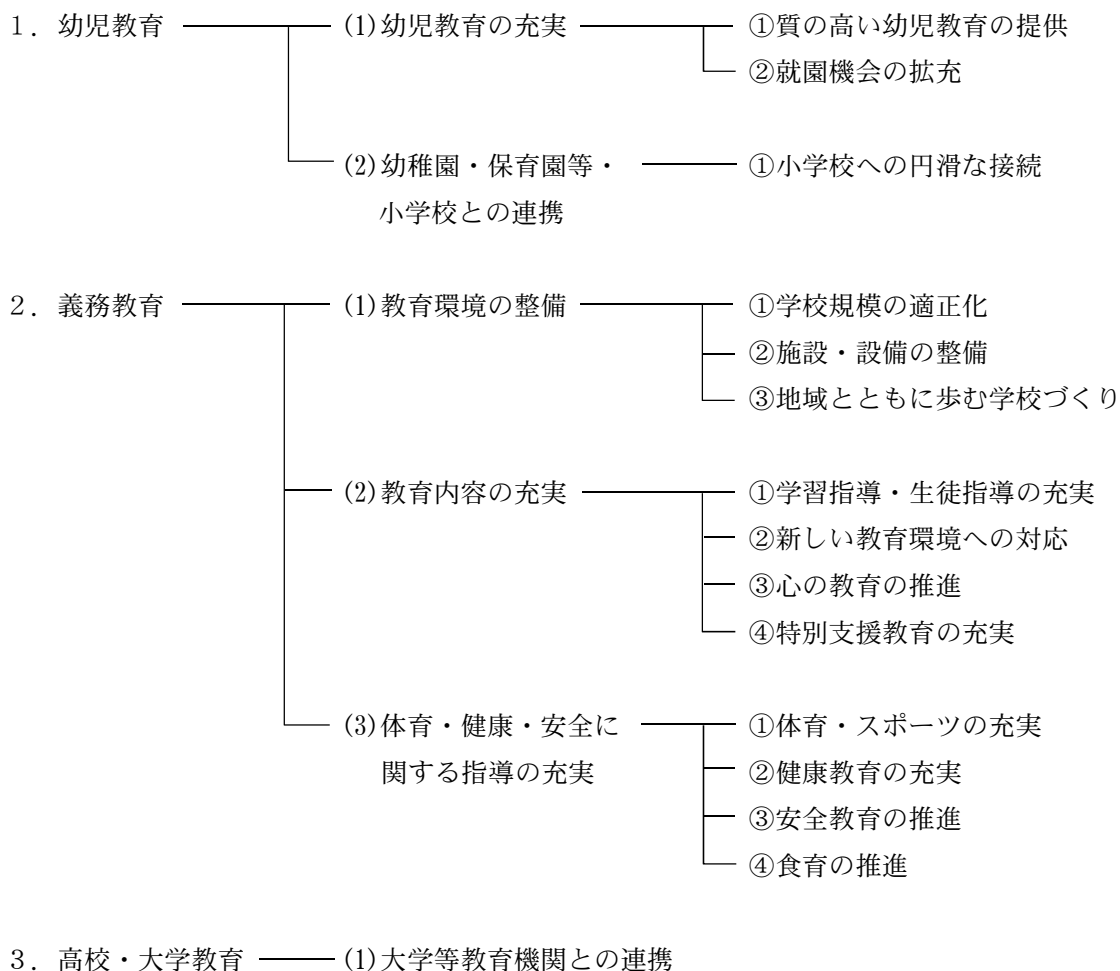
第3節 社会保険



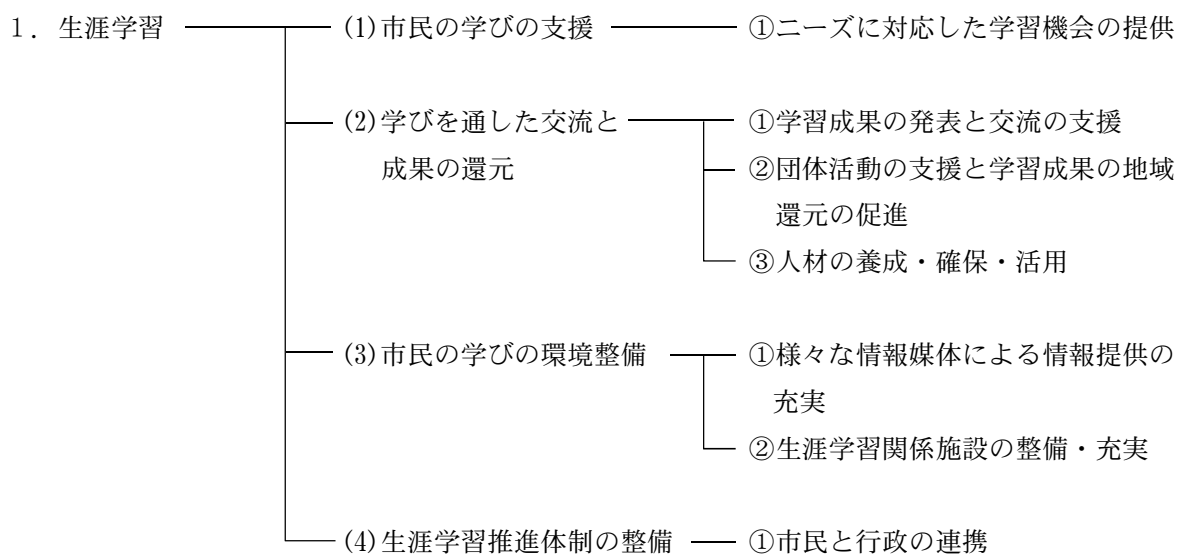
後期基本計画施策体系

第2章 教育文化都市をめざして

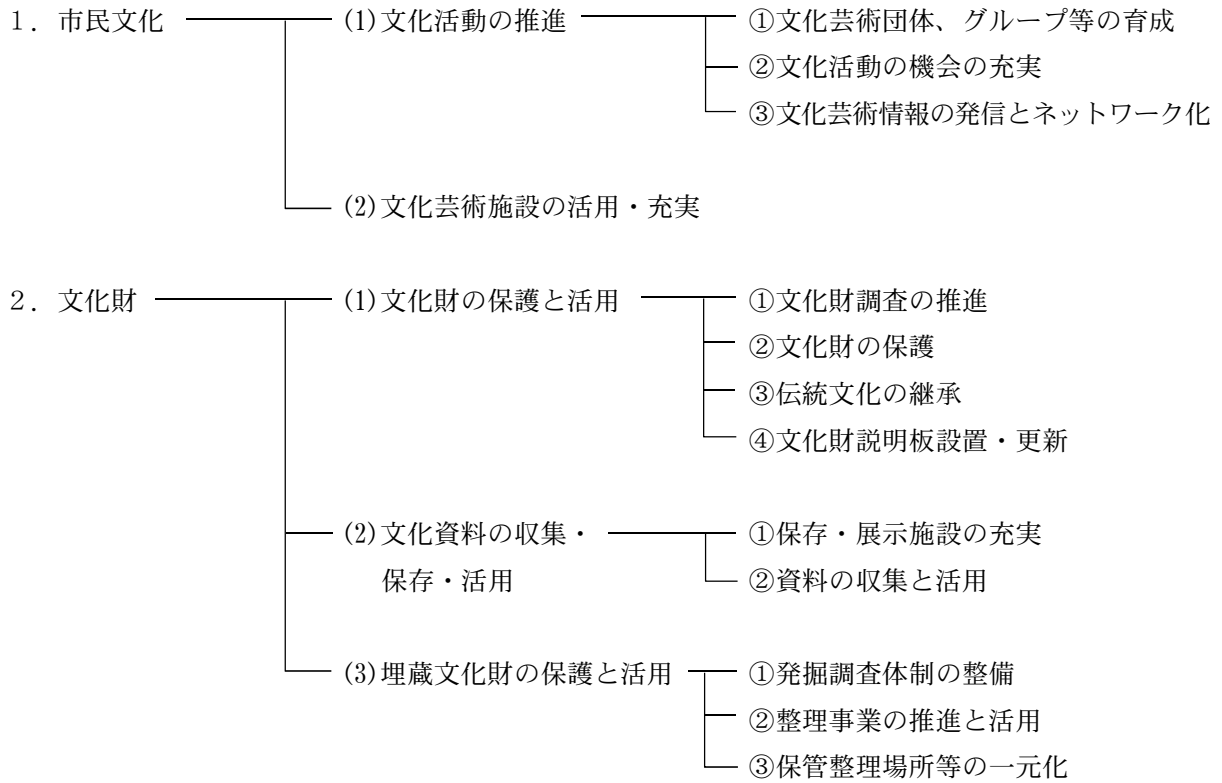
第1節 教育



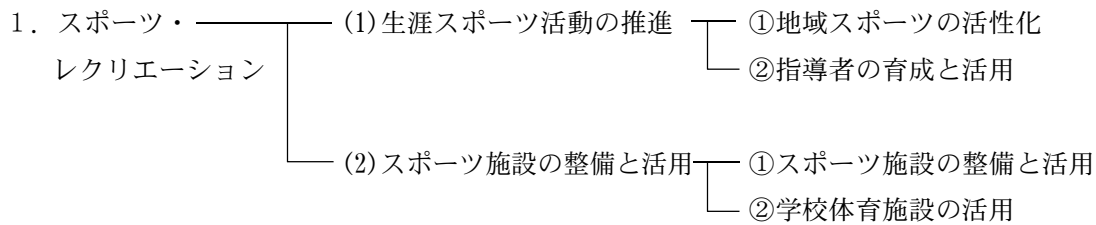
第2節 生涯学習



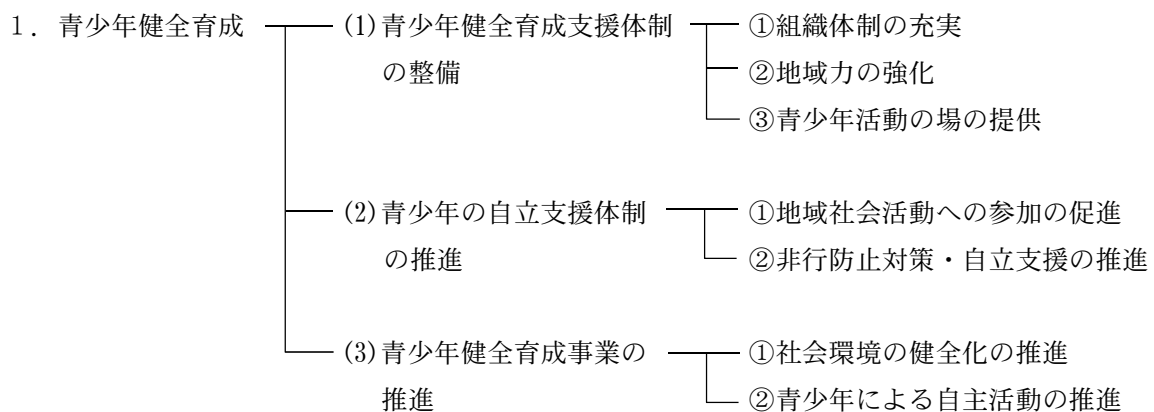
第3節 文化



第4節 スポーツ・レクリエーション

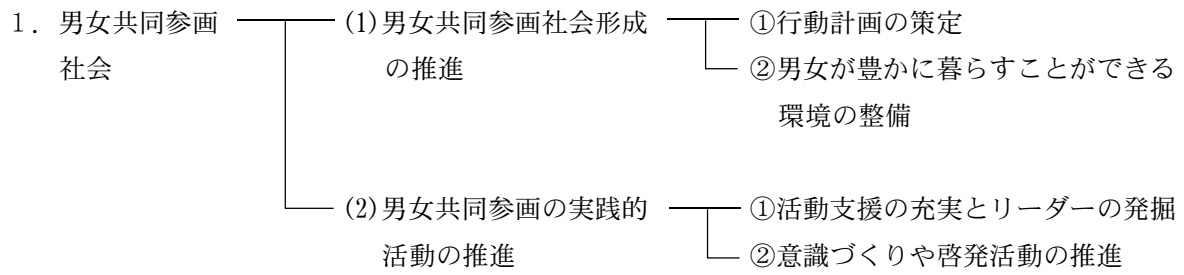


第5節 青少年健全育成

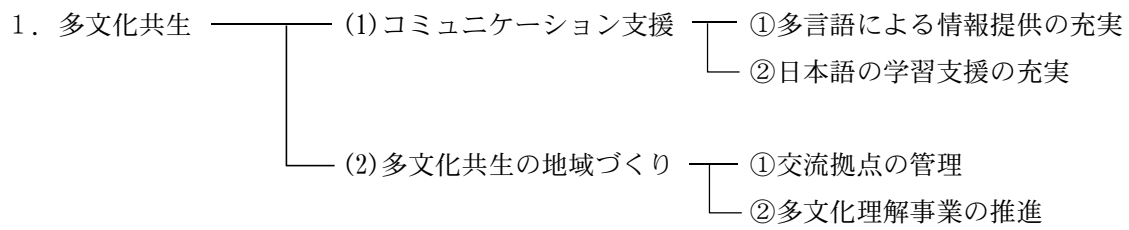


後期基本計画施策体系

第6節 男女共同参画社会

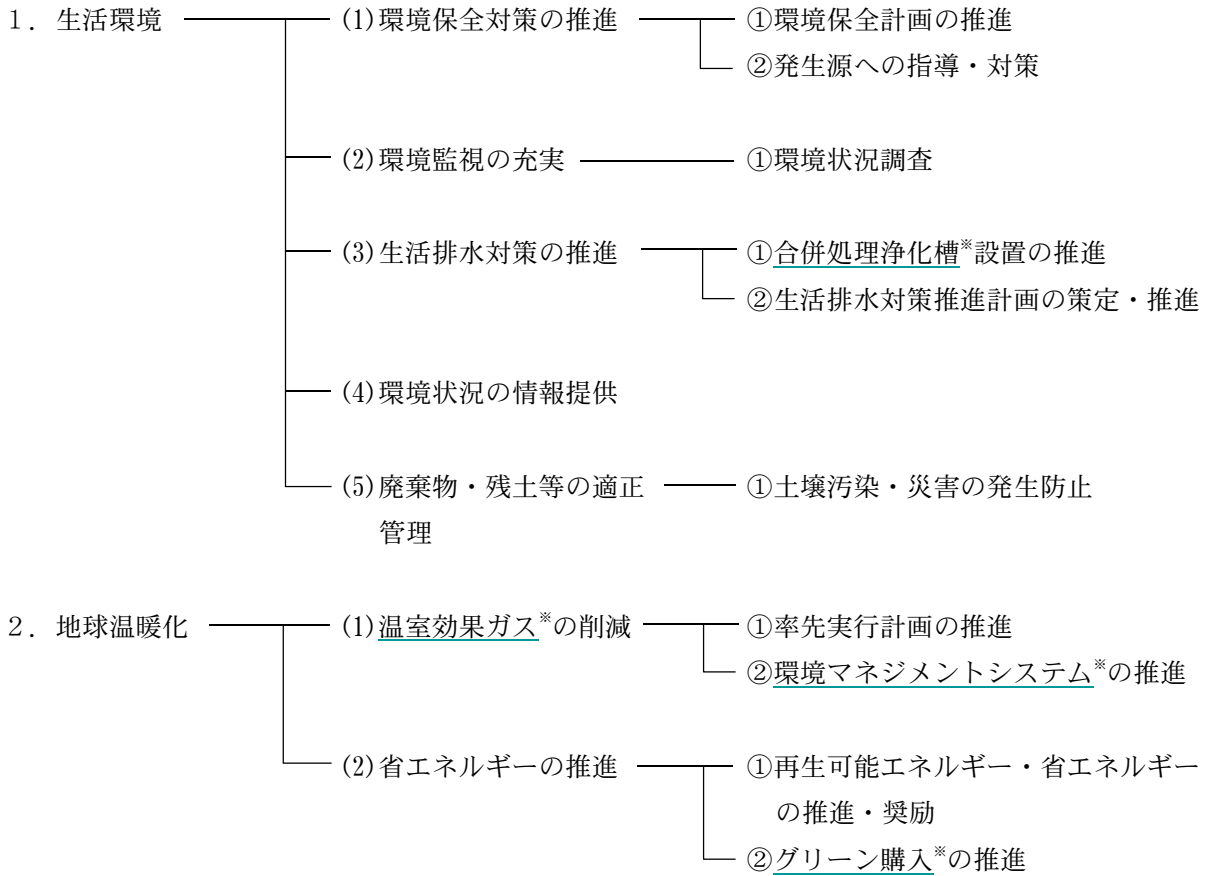


第7節 多文化共生



第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全



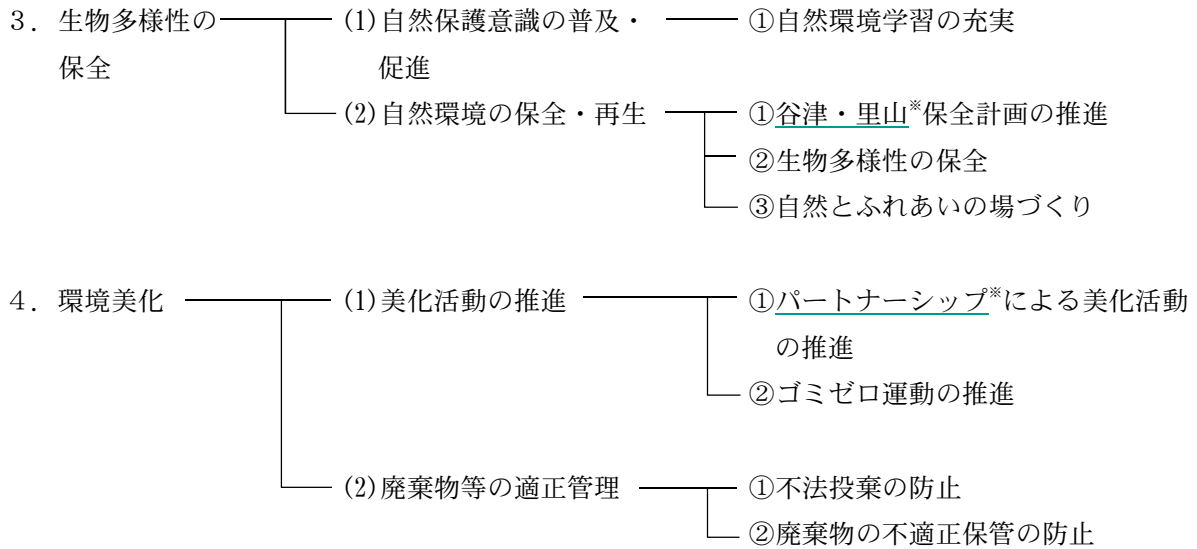
*合併処理浄化槽＝トイレの汚水だけでなく、台所・お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと

*温室効果ガス＝大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称

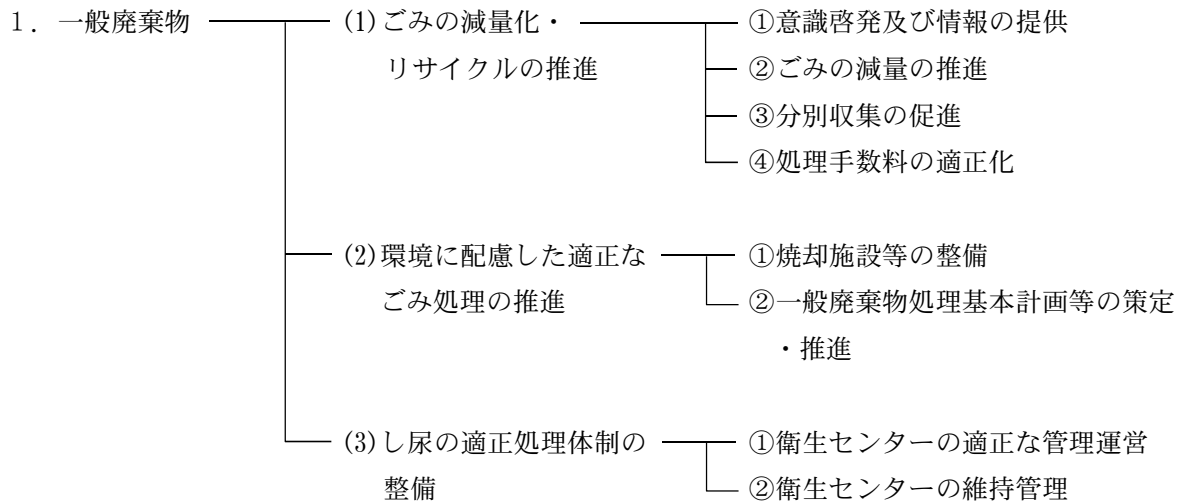
*環境マネジメントシステム＝企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等。エコアクション 21 や ISO14001 がある

*グリーン購入＝品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること

後期基本計画施策体系



第2節 資源循環型社会^{*}の形成



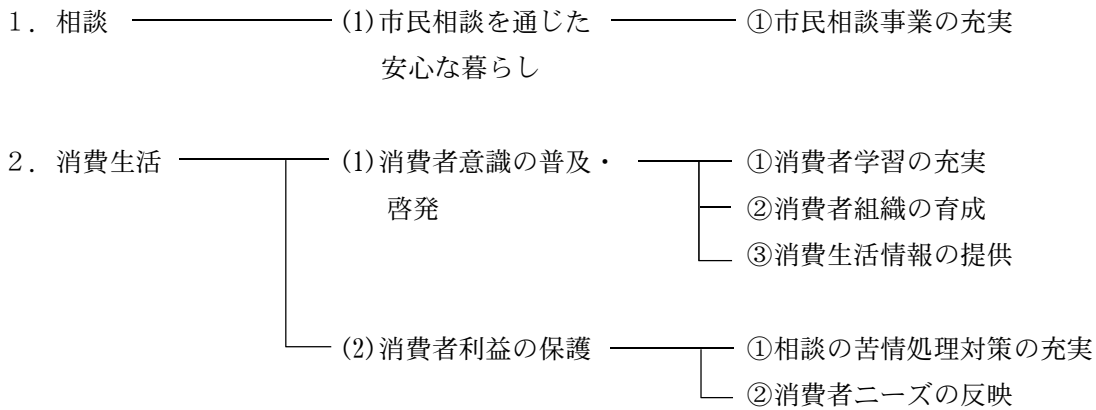
^{*}谷津・里山＝谷津は、平らな台地に樹枝状に深く入り込んだ谷の地形。里山は、山林、田畑、池沼、河川、集落等が組み合わされた環境

^{*}パートナーシップ＝共同で何かを行うための協力関係

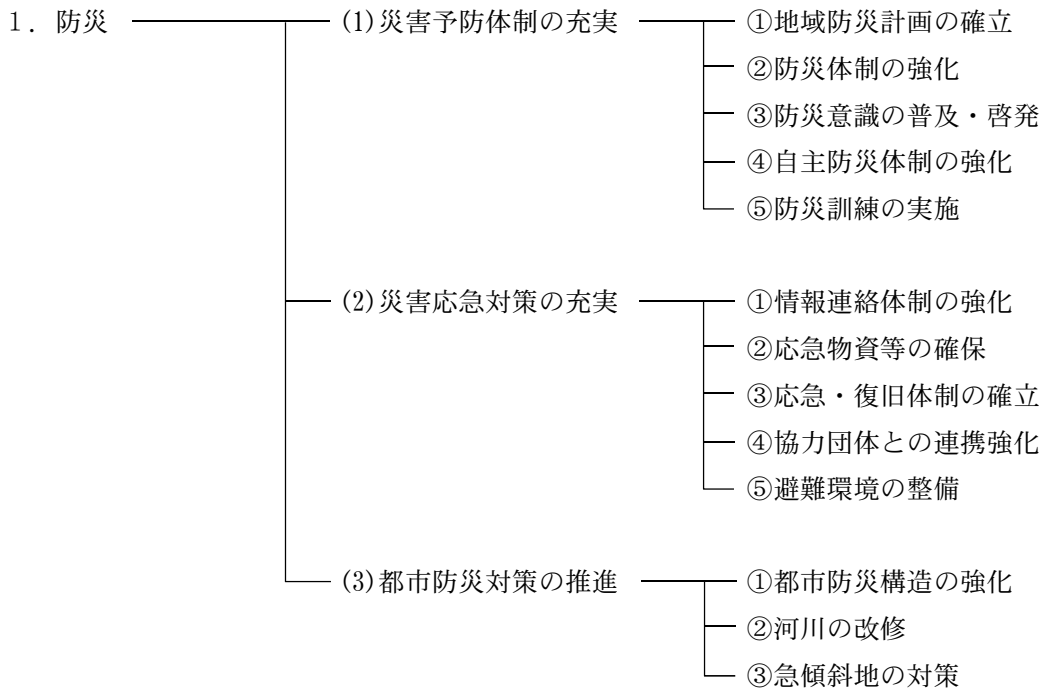
^{*}資源循環型社会＝廃棄物の発生を抑制するとともにその再利用・リサイクルを促進して資源として循環利用する社会

第4章 安心安全都市をめざして

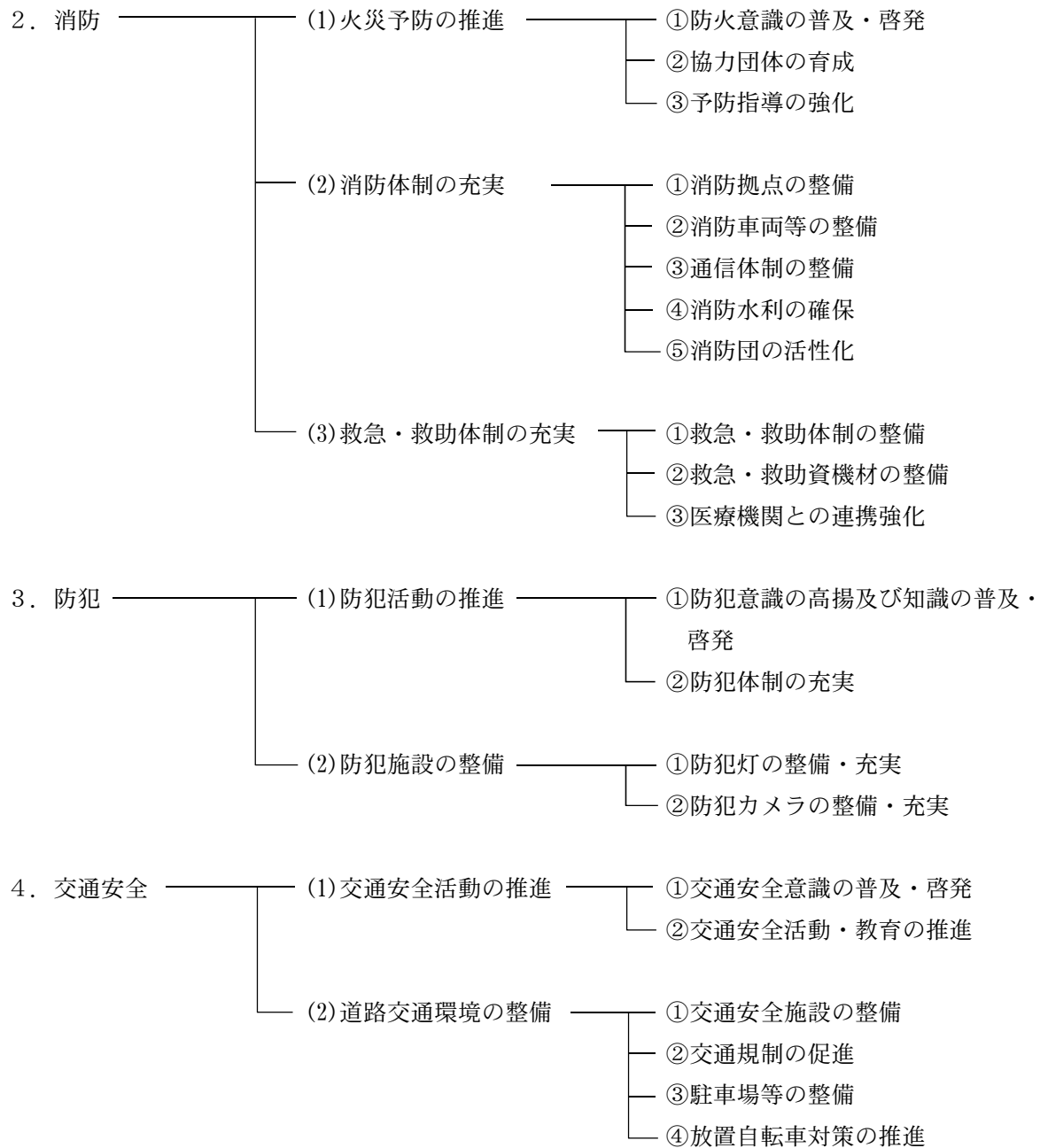
第1節 市民の安心



第2節 市民の安全

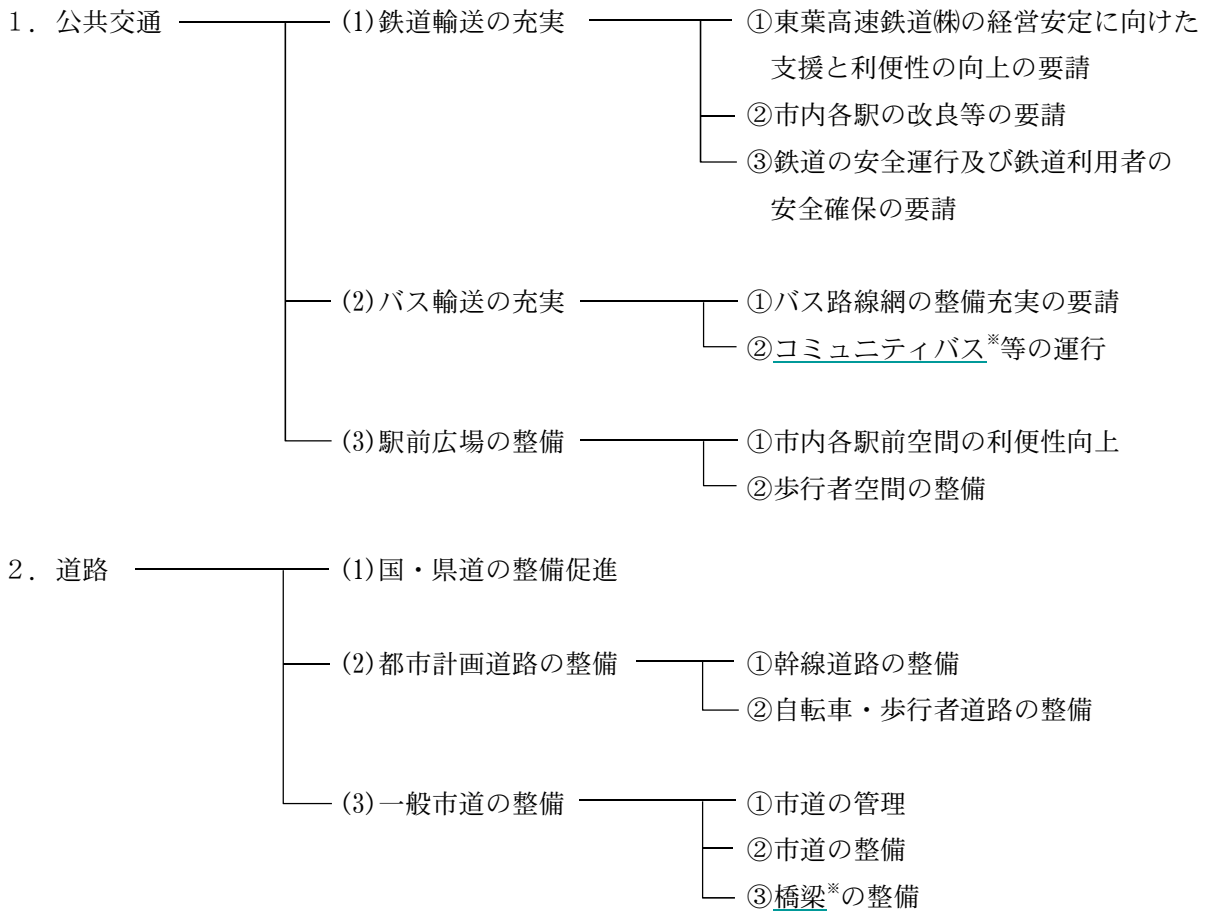


後期基本計画施策体系

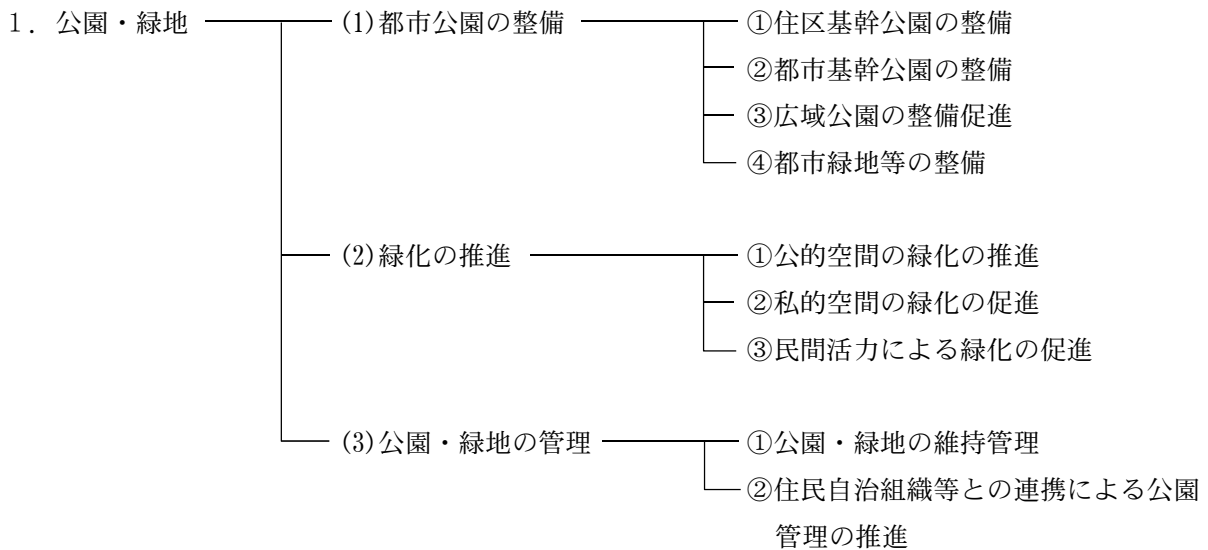


第5章 快適生活都市をめざして

第1節 総合交通



第2節 公園・緑地

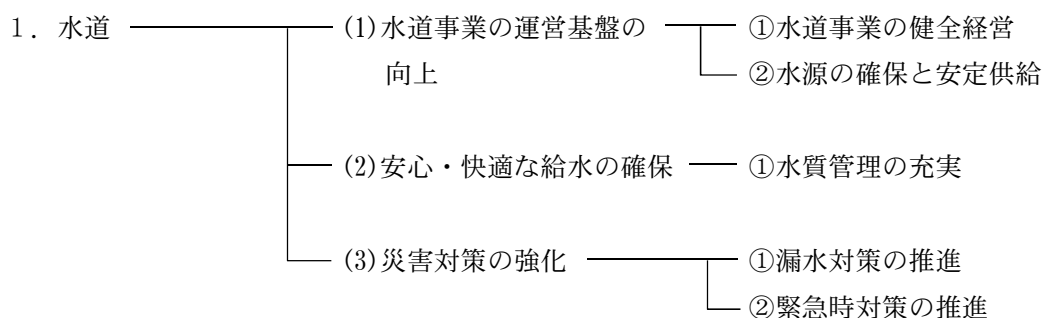


^{*}コミュニティバス=路線バスを補完するため、地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、市街地の活性化を図ることを目的として運行されるバス

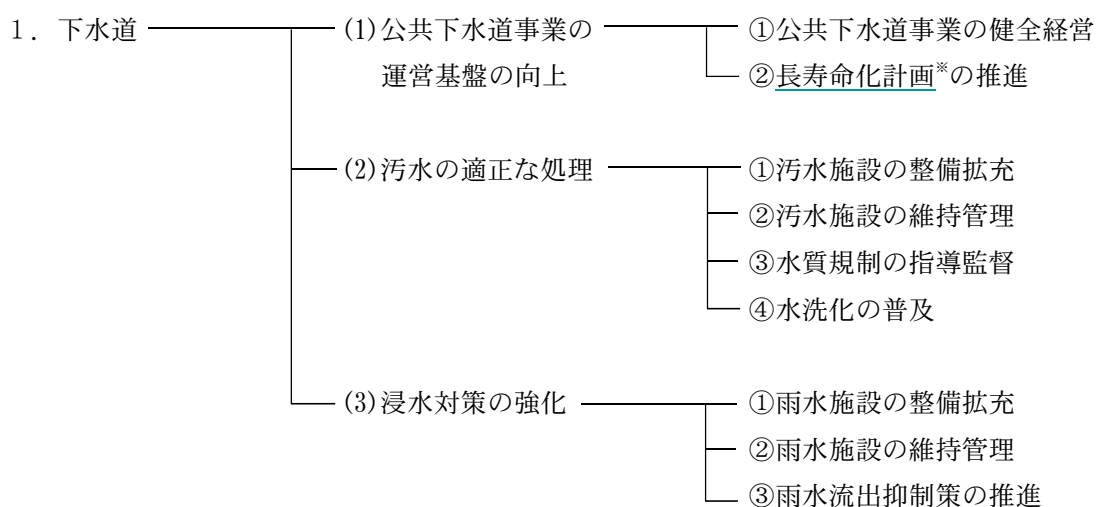
^{*}橋梁=河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す橋のこと

後期基本計画施策体系

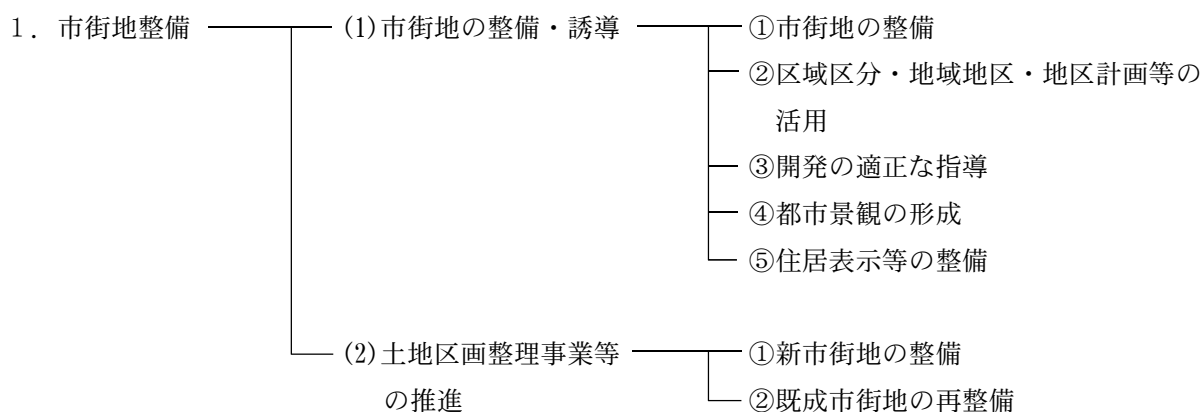
第3節 水道



第4節 下水道

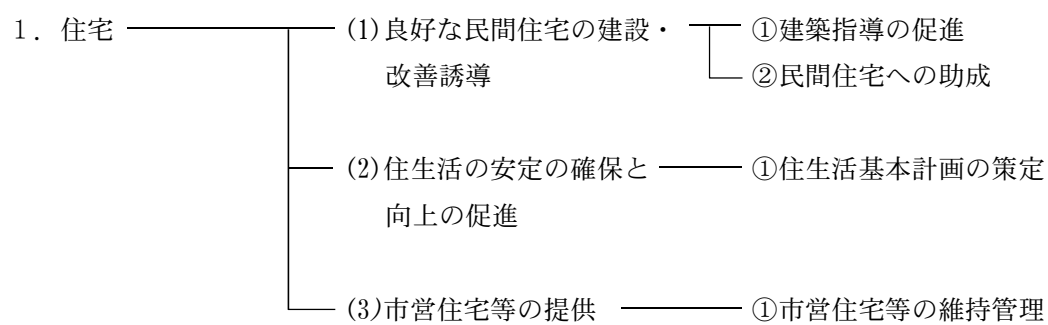


第5節 市街地整備



*長寿命化計画=点検や調査結果に基づいて、施設やインフラの計画的な改築・更新を行うための計画

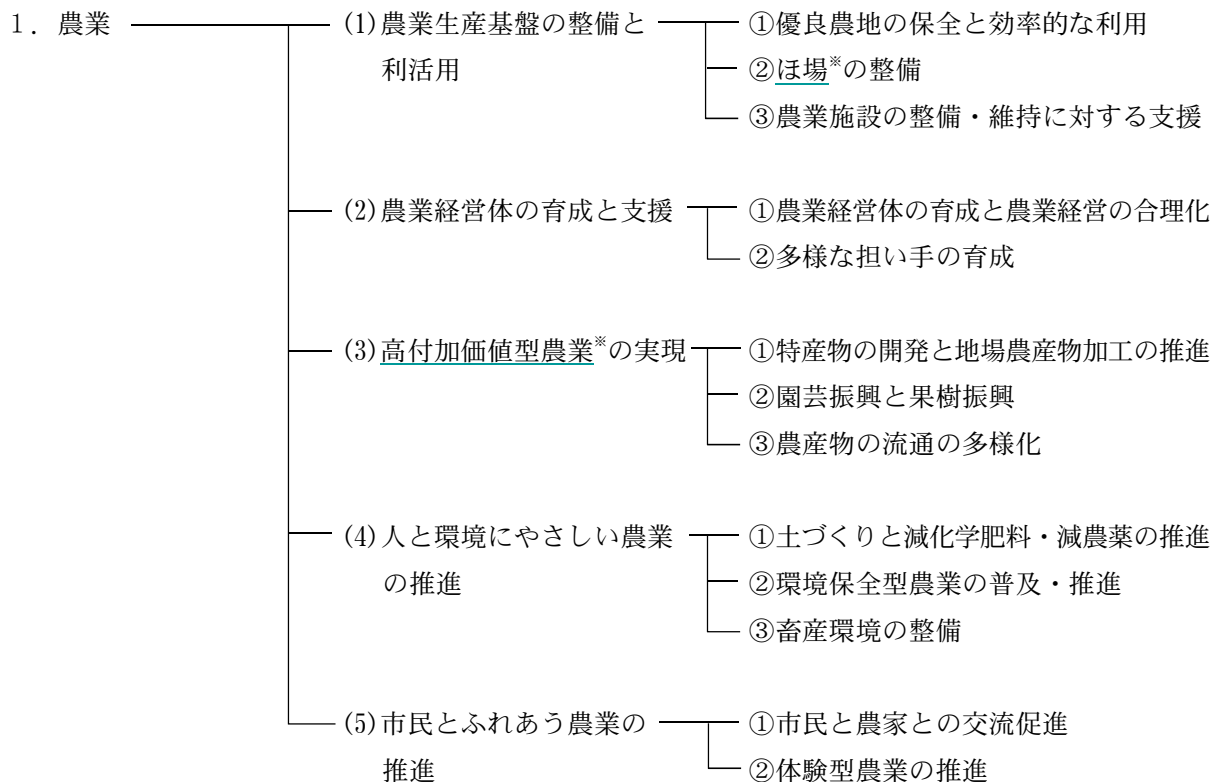
第6節 住宅



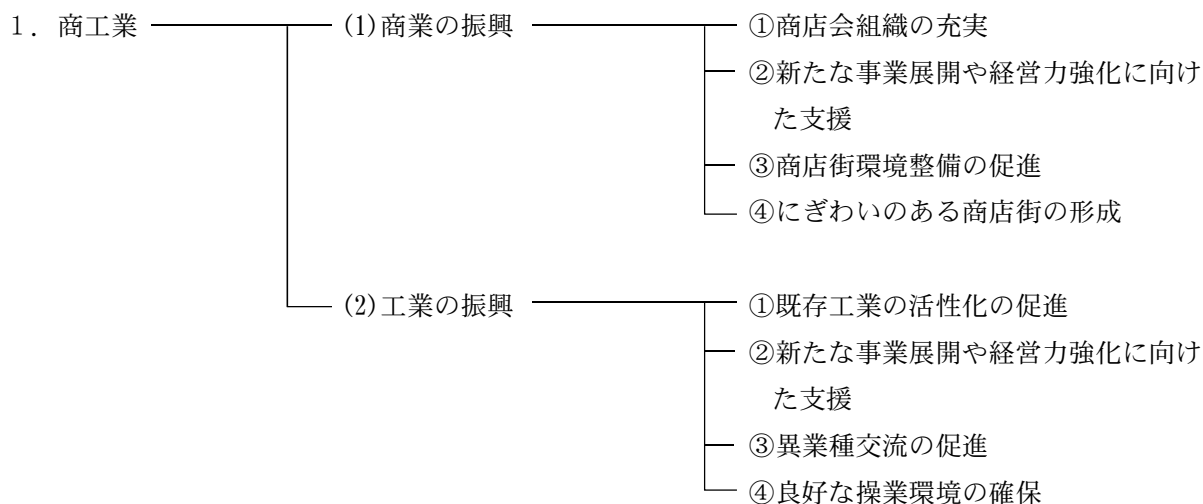
後期基本計画施策体系

第6章 産業活力都市をめざして

第1節 農業



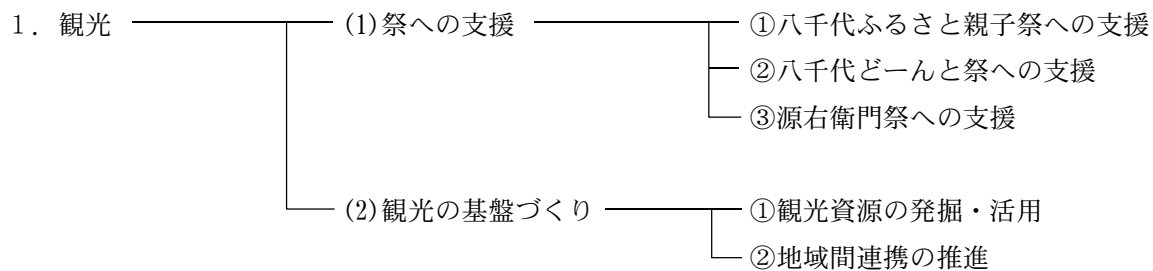
第2節 商工業



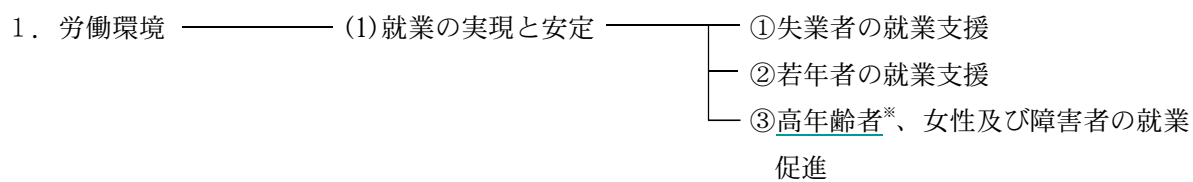
^{*}ほ場＝作物を栽培する田畑・農園のこと

^{*}高付加価値型農業＝有機栽培・無農薬による品質向上など、様々な農作物の価値を高める取組を通じて生産性・収益性を向上させる農業手法のこと

第3節 観光



第4節 労働環境



*高年齢者=60歳以上65歳未満の人

第1章 健康福祉都市をめざして

第1節 保健・医療

第2節 社会福祉

第3節 社会保険

第1章 健康福祉都市をめざして

第1節 保健・医療

1. 保健

■現況と課題■

少子高齢化が進行する中、生活習慣病やこころの病気の増加、感染症等による新たな健康危機への備えや迅速な対応など、複雑で深刻化してきた健康問題や疾病構造の変化への対応が大きな課題となっています。

中でもがんや循環器疾患など、生活習慣病による死亡率が増加傾向を示し、本市においても死因の約6割を占め、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点をおいた対策が不可欠です。

また、母子保健に関しては、少子化対策、児童虐待の未然防止の重要性が高まる中、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の構築とさらなる充実が求められています。

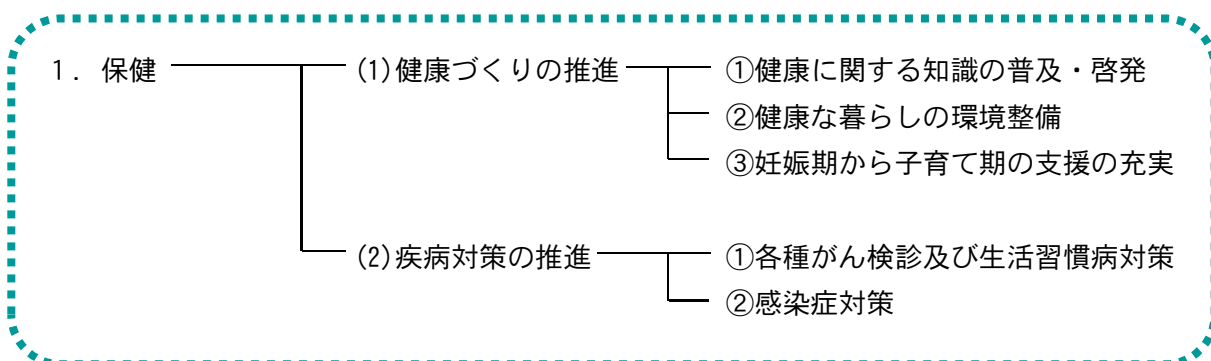
このため、市民一人ひとりが日常生活のあり方を見直し、健康づくりを実践できるよう、乳幼児から高齢者にわたるライフステージ^{*}に応じたきめ細かい保健活動に取り組むとともに、健やかな暮らしを支えるために、その基盤となる環境を整備していくことが重要となります。

■基本方針■

乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できるような健康づくりを総合的に推進します。そのため、健康診査やがん検診、予防接種、健康相談、健康教育等の充実を図るとともに、健康危機への対応に努めます。

また、「八千代市第2次健康まちづくりプラン」に基づき、市民と地域、行政・関係機関等が協力し、地域全体で相互に支え合いながら、市民の健康を守る環境整備に取り組み、中間評価も踏まえて、市民の生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

■施策の体系■



^{*}ライフステージ=人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

第1章 健康福祉都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 健康づくりの推進

施策内容	
①健康に関する知識の普及・啓発	○市民が自らの生活習慣を見直し、健康づくりを実践できるよう、各種健康教育・講座・健康相談や健診（検診）などを通じて、健康に関する知識の普及、啓発に努めます。
②健康な暮らしの環境整備	○健康づくりのための活動を行う住民組織の育成・支援を行うとともに、第2次健康まちづくりプランに基づき、関係機関・団体相互の連携を強化し、健康なまちづくりのための仕組みや機会づくりに努めます。
③妊娠期から子育て期の支援の充実	○妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援の充実に取り組むとともに、子どもの健やかな成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりの推進に向けて、各事業間、関連機関及び地域との連携体制の強化を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
自分が健康だと感じている市民の割合	76.9 %	80 %

(2) 疾病対策の推進

施策内容	
①各種がん検診及び生活習慣病対策	○検診（健診）の有効性に基づき、より精度の高い検診（健診）の実施に努めます。 ○検診（健診）により、生活習慣病を早期発見し、適切な治療や生活習慣の改善ができるよう努めます。
②感染症対策	○感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、健康福祉センター（保健所）や関係機関と連携のもと、結核、エイズ等の他、 <u>新たな感染症*</u> に対する知識の普及・啓発を推進し、感染症対策に努めます。 また、狂犬病・衛生害虫対策の推進に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合	61.9 %	70 %
かかりつけ医を決めている市民の割合	64.2 %	70 %
麻しん風しん混合予防接種（第1期・第2期）の接種率	95 %	現状維持

*新たな感染症＝人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

第1章 健康福祉都市をめざして

■主な事業

産後ケア事業 / 成人保健事業 / 予防接種事業

●感染症及び食中毒発生状況

感染症

(単位：人)

病名	類別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
腸管出血性大腸菌感染症	三類	2	1	11	-	17
細菌性赤痢	三類	4	-	-	-	-

食中毒

(単位：人)

病 因 物 質	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
腸管出血性大腸菌 0157	-	-	-	-	12

資料：習志野健康福祉センター



第1章 健康福祉都市をめざして

2. 医療

■現況と課題■

近年の医療需要は、急速な少子高齢化の進行、生活習慣病の増大等による疾病構造の変化、そして医療技術の高度化・専門化に伴い、ますます多様化しています。また、市民が健康な生活を過ごせるよう、一人ひとりの健康づくりと疾病の早期発見を目的とした保健医療体制づくりが求められています。

市の中核病院^{*}として開院した東京女子医科大学附属八千代医療センター（以下「八千代医療センター」という。）を中心に、現在ある本市の医療資源^{**}を最大限に活用し、充実した質の高い医療体制が構築されていますが、夜間救急病待機医においては、長年、輪番待機医の一つを担ってきた医療機関が参加することができなくなるなど、待機医の確保を含め、成人の夜間救急医療体制に不安定な面もあります。このため、充実の図られた本市の医療体制を、今後も安定的に継続していくことが課題となっています。

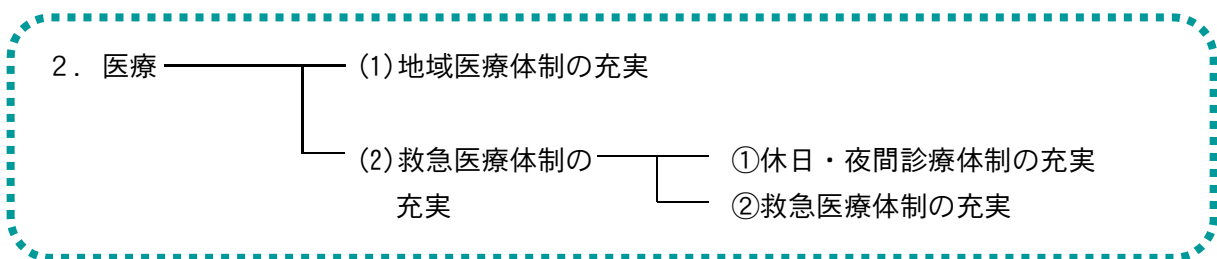
また、さらに質の高い医療体制を構築していくため、市内大学での看護師の養成を実現するとともに、医師会及び八千代医療センターと連携・協力を図りながら、市内全体に看護師を供給できる枠組みを確立することが課題となっています。

■基本方針■

市民へ安心・安全を提供するため、引き続き、八千代医療センターへの支援に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図りながら、今後も質の高い医療体制を安定的に継続できるよう努めます。

また、市内全体に看護師を確保できる枠組みを確立し、さらに充実した質の高い医療体制の構築に貢献できるよう、関係機関と連携・協力するシステムづくりに取り組みます。

■施策の体系■



^{*}中核病院＝地域の医療連携の中核を担う病院

^{**}医療資源＝医師や看護師等の医療スタッフ、医療機器・検体検査・医薬品等の設備や施設、運転資金などより良い医療を提供するために必要とされるもの

第1章 健康福祉都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 地域医療体制の充実

施 策 内 容	
○八千代医療センターを中核病院とし、地域医療機関との連携による地域医療体制を継続し、充実を図ります。	

【指標】

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成 32 年度末)
地域医療体制が整っていると感じている市民の割合	52.2 %	60 %

(2) 救急医療体制の充実

施 策 内 容	
①休日・夜間診療体制の充実	○八千代医療センターを中核病院とし、地域医療機関・関係団体の協力を得ながら休日・夜間診療体制を継続し、充実を図ります。
②救急医療体制の充実	○八千代医療センターを中核病院とし、初期医療から高度・専門医療にいたる救急医療について、年間を通じ終日体制を継続し、充実を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成 32 年度末)
市内医療機関への搬送率	70.5 %	73 %

■主な事業

医療センター整備事業 / 看護師等確保対策事業 / 夜間・休日救急当番医委託事業

第1章 健康福祉都市をめざして

●医療機関数及び病症数

	病 院						一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所
	施 設 数			病 床 数			施設数	病床数	
	総 数	精神科 病院	一般 病院	総 数	精 神	一 般			
平成 22 年	11	4	7	2,561	1,133	1,428	126	114	113
23	10	4	6	2,509	1,133	1,376	124	111	117
24	10	4	6	2,509	1,133	1,376	124	92	116
25	10	4	6	2,475	1,097	1,378	126	92	118
26	10	4	6	2,475	1,097	1,378	127	92	120

資料：習志野健康福祉センター

●やちよ夜間小児急病センター診療状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
診 療 日 数	365 日	366 日	365 日	365 日	365 日
患 者 数	9,310 人	8,735 人	8,240 人	7,742 人	6,210 人
一日平均患者数	25.5 人	23.9 人	22.6 人	21.2 人	17.0 人

資料：健康福祉課



第2節 社会福祉

1. 児童福祉

■現況と課題■

近年の社会や経済の環境の変化により、子育て家庭を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっています。就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、児童虐待などの問題を連鎖的に生じさせています。さらに、少子化により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

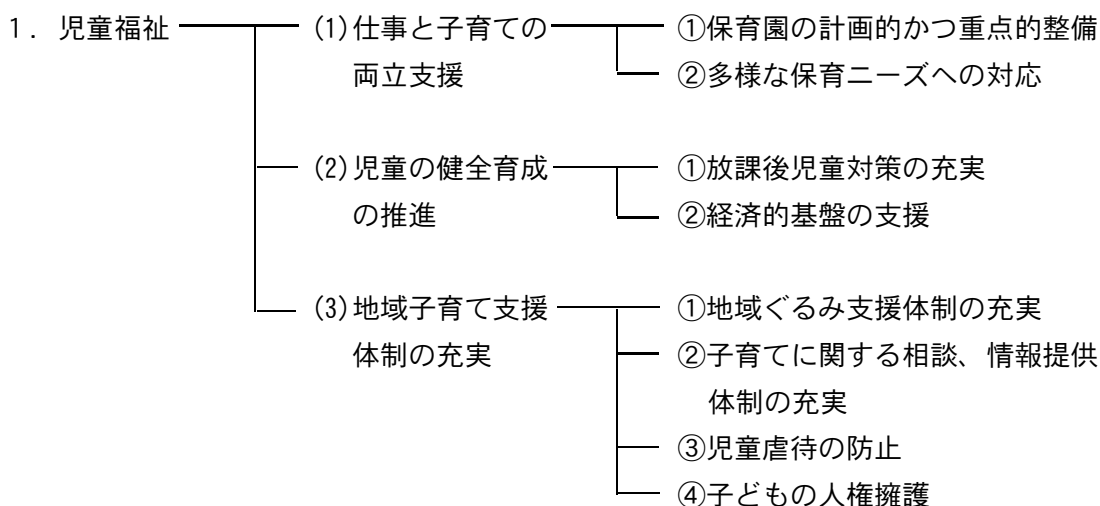
これらの状況から、妊娠、出産、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援する施策の検討が必要です。

また、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯等の増加などにより、保育ニーズが多様化しており、こうした多様な保育ニーズへの対応の充実が求められています。

■基本方針■

子ども・子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化に対応するため、「八千代市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様かつ総合的な子育て支援を質・量ともに充実させ、全ての子どもや子育て家庭が利用できる支援を提供できるよう努めます。

■施策の体系■



第1章 健康福祉都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 仕事と子育ての両立支援

施策内容	
①保育園の計画的かつ重点的整備	<ul style="list-style-type: none"> ○社会経済状況を的確に把握し、人口推計等の資料を参考に保育園の適正配置に努めるとともに、施設や保育環境の整備に努めます。 ○民間保育園については、公立保育園との均衡を図るため、運営費等に対する助成を行います。
②多様な保育ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○就業形態の多様化により必要とされる保育ニーズに対応できるよう、保育園の多機能化を推進します。 ○保育内容の充実、質の向上に向けて、保育士等職員の研修の充実を図るとともに、保育に関する情報の提供に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値 (平成32年4月1日)
保育園待機児童数	42人	0人

(2) 児童の健全育成の推進

施策内容	
①放課後児童対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○共働きなどにより、昼間保護者がいない小学生のため、学童保育所の適正配置と保育環境の整備に努めます。 ○家庭内や地域社会において保護者の監護のない状態の子どもの安心・安全の確保が危うくなる状況が出現してきている中、<u>放課後子ども総合プラン</u>※を拡充し、遊びの場を含めた魅力ある子どもの居場所の充実を図ります。 ○次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するため、施設の整備や既存の施設の利用状況を見直し、有効活用に向け検討します。
②経済的基盤の支援	○子育て家庭の経済的安定を支援する施策の充実を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値 (平成32年度末)
子どもが心身ともに健やかに発育・発達していると感じている市民の割合	59.5%	70%

区分	現況値	目標値 (平成32年4月1日)
学童保育所待機児童数	173人	0人

*放課後子ども総合プラン＝「学童保育」と「放課後子ども教室」を一体的に又は連携して実施し、子どもたちの総合的な放課後対策を講じるための計画

第1章 健康福祉都市をめざして

(3) 地域子育て支援体制の充実

施策内容	
①地域ぐるみ支援体制の充実	○地域ぐるみの子育てを支援するため、市内7圏域の地域子育て支援センター等の充実に努めます。また、地域子育て支援センター等では市民や関係機関と連携を図り、地域の特性に合わせた、安心して子育てしやすいまちづくりを推進します。
②子育てに関する相談、情報提供体制の充実	○地域子育て支援センターを中心とした、子育てに関する各種相談や子ども部専用のホームページを利用した子育てに関する情報提供の充実に努めます。 ○各種教室・講座や子育て相談など、子育てに関する知識の普及・啓発や情報提供に努めます。 ○妊娠期から18歳までの子どもと家庭の総合相談窓口として、子ども相談センターを中心に相談体制の充実に努めます。
③児童虐待の防止	○関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。 ○児童虐待防止に関する啓発活動の推進や虐待の未然防止に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、児童虐待に関する関係機関との連携強化に努めます。
④子どもの人権擁護	○子どもの救済の仕組みづくりを検討します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
地域子育て支援センターの利用人数	71,465人	72,000人
八千代市が子育てしやすいまちと感じている市民の割合	49.1%	55%

■主な事業

公立保育園耐震改修事業 / 民間保育園施設整備等助成事業 / 学童保育事業
 （仮称）子育て応援企業認定事業 / 子ども医療費助成事業
 地域子育て支援拠点事業

第1章 健康福祉都市をめざして

●保育園状況

各年4月1日現在（単位：人）

	施設数	定員	入園児数							
			総数	うち 市立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成22年	18	1,790	1,828	719	81	274	330	358	376	409
23	20	2,028	1,993	730	105	343	365	395	397	388
24	21	2,056	2,087	754	91	327	411	420	435	403
25	21	2,056	2,193	777	122	354	379	432	453	453
26	24	2,133	2,229	757	115	379	407	408	464	456

資料：子育て支援課(承諾状況集計表)

●学童保育状況

各年4月1日現在（単位：人）

	施設数	入所児童数				
		総数	1年	2年	3年	4年生以上
平成22年	18	872	335	316	217	4
23	21	880	343	287	244	6
24	21	913	310	304	250	49
25	21	960	380	289	259	32
26	22	1,004	386	341	243	34

資料：子育て支援課



2. ひとり親家庭福祉

■現況と課題■

本市の離婚件数は、一時は減少したものの増加傾向にあり、それに伴いひとり親家庭も増加する傾向にあります。

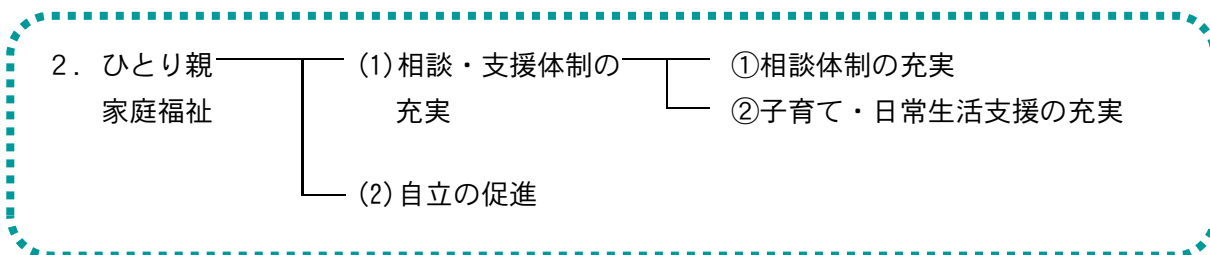
ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子どもの養育、家事などの日常生活の問題や就労の問題等様々な困難を抱えています。特に母子家庭は、比較的所得が低いことなどから経済面での問題を抱えており、一方、父子家庭は、不慣れな育児や家事などの日常生活の問題を抱えている傾向にあります。

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立することができるよう、経済的支援、自立促進に向けた支援、生活相談支援の促進を図る必要があります。

■基本方針■

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立することができるよう、経済的支援、資格取得の支援、就労しやすい環境づくり等の支援や情報提供・制度周知も含めた母子・父子自立支援員等による相談体制の充実に努めます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 相談・支援体制の充実

施策内容	
①相談体制の充実	○ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るために、関係機関と連携を強化し相談体制の充実に努めます。
②子育て・日常生活支援の充実	○ひとり親家庭の子育てや日常生活の支援体制の整備に努めます。

第1章 健康福祉都市をめざして

(2) 自立の促進

施策内容
○ひとり親家庭世帯が安心して暮らせるよう、経済的支援、資格取得の支援、就労しやすい環境をつくる等の支援を進め自立を促進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
ひとり親家庭の就業率	88.8%	92%

■主な事業

母子生活支援施設・助産施設措置事業 / ひとり親家庭等日常生活支援事業
母子(父子) 寡婦福祉事業

●ひとり親家庭等日常生活支援・家庭生活支援員派遣状況

(単位：件)

	派遣件数	派遣内訳	
		生活支援	子育て支援
平成22年度	17	-	17
23	18	-	18
24	12	-	12
25	17	-	17
26	20	-	20

資料：子育て支援課



3. 障害者(児)福祉

■現況と課題■

本市の身体・知的・精神の障害者手帳所持者及び、難病患者、自立支援医療（精神通院医療）受給者は増加傾向にあります。

また、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化が進んでいます。

このため、障害の発生予防から早期発見、療育、治療、機能訓練、教育、就労機会の拡充、日常生活の支援、権利擁護などについて、必要とするときに必要な支援が受けられるように、総合的・体系的に保健福祉サービスを展開することが重要となっています。

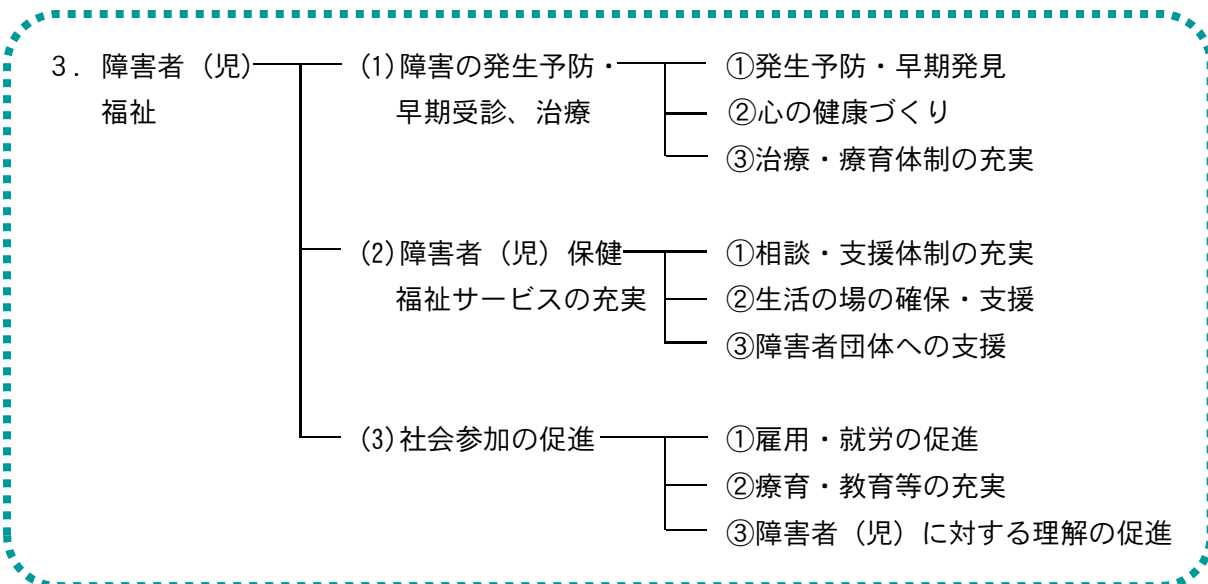
今後は、重度の障害者の増加、障害者の高齢化も進むことから、親亡き後も見据えつつすべての障害者等が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、共生社会の実現を目指していくために、サービスや相談支援の提供体制の確保や制度の理解促進のための周知方法などを障害の特性にあった配慮をしながら整備をしていく必要があります。

■基本方針■

障害の発生予防・発見からリハビリテーション^{*}に至る支援体制の充実を図ります。

また、「八千代市第4次障害者計画」などに基づき、すべての障害者等が可能な限り身近な地域で生活することができること、また、日常生活・社会生活のあらゆる分野において、その社会参加が障害を理由として妨げられることのない環境づくりを進めます。

■施策の体系■



^{*}リハビリテーション＝病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支援の必要が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体

第1章 健康福祉都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 障害の発生予防・早期受診、治療

施策内容	
①発生予防・早期発見	○医療機関との連携を強め、健康診断の実施等、障害の予防や早期発見に努めます。
②心の健康づくり	○誰もが心の健康の大切さを正しく理解し、心の健康づくりのための適切な行動や対応が取れるよう普及啓発を推進します。
③治療・療育体制の充実	○医療機関など関係機関との連携のもとに、早期治療とリハビリテーション体制、地域医療体制の充実に努めます。 ○在宅障害児に対する外来・巡回相談などの充実、さらに障害児に適切な支援ができるように、児童発達支援センターの施設機能の充実に努め、老朽化した施設の整備をまいります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
通園施設定員数	知的障害児通園施設 30人 肢体不自由児通園施設 40人	知的障害児通園施設 50人 肢体不自由児通園施設 30人
外来児童利用者数	3,918人	4,100人

(2) 障害者（児）保健福祉サービスの充実

施策内容	
①相談・支援体制の充実	○保健・医療・福祉の連携を一層強化し、障害者（児）やその家族の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談・支援体制の充実に努めます。 ○障害者（児）の生活実態の把握に努めながら、きめ細やかな保健福祉サービス制度の充実に努めるとともに、専門従事者の育成と確保に努めます。
②生活の場の確保・支援	○誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、ライフスタイルの多様化に対応した住居を確保するため、 <u>グループホーム</u> *の整備を支援します。
③障害者団体への支援	○障害者団体の活動を支援するとともに、障害者団体が利用できる場の充実に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
障害者相談支援施設数	10か所	13か所
グループホーム定員数	118人	148人
災害時協力協定締結による福祉避難所数	0か所	8か所

*グループホーム＝高齢者や障害者等が、専門職員による支援を受けながら日常生活を営む共同生活住居

第1章 健康福祉都市をめざして

(3) 社会参加の促進

施策内容	
①雇用・就労の促進	○ハローワーク [*] や関係部署と連携を図りながら、障害者の就労を促進します。また、一般企業等への就労を目指すための事業を推進します。 ○福祉的就労の場を確保するため、障害福祉サービス事業所を整備します。
②療育・教育等の充実	○障害者（児）の療育体制等を整備するとともに、全てのライフステージにおける教育や学習機会の充実を図ります。
③障害者（児）に対する理解の促進	○障害者（児）の人権を擁護し、偏見、差別のない社会づくりに努めます。 ○障害のあるなしにかかわらず、参加できる交流の機会を増やし、また、障害者福祉に関する広報や情報提供を充実させ、より多くの市民の参加を推進します。 ○日常生活のあらゆる分野におけるユニバーサルデザイン ^{**} 化を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
福祉的就労をしている障害者数	147人	207人
福祉有償運送利用登録会員数	232人	300人

■主な事業

児童発達支援センター整備事業 / 八千代市第5期障害福祉計画策定事業
障害者グループホーム整備費補助事業 / 障害福祉サービス事業所整備事業

●身体障害者（児）手帳所持者数

各年度4月1日現在（単位：人）

	総数	視覚障害	聴覚・平衡・機能障害	音声・言語・そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	新規手帳交付者数
平成22年度	4,735	330	303	54	2,550	1,498	411
23	4,960	338	314	61	2,683	1,564	367
24	5,156	360	321	62	2,808	1,605	392
25	5,374	364	325	70	2,933	1,682	426
26	5,494	364	340	71	2,957	1,762	319

資料：障害者支援課

^{*}ハローワーク＝公共職業安定所の愛称

^{**}ユニバーサルデザイン＝年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計

第1章 健康福祉都市をめざして

4. 高齢者福祉

■現況と課題■

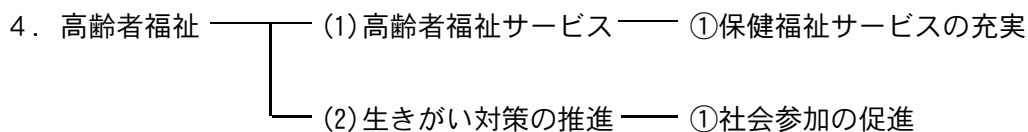
高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症により介護が必要な高齢者の増加など高齢者を取り巻く状況が変化していることから、保健・医療・福祉の各サービスを総合的に推進し、高齢者ができるだけ自立し安心して生活できる地域を築いていくことが求められています。

また、介護や援助を必要としない元気な高齢者も増加しています。このような高齢者が長年培ってこられた知識、経験、能力を生かせる環境を整備するとともに、生きがい対策の充実に努める必要があります。

■基本方針■

すべての高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、尊厳を保ちながら生涯にわたって住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、温かい地域づくりに努めるとともに、介護保険事業と連携し、保健・医療・福祉における各サービスの総合的な支援を推進します。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 高齢者福祉サービス

施策内容	
① 保健福祉サービスの充実	○介護予防・生活支援・家族介護支援のサービスを充実し、高齢者が安心して在宅で生活できるよう支援します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
高齢者福祉サービスが充実していると感じる比率	23.3%	30%

第1章 健康福祉都市をめざして

(2) 生きがい対策の推進

施策内容	
①社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の知識や経験を生かす、シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。 ○「ふれあい大学校」を開催し、高齢者の学ぶ機会の充実を図ります。 ○高齢者が気軽に参加でき、地域の人と交流ができる通いの場の充実を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
趣味やボランティア等の地域の会やグループ等に参加している高齢者の割合	22.6%	30%

■主な事業

生きがい対策事業 / 在宅福祉サービス事業

●高齢人口の推移

各年度末（単位：人）

	総人口	高齢人口・比率		高齢人口内訳			
		高齢人口	比率(%)	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
平成22年度	193,274	38,669	20.0	12,762	10,869	7,532	7,506
23	192,884	40,136	20.8	12,629	11,370	8,133	8,004
24	192,951	42,211	21.9	13,079	11,795	8,664	8,673
25	193,332	44,138	22.8	13,181	12,616	9,043	9,298
26	194,438	45,813	23.6	13,530	12,741	9,438	10,104

資料：総合企画課

●ふれあい大学開設状況

（単位：人、日）

	定員	応募者数	卒業者数	実施日数
平成22年度	100	274	94	40
23	150	249	141	60
24	150	232	141	57
25	150	221	132	55
26	150	205	135	54

資料：長寿支援課

第1章 健康福祉都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 自立の支援

施 策 内 容	
①相談助言の充実	○生活困窮者からの相談に対し、各種支援施策の情報提供や助言に努めます。
②就労の支援	○就労可能な生活困窮者の求職相談に応じ、職業安定所等との連携による就労支援に努めます。
③家庭就学への支援	○子どものいる生活困窮世帯に対し、家庭生活の支援や学習の支援を行い、貧困の連鎖の防止に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年度末)
就労支援により自立した世帯の割合	23.9 %	39 %

(2) 住宅の確保

施 策 内 容
○市営住宅等を住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃での賃貸を行います。 また、市営住宅等の効率的な活用、維持管理に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年度末)
市営住宅等の供給戸数	125 戸	127 戸

■主な事業

生活保護事業 / 就労者支援事業 / 市営住宅維持管理事業

●生活保護の動向

(単位：人)

	被保護世帯・人員・保護率			措置内容				
	世 帯	人 員	保護率 (%)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助
平成 22 年度	1,231	1,780	9.4	1,538	1,518	174	1,542	138
23	1,326	1,915	10.1	1,656	1,643	177	1,671	153
24	1,398	2,000	10.5	1,707	1,731	176	1,788	174
25	1,438	2,035	10.7	1,726	1,752	159	1,826	204
26	1,470	2,035	10.7	1,701	1,733	147	1,840	225

資料：生活支援課

注) 保護率は、人口 1,000 人に対する被保護人員の割合である。

被保護世帯、人員、保護率、各扶助ごとの人数は年度間月平均である。

第1章 健康福祉都市をめざして

6. 地域ぐるみ福祉

■現況と課題■

少子高齢化が進行する中、本市でも65歳以上の高齢者の増加が続いています。

また、地域社会に目を向けると生活習慣や価値観の多様化、核家族化が進むことにより、近隣でお互いに干渉しないというように住民相互のつながりが希薄となっています。

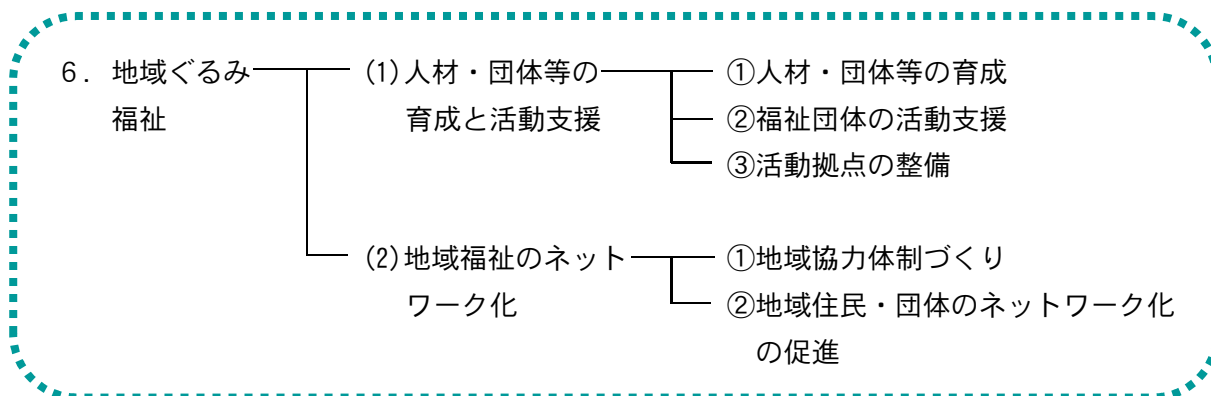
このことは、ある意味では自由な生活をもたらしたといえます。しかし、一方では一人暮らし世帯の増大や孤独死などの新たな社会問題を生じさせています。

このため、誰もが住み慣れた地域で心豊かに生活できるようにするために、行政、地域住民、ボランティアなどが連携し、各々の役割を認識しながら地域づくりに取り組むことが必要となっています。

■基本方針■

市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、年齢や障害の有無に係わらず、人としての尊厳を持ち、安心して生活が送れるよう、行政のみならず地域住民やボランティア、NPO*などとの連携により、温かみとふれあいのある地域づくりを総合的に推進します。

■施策の体系■



*NPO＝民間非営利団体。政府や企業などではできないか効率的でない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体 (Non-Profit Organization の略)

■施策及び施策内容■

(1) 人材・団体等の育成と活動支援

施策内容	
①人材・団体等の育成	○講演会や各種行事等の機会を通じ、地域福祉の普及・啓発に努めるとともに、ボランティア養成講座等の充実を図り、福祉サービスを担う人材の育成・確保に努めます。
②福祉団体の活動支援	○社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉法人、ボランティア団体等の活動を支援します。
③活動拠点の整備	○住民や福祉団体相互の交流の機会を提供するため、福祉センターの効率的活用を図ります。 ○地域福祉活動の推進拠点として、ふれあいプラザの充実を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
福祉センター利用者数	109,985 人	122,960 人
ふれあいプラザ利用者数	178,459 人	187,280 人

(2) 地域福祉のネットワーク化

施策内容	
①地域協力体制づくり	○家庭、学校、地域社会などに対し、講演会や各種行事等の機会を通じて、地域福祉の理解を高めながら、地域における協力体制づくりを推進します。
②地域住民・団体のネットワーク化の促進	○地域の担い手として期待されるボランティア団体やNPOのネットワーク化を促進し、地域に根ざした福祉サービスの提供に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
福祉ボランティア登録数	2,749 人	3,230 人

■主な事業

社会福祉協議会運営補助事業 / ふれあいプラザ運営管理事業
福祉センター運営管理事業

第1章 健康福祉都市をめざして

●ふれあいプラザ利用者数

(単位：人)

	総数	個人利用	団体利用			開館日数	一日平均	
			団体数	利用者数				
				60歳以上	その他			計
平成22年度	154,399	103,261	2,457 団体	21,137	30,001	51,138	291 日	530.58
23	145,145	98,304	2,409 団体	24,189	22,652	46,841	286 日	507.50
24	167,646	109,392	2,680 団体	25,877	32,377	58,254	304 日	551.47
25	162,252	106,109	2,676 団体	26,263	29,880	56,143	302 日	537.26
26	162,589	105,634	2,716 団体	26,513	30,442	56,955	305 日	533.08

資料：八千代市社会福祉協議会（ふれあいプラザ）

●福祉センター利用状況

(単位：人)

	総数	老人福祉センター				地域福祉センター			
		主催講座	サークル	老人関係団体	個人	社会福祉協議会	身体障害者福祉会	他の福祉団体	その他
平成22年度	111,549	3,217	32,568	7,163	25,367	13,750	1,906	515	27,063
23	117,514	3,728	33,730	5,155	25,126	15,171	2,335	1,258	31,011
24	117,693	4,627	32,704	5,684	27,566	13,787	2,479	285	30,561
25	119,379	1,884	29,716	4,659	28,588	19,360	2,374	186	32,612
26	109,985	1,879	25,624	4,062	27,359	17,565	2,163	-	31,333

資料：八千代市社会福祉協議会



7. 墓地・斎場

■現況と課題■

都市化の進展や核家族化の進行、少子高齢化が加速する中で、葬送に対する考え方も多様化しています。小池地区に建設した芝生墓地と合葬式墓地から成る市営霊園の合葬式墓地は、1人用と2人用の納骨壇を整備しており、個人や夫婦単位等で利用でき、承継人がいない方々の不安の解消に応えられるものとなっています。

また、斎場については、本市も構成市である四市複合事務組合^{*}で馬込斎場を運営していますが、四市の人口増加や高齢化の進行に伴う火葬炉の不足や、施設の老朽化への対応が求められています。

■基本方針■

市営霊園については、霊園施設の適正な運営管理に努めます。

斎場については、事業主体である四市複合事務組合と連携・協力して、習志野市茜浜を建設地とする第二斎場を整備し、平成31年の供用開始を目指すとともに、馬込斎場の大規模改修に着手します。

■施策の体系■

7. 墓地・斎場
- (1) 墓地の整備運営
 - (2) 斎場の整備

■施策及び施策内容■

(1) 墓地の整備運営

施策内容
○未利用墓地について利用の促進を図るとともに、霊園施設の適正な運営管理に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
合葬式墓地の供給数	993 体分	1,833 体分

^{*}四市複合事務組合＝船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市及び本市で組織する一部事務組合で、斎場等を設置運営している

第1章 健康福祉都市をめざして

(2) 斎場の整備

施 策 内 容
○最新の火葬技術を取り入れた火葬炉の整備を図ります。
○緑地や緩衝地を広く設けるなど、周辺環境と調和した施設の整備に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成 32 年度末)
四市複合事務組合の火葬炉数	15 基	30 基

■主な事業

第二斎場建設事業 / 墓地運営管理事業

●馬込斎場使用状況

(単位：件)

	火 葬			霊柩車			式 場	祭 壇	控 室	遺体 保管室
	遺体	改葬	計	宮型	バン型	計				
(八千代市民)										
平成 22 年度	1,294	17	1,311	7	111	118	103	75	1,441	90
23	1,374	7	1,381	7	73	80	83	47	1,508	93
24	1,394	15	1,409	4	82	86	74	48	1,489	81
25	1,345	0	1,345	4	87	91	80	53	1,439	98
26	1,428	6	1,434	4	135	139	78	53	1,514	106
(八千代市民以外)										
平成 22 年度	6,366	10	6,376	127	838	965	1,083	591	8,362	1,138
23	6,601	11	6,612	122	887	1,009	1,095	592	8,585	1,166
24	6,726	9	6,735	102	856	958	1,084	577	8,579	1,070
25	6,926	15	6,941	53	916	969	1,074	573	8,765	1,120
26	6,931	8	6,939	18	932	950	1,074	546	8,619	1,166

資料：四市複合事務組合

第3節 社会保険

1. 国民健康保険

■現況と課題■

国民健康保険事業は、制度の構造的な課題として、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いという面を持つ一方、所得水準が低く脆弱な財政基盤となっていることから、一般会計からの繰入に依存することを余儀なくされています。

このため、市民の健康生活の向上と医療費抑制の観点から、疾病の早期発見や重症化予防のための事業展開を保健・医療・福祉の各分野と連携して推進していく必要があります。

また、持続可能な医療保険制度の確立を図るため、平成30年度に国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移される予定であり、こうした制度改革への対応も必要となっています。

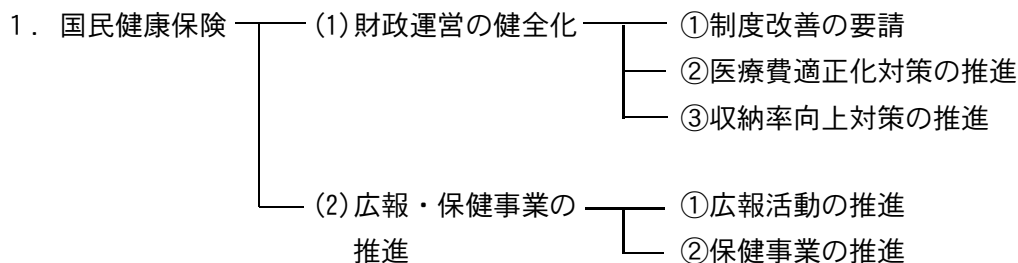
なお、75歳以上の高齢者等が加入する後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し適正な運用に努めています。

■基本方針■

国民健康保険制度の安定と充実に努めるとともに、被保険者の健康の保持・増進のために、保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図ります。

また、医療費の適正化対策を推進します。

■施策の体系■



第1章 健康福祉都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 財政運営の健全化

施 策 内 容	
①制度改善の要請	○国民健康保険の円滑な運営をするため、安定した制度の構築や更なる制度改正に伴う財政措置を、国・県に対して要請します。
②医療費適正化対策の推進	○ <u>レセプト</u> *点検による資格の有無、重複請求や算定誤り等の事務や第三者行為等による事故などに対して、損害賠償と保険給付の調整を図り、医療費の適正化事務の強化に努めます。
③収納率向上対策の推進	○保険料の収納率向上のため、口座振替の推進など納付環境の整備や収納体制の充実に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
保険料収納率	88.23 %	91 %

(2) 広報・保健事業の推進

施 策 内 容	
①広報活動の推進	○国民健康保険制度やその現状について市民の理解を深めるため、市広報・ホームページや市民便利帳への掲載やパンフレット等による、啓発活動に努めます。
②保健事業の推進	○疾病予防・早期発見による重症化の防止及び保健事業の推進に努めます。また、人間ドック・特定健康診査等の受診率の向上や保健・医療・福祉と連携した事業推進を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
短期人間ドック受検者数	1,112 人	1,500 人

■主な事業

出産育児一時金の支給 / 短期人間ドック助成事業 / 葬祭費の支給

*レセプト＝診療報酬明細書

第1章 健康福祉都市をめざして

●国民健康保険の被保険者の加入状況

	市全体		国民健康保険の状況			
	世帯	人口	世帯	被保険者	世帯加入率	被保険者加入率
平成22年度	世帯	人	世帯	人	%	%
	80,657	193,274	29,595	51,128(2,100)	36.7	26.5
23	81,145	192,884	29,407	50,436(1,792)	36.2	26.1
24	81,930	192,951	29,338	49,964(2,329)	35.8	25.9
25	82,634	193,332	29,280	49,245(2,166)	35.4	25.5
26	83,666	194,438	28,761	47,677(1,882)	34.4	24.5

※()内は退職被保険者等数
資料：国保年金課



■ 施策及び施策内容 ■

(1) 保険サービスの充実

施 策 内 容	
①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法に基づき、保健・医療・福祉の連携のもと、介護保険事業計画を3年ごとに策定します。 ○地域包括支援センターとの連携、介護認定審査会の適切な運営など、実施体制を整備します。
②介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○介護相談員の訪問結果を検討し介護サービスの適正化及び質の向上を図ります。 ○地域住民に必要な保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため地域包括支援センターの運営を充実します。 ○生活支援が必要な高齢者を地域で支える体制を構築します。 ○認知症高齢者の増加に対応し認知症サポーター養成講座を拡充するなど認知症ケア体制を構築します。 ○要介護状態等となることの予防等のための介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
③施設整備への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業計画に基づく公募により整備する地域密着型サービスに係る施設整備へ助成します。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
利用している介護保険サービスに不満がない人の割合	30.6 %	36 %
認知症サポーターの人数	4,392 人	8,000 人
認知症サポーター <u>スキルアップ</u> [*] 講座修了者数	55 人	300 人

(2) 保険財政の健全運営

施 策 内 容	
①財政運営の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○第1号被保険者[*]の保険料の均衡を図るため、介護保険法に基づいて3年ごとに保険料を見直します。 ○介護給付・予防給付の請求に対する点検・確認の徹底を図り、介護サービスや保険給付の適正化に努めます。 ○口座振替利用の推進などによる収納率の向上に努めます。
②広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページなどを通じて、介護保険制度や保険給付の内容についての周知と情報の提供に努めます。

^{*}スキルアップ＝資格や技術を習得しそれを磨くこと

^{*}第1号被保険者＝介護保険制度において、介護保険料を納めて、介護給付を受ける資格がある65歳以上の人のこと

第1章 健康福祉都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
保険料収納率	96.19 %	98 %

■主な事業

介護保険事業計画策定事業 / 生活支援体制整備事業 / 認知症総合支援事業
在宅医療・介護連携推進事業 / 介護保険施設整備費補助事業

●介護保険加入及び認定状況

介護保険加入状況

各年度3月31日現在（単位：人）

	第1号被保険者数	前期高齢者数 (65歳以上75歳未満)	後期高齢者数 (75歳以上)
平成22年度	36,678	23,641	15,037
23	40,147	23,993	16,154
24	42,261	24,896	17,365
25	44,174	25,801	18,373
26	45,833	26,274	19,559

介護保険認定状況

各年度3月31日現在（単位：人）

	総 計	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	内第2号 被保険者 (再掲)
平成22年度	4,483	702	554		811	819	582	554	461	166
23	4,919	754	632		931	850	603	633	516	177
24	5,452	860	747		1,070	911	631	677	556	171
25	5,897	885	778		1,214	965	718	794	543	170
26	6,240	938	814		1,301	1,049	738	811	589	170

資料：長寿支援課

3. 国民年金

■現況と課題■

国民年金は、長い老後の生活において基礎的な部分を生涯にわたり保障することと、万一の事故・病気または遺族となった時の保障制度として必要不可欠な制度です。

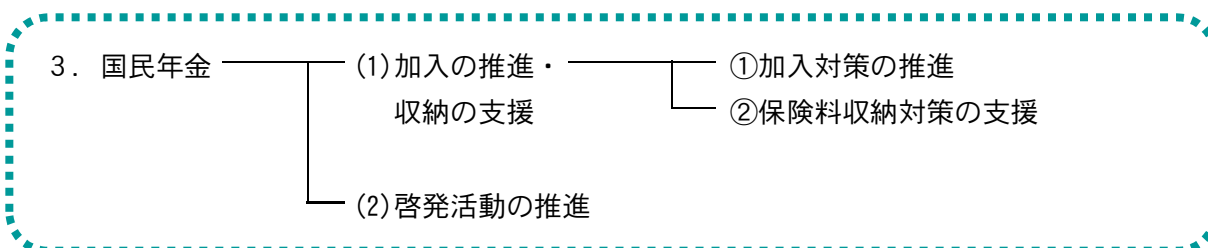
近年、急速に進行する少子高齢化、厳しい経済状況の中、平成24年8月に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金機能強化法）が成立し、長期的に制度を維持する施策を図っていくこととされました。

今後、年金制度改革の動向を踏まえつつ、制度を維持するうえで、制度の理解周知とともに、国民年金未加入と保険料未納への対策をさらに推進する必要があります。

■基本方針■

国民共通の基礎年金制度の理念のもと、加入対策を推進するとともに、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度、免除制度等の周知を図り、受給権の確保に努めます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 加入の推進・収納の支援

施策内容	
①加入対策の推進	○窓口での勧奨や年金相談を通して、未加入者の解消に努めます。
②保険料収納対策の支援	○窓口での納付勧奨や口座振替制度、クレジットカードでの納付を推進するとともに、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度、免除制度の周知を図り、未納者及び無年金者の解消に努めます。

(2) 啓発活動の推進

施策内容	
○広報やホームページ、パンフレット等による制度の普及や窓口相談業務の充実を図るとともに、受給権の有無、保険料の納付月数など受給権確保に必要な情報を提供します。	

第1章 健康福祉都市をめざして

■主な事業

加入対策の推進 / 保険料収納対策の支援 / 年金相談

●国民年金加入状況

(単位：人)

	総計	第1号被保険者		第3号被保険者
		強制加入者	任意加入者	
平成22年度	44,903	25,082	499	19,322
23	44,297	24,825	504	18,968
24	43,554	24,468	470	18,616
25	42,923	24,129	413	18,381
26	42,192	23,543	391	18,258

資料：国保年金課



第2章 教育文化都市をめざして

第1節 教育

第2節 生涯学習

第3節 文化

第4節 スポーツ・レクリエーション

第5節 青少年健全育成

第6節 男女共同参画社会

第7節 多文化共生

第2章 教育文化都市をめざして

第1節 教育

1. 幼児教育

■現況と課題■

子どもは社会においてかけがえのない宝であり、その健やかな成長は、すべての人々の願いです。幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、正しい生活習慣の指導や適切な教育が大切です。

また、「子ども・子育て支援新制度」においても、幼児教育*の役割はますます重要となっており、豊かな育ちを保障する質の高い教育を提供するため、幼児教育に係る者のスキル及び専門性の向上が求められています。

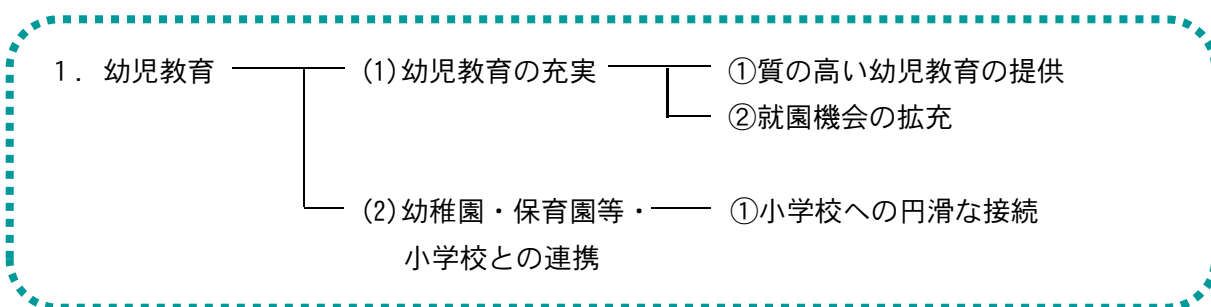
さらに、幼稚園・保育園等が、小学校へ円滑に接続するために、関係機関で情報を共有し、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた連携を図る必要があります。

■基本方針■

人間形成の基礎が培われる大切な幼児期において、質の高い幼児教育を提供し幼児教育の推進に努めます。

また、幼稚園・保育園等と小学校が円滑に接続するために、関係機関で情報を共有し、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた連携を図る環境づくりを進めます。

■施策の体系■



*幼児教育＝小学校入学前の幼児のための教育

第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 幼児教育の充実

施 策 内 容	
①質の高い幼児教育の提供	○私立幼稚園及び認定こども園 [*] 等において、幼児教育の振興が図れるよう支援に努めます。
②就園機会の拡充	○私立幼稚園等に在園する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。 ○満3歳児～5歳児の子どもが、幼児教育を受けられる環境整備に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
幼稚園教諭・保育士合同研修会受講者数	105 人	200 人
幼稚園教育が充実していると感じている市民の割合	27.8 %	40 %

(2) 幼稚園・保育園等、小学校との連携

施 策 内 容	
①小学校への円滑な接続	○幼稚園・保育園等と小学校が円滑に接続するために、関係機関で情報を共有し、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた連携を図る環境づくりに努めます。

■主な事業

幼稚園教育総務事業

●幼稚園教職員数及び園児数

各年5月1日現在（単位：園、学級、人）

	園 数		学級数	教員数	職員数	園 児 数			
	公立	私立				総 数	3 歳	4 歳	5 歳
平成22年度	1	18	137	210	39	3,927	1,132	1,334	1,461
23	1	18	138	211	43	3,885	1,077	1,475	1,333
24	0	18	135	209	37	3,770	991	1,339	1,440
25	0	18	134	207	43	3,669	1,068	1,262	1,339
26	0	18	133	195	40	3,562	991	1,308	1,263

資料：学校基本調査

^{*}認定こども園＝保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設

2. 義務教育

■現況と課題■

本市には、小学校 22 校、中学校 13 校(うち私立 2 校)がありますが、小中学校の児童生徒数については、宅地開発の進む東葉高速線沿線地区では増加傾向にある一方、先行して市街化した地域では、横ばい・減少傾向にあり、地域による二極化が進んでいます。また、校舎やトイレ等の老朽化、コンピュータ機器等設備の更新、小中学校の暑さ対策といった問題も生じています。そのため、これらに対応した通学区域の見直し、また、学校の統合などによる学校規模の適正化、更に学校施設の整備が必要となっています。

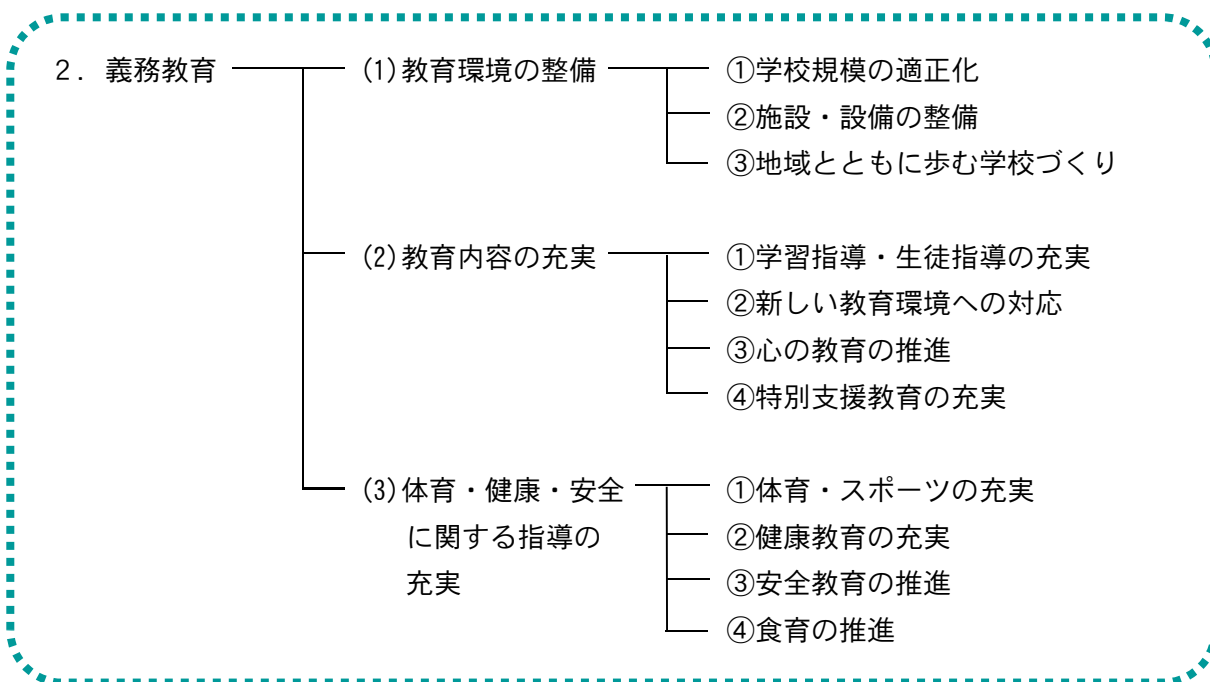
一方、教育の現場では、高度情報化社会、国際化社会の進展に対応するために、ICT*（情報通信技術）を活用した教科指導、英語教育の一層の充実が必要となります。また、児童・生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進することが強く求められています。

このため、今後も学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、基礎学力の向上はもとより、自ら学び、考える力や豊かな人間性などを身につけた、健康で心豊かな児童生徒を育むことができる教育環境づくりに取り組んでいく必要があります。

■基本方針■

子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境や施設の整備、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりを推進します。

■施策の体系■



* ICT=情報・通信に関する技術一般の総称 (Information and Communication Technology の略)

第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 教育環境の整備

施策内容	
①学校規模の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の開発状況や児童生徒数の動向を見据えながら、通学区域の見直しを検討します。 ○将来のまちづくりの視点から、公共施設として重要な小中学校をどのように配置していくかを、全市的な視点に立って検討します。
②施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○教育環境の充実・向上を図るため、各学校の状況を的確に把握し、空調設備の設置・トイレの改修・多様な情報端末でデジタル教材*等を利用可能とする教育用コンピュータの再構築等、施設・設備の整備に努めます。
③地域とともに歩む学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援地域本部を推進し、地域とともに歩む学校づくりに努めます。 ○小中学校、高等学校、特別支援学校、大学との連携を図り、教育を核とした地域づくりを推進します。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年度末)
公立小中学校の特別教室・管理諸室への空調設備設置率	40.72 %	100 %
公立小中学校のトイレ乾式化率	40.21 %	62.2 %



*デジタル教材=教科書や副教材の内容をデジタル化し、電子黒板やスクリーンに表示して授業をしたり、生徒がタブレット型端末で読んだりできるようにしたもの

第2章 教育文化都市をめざして

(2) 教育内容の充実

施策内容	
①学習指導・生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の研究・研修を支援し、学習指導の向上に努めます。 ○教師と子どもの信頼関係を高め、学級経営の充実を図るとともに、家庭・地域社会・関係機関との連携を深めながら、積極的な生徒指導に努めます。
②新しい教育環境への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○知識基盤社会[*]の時代を迎え、自立し、他者と協働して未来を切り開いていくグローバル人材[*]を育成するために、外国語活動を充実させるとともに教職員の資質向上に努めます。 ○豊かな知識・経験を有する人材の活用や、授業等への地域住民の参加など、地域に根ざした多様な教育活動に努めます。
③心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○命の大切さを認識し、思いやりの心を育み、人間尊重の精神を、教育活動全体を通して醸成していきます。 ○いじめ、不登校、さらには問題行動の未然防止や解消に向けて、家庭・地域社会・学校との連携を一層深めることに努めます。
④特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を積極的に推進し、インクルーシブ教育[*]の構築に努めます。 ○特別支援教育のあり方について理解を深め、「交流及び共同学習」を進め、学校全体で推進する体制の充実を図ります。 ○教育支援委員会（平成28年4月18日施行）や特別支援教育専門家チームなど、個々の障害に対応した相談・支援体制の充実を図ります。 ○特別支援学校など関係機関と連携し、一貫した支援のための体制づくりを進めます。 ○特別支援教育支援員・特別支援学級介添人の配置の充実を図り、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
子どもが楽しく学校に通っていると感じている保護者の割合	—	95 %
外国語活動全学年全時数に対するALT配置率	53 %	100 %

^{*}知識基盤社会＝新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

^{*}グローバル人材＝国際的視野を養い、主体的に国際社会に参画していく人材

^{*}インクルーシブ教育＝特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障することを目指し、ともに学ぶ仕組み

第2章 教育文化都市をめざして

(3) 体育・健康・安全に関する指導の充実

施策内容	
①体育・スポーツの充実	○学校教育活動全体で行う体育活動の推進により、心身の健康の保持・増進を図り、生涯にわたるスポーツライフの基盤づくりの充実に努めます。
②健康教育の充実	○児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、自分の健康に関心を持ち、「自分の体は自分で守る」意識を育て、健康教育の充実を図ります。
③安全教育の推進	○児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、危険予知能力を育て、安全教育の推進を図ります。 ○児童生徒を見守る地域ぐるみの安全体制の整備・推進に努めます。
④食育の推進	○ 地産地消* に努め、安全・安心でバランスの良い給食を提供するため、施設・設備の衛生管理の徹底及び運営の効率化を図ります。 ○八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき、食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう対応に努めます。 ○望ましい食習慣の育成のために、家庭・地域と連携し、食育の推進に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
新体力テストの総合評価5段階のうち、上位3段階の児童生徒の割合	小学校 81.8 %	小学校 84 %
	中学校 80.1 %	中学校 80.1 %
「運動が好きですか」という健康意識アンケート調査4段階のうち、上位2段階の児童生徒の割合	小学校 —	小学校 85 %
	中学校 76.3 %	中学校 80 %

■主な事業

学校適正配置検討事業 / 阿蘇・米本地域小中学校の適正配置事業
 学校施設長寿命化計画策定事業 / 中学校屋内運動場大規模改造事業
 中学校屋内運動場天井等改修事業 / 小中学校校舎トイレ改修事業
 小中学校校舎空調設備設置事業 / オリンピック・パラリンピック学習事業
 学校情報通信技術環境整備事業
 （仮称）学校給食センター東八千代調理場整備事業

*地産地消＝地元で生産されたものを、地元で消費すること

第2章 教育文化都市をめざして

●小学校教職員数及び児童数

各年5月1日現在（単位：校、学級、人）

	学校数	学級数	教員数	職員数	児 童 数						
					総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成22年	23	402	563	64	12,003	1,969	2,047	2,074	1,914	1,947	2,052
23	23	401	556	60	11,838	1,931	1,962	2,044	2,055	1,903	1,943
24	23	396	560	54	11,617	1,800	1,916	1,963	2,000	2,054	1,884
25	22	391	545	51	11,606	1,923	1,782	1,902	1,962	1,995	2,042
26	22	388	542	50	11,409	1,854	1,926	1,787	1,889	1,961	1,992

資料：学校基本調査

●中学校教職員数及び生徒数

公立

各年5月1日現在（単位：校、学級、人）

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総数	1年	2年	3年
平成22年	11	149	294	15	4,853	1,639	1,617	1,597
23	11	156	301	15	5,044	1,792	1,638	1,614
24	11	157	302	18	5,116	1,682	1,784	1,650
25	11	160	309	17	5,130	1,647	1,688	1,795
26	11	160	312	17	5,175	1,816	1,653	1,706

私立

各年5月1日現在（単位：校、学級、人）

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総数	1年	2年	3年
平成22年	2	27	46	6	1,023	343	358	322
23	2	26	47	6	1,000	312	336	352
24	2	25	44	5	956	309	311	336
25	2	24	45	5	915	304	307	304
26	2	23	45	5	879	275	299	305

資料：学校基本調査

第2章 教育文化都市をめざして

●小学校別学級数及び児童数

平成26年5月1日現在（単位：学級、人）

学 校 名	全学級数	特別支援学級							児童数		
		知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	情緒障害	総数	男	女
睦 小	10		-	-	-	-			256	130	126
阿 蘇 小	6		-	-	-	-			101	51	50
米 本 小	6		-	-	-	-			136	65	71
米本南小	8	1	-	-	-	-		1	143	85	58
村 上 小	25		-	-	-	-			803	410	393
村上東小	26		-	-	-	-			841	423	418
村上北小	9	2	-	-	-	-			193	109	84
勝 田 台 小	23		-	-	-	-			745	377	368
勝田台南小	14	1	-	-	-	-		1	327	153	174
大 和 田 小	25	2	-	-	-	-			737	372	365
大和田南小	21		-	-	-	-			668	341	327
大和田西小	32		-	-	-	-			1,038	540	498
西 高 津 小	18		-	-	-	-			509	243	266
高 津 小	24	2	-	-	-	-		1	686	324	362
南 高 津 小	11		-	-	-	-			283	136	147
八千代台小	17	2	-	-	-	-	1	1	421	238	183
八千代台東小	17		-	-	-	-			556	270	286
八千代台西小	12		-	-	-	-			342	160	182
新 木 戸 小	23		-	-	-	-			782	400	382
萱 田 小	30	1	-	-	-	-			959	493	466
萱 田 南 小	19		-	-	-	-			579	303	276
みどりが丘小	12		-	-	-	-			304	153	151

資料：教育委員会（学務課）

第2章 教育文化都市をめざして

●中学校別学級数及び生徒数

平成26年5月1日現在（単位：学級、人）

学 校 名	全学級数	特別支援学級							児童数		
		知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	情緒障害	総数	男	女
市立 睦中	5	-	-	-	-	-	-	-	134	67	67
阿蘇中	8	1	-	-	-	-	-	-	225	111	114
村上東中	14	1	-	-	-	-	-	1	386	208	178
勝田台中	12	2	-	-	-	-	-	1	347	173	174
大和田中	22	-	-	-	-	-	-	-	827	401	426
高津中	26	1	-	-	-	-	-	-	918	466	452
八千代中	15	2	-	-	-	-	-	2	400	225	175
八千代台西中	12	-	-	-	-	-	-	-	407	191	216
村上中	12	-	-	-	-	-	-	-	403	206	197
東高津中	9	-	-	-	-	-	-	-	255	139	116
萱田中	25	-	-	-	-	-	-	-	873	443	430
私立 秀明八千代中	5	-	-	-	-	-	-	-	128	78	50
八千代松陰中	18	-	-	-	-	-	-	-	751	366	385

資料：教育委員会（学務課）、各私立中学校



第2章 教育文化都市をめざして

3. 高校・大学教育

■現況と課題■

高校は、小中学校・地域との連携を深め、大学は、大学公開講座^{*}など、大学機能の地域開放を促進し、地域との交流を拡大していく必要があります。

また、高校・大学等の人材や施設等の資源を活用した事業を展開できるよう、行政と高校・大学等が連携することが必要となります。

■基本方針■

高校・大学等との連携・交流・開放を促進します。

■施策の体系■

3. 高校・大学教育 — (1) 大学等教育機関との連携

■施策及び施策内容■

(1) 大学等教育機関との連携

施 策 内 容
○高校・大学が有する教育資源を地域社会で活用できるよう、連携を強化します。また、高校との連携・大学の地域社会への開放の促進に努めます。
○若い世代の意見による市のイメージアップを図ります。

■主な事業

大学公開講座の支援

●高等学校教職員数及び生徒数

公立

各年5月1日現在（単位：人）

	学校数	学級数	教員数	職員数	生 徒 数			
					総 数	1 年	2 年	3 年
平成22年	3	56	143	18	2,152	808	691	653
23	3	57	144	18	2,207	776	763	668
24	3	59	149	18	2,300	815	752	733
25	3	60	151	18	2,360	847	787	726
26	3	63	154	19	2,469	890	805	774

*大学公開講座＝教育・研究成果を市民に還元し、市民に対して広く学習機会を提供するために実施している取組

第2章 教育文化都市をめざして

私立

各年5月1日現在（単位：人）

	学校数	学級数	教員数	職員数	生徒数			
					総数	1年	2年	3年
平成22年	3	118	190	26	4,476	1,474	1,411	1,591
23	3	113	193	26	4,147	1,330	1,436	1,381
24	3	117	194	28	4,383	1,666	1,304	1,413
25	3	118	184	27	4,601	1,720	1,613	1,268
26	3	122	197	27	4,755	1,510	1,668	1,577

資料：学校基本調査（私立の学級数は各高等学校）

●高等学校別学級数及び生徒数

平成26年5月1日現在（単位：人）

学校名	学級数	生徒数			
		総数	男	女	市内居住（再掲）
県立					
八千代高	25	1,020	523	497	182
八千代東高	24	952	463	489	320
八千代西高	14	497	267	230	279
私立					
千葉英和高	33	1,268	680	588	273
八千代松陰高	53	2,319	1,312	1,007	411
秀明八千代高	36	1,168	808	360	149

資料：各高等学校

●大学教職員数及び学生数

各年4月1日現在（単位：人）

	学校数	本務職員数			学生数		
		総数	教員	その他	総数	男	女
平成22年	2	176	132	44	2,150	1,344	806
23	2	178	130	48	2,236	1,395	841
24	2	184	139	45	2,306	1,439	867
25	2	192	146	46	2,398	1,531	867
26	2	185	140	45	2,362	1,508	854

資料：東京成徳大学、秀明大学

※「その他」は、事務職員等。ただし非常勤職員は含まない。

第2章 教育文化都市をめざして

第2節 生涯学習

1. 生涯学習

■現況と課題■

科学技術の進歩や少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など私たちを取り巻く社会情勢は、急速に変化し、市民の生涯学習に対するニーズもますます多様で高度なものになっています。

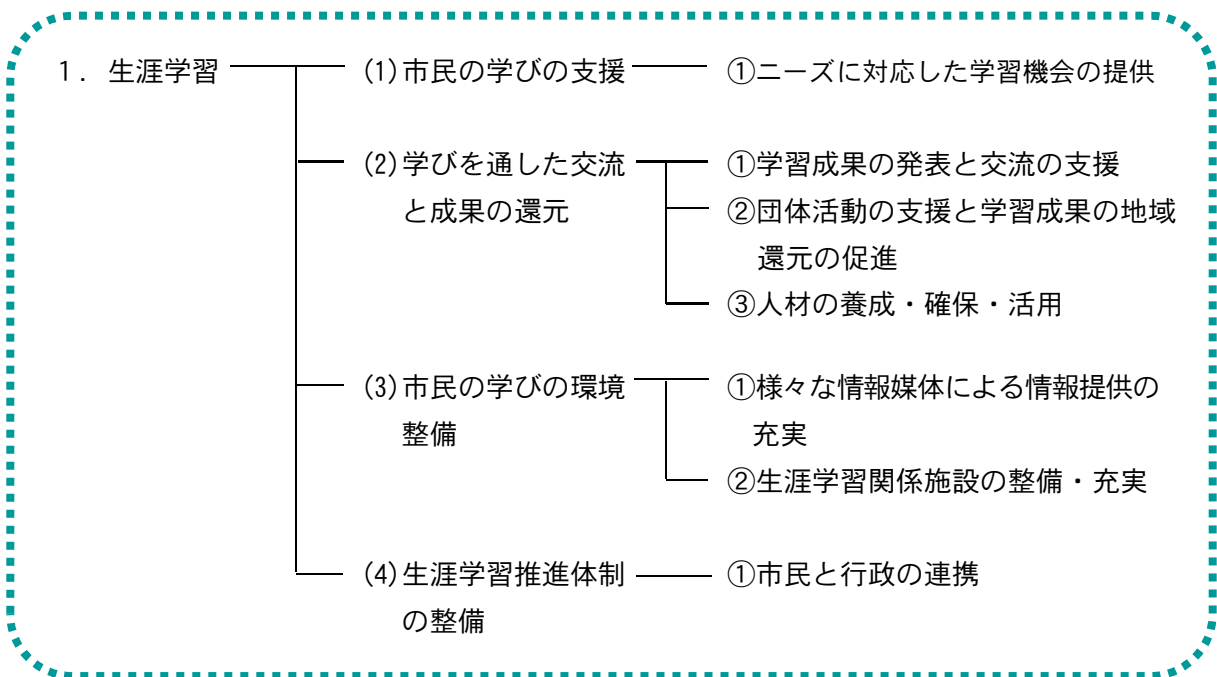
このような学習ニーズに対応するためには、生涯にわたりそれぞれに適した学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会、すなわち「生涯学習社会」を構築していくことが肝要となります。

中央図書館を開設するなど、生涯学習関係施設の充実を図りましたが、今後も、学習機会の提供や人材の育成、情報提供等により学びの環境を整えるとともに、学びを通じた市民の交流や学習成果の地域への還元を促進し、生涯学習推進体制の整備を図るなど、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進していく必要があります。

■基本方針■

だれもが生涯を通じて質の高い学習に取り組むことができ、その成果を生かすことのできる社会を実現するため、情報の提供による学習支援体制の充実を図り、学びを通じた交流と学習成果の地域還元を促進するとともに、生涯学習推進体制の整備を進め、生涯学習に関する施策を総合的・効率的に推進します。

■施策の体系■



第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 市民の学びの支援

施策内容	
①ニーズに対応した学習機会の提供	○だれもが身近な場所で、それぞれのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、講座・教室などのあり方を工夫します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
まちづくりふれあい講座の講座数	60 講座	65 講座

(2) 学びを通じた交流と成果の還元

施策内容	
①学習成果の発表と交流の支援	○学習成果の発表や、学びを通じた交流活動について、それぞれの実情に応じた適切な支援を行います。
②団体活動の支援と学習成果の地域還元の促進	○活動機会拡充の支援や情報提供など、団体の活動の支援を図ることにより、学習成果の地域への還元を促進します。
③人材の養成・確保・活用	○現在行われているボランティアを中心とした人材の活用制度について十分な周知を図るとともに、ボランティアを求める需要者と適切にコーディネート [*] する体制の整備を図るなど、制度の有効活用を推進します。 ○生涯学習の支援者・助言者として職員の資質や能力を向上させるため、各種研修への参加等を通じて職員の資質・能力の向上を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
公民館まつり来場者数	10,589 人	14,000 人
生涯学習ボランティアバンク [*] の登録者数	43 人	50 人

(3) 市民の学びの環境整備

施策内容	
①様々な情報媒体による情報提供の充実	○市の生涯学習情報提供システム「まなびネットやちよ」について周知を図るとともに、同システムによる情報提供を充実させます。 ○インターネット以外にも様々な情報媒体による情報の提供を図ります。 ○関係機関が連携し、情報の共有化を図った上で、市民の求める情報を適切に提供する学習相談を行います。
②生涯学習関係施設の整備・充実	○既存施設の弾力的な運用を図るとともに、市民のニーズを的確に把握した上で、生涯学習関係施設の様々な整備のあり方について検討を行います。

^{*}コーディネート＝調整し全体をまとめること

^{*}生涯学習ボランティアバンク＝各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する制度

第2章 教育文化都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成 32 年度末)
生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合	19.9 %	50 %
市民一人当たりの年間図書貸し出し冊数	4.81 冊	5.41 冊

(4) 生涯学習推進体制の整備

施 策 内 容	
①市民と行政の連携	○生涯学習行政を推進するに当たり、市民と行政の多岐にわたる連携を図ります。

■主な事業

公民館耐震診断事業 / 子ども読書活動推進事業 / ブックスタート事業
中央図書館運営管理事業

●まちづくりふれあい講座実施状況

	講座数	開催回数	参加人数
平成 22 年度	講座 50	回 269	人 11,981
23	50	288	9,422
24	54	334	11,093
25	55	362	10,909
26	61	381	11,621

資料：生涯学習振興課

●公民館利用状況

(単位：人)

	利用者数									
	総数	大和田	阿蘇	高津	勝田台	八千代台	村上	睦	八千代台東南	緑が丘
平成 22 年度	219,006	19,004	9,029	15,417	25,821	33,037	23,703	14,149	25,314	53,532
23	208,864	13,775	8,319	17,069	24,333	32,941	22,480	14,022	26,483	49,442
24	215,057	17,422	8,312	17,260	23,459	33,621	22,322	14,912	27,820	49,929
25	206,992	16,264	8,299	15,519	21,823	32,595	21,884	14,380	26,476	49,752
26	207,126	15,821	9,756	14,761	20,978	20,126	20,898	13,566	28,015	63,205

資料：公民館

第2章 教育文化都市をめざして

●図書館利用状況

(単位：人)

	登録者数										
	総数	中央図書館		大和田図書館		八千代台図書館		勝田台図書館		緑が丘図書館	
		児童	一般	児童	一般	児童	一般	児童	一般	児童	一般
平成22年度	45,042	-	-	1,763	5,897	971	6,285	1,577	10,705	4,833	13,011
23	46,185	-	-	1,672	6,037	926	6,250	1,561	10,930	5,005	13,804
24	45,932	-	-	1,610	6,006	872	6,069	1,483	10,773	4,964	14,155
25	44,202	-	-	1,545	5,792	786	5,799	1,432	10,294	4,632	13,922
26	62,569	-	-	1,959	8,195	997	8,081	1,793	14,554	5,834	21,156
27	72,494	2,047	5,119	1,670	8,797	841	8,627	1,462	15,441	4,860	23,630

※但し、27年度については、12月末日とする。

(単位：冊)

	貸出冊数										
	総数	中央図書館		大和田図書館		八千代台図書館		勝田台図書館		緑が丘図書館	
		児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書	児童書	一般書
平成22年度	1,139,572	-	-	77,522	129,569	34,483	112,450	60,735	186,068	371,869	166,876
23	1,082,190	-	-	75,982	126,555	32,480	109,268	55,311	177,040	151,926	353,628
24	1,035,857	-	-	74,475	123,177	29,201	102,537	53,029	170,792	150,151	332,495
25	954,423	-	-	68,529	113,541	26,720	98,063	47,330	158,679	138,212	303,349
26	919,625	-	-	63,277	111,695	27,355	97,624	45,706	149,396	136,645	287,927
27	885,014	90,149	108,076	44,116	80,251	24,130	78,903	32,356	106,121	102,702	218,210

※但し、27年度については、12月末日とする。

資料：中央図書館



第2章 教育文化都市をめざして

第3節 文化

1. 市民文化

■現況と課題■

近年、ライフスタイルや社会情勢が大きく変化してきており、市民の価値観は物の豊かさに加え、心の豊かさを求める傾向にあり、市民が主体的に文化芸術に触れ、活動することができる環境の整備が求められています。

本市には、芸術文化協会を中心とする文化芸術団体が数多くあり、公民館のサークル活動を含め、幅広い分野にわたり、文化芸術活動が活発に行われています。

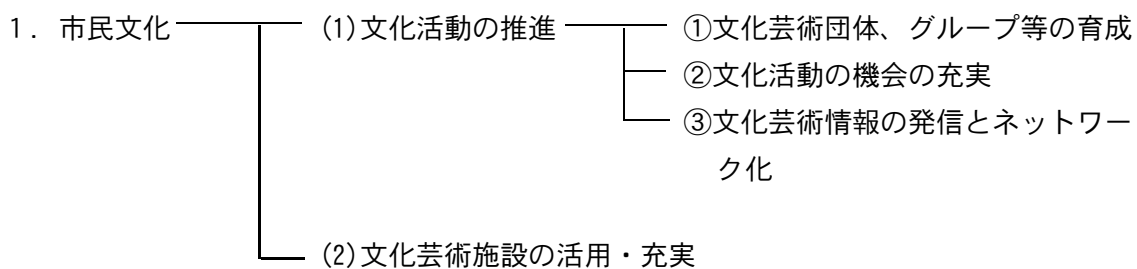
こうした活動は、個性と魅力あるまちづくりや市民の一体感の醸成に欠かせない重要な要素です。

市民ギャラリーを開設するなど、文化芸術施設の充実を図りましたが、今後も団体や指導者の育成をはじめ、市民主体の文化芸術活動の活性化を促す環境づくりを進めていく必要があります。

■基本方針■

市民の自主的な文化芸術活動への支援を実施し、文化芸術団体やグループ及びその活動を支える人材の育成と、活動機会の提供に努めます。また、市民の活動の拠点となる文化芸術施設の活用・充実を図ります。

■施策の体系■



第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 文化活動の推進

施策内容	
①文化芸術団体、グループ等の育成	○地域における市民の自主的な文化活動を振興するとともに、身近において優れた文化芸術に触れる機会を醸成するため、市内の文化芸術団体の育成と活動の支援を行います。
②文化活動の機会の充実	○市民文化祭をはじめ、多彩な文化的行事を開催し、市民が優れた文化芸術を学び鑑賞する機会の提供及び創作・発表する機会の充実を図ります。
③文化芸術情報の発信とネットワーク化	○アーティストバンク制度*を導入・活用し、市域における文化芸術資源の発掘や情報の発信を行います。また、市内の各種団体及び文化施設の指定管理者との連携を図り、文化芸術情報のネットワーク化を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
市民文化祭参加団体数	35 団体	40 団体
市民文化祭参加者・参観者数	51,803 人	52,000 人

(2) 文化芸術施設の活用・充実

施策内容
○市民の多様な文化活動のニーズに対応するため、施設の活用・充実に努めます。
○文化芸術施設において、市の収蔵美術品の紹介や市民の美術作品発表の機会の提供を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
文化施設利用人数	318,879 人	471,000 人

■主な事業

アーティストバンク制度導入事業 / 文化芸術団体育成事業
市民文化祭等の開催事業 / 文化施設運営管理事業

*アーティストバンク制度＝アーティストの情報を収集、公開することにより、アーティストに活動の機会を提供するとともに、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図ることを目的とした制度

第2章 教育文化都市をめざして

●市民会館利用状況

	総数		大ホール (ホワイエ含む)		小ホール (ロビー含む)		会議室等		星裏一 版画 展示室
	件	人	件	人	件	人	件	人	人
平成22年度	1,568	163,350	187	95,290	166	30,585	1,215	35,517	1,958
23	603	49,038	59	26,357	58	8,914	486	13,150	617
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	2,545	164,698	191	86,213	186	30,238	2,168	48,247	-
26	3,332	185,886	183	89,757	216	35,177	2,933	60,952	-

※リニューアル整備事業に伴い、市民会館は平成23年8月から平成25年3月まで休館

※星裏一版画展示室は平成23年7月31日をもって閉室

●文化センター利用状況

	総計		八千代台		勝田台									
			ホール	ホール	展示室	音楽室	スタジオ	ステーション ギャラリー						
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
平成22年度	2,008	139,396	606	28,158	247	30,157	337	20,215	372	11,320	379	1,710	67	47,836
23	2,064	143,491	603	28,024	287	39,399	334	19,082	363	12,726	412	2,229	65	42,031
24	2,179	158,686	589	31,846	320	46,330	382	21,457	385	12,552	427	2,174	76	44,327
25	1,999	142,282	589	30,960	291	35,763	335	20,622	340	11,081	374	1,710	70	42,146
26	2,064	132,993	602	30,661	267	30,220	316	16,488	345	10,741	463	1,624	71	43,259

資料：文化・スポーツ課



2. 文化財

■現況と課題■

市内には、歴史や風土の中で培われ育まれてきた様々な文化遺産が数多く残されており、市の貴重な文化の資産となっていますが、都市化の進展及び社会や生活環境の変化の中で失われ、忘れられようとしているものも少なくありません。

本市では、貴重なものを市の文化財に指定するなど、その保存や保護及び支援に努めてきました。

また、保存会などの協力を得て、郷土博物館や文化伝承館の事業を通し、民俗芸能や伝統文化の保存・継承活動も進めています。

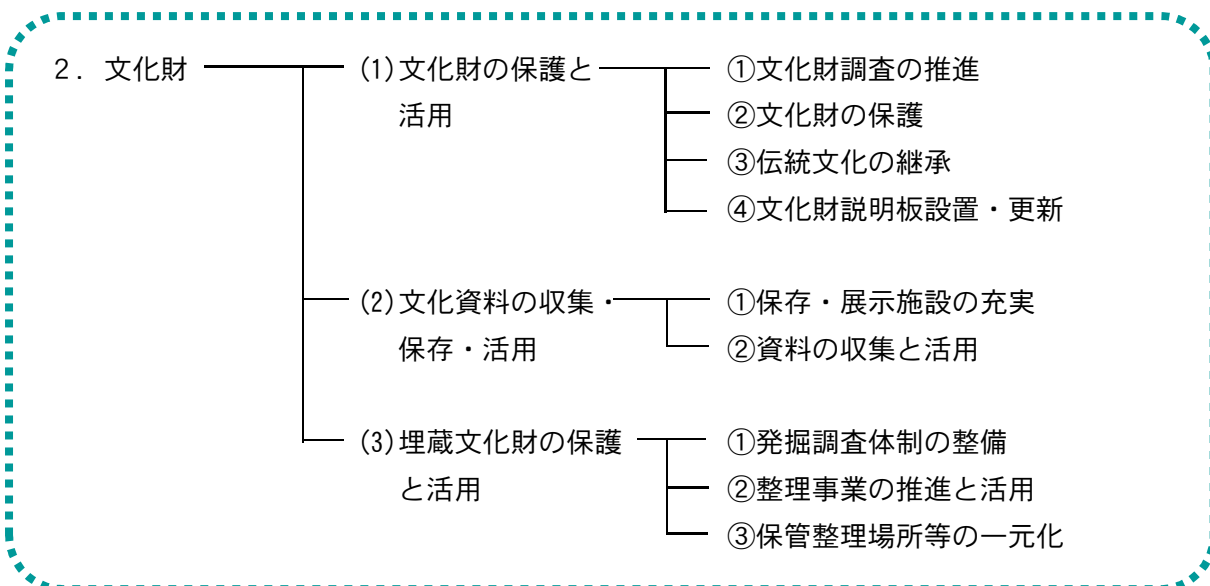
今後も残された文化遺産の調査・研究を進め、その保護と保存に努めるとともに、民俗芸能の鑑賞や祭等の伝統的な文化活動及び保存や保護活動への市民参加の推進を図り、地域文化への認識を深め、次代へと継承していく必要があります。

また、埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料の管理・整理場所の一元化と、併せて出土文化財の展示を行う場所の確保を図り、市民への出土文化財の広報・普及活動を迅速化させ、市民の文化財保護への関心をより高めていく必要があります。

■基本方針■

貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財の調査・研究に努め、保護と活用を図ります。

■施策の体系■



第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 文化財の保護と活用

施 策 内 容	
①文化財調査の推進	○文化財の調査・研究に努め、重要なものを市の文化財に指定し、保護と活用を図ります。
②文化財の保護	○文化財を次代に継承していくため、文化財保護の普及・啓発に努めるとともに、維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。
③伝統文化の継承	○伝統文化や民俗文化の保存や継承のための基礎調査を推進します。 ○社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について、映像や音声による記録保存や復活などにむけた資料の調査・整理に努め、その振興を図ります。
④文化財説明板設置・更新	○更新時期をむかえた文化財説明板や、未設置の市指定文化財などの文化財説明板の設置・更新を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年度末)
市指定文化財件数	26 件	29 件

(2) 文化資料の収集・保存・活用

施 策 内 容	
①保存・展示施設の充実	○文化財の適切な保存・管理を図るとともに、一般公開や企画展の開催のため、保存・展示施設の充実を図ります。 ○伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため、文化伝承館の維持管理、充実を図ります。
②資料の収集と活用	○収集した資料の活用のため講座・常設展・企画展の充実を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年度末)
郷土博物館入館者数	27,758 人	30,000 人
文化伝承館入館者数	16,231 人	18,000 人

第2章 教育文化都市をめざして

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

施策内容	
①発掘調査体制の整備	○貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように、関係機関との連携を強化し、遺跡調査や発掘体制の整備・充実を図ります。
②整理事業の推進と活用	○出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに、資料を活用した学習機会の提供に努めます。
③保管整理場所等の一元化	○整理事業の効率化を促進するため、整理作業と出土資料の保管場所の一元化を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
出土文化財展示会等来場者数	581人	1,100人

■主な事業

文化財保護普及事業 / 郷土博物館運営事業 / 文化伝承館運営事業



第2章 教育文化都市をめざして

●市指定文化財

平成27年12月31日現在

	種別	名称	所在地又は伝承地	管理者等	指定年月日
	(細分)				
県	有形文化財(彫刻)	木造釈迦如来立像	村上1530-1	正覚院	S35.6.3
	民俗文化財(無形)	下総三山の七年祭り	船橋市三山5-20-1 二宮神社	七年まつり保存会	H16.3.30
市	民俗文化財(無形)	佐山の獅子舞	佐山1921 熱田神社 佐山2118 妙福寺	佐山獅子舞保存会	S47.2.22
		村上之神楽	村上43 七百余所神社	村上神楽保存会	S47.2.22
		勝田の獅子舞	勝田572 駒形神社 勝田592 円福寺	勝田大同団	S51.8.13
		高津のハツカビシヤ	高津294 高津比咩神社	高津自治会特別委員会	H15.1.24
		高津新田のカラスビシヤ	八千代台西9-3-15 諏訪神社	高津新田のカラスビシヤ 保存会	H15.1.24
	民俗文化財(有形)	戒壇石(銘、禁芸術売買之輩)	米本1587	長福寺	S53.11.11
		下総式板碑	神野744 玉蔵院	神野区	S53.12.13
		雨乞い祈祷の絵馬	萱田476	飯綱神社	S56.12.21
		伝・村上綱清の墓石	米本1587	長福寺	S56.12.21
		長福寺の板碑一括	米本1587	長福寺	S56.12.21
		神馬の絵馬	萱田476	飯綱神社	S56.12.21
		飯綱神社の玉垣彫物	萱田476	飯綱神社	S56.12.21
	有形文化財(建造物)	正覚院釈迦堂	村上1530-1	正覚院	S52.12.10
		宝篋印塔	村上1530-1	正覚院	S53.11.11
		飯綱神社鐘楼	萱田476	飯綱神社	S63.7.1
		飯綱神社本殿	萱田476	飯綱神社	H4.6.25
		米本稻荷神社本殿	米本2424	稻荷神社	H8.4.1
	有形文化財(歴史資料)	羯鼓	村上1170-2	村上神楽保存会 郷土博物館(寄託)	S53.11.11
		下総国印旛沼 御普請堀割絵図	村上1170-2	個人蔵 郷土博物館(寄託)	S53.11.11
		天保七年米本村絵図	村上1170-2	郷土博物館	H12.12.22
	有形文化財(彫刻)	すわり地藏	米本2559-1	米本区	S53.12.13
	記念物(史跡)	七百余所神社古墳	村上433	七百余所神社	S53.11.11
		根上神社古墳	村上2698	根上神社	S53.11.11
	天然記念物	イヌザクラ	村上2819-1	浅間神社	H6.12.26
	有形文化財(考古資料)	石枕	村上1170-2	郷土博物館	H20.1.18
		上谷遺跡をはじめ新川流域 出土の祭祀関連墨書土器群	村上1170-2	郷土博物館	H26.7.23

資料：教育委員会(教育総務課)

第4節 スポーツ・レクリエーション

1. スポーツ・レクリエーション

■現況と課題■

スポーツは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。

本市では、体育協会をはじめとするスポーツ団体への活動支援を図り、地域スポーツ体制の強化に努め、スポーツ競技力の向上や市民の健康増進・余暇活動の充実に向け、各種スポーツ大会・教室の開催を支援しています。

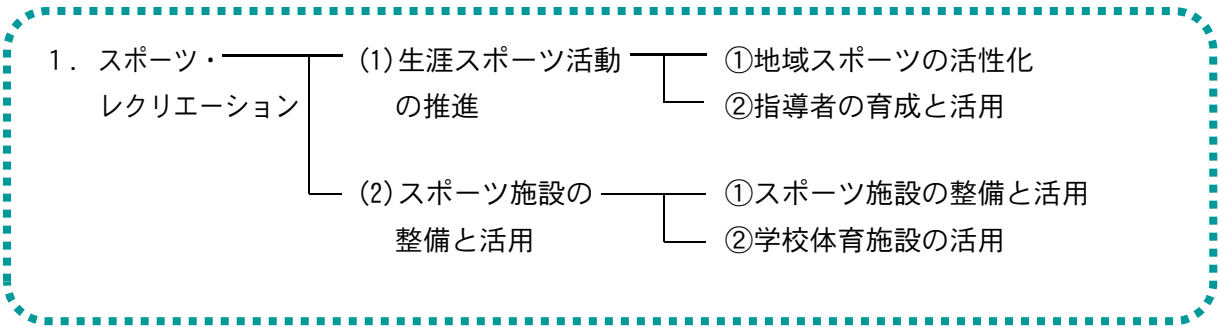
生涯にわたってスポーツに親しむためには、自らが体を動かして楽しむ「するスポーツ」だけでなく、スポーツを観戦して見て楽しむ「みるスポーツ」、スポーツ大会等にボランティアとして参加して楽しむ「ささえるスポーツ」といった観点からのスポーツ活動を推進することが必要です。

総合グラウンドを開設するなど、スポーツ施設の充実を図りましたが、今後も、スポーツ施設の整備と活用を進めていくとともに、指導者、各種スポーツ団体、クラブなどの育成や人生の各期に応じたスポーツの普及などスポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

■基本方針■

市民のスポーツ・レクリエーションに関する自発的な活動や体育協会をはじめ各種スポーツ団体・地域スポーツクラブの活動支援に努めます。また、指導者やボランティアの育成・確保を図り、広く市民がスポーツ・レクリエーションを行うことができるよう、推進体制の確立と施設の充実に努めます。

■施策の体系■



第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 生涯スポーツ活動の推進

施策内容	
①地域スポーツの活性化	○市民のスポーツ・レクリエーションに関する自発的な活動を支援するため、スポーツ推進委員の資質の向上と活動の推進に努めます。 ○体育協会をはじめ各種スポーツ団体・ <u>総合型地域スポーツクラブ</u> [*] の活動支援に努めます。
②指導者の育成と活用	○本市のスポーツの実態に合った指導者の育成や、指導者相互のネットワーク化を確立し、情報の交換を図りながら市民のスポーツニーズに応じて指導者を活用していきます。

【指標】

区分	現況値	目標値(平成32年度末)
スポーツ推進員依頼講座数	35回	52回
総合型地域スポーツクラブ数	1団体	3団体

(2) スポーツ施設の整備と活用

施策内容	
①スポーツ施設の整備と活用	○地域スポーツの活動拠点として活用するため、総合グラウンドを含む市内スポーツ施設を有効に活用します。
②学校体育施設の活用	○小中学校の体育施設(校庭・体育館・プール)は地域のスポーツ活動の場として重要な役割を果たしています。今後も市民がスポーツ活動に親しめるよう、学校体育施設の有効活用を推進するとともに、受益者負担のあり方について検討します。

■主な事業

各種スポーツ団体支援事業 / スポーツ施設整備及び活用事業
学校体育施設開放事業

^{*}総合型地域スポーツクラブ=地域を母体とし、子どもから大人までのあらゆる年齢層が様々なスポーツ活動等を行う組織

第2章 教育文化都市をめざして

●運動施設利用状況

年 度	総利用者数	市 民 体 育 館						総合運動 公園 野球場	萱田地区 公園 野球場
		主体育室	小体育室	第一 武道室	第二 武道室	第三 武道室	トレーニング室		
平成22年度	285,063	71,216	14,660	27,409	14,980	7,167	13,528	28,068	11,193
23	285,034	77,950	10,398	25,038	13,463	4,972	10,976	27,162	9,316
24	307,574	90,501	13,165	23,439	12,472	5,288	12,009	24,855	8,958
25	334,899	84,170	11,870	23,583	12,785	4,757	12,699	28,681	8,126
26	359,133	82,019	13,698	23,765	14,765	4,223	13,580	13,823	8,118

年 度	総合運動 公園 庭球場	萱田地区 公園 庭球場	村上第一 公園 庭球場	八千代台 近隣公園 小体育館	勝田台 中央公園 小体育館	総合 グラウンド	睦 スポーツ 広 場	上高野 多目的 グラウンド
平成22年度	52,235	8,168	14,143	12,197	-	-	10,099	-
23	57,057	8,752	15,520	12,004	-	-	12,426	-
24	58,280	8,795	16,966	11,730	-	-	12,046	9,070
25	56,709	8,380	16,676	10,888	33,464	-	14,705	7,406
26	54,105	9,725	17,740	11,593	40,713	30,347	14,110	6,809

資料：文化・スポーツ課



第2章 教育文化都市をめざして

第5節 青少年健全育成

1. 青少年健全育成

■現況と課題■

本市の次代を担う青少年が、国際的視野と豊かな情操を培い、自主性と社会性を備え、健康で明るく心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

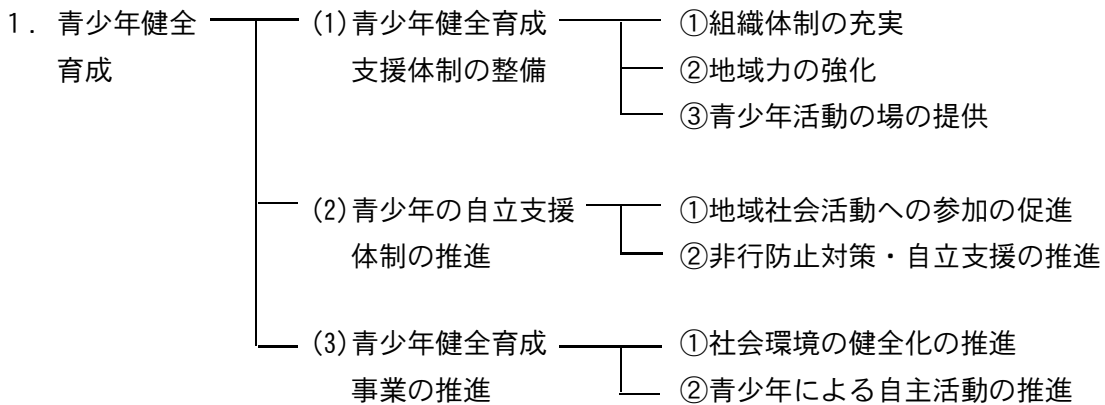
しかし、核家族化・少子化の進行、情報化の進展など、青少年を取り巻く社会環境は近年著しく変化し、物質的な豊かさや生活の利便性が増す中、心のよりどころとなる社会体験や自然体験などの機会が不足し、心の豊かさやたくましく生きる力が失われつつあり、ニート^{*}やひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する問題も生じています。

また、近年の情報技術の発達による青少年に悪影響を及ぼす有害環境の浄化や、青少年自らが積極的に社会参加し自立するための支援の情報提供など、健全な環境を整備していくためには、関係機関や団体、地域住民との連携により地域力を高めていく必要があります。

■基本方針■

青少年自らが自己目的を実現するために積極的に社会参加し、自立した人間として必要な判断力、実行力及び豊かな感性を身につけるために、家庭・学校・関係機関等及び地域住民との連携を図りながら、青少年健全育成施策を計画的・総合的に推進します。

■施策の体系■



*ニート＝就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態を指す言葉。日本では、15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず職業訓練も受けていない、求職活動に至っていない者を指す。Not in Education, Employment or Trainingの頭文字をとって「NEET」

第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 青少年健全育成支援体制の整備

施策内容	
①組織体制の充実	○青少年問題協議会を中心に、家庭や学校・地域・関係機関などと連携を深めながら、学校外活動を推進するなど指導・育成体制の充実を図ります。 ○青少年相談員や青少年指導員を委嘱し、健全育成活動に関わるボランティアの育成を図ります。
②地域力の強化	○指導者の養成に必要な知識、技術の研修を行うなど、地域の指導者育成や関係団体の活動を支援します。
③青少年活動の場の提供	○子どもたちが自然の中で遊びながら学べる体験学習の場の提供を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
青少年育成団体数	53 団体	56 団体

(2) 青少年の自立支援体制の推進

施策内容	
①地域社会活動への参加の促進	○青少年がボランティア活動などを通して、社会のルールや自ら考え行動する力を身につけ、社会的に自立できるよう支援します。
②非行防止対策・自立支援の推進	○青少年の非行防止のため、相談や指導体制の充実を図り、街頭指導などの補導活動を推進します。また、再び非行を犯さないよう、地域の人々や関係団体と連携をとりながら、多様な立ち直りの支援を推進します。

(3) 青少年健全育成事業の推進

施策内容	
①社会環境の健全化の推進	○青少年の健全な環境づくりのために講演会を開催したり、地域の関係団体と連携し、有害図書対策や薬物乱用防止などの啓発活動を推進します。
②青少年による自主活動の推進	○「八千代市子ども憲章」の目標を日頃の生活の中で実践したり、また様々な交流活動を通して、青少年の視野を広め、親睦・友好を深めるとともに、自主的な参加と活動を推進します。

■主な事業

青少年指導育成事業 / 青少年交流事業 / 青少年センター運営事業

第2章 教育文化都市をめざして

●少年補導状況

(単位：件)

	総数	飲酒	喫煙	薬物乱用	刃物等所持	粗暴行為	金品不正要求	深夜徘徊	家出
平成23年	1,401	47	402	0	2	4	0	707	2
24	1,142	22	395	1	0	20	0	470	2
25	1,043	19	220	0	0	3	0	660	2
26	1,296	7	322	0	1	6	0	826	1
27	1,078	21	359	0	0	5	0	604	0

	無断外泊	不健全性的行為	性的いたづら	不良交友	怠学	不健全娯楽	金品持出し	暴走行為	その他
平成23年	1	0	0	41	34	21	1	14	125
24	13	0	0	20	76	16	13	5	89
25	8	2	0	18	27	10	2	11	61
26	2	3	0	3	22	5	2	7	89
27	7	0	0	5	14	6	0	5	52

資料：八千代警察署

第6節 男女共同参画社会

1. 男女共同参画社会

■現況と課題■

男女共同参画の理念は様々な分野に広がり、男女共同参画社会の形成は着実に進みつつあります。

しかし、意識改革やあらゆる分野での方針決定への参画、仕事と家庭や地域生活の両立、女性の職業能力の形成など、主要な課題の解決は十分に進んでいるとは言えません。

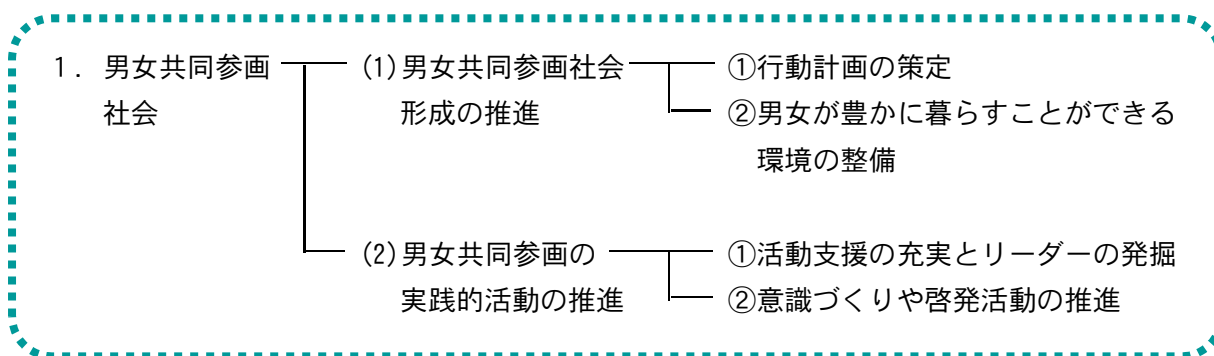
また、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少する中、地域経済の活性化に向け、女性の就業支援や子育て支援策の充実に向けた取り組みが必要です。

市民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、充実した人生を築くためには、女性と男性が等しく認め合い、共に支えあう社会の実現に向けた取り組みが重要です。男女共同参画について一層の意識の醸成を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*}）を推進し、市民・地域団体・企業等の主体的な参画と連携のもと、実践的に男女共同参画を推進していく必要があります。

■基本方針■

男女共同参画社会の実現を目指して、国・県・近隣自治体等との連携を積極的に取りつつ、市民・地域団体・企業等の主体的な参画による実践的活動に努め、あらゆる分野における男女共同参画に関する施策を推進します。また、女性の活躍推進に向けて、就労を希望する女性に対し再就職や起業のための情報提供を行い、必要な知識・技術の習得等を支援することで、女性がいきいきと仕事を続けられる活力ある地域づくりに努めます。

■施策の体系■



^{*}ワーク・ライフ・バランス＝「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 男女共同参画社会形成の推進

施策内容	
①行動計画の策定	○男女共同参画に関する諸施策を計画的に推進するための調査・研究を行い、施策の指針となる行動計画を策定し実践します。
②男女が豊かに暮らすことができる環境の整備	○男性・女性それぞれの人権が尊重され、豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、意識の醸成、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。また、様々な分野における多様な主体のネットワーク化による連携・協力を図るための活動拠点や相談体制の充実を図るなど、環境の整備に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
男女共同参画社会が進んでいると感じている市民の割合	12.9 %	15 %

(2) 男女共同参画の実践的活動の推進

施策内容	
①活動支援の充実とリーダーの発掘	○関係団体との連携に努め活動支援を行うとともに、自主学习グループの育成を図り、男女共同参画を推進するリーダーの発掘に努めます。
②意識づくりや啓発活動の推進	○男女共同参画社会の形成に向け、啓発事業や啓発活動を行い男女平等意識の向上を図ります。 ○市ホームページ等を通じた情報提供を行います。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
各種審議会等における女性委員の登用率	31.7 %	35 %

■主な事業

男女共同参画に関する情報提供事業 / 女性、こころの悩み電話相談事業
男女共同参画センター運営事業

第7節 多文化共生

1. 多文化共生

■現況と課題■

本市の外国人数は、平成21年度をピークとし、その後平成25年度までは毎年減少しています。平成26年度3月末現在の外国人数は3,761人、人口比1.93%であり、前年度より微増となっています。また、国籍別でみた外国人数（平成26年12月末現在）は、県全体ではブラジルとペルーが1位となっていますが、本市だけでみると、平成25年度からブラジルを抑えて、中国が最も多くなっています。また、本市在住ベトナム国籍の約6割が米本団地に集住しているため、この地区を含め、多文化交流センターのような交流拠点の整備が必要とされています。

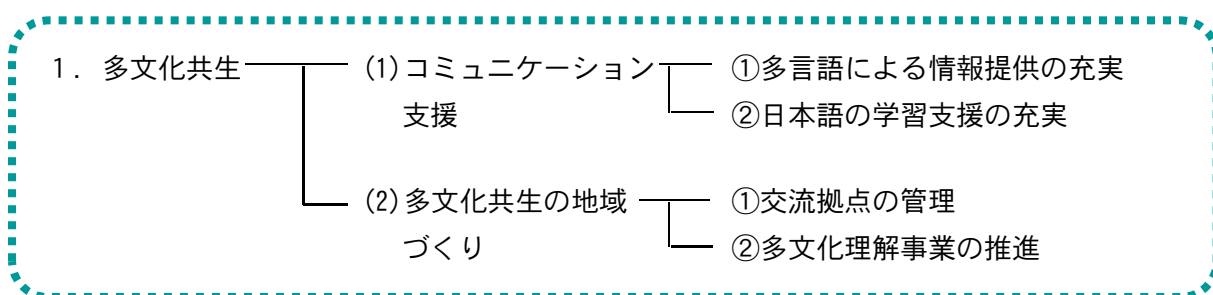
外国人住民にとっての生活しやすい環境とは、外国人自らが地域住民の一員としての自覚を持ち、地域の人たちと支え合いながら暮らせることであり、それには市民一人ひとりの多文化共生への深い理解を得ることが課題となります。そのため、各地域における身近な交流会の開催に向けて、関連機関との連携をさらに強化し、国際交流の支援に努めてまいります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを踏まえ、多言語によるボランティア通訳の整備についても、今後の状況を見据えながら、県及び関連団体等に協力を仰ぎ支援に努めてまいります。

■基本方針■

外国人が生活する上で必要な生活・防災等の情報を多言語で提供するとともに、学校制度等の周知や日本語の習得機会の充実を図ります。また、外国人住民と市民との交流を促進し、地域社会に参加しやすい環境整備や姉妹都市等との国際交流の推進により、市民が様々な文化の理解を深めることで、すべての人々が互いの文化を認め合い、良好な関係を築きながら誰もが自立して暮らすことができる「多文化共生社会^{*}」の形成を目指します。

■施策の体系■



^{*}多文化共生社会＝外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会

第2章 教育文化都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) コミュニケーション支援

施策内容	
①多言語による情報提供の充実	○生活する上で必要な情報を多言語で提供する体制の充実を図ります。 ○外国人のための相談窓口の設置を推進します。
②日本語の学習支援の充実	○学校や市民団体等と連携し、日本語の習得機会の充実を図ります。 ○日本語指導者の育成を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
日本語講座の開設数	9 教室	11 教室

(2) 多文化共生の地域づくり

施策内容	
①交流拠点の管理	○互いの文化を理解するため、交流機会の提供及び交流の場の管理・運営を行います。
②多文化理解事業の推進	○タイラー市、バンコク都などとの国際交流を通じた、多文化理解事業を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
交流会などの参加者数	3,108 人	3,108 人

■主な事業

国際推進事業 / 多文化交流センター運営管理事業

第2章 教育文化都市をめざして

●八千代市の総人口に占める外国人数の割合

各年3月末日現在

	総人口	外国人数	外国人数／総人口
	人	人	%
平成5年	152,948	1,614	1.06
10	164,062	2,569	1.57
15	179,062	3,219	1.80
20	188,624	3,815	2.02
25	193,332	3,698	1.91

※平成20年までは外国人登録者数

資料：戸籍住民課

●千葉県の外国人数（上位10カ国）

平成26年12月末現在（外国人数：111,355人）

順位	国名	人数	割合	外国人数が多い上位3市		
				1位	2位	3位
		人	%	人	人	人
1	中国	40,932	36.8	千葉市 9,595	船橋市 5,600	松戸市 5,196
2	フィリピン	16,159	14.5	千葉市 2,377	松戸市 1,539	市原市 1,526
3	韓国・朝鮮	15,996	14.4	千葉市 3,761	船橋市 1,682	松戸市 1,614
4	ベトナム	5,497	4.9	松戸市 1,248	船橋市 885	千葉市 607
5	タイ	5,031	4.5	千葉市 479	市川市 430	成田市 338
6	ブラジル	3,168	2.8	八千代市 595	市原市 367	千葉市 366
7	ネパール	2,791	2.5	船橋市 651	市川市 555	千葉市 423
8	ペルー	2,643	2.4	八千代市 398	成田市 385	千葉市 278
9	台湾	2,505	2.2	千葉市 333	市川市 252	船橋市 196
10	米国	1,998	1.8	千葉市 381	市川市 225	船橋市 194

資料：千葉県国際室

第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

第2節 資源循環型社会の形成

第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

1. 生活環境

■現況と課題■

私たちが安心して暮らすうえで、生活環境の適正な保全是非常に重要な課題となっています。環境関連法規の整備や環境対策技術の進歩、環境意識の高まりにより、国全体としての環境の改善は見られるものの、地域的には、自然的・社会的条件等から、なかなか解決できない問題も残されています。

こうした問題への対応には、環境監視による発生源の把握及び指導はもとより、事業者や市民の協力を得ながら環境への負荷を低減する対策を進め、生活環境を保全する必要があります。

環境への負荷は、事業活動によるものだけではなく、私たちの日々の暮らしに伴うものも大きく影響しています。したがって、私たち自身も環境に負荷をかけない暮らし方や近隣公害*への配慮が求められています。

このことから、生活環境を保全するための各種計画及びこれらの計画等に基づく有効な調査と的確な対策が喫緊の課題となっています。

美しい自然景観を破壊する原因のひとつに、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立てがあります。こうした問題に対しても、行政と市民が一体となった監視や厳しい指導が求められています。

■基本方針■

環境保全の基本となる、大気、水質、土壌、地質、騒音・振動など各種環境状況の把握に努め、環境基準を超えるものについては、必要に応じて規制・指導等を行うとともに、事業場との協定等を通じて事業活動由来の環境負荷の低減と公害の未然防止を図ります。さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対応に努めます。

日常生活から発生する環境負荷の低減にも努め、特に水質汚濁への影響が大きい生活排水については、合併処理浄化槽の普及を進めるなど環境意識の高揚を図り、生活排水対策を推進します。

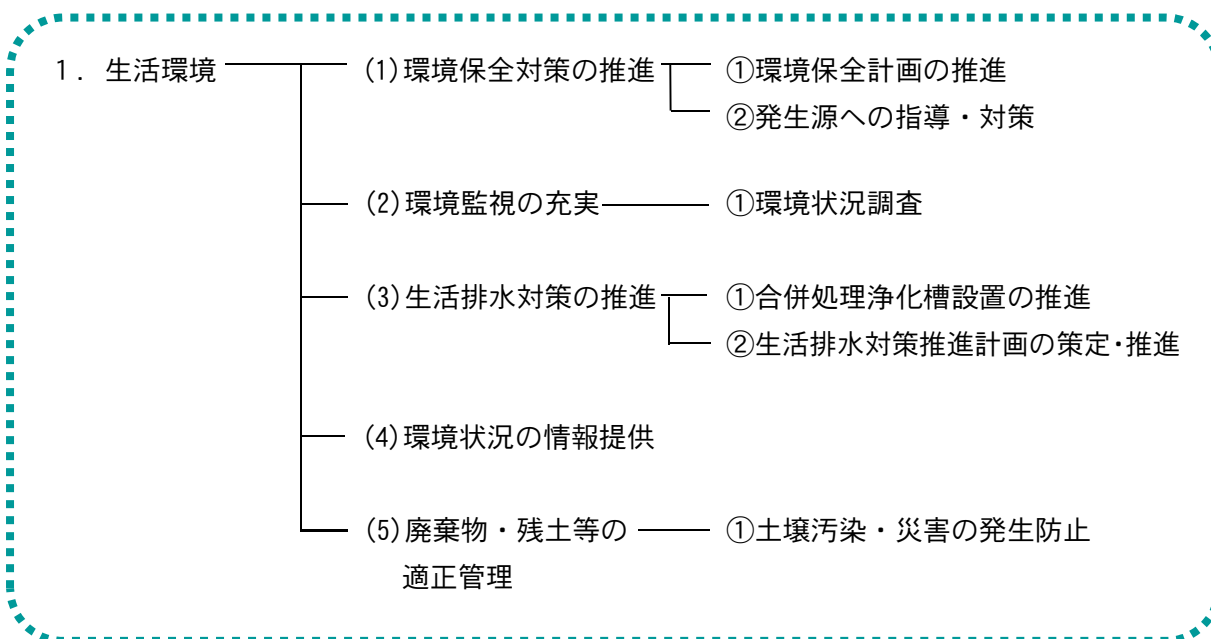
また、生活様式の多様化に伴い、近年は近隣公害などの多様な環境問題が生じており、これらについてもきめ細かい対応により解決を図っていきます。

このほか、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立て等についても未然に防止するなど、生活環境の保全に努めます。

*近隣公害＝飲食店の営業騒音、家庭のエアコンの室外機の騒音、建設工事の騒音・振動など日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブル

第3章 環境共生都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 環境保全対策の推進

施 策 内 容	
①環境保全計画の推進	○今日の社会情勢を考慮し、八千代市第2次環境保全計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に環境施策を推進します。
②発生源への指導・対策	○環境監視の調査結果をもとに生活環境のうえで対策の必要性のある発生源に対して勧告・指導・対策を行います。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年度末)
公共用水域における環境基準達成度	59 %	71 %
大気環境基準の達成度	75 %	77 %

第3章 環境共生都市をめざして

(2) 環境監視の充実

施策内容	
①環境状況調査	○大気環境、水質環境及び土壌、地質環境の汚染状況、並びに騒音・振動の状況を調査・把握し、生活環境保全のための対策を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
地下水環境基準の超過地区数	13 地区	11 地区
井戸水の水質調査本数	2,415 本	2,600 本

(3) 生活排水対策の推進

施策内容	
①合併処理浄化槽設置の推進	○生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水対策重点地域において、補助金を交付し、高度処理型合併浄化槽の整備を推進します。
②生活排水対策推進計画の策定・推進	○生活排水対策推進計画を改定し、生活排水対策を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
合併処理浄化槽の設置補助基数	916 基	1,100 基

(4) 環境状況の情報提供

施策内容	
○各種環境調査により把握した環境の状況や、その結果に基づく施策の実施状況などを広く市民に公表・提供します。	

(5) 廃棄物・残土等の適正管理

施策内容	
①土壌汚染・災害の発生防止	○残土の搬入、埋め立てなどにおいて、不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
残土条例 [*] に基づく指導比率	18.52 %	16.67 %

^{*}残土条例＝正式名は、八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

第3章 環境共生都市をめざして

■主な事業

高度処理型合併処理浄化槽設置事業 / 水環境対策事業 / 大気環境対策事業
音・振動環境対策事業 / 地質環境対策事業

●公害苦情件数

(単位：件)

	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 含水位 低下	土壌汚染	その他
平成22年度	123	13	10	25	8	67	0	0	0
23	159	32	8	44	6	69	0	0	0
24	117	8	3	41	6	58	0	0	1
25	119	10	5	31	6	65	0	0	2
26	108	8	8	33	9	49	0	0	1

資料：環境保全課

●大気汚染の状況

(単位：PPM)

	二酸化硫黄 (SO ₂)	オキシダント (OX)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化窒素 (NO)	浮遊粒子状 物質 (mg/m ³)
平成22年度	0.002	0.046	0.015	0.004	0.024
23	0.002	0.042	0.014	0.005	0.022
24	0.002	0.047	0.013	0.005	0.022
25	0.001	0.048	0.013	0.004	0.022
26	0.002	0.051	0.012	0.003	0.023

資料：環境保全課

測定地点：高津測定局（南高津小学校敷地内）

注）オキシダントの年間値については、昼間の日最高1時間値の年平均値。（昼間とは、5時～20時）

2. 地球温暖化

■現況と課題■

近年の環境問題は、従来からの大気汚染や水質汚濁、さらには、騒音・振動問題等に代表されるような都市・生活型に加え、オゾン層*の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等地球規模へと拡がりを見せています。

とりわけ、地球温暖化問題は、気温の上昇に伴い、異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性感染症の増加等私たちの日常生活に密接に関わるものであり、ひいては人類の生存基盤にまで影響を及ぼすものとなります。

この地球温暖化問題を解決するためには、私たちの生活を省資源・省エネルギー型の生活に見直し、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素型の社会へと変革していく必要があります。節電を中心とした省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の重要性が高まっています。

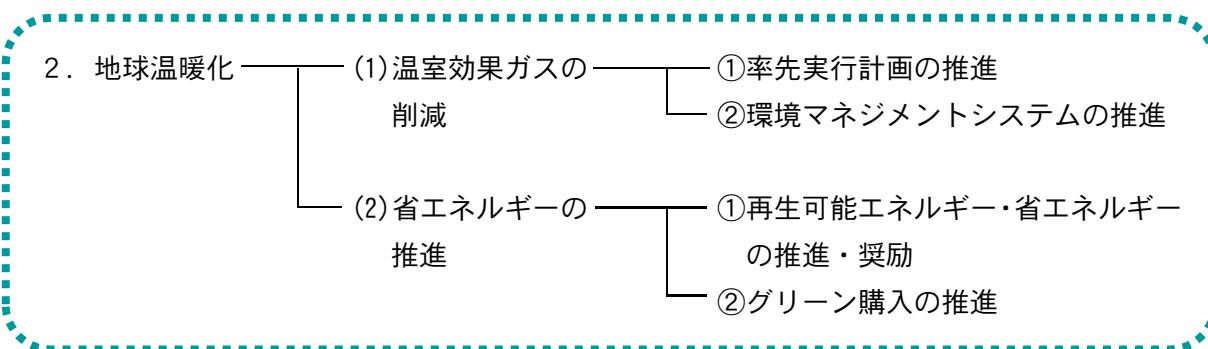
地球温暖化対策やエネルギー対策では、市民や事業者の意識改革や実践といった身近な動きとともに、全世界規模での取組が必要となっています。

■基本方針■

温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減、消費生活での環境への適合等を行動の柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の視点から見た地球温暖化防止を市民、事業者、市が一体となって実行していきます。

また、市民や事業者の意識改革や実践活動を促進するとともに、それぞれが自主的かつ積極的に、そして連携して取組むことができるよう施策の展開を図ります。さらに限りある資源を有効に活用していくため、再生可能エネルギーの導入や普及に向けた取組を実施します。

■施策の体系■



*オゾン層=酸素原子3個からなる物質が地上約10~50km上空の成層圏に多く存在する層のこと

第3章 環境共生都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 温室効果ガスの削減

施策内容	
① 率先実行計画の推進	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「八千代市率先実行計画」をもとに、市の事務事業により排出する温室効果ガス削減に率先して取組めます。
② 環境マネジメントシステムの推進	○環境マネジメントシステムにより、市職員の意識の啓発に努めます。また、事業者の環境に配慮した事業活動を推進するため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
市が事業所として排出しているCO ₂ 量 （市民等が排出するごみに起因するものを除く）	51.1 kg-CO ₂ /m ² （原単位）	50.0 kg-CO ₂ /m ² （原単位）

(2) 省エネルギーの推進

施策内容	
① 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進・奨励	○将来の良好な生活環境を確保するため、市民・事業者・市それぞれの立場における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入に取組めます。
② グリーン購入の推進	○グリーン購入の推進やエコマーク [*] 、省エネラベル ^{**} 等の周知などにより資源循環活動、環境に配慮した行動を推進します。

■主な事業

住宅用省エネルギー設備設置事業

^{*}エコマーク＝公益財団法人 日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負担が少ない商品に付けられたマーク

^{**}省エネラベル＝「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示

3. 生物多様性の保全

■現況と課題■

今日の私たちの生活は、衣食住、医薬品に至るまで生物資源の恩恵を受けることなしに成り立ちません。多様な生物が共存できる環境の中でこそ、私たちも豊かに安心して生活を営むことができます。

本市においても開発の進展、身近な自然の手入れ不足、外来生物の進出等により、地域固有の生物種が、その棲み家を失い、急速に消失していく傾向が見られます。

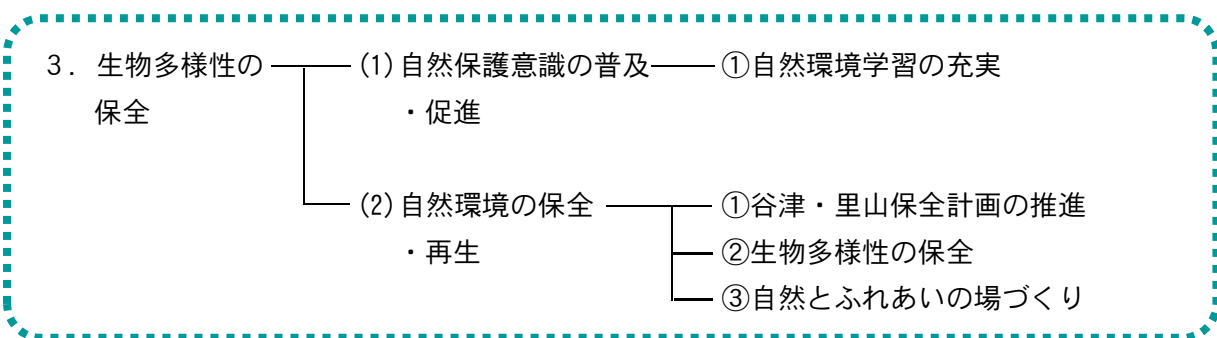
豊かな生物多様性と健全な生態系を守るため、環境学習を通じた自然環境への理解の増進や、多様な生物の棲み家となる谷津・里山をはじめとする自然生態系の保全・再生、そして、地域固有の生物種の保護をいかに進めるかが課題となっています。

■基本方針■

良好な自然環境が残されている谷津や里山の保全を推進するとともに、生物多様性などの自然環境に対する理解を広げるため、広く市民を対象に、自然環境に関する学習会を開催します。

また、八千代市内に自生する野生の動植物を保護するため、生息状況を把握するとともに、こうした貴重な動植物が生息できる環境を保全します。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 自然保護意識の普及・促進

施策内容	
① 自然環境学習の充実	○ 自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
環境学習講座等参加者数	985 人/年	1,100 人/年

第3章 環境共生都市をめざして

(2) 自然環境の保全・再生

施策内容	
①谷津・里山保全計画の推進	○「谷津・里山保全計画」に基づき、市内の谷津・里山の保全・再生を推進します。
②生物多様性の保全	○「生物多様性基本法」に基づき、地域での実践的な取組みを推進します。
③自然とふれあいの場づくり	○八千代緑が丘駅周辺地区から石神川へ導く歩行者空間を整備し、桑納川・新川周辺に至る水と緑の自然環境を活かし、自然とふれあえる場の創出に努めます。 ○市内に残る希少な生物の生育場所として、ほとるの里等を環境学習の場として活用を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
谷津・里山保全箇所数	3箇所	8箇所

■主な事業

生物多様性保全事業



4. 環境美化

■現況と課題■

不法投棄をはじめとした廃棄物の不適正な処理などは、生活環境を脅かし、美しい自然景観を破壊する原因となります。

さらに有害な廃棄物等の不適正保管等が行われた場合は、住民の生命をも脅かされることとなります。

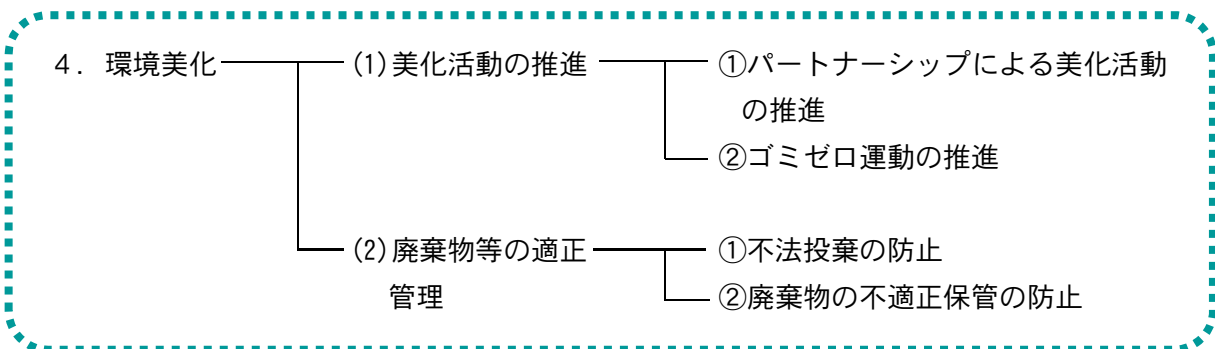
清潔で美しい、また、健康で快適な市民生活を保全していくためには、まちを汚さないマナーの向上や地域ぐるみの清掃活動などに加え、行政と住民が一体となった監視や厳しい指導が求められています。

■基本方針■

不法投棄やポイ捨てのない清潔で美しい環境づくりを進めるため、日常的な環境美化活動を市民と共に推進します。

また、市民の多くの目による監視体制の強化を図り、不法投棄の防止及び廃棄物・有害物質等の不適正保管の防止による環境汚染等の防止に努めます。

■施策の体系■



第3章 環境共生都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 美化活動の推進

施策内容	
①パートナーシップによる美化活動の推進	○地域ぐるみの清掃活動等を通して、市民・事業者・市の連携のもと、きれいなまちづくりを推進します。
②ゴミゼロ運動の推進	○イベント等で発生するごみの抑制を図るとともに、ごみの持ち帰りを指導します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
まちにごみがなくきれいだと感じている市民の割合	59.6%	66%

(2) 廃棄物等の適正管理

施策内容	
①不法投棄の防止	○土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか、不法投棄連絡員制度などを活用した不法投棄監視体制の強化に努めます。
②廃棄物の不適正保管の防止	○市民生活の安全と生活環境の保全のため、硫酸ピッチ等、有害物質の不法保管の未然防止に努めます。

■主な事業

不法投棄等対策事業



第2節 資源循環型社会の形成

1. 一般廃棄物

■現況と課題■

循環型社会の形成に当たっては、リサイクルやごみの減量、環境負荷の少ない処理方法の確立などが重要な要素となります。

1人1日当たりのごみの排出量は、平成23年3月の東日本大震災により、一時的に増加の傾向は見られたものの、平成23年度以降毎年減量が進み、平成23年度と比べ平成26年度末では1人1日当たり25グラムの減量を達成してきました。

一方で、事業系のごみについては横ばい傾向が続いており、事業系ごみの減量化が今後の課題の一つとなっています。

八千代市では焼却によるごみ処理を実施していますが、焼却処理には、大量の燃料消費やCO₂の発生といった環境負荷が伴います。こうした環境負荷を軽減するためには、おおよそ15年周期での基幹的設備改良工事や定期点検・整備が必要となり、これらの工事等には多額の支出が伴い、大きな財政負担が強いられます。加えて、施設の老朽化といった問題もあり、長寿命化の取組や新たな施設建設に向けての検討が必要となっています。

また、公共下水道の普及に伴い、本市におけるし尿の収集件数は年々減少していますが、一方で、本市が都市計画の一環として推し進める市街化調整区域の規制緩和の開発が進む中で、し尿浄化槽汚泥の搬入量は増加の傾向となっています。

そのため、浄化槽汚泥の増加に伴う施設の改修を含めた処理方法の検討も必要になります。

■基本方針■

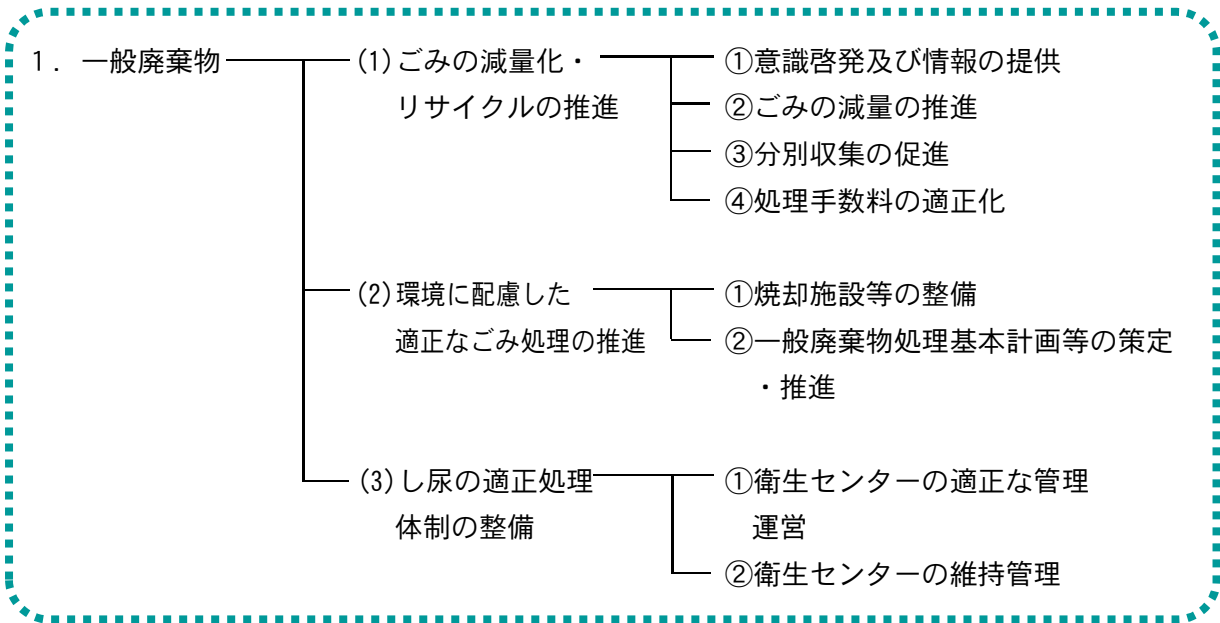
次世代に良好な環境を引き継いでいくための循環型社会の形成に向けて、市民と行政と事業者の協力のもと、ごみの発生抑制、減量化、再資源化システムを構築するとともに、関連施設の整備を図ります。現有ごみ焼却処理施設については、長寿命化計画や施設配置・整備計画を策定し、計画的に施設改良整備事業を推進します。

また、ごみ収集体制のより一層の効率化、分別収集の徹底を図るとともに、ごみの安全な処理に努めます。さらに状況の変化に対応しながら、ごみ処理施設の適正な管理運営、技術の導入に努めます。

し尿の処理方法等の効率化を図るとともに、衛生センターの適正な管理運営に努めます。

第3章 環境共生都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

施 策 内 容	
① 意識啓発及び情報の提供	○再くるくん [*] の活用を図るなど、市民や事業者に対し、ごみ問題に関する具体的行動に結びつくような情報提供を推進するなど、意識の啓発に努めます。
② ごみの減量の推進	○生ごみのたい肥化と有効利用、フリーマーケットによる再使用の促進など、ごみの減量化を推進・支援します。 ○事業者に対するごみの減量及び分別の指導、事業系ごみの適正処理を推進します。 ○一般廃棄物処理手数料について、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。
③ 分別収集の促進	○ごみの減量・資源化に向けて、分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化の促進を図ります。
④ 処理手数料の適正化	○ごみ処理経費、指定袋の製造コスト、近隣市の動向を勘案し、適正な処理手数料を設定します。

^{*}再くるくん=八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化したもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用している

第3章 環境共生都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
市民 1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量 （資源物を除く）	771 g (669 g)	721 g (599 g)
リサイクル率	21.8 %	27.9 %

（2）環境に配慮した適正なごみ処理の推進

施 策 内 容	
①焼却施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉を適正に維持管理するとともに、焼却灰の資源化により最終処分量の削減に努めます。 ○焼却炉の延命化のため、施設改良の整備を行います。 ○焼却炉の充実について検討します。
②一般廃棄物処理基本計画等の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○法令に基づき、新たな一般廃棄物処理基本計画（H33～H42 年度）を策定します。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
一般廃棄物処理量	54,703 t	52,621 t

（3）し尿の適正処理体制の整備

施 策 内 容	
①衛生センターの適正な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○沈砂槽や受入槽等の定期的な清掃、放流水の水質調査や焼却炉の排ガス調査等を行い、適正な管理運営に努めます。
②衛生センターの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化に対応した維持管理のため、定期的な検査・補修を行ないます。 ○施設の老朽化に伴う改修等について検討します。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
し尿及び浄化槽汚泥の搬入量	10,871 kl/年	10,437 kl/年

■主な事業

焼却炉施設基幹的設備改良事業 / リサイクル推進事業
 廃棄物処理企画調整事業 / 衛生センター施設管理事業

第3章 環境共生都市をめざして

●ごみ排出量の推移

	年度末人口	排出量 (t)								1人1日 あたり 排出量 (g)
		総計	一般家庭						事業系	
			可燃	不燃	有害	粗大	資源	計		
平成22年度	193,274	55,661	34,340	1,037	78	927	7,572	43,954	11,708	789
23	192,884	56,212	34,399	1,027	73	997	7,683	44,179	12,034	796
24	192,951	55,273	34,149	915	70	993	7,330	43,457	11,815	785
25	193,332	55,294	33,702	915	66	1,042	7,402	43,127	12,168	784
26	194,438	54,701	33,677	876	64	951	7,202	42,770	11,931	771

※事業系には不法投棄、ボランティア、公共含む
 人口については住民基本台帳による
 資料：クリーン推進課

●し尿処理状況

(単位：人、k0)

	処 理 人 口			収 集 処 理 量	
	下 水 道	し尿浄化槽	汲 取	生 し 尿	浄化槽汚泥
平成22年度	174,862	16,766	1,646	2,194	8,236
23	174,428	16,942	1,514	1,909	8,486
24	175,101	16,534	1,316	1,763	8,627
25	175,112	17,007	1,213	1,793	8,935
26	176,768	16,543	1,127	1,798	9,073

資料：クリーン推進課

注) 外国人数 (平成23年度までは外国人登録者数) を含む。

第4章 安心安全都市をめざして

第1節 市民の安心

第2節 市民の安全

第4章 安心安全都市をめざして

第1節 市民の安心

1. 相談

■現況と課題■

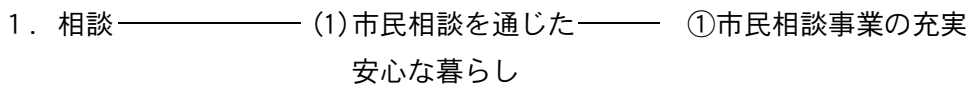
少子高齢社会、高度情報化社会の進行などの近年の急激な生活環境の変化、また、核家族化の進行により、人間関係などの様々なトラブルが発生しています。このような社会の中で市民が安心して暮らすためには、個人では対応が難しく、問題解決のための専門的な知識や情報を得る必要がある場合も増えています。

こうしたことから専門家による相談を気軽に受けられるような市民相談の充実を図っていく必要があります。

■基本方針■

各種専門相談を通じて市民が安心して暮らせるよう、相談事業の充実に努めます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 市民相談を通じた安心な暮らし

施 策 内 容	
①市民相談事業の充実	○市民生活を送る上で生じる様々な問題の解決を図るため、弁護士・税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

■主な事業

市民相談事業

第4章 安心安全都市をめざして

●市民相談状況

(単位：件)

	取 扱 件 数				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数	1,113	1,183	1,103	1,111	1,160
行政相談	15	14	8	3	15
法律相談	870	925	836	803	850
交通事故相談	52	46	54	73	57
登記・測量相談	38	53	63	78	75
税務相談	67	89	83	94	97
宅地建物相談	30	21	22	26	23
行政書士相談	41	35	37	34	43

資料：生活安全課



2. 消費生活

■現況と課題■

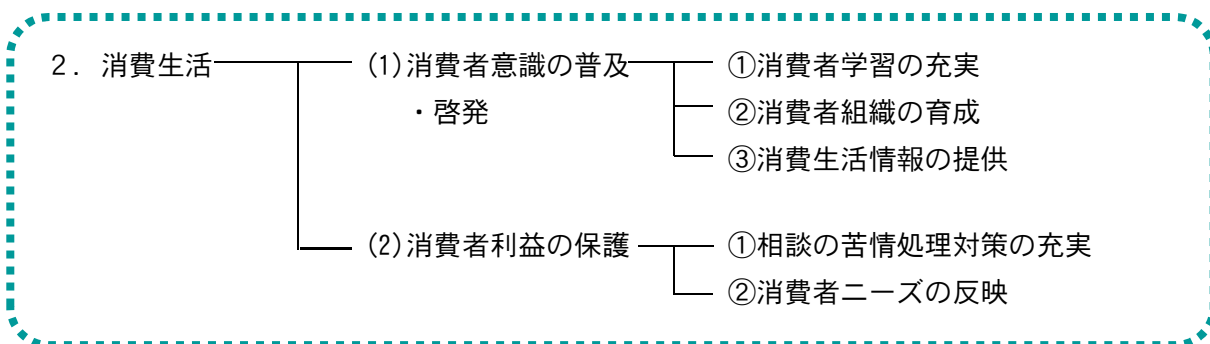
消費者を取り巻く環境は、経済・社会の高度情報化、グローバル化^{*}、規制緩和等により大きく変化し、一方では、消費者の意識も個性化・多様化しており、これらにより発生する消費者問題も一層複雑化・多様化しています。消費生活の安定と向上を図るためには、消費者教育や情報提供、消費者組織の育成などにより、市民自らが正しい知識と的確な判断力を身につけることが重要です。

また、行政においても、関係機関との連携を強化し、相談・苦情処理体制を充実するなど、消費者の安全と利益を守っていく必要があります。

■基本方針■

市民の消費生活の安全と安定を図るため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 消費者意識の普及・啓発

施策内容	
①消費者学習の充実	○消費者教室や講座等を開催し、消費者の学習の機会を提供することにより、基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図ります。
②消費者組織の育成	○自主的な消費者活動を進めるグループの育成を図るとともに、活動を支援します。
③消費生活情報の提供	○消費者問題に関する資料の展示や情報の提供に努めます。 ○生活用品の再使用に関する情報提供の拡充に努めます。

^{*}グローバル化=地球規模、世界規模に広がること

第4章 安心安全都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
消費生活情報の提供が適切に行われていると感じている市民の割合	23.9 %	50 %

(2) 消費者利益の保護

施 策 内 容	
①相談の苦情処理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・多様化する消費者トラブルの相談・苦情に対応するため、消費生活相談員の充実に努めます。 ○問題の早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談・苦情処理対策の充実に努めます。
②消費者ニーズの反映	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者の声を反映し、市民生活に直結した消費者行政を推進します。 ○消費者を保護するため、国・県の関係機関と連携し、簡易商品テストを実施します。

■主な事業

消費者教室開催事業 / 消費生活相談事業 / 消費生活情報提供等事業

●消費生活苦情相談件数

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数	1,188	1,167	1,055	1,169	1,179
食料品	48	29	47	81	56
住居品	38	34	40	46	53
光熱水品	22	11	7	10	11
被服品	42	26	29	43	45
保健衛生品	26	23	19	26	35
教養娯楽品	85	80	83	96	98
車両・乗り物	27	11	27	21	19
土地・建物等	56	42	36	37	41
その他の商品	15	24	49	55	67
商品関連役務	150	153	129	141	135
役 務	587	648	507	557	555
その他の相談	92	86	82	56	64

資料：消費生活センター

第2節 市民の安全

1. 防災

■現況と課題■

本市では、東日本大震災などの大規模災害や、近年多発する集中豪雨などによる浸水被害の教訓を踏まえ、市民の生命・財産を守るため、各種の災害対策に取り組んでいます。

「自分の命は、自分で守る」、そして助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ために、市民の防災意識の普及・啓発、地域の自主的な防災組織の育成など、地域住民と市が一体となって災害予防体制を確立していくことが必要になっています。

また、災害発生時においては食糧など物資の確保をはじめ、復旧体制、医療救護など関係団体と自治体との応援体制の強化など、災害応急対策の一層の充実を図っていくことも必要です。

災害の危険性をできるだけ少なくするためには、河川の改修及び市街地から河川に至るまでの雨水排水施設の整備・改修、がけ崩れ防止などの風水害対策や、道路、公園、緑地などオープンスペース^{*}の確保を推進し、災害に強い都市構造を形成するとともに、総合的な雨水対策として、地下水の低下、地盤沈下、都市の砂漠化、下流域への流出量の増加による浸水被害等を未然に防止するため、雨水流出抑制施設、雨水浸透施設等の設置など、計画的な雨水対策を推進していくことが求められています。

今後は大規模自然災害等の様々な危機を直視したうえで、将来も見据えながらこれを回避するため、従来の「防災」の範囲を超えた総合的な対応を行っていく必要があります。

■基本方針■

地震や集中豪雨等による災害に備え、市民の防災意識の普及・啓発と自主防災体制の強化等に努めながら、情報連絡体制の強化等、災害予防から応急・復旧までの総合的な防災体制の確立を図ります。

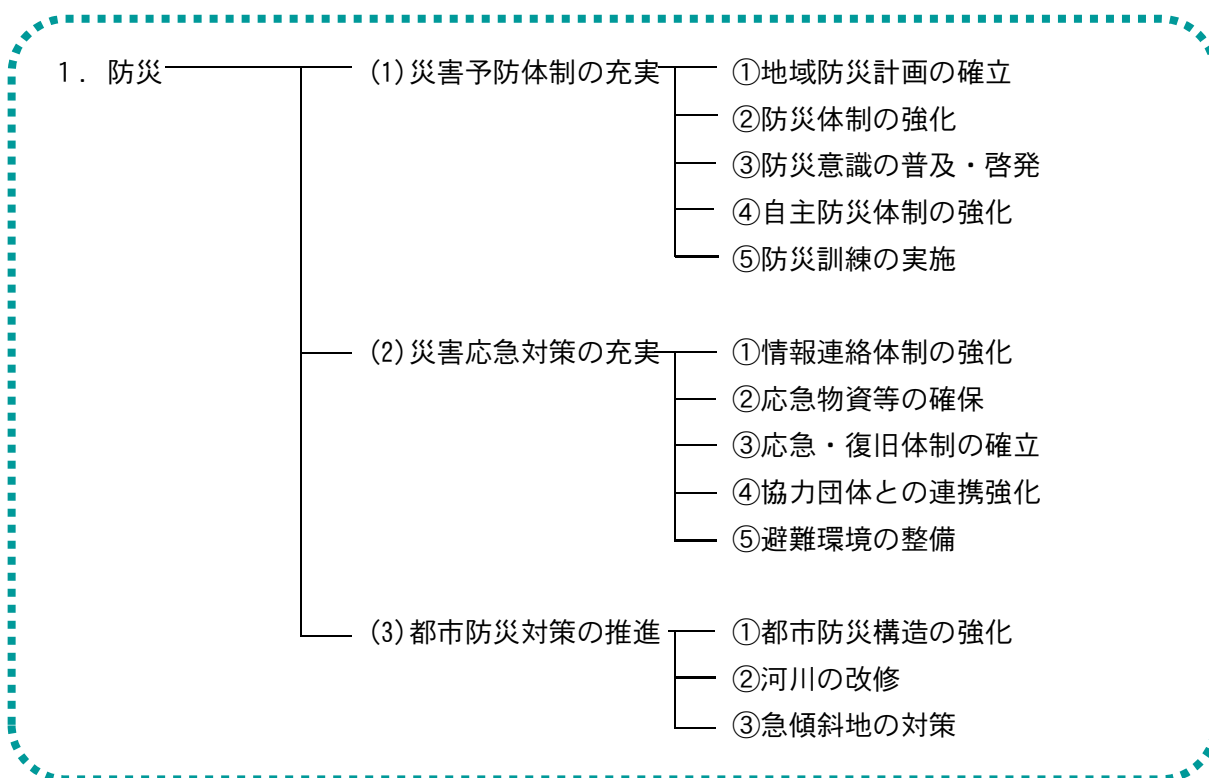
また、開発事業等による宅地開発区域の雨水流出抑制施設の設置、雨水浸透柵^{*}等の設置及び、一般住宅についても浸透柵等の設置を要請するなど、計画的・総合的な雨水対策を推進していきます。

^{*}オープンスペース＝都市や敷地内で、建物の建っていない土地

^{*}雨水浸透柵＝雨水流出量の抑制、地下水の涵養による地盤沈下の防止等を目的とし、住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる柵

第4章 安心安全都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 災害予防体制の充実

施策内容	
①地域防災計画の確立	○災害に強いまちづくりを推進するため、計画の内容を見直し、充実を図ることにより、総合的かつ計画的な地域防災計画の確立に努めます。
②防災体制の強化	○災害発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、市職員へ研修や訓練を実施し、災害対応業務の確立に努めます。
③防災意識の普及・啓発	○災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災フェアや防災講話を実施するとともに、広報やホームページへの掲載、マップ等印刷物を通じて、市民の防災意識の普及・啓発に努めます。
④自主防災体制の強化	○「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、町会・自治会等による自主防災組織結成の促進及び育成を推進するとともに、自主的な防災活動の支援に努めます。
⑤防災訓練の実施	○防災関係機関相互の連携強化を図り、また地域住民が災害時に適切な行動ができるよう、市民参加型の防災訓練を実施します。

第4章 安心安全都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
災害時の避難場所を知っている市民の割合	77.9 %	80 %
自主防災組織力パー率	57 %	62 %

（2）災害応急対策の充実

施 策 内 容	
①情報連絡体制の強化	○迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、防災行政用無線固定系及び移動系の整備を図り、情報連絡体制を強化します。
②応急物資等の確保	○非常用食糧等の備蓄、防災資機材等の維持管理をするとともに、関係団体、企業等と医薬品、生活必需品などの応急物資を確保するため、災害時協力体制の整備を図り、優先的な供給体制の確立に努めます。
③応急・復旧体制の確立	○関係機関・団体や民間事業所との連携のもと、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通といった生活関連施設など、被災箇所の応急・復旧体制の確立に努める。
④協力団体との連携強化	○防災関係機関・団体や民間事業所に対し、災害時における医療救護活動や復旧活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時協力協定を強化し充実させます。
⑤避難環境の整備	○避難所における良好な生活環境を確保し、避難生活に対する支援を実施するため、避難所の運営体制を整備します。また、円滑に避難場所に誘導するため、避難場所案内標識等の整備に努めます。



第4章 安心安全都市をめざして

(3) 都市防災対策の推進

施策内容	
①都市防災構造の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な道路・橋梁やライフライン[*]、防災拠点施設等の耐震性の強化を図るとともに、一時避難場所や延焼防止等の機能を担う公園・緑地など防災空間の整備に努めます。 ○集中豪雨等による災害の危険性を少なくするため、雨水排水施設の整備・改修に努めます。 ○雨水の急激な流出による浸水被害、地下水位の低下などを防止するため、貯留施設や浸透施設の設置を推進します。
②河川の改修	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の氾濫による災害を防止していくために、一級河川の印旛放水路（新川・花見川）・石神川・神崎川の改修を国・県に要請します。 ○勝田川の溢水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。 ○準用河川（高野川）について、改修を進めます。
③急傾斜地の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○がけ崩れや地滑りの恐れがある区域の把握に努めるとともに、危険度の高い急傾斜地に対して崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地崩壊対策に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
急傾斜地崩壊対策整備延長	5,627 m	5,807 m

■主な事業

防災行政用無線（固定系）デジタル化再整備事業 / 災害用物資備蓄事業
 地域排水整備事業 / 高野川上流排水整備事業 / 準用河川高野川改修事業
 勝田川改修事業 / 急傾斜地崩壊対策事業

^{*}ライフライン＝電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要の諸設備

第4章 安心安全都市をめざして

●災害時の避難場所（指定緊急避難場所）

避難場所	所在地	備考
大和田小学校	萱田町6 2 8	○
睦小学校	桑納1 7 6	○
阿蘇小学校	米本2 5 8 6	○
村上小学校	村上1 1 1 3 -1	○
八千代台小学校	八千代台西1 - 8	○
八千代台東小学校	八千代台東2 - 5 - 1	○
旧八千代台東第二小学校	八千代台東6 - 2 6 - 1	○
八千代台西小学校	八千代台西7 - 2 3 - 1	○
勝田台小学校	勝田台2 - 1 4	○
勝田台南小学校	勝田台5 - 9	○
米本小学校	米本1 3 8 6 - 6	○
米本南小学校	米本2 3 0 1	○
西高津小学校	高津8 3 2 - 3 8	○
大和田南小学校	大和田6 2 8	○
南高津小学校	高津4 2 1 - 3	○
大和田西小学校	大和田新田4 0 9 - 3	○
村上北小学校	村上1 1 1 3 -1	○
新木戸小学校	緑が丘2 - 4	○
萱田小学校	ゆりのき台6 - 2 0	○
萱田南小学校	ゆりのき台3 - 7 - 3	○
みどりが丘小学校	吉橋2 3 5 7	○
八千代中学校	八千代台北1 4 - 9 - 1	○
睦中学校	島田台7 5 6	○
大和田中学校	萱田町6 4 5	○
八千代台西中学校	八千代台西7 - 2 3 - 3	○
東高津中学校	高津1 0 9 2	○
村上中学校	村上1 6 4 3 - 5 5	○
萱田中学校	ゆりのき台7 - 8 - 1	○
少年自然の家	保品1 0 6 0 - 2	
京成バラ園	大和田新田7 5 5	
秀明大学	大学町1 - 1	
八千代台西市民の森	八千代台西9 - 1 3 8 他	
八千代台南市民の森	八千代台南3 - 3 7 - 1 他	
八千代台第1公園	八千代台北3 - 9 - 1	
勝田台中央公園	勝田台3 - 3 1	
八千代総合運動公園	萱田町2 5 3 他	◎
日本アイ・ピー・エム八千代台グランド	八千代台北1 1 - 2	◎
高津中学校・高津小学校 一帯の地域	高津7 3 8 - 6 他（高津団地内）	◎◎
勝田台中学校	勝田台3 - 1	◎◎
村上東中学校、村上東小学校、緑地公園、中 央公園一帯の地域	村上1 1 1 3 - 1（村上団地内）	◎◎
八千代高等学校	勝田台南1 - 1 - 1	◎
陸上自衛隊習志野演習場	高津地内	◎

※◎は広域避難場所、○には災害用井戸・防災倉庫を設置

資料：総合防災課

第4章 安心安全都市をめざして

2. 消防

■現況と課題■

本市の火災発生件数は、全体として減少傾向にあるものの、依然として平成22年から平成26年までの過去5年間で平均49.2件となっています。出火の主な原因は、放火または不注意などとなっており、これらの火災を未然に防ぐため、市民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があります。また、いつ起こるともわからない大規模災害への備えなどの時代背景に対応した常備消防の充実とこれを補完する消防団の活性化を通じて、消防体制の充実・強化を図っていく必要があります。さらに急務となっている老朽化した消防署の整備や北西部における市街地の拡大に対応した整備が必要となっています。

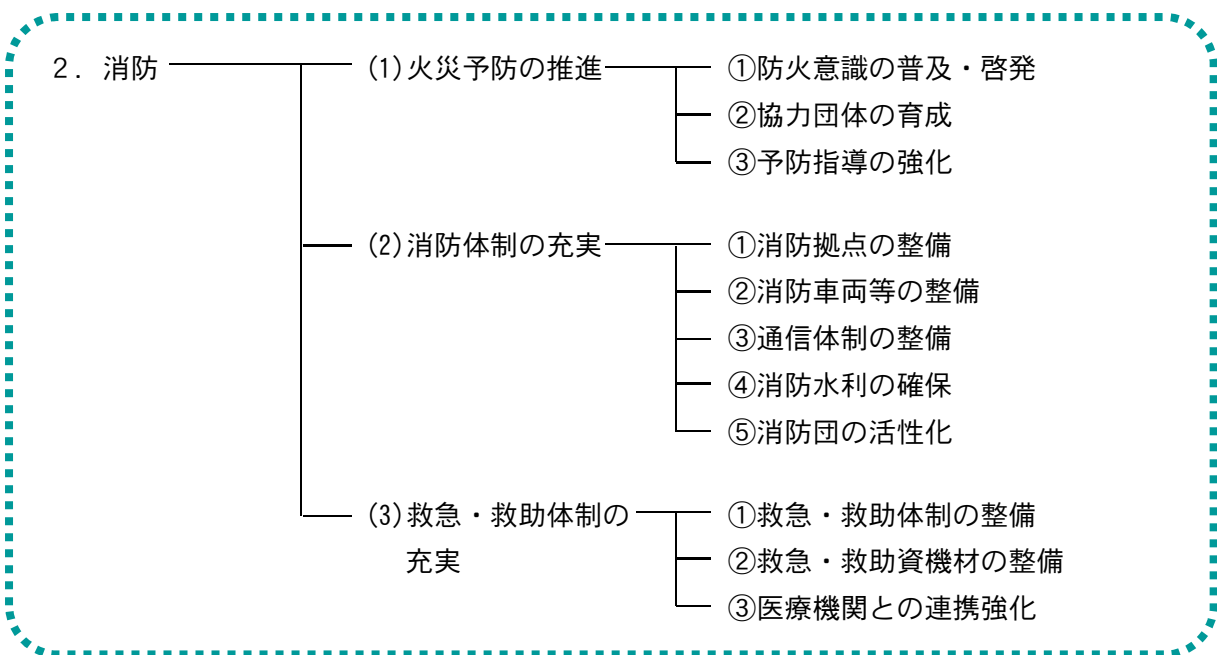
救急・救助体制において、救急出動は、平成22年と比較して平成26年は1,051件増の8,652件、また救助出動は19件増の91件となっています。ますます複雑化・多様化している交通事故や火災などの災害に対応するため、救急・救助に従事する職員の専門的教育の充実強化や資機材の整備を継続的に進め、人命最優先の市民サービスを提供していくとともに、救急現場に居合わせた市民による応急手当の普及・啓発に努めていく必要があります。

■基本方針■

火災などの災害から市民の生命や財産を守るため、消防体制の充実を図るとともに、災害予防活動を推進し、防火意識の普及・啓発に努めます。

また、老朽化している消防署の整備を進めるとともに、救急・救助需要に対応した救急車両等の装備の高度化をはじめ、救急・救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の養成を含めた、救急業務メディカルコントロール^{*}体制の充実を図ります。

■施策の体系■



^{*}救急業務メディカルコントロール＝救急現場から医療機関への搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること

第4章 安心安全都市をめざして

■ 施策及び施策内容 ■

(1) 火災予防の推進

施策内容	
①防火意識の普及・啓発	○火災原因を教訓に、火災を未然に防ぐため、訓練指導などのあらゆる広報機会を通じて、市民や事業所に対して、火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供に努めます。
②協力団体の育成	○事業所が参画する八千代市防災協会の運営する事業や、幼児期から火の怖さを学び、火災予防を目的として結成された幼年消防クラブの指導・育成に努めます。
③予防指導の強化	○建物等の計画段階からの防火構造の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査の実施など、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理などソフト・ハードの両面での予防指導の強化に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年末）
火災の出火率	2.4 件／万人	2.1 件／万人

(2) 消防体制の充実

施策内容	
①消防拠点の整備	○庁舎の老朽化及びバイパスの一部変更開通に伴い緊急時の出動に支障をきたしている東消防署を移転し、東部地区の消防拠点として、消防署の基準を満たす消防車両を配置できる庁舎を整備します。 また、併せて必要な訓練施設を整備します。
②消防車両等の整備	○複雑化・多様化する災害に対応するため、消防車両等の管理、更新及び増強を行い、消防力の維持、強化に努めます。
③通信体制の整備	○消防指令業務共同運用に係る整備を推進します。
④消防水利の確保	○大規模地震等における延焼火災に対応するため、消防水利整備要領及び防火水槽整備計画に基づき、耐震性防火水槽(40 m ³ 級・100 m ³ 級)を整備します。
⑤消防団の活性化	○消防団の施設・装備の整備・団員の教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに、青年・女性層の消防団活動への参加を促進することにより消防団の組織の充実強化を図ります。

第4章 安心安全都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
女性消防団員数	26 人	30 人
防火水槽数（公設）	429 基	439 基

（3）救急・救助体制の充実

施 策 内 容	
①救急・救助体制の整備	<p>○救急・救助隊員の適切な応急処置及び救助技術を向上させ、複雑化・多様化する各種災害への対応を図るとともに、市民への応急手当の普及啓発を推進、医療機関との救急業務メディカルコントロール体制の充実を図ります。</p> <p>○年々増大する救急需要と救急医療の高度化に対応するため、また、救急体制の強化及び消防力の整備指針の見直しにより、高規格救急自動車の台数の増車、今後予定している救急救命士の退職を踏まえ、より高い救命技術を習得した救急救命士の増員を図ります。</p>
②救急・救助資機材の整備	○救急・救助需用の増大や多様化に対応するため、 <u>高度救急資機材</u> [*] 及び <u>都市型救助資機材</u> ^{**} の整備を図ります。
③医療機関との連携強化	○東京女子医科大学附属八千代医療センターをはじめ、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の迅速化に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
応急手当普及率（普通救命講習）	7.66 %	9.46 %
救急救命士数	33 人	42 人

■主な事業

東消防署移転・建設整備事業 / 消防車両等整備事業

消防指令業務共同運用整備事業 / 消防水利整備事業

^{*}高度救急資機材＝救急業務の高度化に伴い、救命に関わる処置に対応するための救急用資機材

^{**}都市型救助資機材＝災害における救助活動をより安全・省力的かつ迅速に実施するための救助用資機材

第4章 安心安全都市をめざして

●火災の状況

各年12月31日現在

	火災件数					罹災	罹災	建物焼失面積	死者	負傷者	損害見積額
	総数	建物	車両	林野	その他	世帯数	者数				
平成22年	41	19	6	-	16	11	25	床：255 表：4	1	4	54,357
23	55	26	4	-	25	35	87	床：522 表：8	1	5	60,061
24	43	18	3	-	22	31	71	床：489 表：1	0	3	51,946
25	61	32	3	-	26	33	78	床：465 表：66	2	10	54,815
26	46	25	0	-	21	20	40	床：172 表：20	4	4	39,043

資料：消防本部

●時間別火災発生件数

各年12月31日現在（単位：件）

	総数	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	不明
		～2時	～4時	～6時	～8時	～10時	～12時	～14時	～16時	～18時	～20時	～22時	～24時	
平成22年	41	2	2	3	0	5	3	3	5	4	4	6	3	1
23	55	4	3	3	0	1	6	10	10	8	1	2	5	2
24	43	4	0	0	2	2	7	2	5	8	6	3	1	3
25	61	4	1	0	1	6	4	7	12	9	4	8	2	3
26	46	2	3	1	2	2	11	4	7	5	5	1	2	1

資料：消防本部

●救急出場件数

各年12月31日現在（単位：件）

	総数	交通	急病	一般負傷	労働災害	加害	運動競技	自損行為	水難	火災	自然災害	その他
平成22年	7,601	668	4,550	1,004	70	85	46	134	2	23	5	1,014
23	7,987	683	4,855	1,050	81	59	43	128	0	32	4	1,052
24	8,243	738	5,001	1,128	69	67	21	80	0	30	2	1,107
25	8,445	717	5,156	1,138	75	71	42	80	2	39	1	1,124
26	8,652	703	5,280	1,179	66	51	46	96	2	29	0	1,200

資料：消防本部

第4章 安心安全都市をめざして

3. 防犯

■現況と課題■

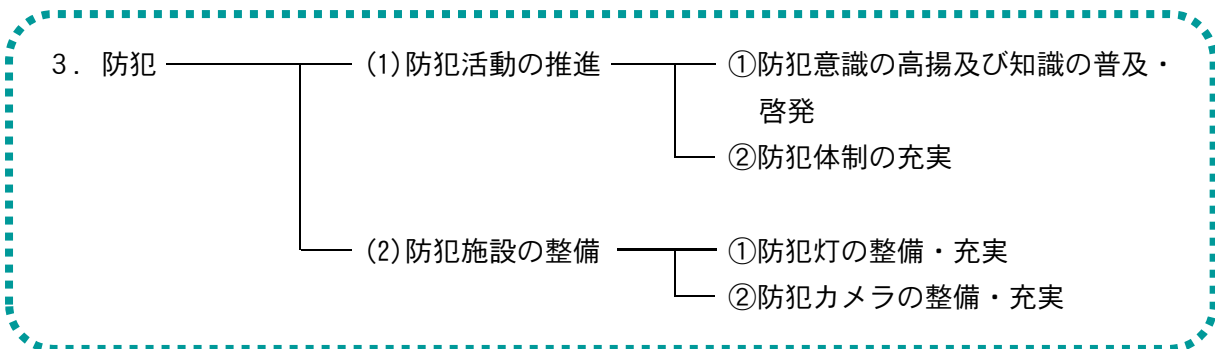
本市における刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、依然として、ひったくりや自動車の盗難、また、高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪が発生しており、その手口の多様化や巧妙化が進んでいます。

犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するためには、市民自らが安全意識を持ち続けるのはもちろんのこと、日頃から市民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

■基本方針■

全ての市民が犯罪から守られるよう、防犯施設の整備を図るとともに、地域住民や各種住民団体、事業者、行政、警察その他の関係機関がお互いに連携をとり合い、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるような良好な地域コミュニティの育成に努め、安心で安全なまちづくりを推進します。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 防犯活動の推進

施策内容	
① 防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発	○犯罪の防止、青少年の非行防止などの広報活動を活発に展開し、防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発に努めます。
② 防犯体制の充実	○市民、警察、防犯関係団体（防犯組合連合会等）との連携を深め、地域防犯体制の整備・充実に努めます。

第4章 安心安全都市をめざして

(2) 防犯施設の整備

施策内容	
①防犯灯の整備・充実	○夜間の犯罪の防止や通行の安全を図るため、防犯灯未整備地域や自治会からの要望により防犯灯の整備を進めます。
②防犯カメラの整備・充実	○犯罪の防止等を図るため、犯罪が多く発生、かつ、犯罪防止効果の高い場所について、防犯カメラの整備を進めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
防犯カメラ設置維持管理数	20台	70台

■主な事業

防犯灯設置事業 / 防犯カメラ設置事業 / 自主防犯組織支援事業

●刑法犯の認知件数

(単位：件)

	総数	凶悪犯				粗暴犯			
		殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝
平成22年	3,054	1	1	0	3	27	48	2	5
23	2,777	0	4	3	1	16	55	2	6
24	2,810	1	5	2	3	47	56	4	3
25	2,615	1	7	0	3	34	58	1	7
26	1,971	2	8	2	4	41	46	8	3

	窃盗犯								知能犯		風俗犯	その他
	侵入盗			乗り物盗			その他		詐欺	横領	わいせつ	
	空き巣	出店荒らし	その他侵入盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	ひったくり				
平成22年	129	68	42	102	194	838	168	85	55	2	8	1,276
23	94	19	43	122	115	850	145	60	83	2	18	1,139
24	57	23	35	76	126	837	166	45	61	0	13	1,250
25	103	13	43	94	104	766	123	30	49	1	11	1,167
26	34	10	21	35	173	609	88	8	59	0	9	811

資料：千葉県警察本部

第4章 安心安全都市をめざして

4. 交通安全

■現況と課題■

自動車交通量の増加に伴う幹線道路の渋滞や信号機の回避などから迂回車両の住宅地への流入による交通事故の危険性が増しています。

また、都市開発による人口の増加、高齢化の進行、健康志向の拡大や環境問題といった社会情勢変化に伴って、高齢者の運転する車、高齢者を含む歩行者、そして自転車利用者の増加などにより、交通事故の危険性が多様化し、増大しています。

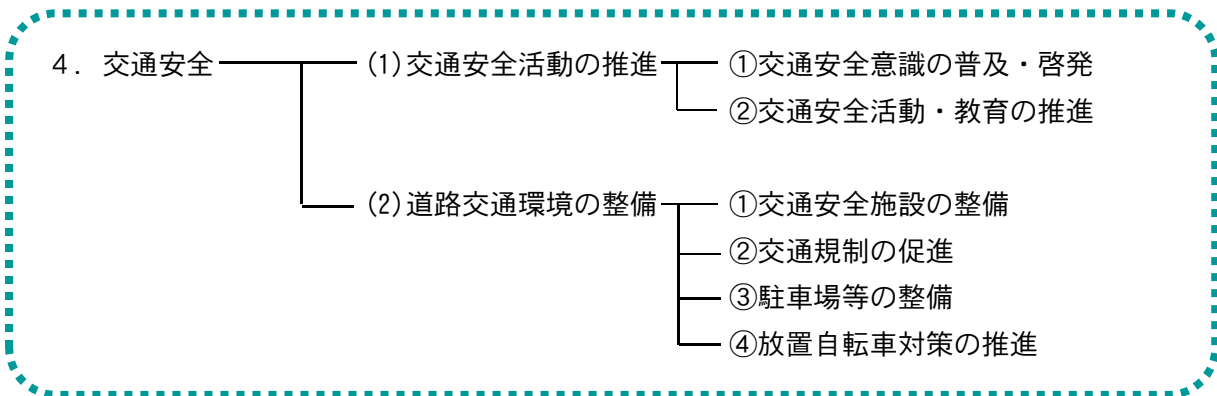
このため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の普及・啓発を図ることが必要となっています。

なお、駅周辺の放置自転車は、都市の美観を損ね、歩行者の通行や緊急車両等の通行に支障を来すだけでなく、交通事故を引き起こす要因にもなります。このため、放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえ、放置自転車対策及び自転車駐車場の整備や老朽化した危険箇所を順次改修をしていく必要があります。

■基本方針■

交通事故のない安全な生活を確保するため、交通安全思想の普及を行い、警察署及び関係機関と連携し交通安全啓発活動を推進します。また、放置自転車対策として、自転車利用者に対し指導を行うとともに自転車駐車場の整備及び改修を行います。

■施策の体系■



第4章 安心安全都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 交通安全活動の推進

施策内容	
①交通安全意識の普及・啓発	○交通安全に関する団体の支援などを通し、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めます。
②交通安全活動・教育の推進	○警察署及び関係機関と連携し、各種の交通安全活動や幼児から高齢者までの交通安全教育を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
交通安全教室	19,792人	20,000人

(2) 道路交通環境の整備

施策内容	
①交通安全施設の整備	○交通事故の防止と交通の安全・円滑化を図るため、交通安全施設の整備を進めます。
②交通規制の促進	○危険箇所における交通規制を警察署・公安委員会へ要請します。
③駐車場等の整備	○開発行為等に際して、駐車場の設置を指導します。 ○各駅周辺の自転車駐車場の利用状況及び放置状況を踏まえ、店舗等の協力も仰ぎ、自転車駐車場の整備を促進します。
④放置自転車対策の推進	○放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去・保管を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発等の放置自転車防止に向けた対策を推進します。

■主な事業

交通安全施設整備事業 / (仮称) 自転車通行帯計画策定事業
放置自転車等対策事業

●交通事故による死傷者数

(単位：件、人)

	事故件数	死者	傷者
平成22年	651	1 (1)	767 (114)
23	552	2 (2)	665 (94)
24	618	6 (2)	718 (110)
25	606	3 (0)	737 (93)
26	533	0 (0)	650 (110)

※ () 内は、歩行者の死傷者数
資料：千葉県警察本部

第5章 快適生活都市をめざして

第1節 総合交通

第2節 公園・緑地

第3節 水道

第4節 下水道

第5節 市街地整備

第6節 住宅

第5章 快適生活都市をめざして

第1節 総合交通

1. 公共交通

■ 現況と課題 ■

鉄道は、本市の都心方向への通勤・通学の足として大量輸送機関の役割を担っているとともに、近年は環境面から見てもエコロジカルな交通手段としての役割も大きくなってきています。

第3セクターとして平成8年に開業した東葉高速鉄道(株)は、沿線開発の進展に伴い輸送人員が増加しており、市民の重要な交通手段の1つとして定着していますが、現在でも建設時の有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており、引き続き、経営の健全化が課題となっています。

これら鉄道の有効利用を促進するため、交通手段の連携の観点から、路線バス・タクシーの乗降と待機スペース、自家用車等による送迎に対応する乗降スペース、歩行者・自転車の流れを円滑に処理する通路スペースなど、交通手段と鉄道との結節機能を駅前空間に確保していくことが必要とされています。

路線バスは、通勤・通学者の駅までの移動手段であるとともに、買い物や通院・公共施設などへの足として日常生活においても重要な役割を担っています。

本市のバス路線網は、市内各駅へのアクセスを中心に編成が行われていますが、一部地域においては利用者の減少により廃止された路線の代替として、他路線の延長運行に対し補助を行い路線を確保しています。

引き続き、利用者のニーズに対応したバス路線網を充実するよう、事業者に要請するとともに、コミュニティバス等の運行と併せて、高齢者や障害者などの交通弱者にもやさしい交通手段としての環境の維持・充実に努める必要があります。

■ 基本方針 ■

鉄道については、東葉高速鉄道(株)の自立に向けての支援を行うとともに、京成本線・東葉高速線の利便性向上のための、誰もが利用しやすい駅の改良や、今後発生が予想される大規模地震による被害の未然防止、拡大防止などを事業者等に要請していきます。

また、駅前ターミナルの交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上のための駅前広場の整備を推進します。

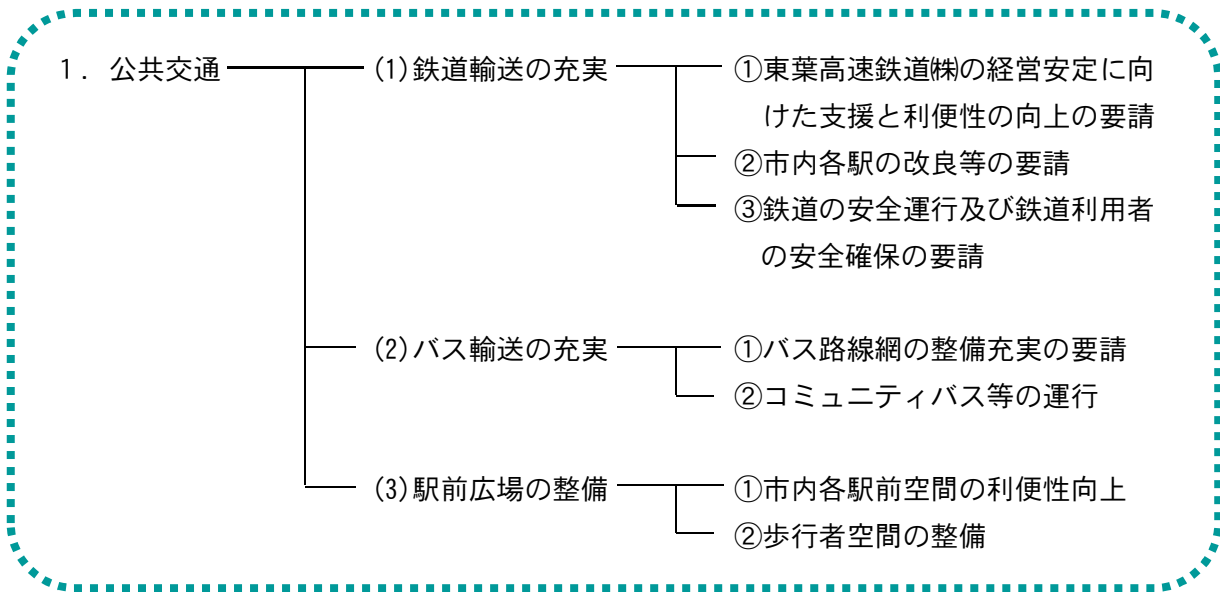
路線バスについては、通勤・通学者の利便性と日常生活の足としての役割を十分発揮できる路線網等の整備・充実に事業者等に要請します。

コミュニティバス等については、市内の交通ネットワーク^{*}を補完するとともに、地域特性に応じた移動手段の確保を図ります。

^{*}交通ネットワーク＝単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされた交通路

第5章 快適生活都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 鉄道輸送の充実

施策内容	
①東葉高速鉄道株の経営安定に向けた支援と利便性の向上の要請	○東葉高速鉄道株の経営の安定を図るため、関係自治体とともに支援を行います。 ○旅客誘致や増収対策の一環として、鉄道高架下の有効活用を働きかけます。
②市内各駅の改良等の要請	○鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー*化事業に対して支援を行います。 ○利用者の利便性の向上のため、市内各駅の改良等を要請します。
③鉄道の安全運行及び鉄道利用者の安全確保の要請	○今後発生が予想される大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止のため、鉄道事業者が行う耐震対策事業に対し、支援を行います。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
鉄道が利用しやすいと感じている市民の割合	68.2 %	70.0 %

*バリアフリー＝障害者や高齢者等が社会生活をしやすいように物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと

第5章 快適生活都市をめざして

(2) バス輸送の充実

施策内容	
①バス路線網の整備充実の要請	○通勤・通学者の足の確保、市民の日常生活に対応したダイヤ等を要請します。
②コミュニティバス等の運行	○住民の協力を含む関係者の連携のもと、コミュニティバス等、地域特性に応じた移動手段の確保を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
市内のバスが利用しやすいと感じている市民の割合	36.0 %	48.4 %

(3) 駅前広場の整備

施策内容	
①市内各駅前空間の利便性向上	○交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上に努めます。
②歩行者空間の整備	○駅への安全で快適なアクセスの充実を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
市内・市外間の移動がしやすいと感じている市民の割合	45.5 %	53.1 %
交通弱者にやさしい交通環境と感じている市民の割合	18.7 %	23.5 %

■主な事業

東葉高速鉄道支援事業 / 鉄道駅バリアフリー化設備整備補助事業
 鉄道耐震対策補助事業 / (仮称) 地域公共交通網形成計画作成事業
 ノンステップバス導入助成事業 / コミュニティバス運行事業

第5章 快適生活都市をめざして

●京成本線駅別乗降客数

(単位：人)

	八千代台駅			京成大和田駅			勝田台駅		
	年間乗降客数	1日あたり		年間乗降客数	1日あたり		年間乗降客数	1日あたり	
		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用
平成22年度	17,542,031	48,060	27,392	4,490,930	12,303	7,438	19,014,810	52,094	31,688
23	17,296,315	47,256	27,012	4,424,354	12,088	7,212	18,957,151	51,793	31,430
24	17,219,715	47,176	26,922	4,418,885	12,106	7,212	19,286,831	52,839	32,006
25	17,200,470	47,124	27,012	4,453,524	12,201	7,292	19,748,264	54,103	32,924
26	16,780,310	45,972	26,492	4,469,553	12,244	7,430	17,356,855	53,652	32,656

資料：京成電鉄株

●東葉高速鉄道駅別乗降客数

(単位：人)

	八千代緑が丘駅			八千代中央駅			村上駅			東葉勝田台駅		
	年間乗降客数	1日あたり		年間乗降客数	1日あたり		年間乗降客数	1日あたり		年間乗降客数	1日あたり	
		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用		乗降客数	定期利用
平成22年度	11,293,906	31,225	20,680	7,573,489	20,938	13,716	1,574,957	4,334	1,340	11,166,970	30,876	20,422
23	11,375,013	31,422	20,964	7,610,291	21,021	13,912	1,610,052	4,422	1,450	11,019,599	30,441	20,342
24	11,784,721	32,582	21,544	7,757,742	21,449	14,182	1,726,960	4,753	1,632	10,999,924	30,413	20,074
25	12,198,038	33,726	22,464	7,959,243	22,007	14,542	1,808,571	4,980	1,804	11,164,262	30,865	20,308
26	12,597,224	34,835	23,496	7,936,150	21,947	14,894	1,913,430	5,268	1,924	10,977,249	30,355	20,556

資料：東葉高速鉄道株

●公共施設循環バス（ぐるっと号）の運行状況

(単位：人)

	運行日数	停留所数	年間利用者数					1日あたり利用者数	1便あたり利用者数
			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	合計		
平成23年度	257	152	27,167	24,324	10,402	10,768	72,661	282.7	11.8
24	257	152	25,945	22,417	10,168	11,321	69,851	271.8	11.3
25	110	152	11,188	8,427	4,115	4,561	28,291	257.2	10.7

※平成24年9月1日（土）から平成26年7月まで「ぐるっと号」に代わるコミュニティバスの試行運行を実施。

試行運行期間中はコース等の改変を行っていたため、年度ごとの統計処理ができないため掲載なし。

●コミュニティバスの運行状況（平成26年8月1日～平成27年3月31日）

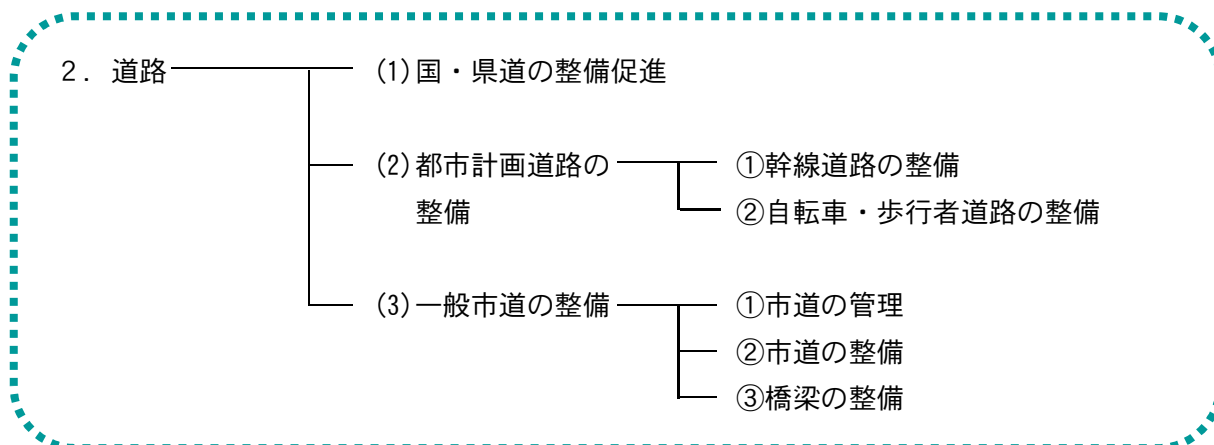
八千代台コース

年度	運行日数	停留所数	年間利用者数	1日あたり利用者数 平日	1日あたり利用者数 土休日	1便あたり利用者数 平日	1便あたり利用者数 土休日
平成26年度	237	15	21,093	105.6	56.3	11.7	9.4

資料：都市計画課

第5章 快適生活都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 国・県道の整備促進

施策内容	
○国道 296 号バイパスの早期完成と、既存の国・県道の高規格化や二次的改良を関係機関に要請します。	

(2) 都市計画道路の整備

施策内容	
① 幹線道路の整備	○交通量に対応した体系的な道路ネットワーク化を形成し、交通渋滞の解消を図ります。
② 自転車・歩行者道路の整備	○歩行者等の安全を重視した道路の整備を行い、歩行者・自転車利用者の安全確保を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値 (平成 32 年度末)
都市計画道路の整備済延長	39,276 m	45,602 m

第5章 快適生活都市をめざして

(3) 一般市道の整備

施策内容	
①市道の管理	○市道認定及び道路台帳の整備などに努めます。
②市道の整備	○生活道路としての役割、居住環境や街並みの形成、防災上の公共空間としての機能に配慮しつつ、安全かつ円滑な交通の確保と歩行者等が安全・快適に移動できる道路の整備及び維持修繕に努めます。 ○バリアフリーに配慮した歩道整備及び交通安全施設の整備を進めます。
③橋梁の整備	○橋梁の長寿命化及び維持更新コスト削減を図るため、効率的な橋梁の整備・維持修繕等を実施します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
市道の改良整備率	71.97%	73.71%

■主な事業

都市計画道路整備プログラム策定事業

都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線整備事業

都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線整備事業

都市計画道路3・4・12号八千代台南勝田台線整備事業

都市計画道路8・7・2号西八千代向山線整備事業

道路改良事業 / 道路補修事業 / 橋梁補修事業

●道路・橋梁状況

平成27年3月31日現在

	路線名	延長	舗装延長	舗装率	橋梁数
		m	m	%	橋
国道	16号	9,000	9,000	100	4
	296号	6,027	6,027	100	1
	計	15,027	15,027		5
県道	船橋印西線	10,819	10,819	100	4
	幕張八千代線	3,285	3,285	100	1
	千葉竜ヶ崎線	3,298	3,298	100	1
	八千代宗像線	3,515	3,515	100	3
	千葉鎌ヶ谷松戸線	2,019	2,019	100	—
	大和田停車場線	851	851	100	—
	計	23,787	23,787		9
市道	総路線数 2,915	558,505	539,605	96	51

資料：土木管理課、国土交通省千葉国土事務所、千葉県千葉地域整備センター

第5章 快適生活都市をめざして

●都市計画道路整備状況一覧

平成27年3月31日現在

	路線番号	路線名	起 点	終 点	計画 延長	代表 幅員	整備率	
							延長	率
幹 線 街 路	3・4・1	新木戸上高野原線	大和田新田字八幡後	上高野字上谷津台	m 7,300	m 20	m 4,654	% 63.8
	3・4・2	東京環状線	勝田台南3丁目	小池字長作	9,100	21	9,100	100.0
	3・4・3	八千代台東駅前線	八千代台東1丁目	八千代台東2丁目	580	20	580	100.0
	3・4・4	勝田台駅前線	勝田台1丁目	勝田台1丁目	240	18	240	100.0
	3・4・5	八千代台駅前線	八千代台西1丁目	八千代台西7丁目	550	16	550	100.0
	3・4・6	八千代台花輪線	八千代台西9丁目	大和田新田字平作	5,820	16	1,858	31.9
	3・3・7	大和田駅前萱田線	大和田字小板橋	麦丸字宮前	3,750	25	2,019	53.8
	3・4・8	大和田新田下市場線	大和田新田字飯盛台	村上字下市場台北側	2,870	16	570	19.9
	3・4・9	上高野工業団地線	勝田字西割	米本字鳥ノ塚	4,920	16	3,140	63.8
	3・4・10	上高野佐倉線	上高野字稻荷前	上高野字大野	380	16	0	0.0
	3・5・11	新木戸吉橋線	大和田新田字八幡藪 大和田新田字八幡後	吉橋字西内野	2,250	12	0	0.0
	3・4・12	八千代台南勝田台線	八千代台南3丁目	勝田台1丁目	4,420	16	2,430	55.0
	3・5・13	八千代台東萱田線	八千代台東4丁目	大和田新田字米本道南	5,700	12	1,790	31.4
	3・5・14	萱田1号線	ゆりのき台3丁目	ゆりのき台5丁目	1,570	12	1,570	100.0
	3・6・15	萱田2号線	ゆりのき台2丁目	ゆりのき台6丁目	890	10	890	100.0
	3・6・16	萱田3号線	ゆりのき台7丁目	ゆりのき台8丁目	780	10	780	100.0
	3・2・17	八千代中央線	吉橋字川向	下高野字毘沙向	7,200	30	700	9.7
	3・4・18	勝田台北口駅前線	村上字下市場台南側	村上字下市場台南側	20	16	20	100.0
	3・3・19	八千代緑が丘駅前線	大和田新田字八幡藪	大和田新田字坪井向	1,820	25	960	52.7
	3・4・20	大和田南駅前線	大和田字台田	大和田字小板橋	120	16	120	100.0
	3・4・21	勝田台村上線	村上字下市場台北側	村上南5丁目	760	16	760	100.0
	3・4・22	辺田前1号線	村上南3丁目	村上南4丁目	600	16	600	100.0
	3・5・23	辺田前2号線	村上南3丁目	村上南2丁目	650	12.5	650	100.0
	3・4・24	辺田前3号線	村上南1丁目	村上南1丁目	270	16	270	100.0
	3・5・25	辺田前4号線	村上南2丁目	村上南1丁目	410	12	410	100.0
	3・5・26	辺田前5号線	村上南1丁目	村上南1丁目	460	12	460	100.0
	3・3・27	八千代西部線	大和田新田字八幡後	吉橋字居廻	3,460	25	0	0.0
	3・4・28	西八千代1号線	大和田新田字坪井向	吉橋字宮ノ前	970	16	0	0.0
	3・4・29	西八千代2号線	大和田新田字仲木戸前	大和田新田字仲木戸前	80	16	0	0.0
	3・5・30	西八千代3号線	大和田新田字仲木戸前	吉橋字宮ノ下	2,550	13	1,349	52.9
	小計			70,490		36,470	51.7	
特殊 街路	8・7・1	萱田町村上線	萱田町字川崎山	村上字内出前	640	3	150	23.4
	8・7・2	西八千代向山線	緑が丘1丁目	大和田新田字向山	2,180	6.8	2,036	93.4
	8・6・3	市役所総合運動公園線	大和田新田字庚塚	ゆりのき台1丁目	620	10	620	100.0
		小計			3,440		2,806	81.6
	合計		33路線（幹線街路30、特殊街路3）		73,930		39,276	53.1

資料：都市計画課

第2節 公園・緑地

1. 公園・緑地

■現況と課題■

公園・緑地は、まちに潤いと安らぎ与える場として、また、少子・超高齢社会、福祉社会における市民のふれあいの場として重要な役割を果たしています。

さらに、災害時には、都市空間における避難場所や防災機能を持った貴重な緑のオープンスペースとしても重要な位置づけとなります。

本市では、西八千代北部特定土地地区画整理事業区域内の近隣公園の整備を推進しています。

また、県立八千代広域公園の整備促進が課題となっています。

今後も、市民ニーズに対応した計画的な公園・緑地の整備を推進するとともに、それらを市民と行政の協力のもとに、恒久的な緑の財産として維持管理していく必要があります。

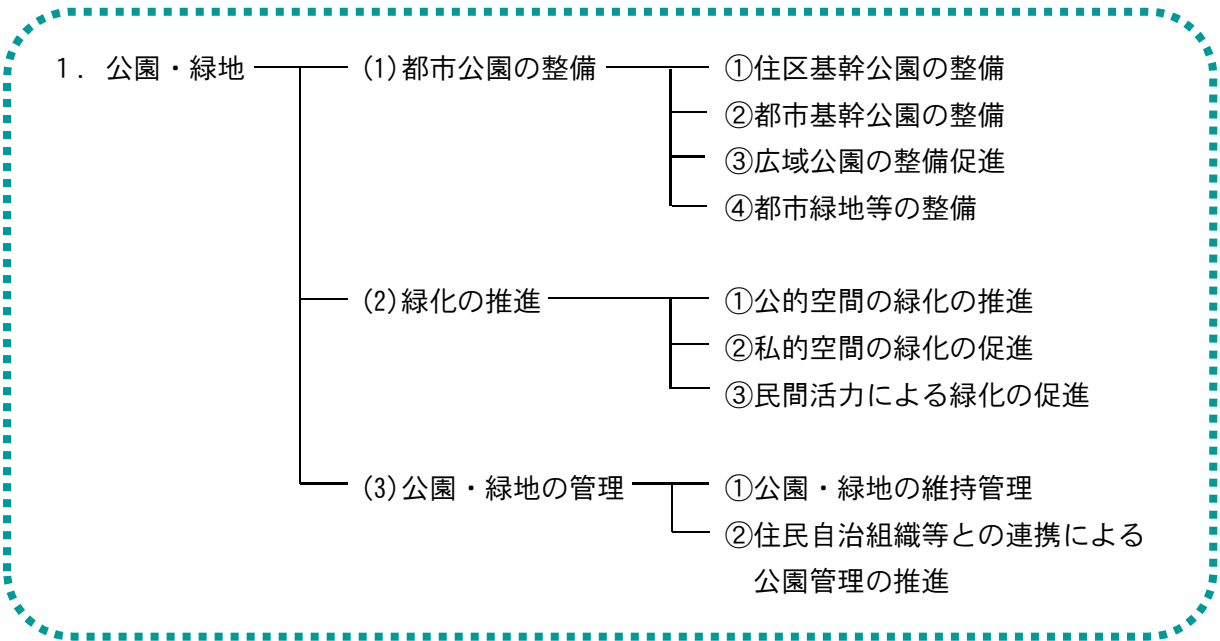
このほか、市の木、市の花を生かしたまちのイメージアップなど、緑を生かした潤いのある地域づくりも必要です。

■基本方針■

「みんなでつくる緑豊かなまち」を実現するため、魅力ある公園・緑地の整備を進めるとともに、市民・企業・行政が一体となって都市緑化を推進します。

また、地域で愛される公園となるよう、市民との連携による公園管理に努めます。

■施策の体系■



第5章 快適生活都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 都市公園の整備

施策内容	
①住区基幹公園の整備	○子どもや高齢者、障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を推進し、日常生活に密着した街区公園・近隣公園・地区公園の整備・改修を図ります。 ○開発行為などにおける公園・緑地の十分な確保を指導します。
②都市基幹公園の整備	○市民の休息、散歩、運動など総合的な利用に供する総合公園、スポーツ・レクリエーション活動に供する運動公園については、既存施設の補修・改修を図り、維持管理に努めます。
③広域公園の整備促進	○市民による文化・スポーツ活動の場や憩いの場を提供するため、県立八千代広域公園の整備を促進します。
④都市緑地等の整備	○市民の憩いの場である市街地内の「市民の森」等の整備・保全に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
都市公園の面積	939,632 m ²	1,020,000 m ²

(2) 緑化の推進

施策内容	
①公的空間の緑化の推進	○道路・河川・学校などの公共施設への植栽を推進するとともに、市民参加による緑化を推進します。
②私的空間の緑化の促進	○環境保全林の指定を推進するとともに、名木や古木など貴重な樹林は、保存樹林に指定し保存に努めます。この他、緑化協定に関する事業、工場の緑化に関する事業、建築物等の緑化に関する事業を推進します。
③民間活力による緑化の促進	○民間団体の自主的活動による緑化の促進に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
緑豊かなまちと感じている市民の割合	76.7 %	82 %

第5章 快適生活都市をめざして

(3) 公園・緑地の管理

施策内容	
①公園・緑地の維持管理	○安全かつ適正に公園・緑地の機能を維持します。
②住民自治組織等との連携による公園管理の推進	○環境美化ボランティア制度*を活用した公園の管理を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
環境美化ボランティア制度実施公園数	62 か所	82 か所

■主な事業

西八千代北部特定土地区画整理事業地内近隣公園建設事業
 県立八千代広域公園整備の促進 / 八千代台北子供の森用地取得事業
 勝田市民の森用地取得事業 / 緑の基本計画見直し事業
 小学校新入生へのバラ苗配布事業

●公園

年度	総数		運動公園		総合公園		地区公園		近隣公園	
	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
平成22年度	か所 239	m ² 816,240	か所 1	m ² 119,304	か所 1	m ² 108,291	か所 1	m ² 41,022	か所 9	m ² 153,273
23	243	817,411	1	119,304	1	108,291	1	41,022	9	153,273
24	247	818,985	1	119,304	1	108,291	1	41,022	9	153,273
25	287	833,624	1	119,304	1	108,291	1	41,022	9	153,273
26	307	865,607	1	119,304	1	108,291	1	41,022	10	166,738

年度	街区公園		都市緑地		緑道		市民一人当たりの都市公園面積
	数	面積	数	面積	数	面積	
平成22年度	か所 177	m ² 196,438	か所 46	m ² 196,297	か所 4	m ² 1,615	m ² 4.23
23	180	197,548	47	196,358	4	1,615	4.24
24	184	199,122	47	196,358	4	1,615	4.24
25	224	213,761	47	196,358	4	1,615	4.32
26	243	231,435	47	197,202	4	1,615	4.46

資料：公園緑地課

注1) 平成25年度より児童遊園を都市公園として公告し、供用している。

注2) 数及び面積は、未公告の公園を除く。（供用の公告を行っている公園のみ集計）

注3) 市人口は年度末の人口を100の位で四捨五入している。

*環境美化ボランティア制度＝行政が、道路、公園を含む公共施設用地について、市民や自治会等と定期的に美化活動を行うよう契約する制度

第5章 快適生活都市をめざして

第3節 水道

1. 水道

■現況と課題■

水道は、日々の生活に欠くことのできないライフラインであり、生命を守る重要な施設です。上水道事業は、昭和42年4月に給水を開始して以来、今日まで自己水源（地下水）と北千葉広域水道企業団*からの受水により水源を確保し、安全でおいしい水の安定供給に努めています。

水道普及率は、平成26年度末で99.1%と高水準に達していますが、近年、核家族化や単身世帯の増加に節水意識の高まりも相まって、1世帯当たりの水需要は減少傾向にあり、料金収入は伸び悩んでいます。

また、浄・給水場や管路の老朽化が進み、耐震化を含めた改良・更新を大規模に進めており、今後も多大な事業費が見込まれています。

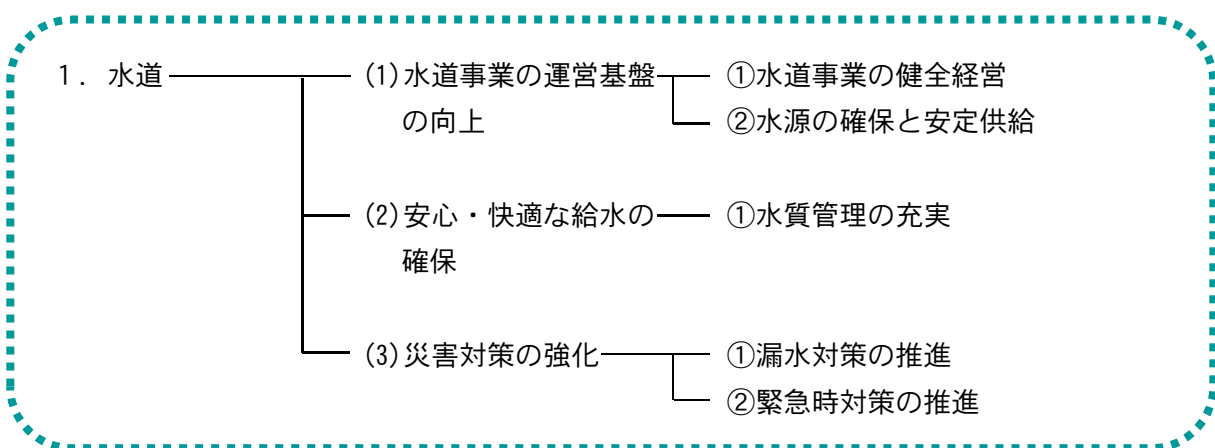
さらに、災害などの緊急時には、飲料水の確保や迅速な応急・復旧活動を行うための体制も確立しなければなりません。

このような状況下、施設の統廃合の検討や更新需要の精査など、中長期的な視点に立ち、事業の効率化や健全化への取り組みを進めていく必要があります。

■基本方針■

浄・給水場や管路を渇水や災害に強い施設へ改良・更新し、水需要の変化に対応しながら継続的に安全な水を安定供給します。

■施策の体系■



*北千葉広域水道企業団＝千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の1県7市で構成される、利根川水系江戸川を水源に水道用水供給事業を行う一部事務組合

■施策及び施策内容■

(1) 水道事業の運営基盤の向上

施策内容	
①水道事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道事業経営戦略[*]に基づき、今後増加する施設の更新需要に対し、投資額の合理化の検討を進めるとともに、経費節減や事務の効率化を進めます。 ○老朽化する施設の更新を進めるため、資金の確保が必要となることから、水道料金の見直しを行います。
②水源の確保と安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○市内にある34本の深井戸について所定の水量が確保できるよう保全に努めるとともに、北千葉広域水道企業団からの受水により利根川水系における安定水源を確保します。 ○取水・配水の効率的な運用及び必要な施設の整備や改良・更新に努めます。 ○西八千代北部特定土地区画整理事業地内に給水するための配水管及び送水管の布設を行います。 ○管網整備及び未給水区域への配水管の布設を行います。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
有収率 [*]	96.9%	97.5%

(2) 安心・快適な給水の確保

施策内容	
①水質管理の充実	○安全で安心な水道水を供給するため、適切な水質管理を行います。

^{*}上下水道事業経営戦略＝平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とした上下水道事業の経営に係る基本方針を示す計画

^{*}有収率＝供給した水道水の量又は処理した汚水量のうち料金収入などの対象となる水量(有収水量)の割合

第5章 快適生活都市をめざして

(3) 災害対策の強化

施策内容	
①漏水対策の推進	○漏水の調査・点検を計画的に行い、早期発見・修繕によって有効率*の向上及び漏水に伴う二次災害の防止に努めます。
②緊急時対策の推進	○地震などの災害に強い施設づくりをするため、各施設の耐震診断結果に基づき、施設整備の実施に合わせて耐震化を進めます。 ○地震などの災害時において市民への飲料水を円滑に供給するための機材と、施設復旧に必要な非常用機材を計画的に購入し、備蓄します。 ○地域防災計画に位置づけられた避難場所に設置してある災害用井戸の水質検査を行います。 ○既設の石綿セメント管*及び非耐震管などの老朽管を、地震などの災害に強いダクタイル鋳鉄管*に更新します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
石綿セメント管の更新率	81.0 %	100 %
水道管路の耐震化率	48.7 %	59.9 %

■主な事業

西八千代配水管及び送水管布設事業 / 未給水区域対策事業

村上給水場施設改良事業 / 災害時応急給水用機材整備事業 / 配水管等改良事業

●上水道給水状況

	給水人口	行政人口	普及率	給水件数	給水量	有収水量	水源内訳	
	(A)	(B)	(A/B)				地下水	受水
	人	人	%	件	千m ³	千m ³	千m ³	千m ³
平成22年度	191,422	193,274	99.0	81,375	19,620	18,782	10,926	8,968
23	191,073	192,884	99.1	81,694	19,301	18,505	10,968	8,716
24	191,140	192,951	99.1	82,317	19,069	18,362	10,350	8,975
25	191,552	193,332	99.1	83,650	18,853	18,336	10,389	8,739
26	192,698	194,438	99.1	84,991	18,662	18,085	9,861	9,172

資料：上下水道局

注1)「有収水量」とは、使用した水量で料金徴収の対象となったもの。

注2)「受水」とは、河川から取り入れた水量をいう。

*有効率＝配水した水量のうち有効に使用された水量(有効水量)の割合

*石綿セメント管＝セメントに石綿繊維を混合して製造した水道管

*ダクタイル鋳鉄管＝ダクタイルは「強靱な」という意味の形容詞。引張り強さや伸びなどが優れ、衝撃や腐食に強い水道管

第4節 下水道

1. 下水道

■現況と課題■

下水道は、健康で快適な生活を営む上で欠くことのできない都市の根幹的な施設であり、生活に潤いをもたらす川・湖・海といった水環境の水質保全のためにも重要なものです。

下水道事業は、昭和42年の勝田台団地の造成に併せて着手し、昭和47年から印旛沼流域関連公共下水道事業として市街化区域を中心に整備区域を定め、事業の推進を図っています。

汚水施設は、平成26年度末の整備人口普及率は91.7%であり、現在は工業団地などの整備を進めています。

また、雨水施設は、平成26年度末の整備率は41.3%であり、引き続き管渠^{*}などの整備を進めています。

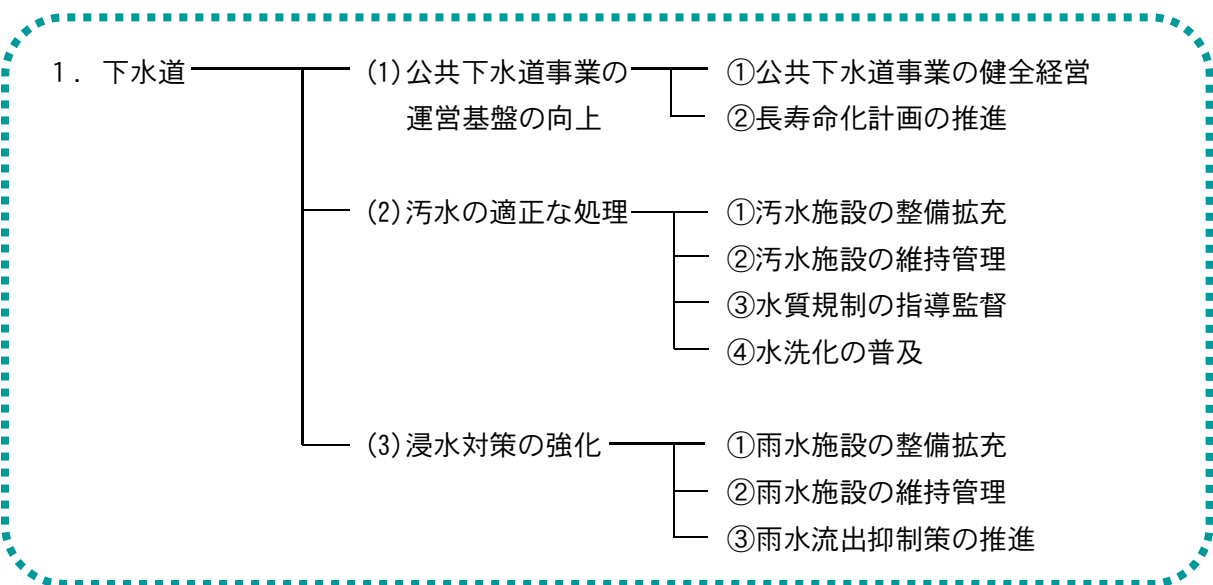
このような状況下、近年頻発する豪雨による浸水被害への対策の強化が急務となっています。都市化の進展に伴い緑地や空地が減少し、雨水の地下への浸透能力の低下によって雨水流出量の増加や集中豪雨による都市型水害への対策として、調整池の整備や貯留施設、浸透施設などの普及が必要とされています。

さらに、供用開始当初からの下水道施設は年々老朽化が進んでいることから、長寿命化計画などにに基づき、計画的な改築・更新を進める必要があります。

■基本方針■

汚水施設は、事業区域の整備、ポンプ場の施設改修、管渠の延命化を図り、雨水施設は、集中豪雨などによる浸水対策の強化を進め、快適で衛生的な生活環境を守ります。

■施策の体系■



*管渠＝放水路や地中に埋設された下水管など

第5章 快適生活都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 公共下水道事業の運営基盤の向上

施策内容	
①公共下水道事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道事業経営戦略に基づき、老朽化が進む施設の現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、経費節減や事務の効率化を進めます。 ○財務状況や水需要などを的確に把握し、料金の適正化について検証します。
②長寿命化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化計画に基づき、各施設の延命化を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
有収率	82.0%	82.6%

(2) 汚水の適正な処理

施策内容	
①汚水施設の整備拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、汚水施設の整備を進めます。 ○市街化区域については、工業団地などにおける汚水施設の整備を進めます。 ○市街化調整区域については、<u>汚水適正処理構想*</u>に基づき下水道と合併処理浄化槽を比較検討し、整備区域の設定を行います。
②汚水施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○管渠の閉塞を未然に防ぐため、定期的に管渠・人孔などの施設について点検を行います。 ○雨水や地下水の管渠への浸入について調査し、適時補修を行います。 ○<u>中継ポンプ場*</u>の適正な運営及び維持管理により、円滑な排水処理を行います。
③水質規制の指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、水質規制に関する知識の普及とPRに努めます。 ○<u>特定事業場*</u>などの排水について、<u>除害施設*</u>の設置に関する指導・監督を行います。
④水洗化の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○個別訪問などにより水洗便所改造資金貸付制度をPRし、水洗化の普及・促進に努めます。

*汚水適正処理構想＝市内全域を対象として効率的かつ効果的に汚水処理施設整備を実施するために、公共下水道及び合併処理浄化槽等の整備区域を設定するもの

*中継ポンプ場＝自然流下により深くなった下水管の下水をポンプでくみ上げる施設

*特定事業場＝排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場

*除害施設＝下水の排除基準を遵守するために、事業所等が水質を悪化させる恐れのあるものを処理するために設置する施設

第5章 快適生活都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
水洗化率	99.1 %	99.4 %

（3）浸水対策の強化

施 策 内 容	
①雨水施設の整備拡充	○都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨に対応するため、管渠などの雨水施設の整備を進めます。
②雨水施設の維持管理	○雨水を効率的に排水するため、定期的に雨水排水路及び調整池の点検・清掃を行います。
③雨水流出抑制策の推進	○都市型水害対策として、貯留施設、浸透施設などの設置の検討及び指導の強化を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
雨水整備率*	41.3 %	44.4 %

■主な事業

長寿命化対策事業 / 汚水管渠整備事業 / 雨水管渠整備事業

●公共下水道状況

	市域面積	整備面積	処理面積	処理人口	行政人口	普及率	汚水量	有収水量	下 水 道 施 設			水洗化戸数
				(A)	(B)	(A/B)			処理場	ポンプ場	管路延長	
平成 22 年度	ha	ha	ha	人	人	%	千 m ³	千 m ³			m	戸
	5,127	1,812	1,812	177,937	193,274	92.1	21,285	17,774	-	3	598,621	74,362
23	5,127	1,825	1,825	177,330	192,884	91.9	21,392	17,392	-	3	606,258	74,738
24	5,127	1,845	1,845	177,145	192,951	91.8	20,571	17,190	-	3	617,460	74,733
25	5,127	1,856	1,856	177,071	193,332	91.6	20,785	17,279	-	3	626,109	75,263
26	5,139	1,876	1,876	178,382	194,438	91.7	20,851	17,096	-	2	628,454	76,500

資料：上下水道局

注)「有収水量」とは、汚水量のうち料金徴収の対象となったもの。

*雨水整備率＝雨水整備に係る全体計画の面積のうち、整備が完了している区域の面積の割合

第5章 快適生活都市をめざして

第5節 市街地整備

1. 市街地整備

■現況と課題■

本市は、都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の指定及び地区計画などによる適正な土地利用の誘導に努めるとともに、京成本線、東葉高速線各駅周辺での土地地区画整理事業をはじめとする面的・総合的な都市基盤整備を展開し、計画的に良好な市街地を形成することにより、首都圏の住宅都市として発展してきました。

近年においては、災害に強いまちづくりや計画的な宅地化の推進等の課題に対応するため、土地地区画整理事業等の活用と推進、適正な民間開発の誘導等が必要となっています。また、駅周辺では、商業等の活性化や都市機能の向上を図り、まちの顔としての質の高い都市空間の形成が求められています。

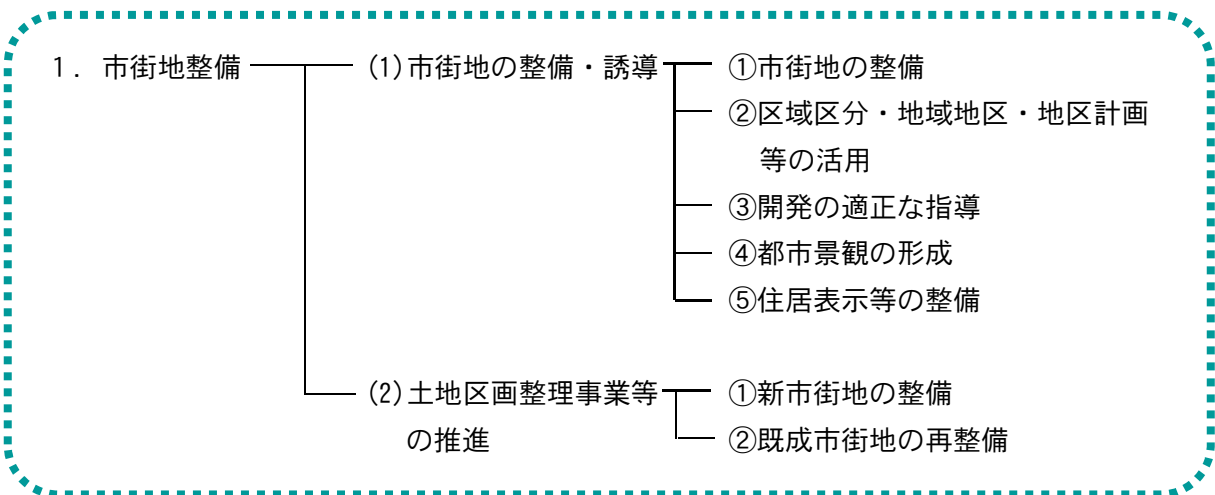
今後、市民の生活様式や価値観の多様化に応えつつ、本市の特性を生かした個性的で魅力のある都市環境・景観を形成し、誇りと愛着を持って住み続けることができる都市の実現を図るため、良好な住環境の誘導や活力のある商業地の形成、個性的で魅力のあるまちづくりを意識しながら公共施設を整備するなど、バランスのとれた総合的な市街地整備を、住民とともに検討・推進していく必要があります。

■基本方針■

土地地区画整理事業等の効果的な手法を活用し、良好な住環境や魅力と活力のある商業、個性ある市民文化などを育むバランスのとれた総合的な市街地整備を推進します。

また、まちづくりの主役である市民の参加を得ながら、地域特性を踏まえた個性豊かな八千代らしい都市景観の形成を推進します。

■施策の体系■



第5章 快適生活都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
土地区画整理事業施行済面積	278 ha	284 ha

■主な事業

西八千代北部特定土地区画整理事業の換地処分に伴う住所変更事業

西八千代北部特定土地区画整理事業 / 大和田駅北口地区まちづくり事業



第5章 快適生活都市をめざして

●八千代市土地区画整理事業状況

平成27年3月末現在

地区名	施行者	都市計画 決定	事業認可	仮換地 指定 年月日	換地処分 (公告日)	解散
(施行中)						
大和田駅南	八千代市	S44. 1. 30	S62. 10. 16	H 5. 2. 14~ H13. 12. 17	H27. 2. 13	
西八千代北部	都市機構	H10. 9. 11	H14. 1. 18	H17. 12. 8~		
(施行済)						
村上	八千代市	S41. 2. 14	S42. 2. 27	S42. 12. 1	H 1. 2. 10	-
下市場	組 合	-	S47. 11. 8	S49. 12. 20	S51. 7. 2	S51. 11. 24
大和田高津	”	-	S47. 11. 27	S50. 8. 15	S52. 2. 1	S52. 3. 22
大和田駅南口	”	S44. 1. 30	S48. 11. 9	S50. 8. 13	S50. 10. 3	S51. 3. 5
西八千代東部	”	-	S63. 1. 12	S63. 12. 7	H 9. 11. 14	H10. 6. 19
高津	”	S58. 8. 16	S58. 12. 6	S61. 5. 10	H11. 2. 19	H15. 9. 26
上高野第1	”	-	H13. 3. 15	H14. 3. 1	H15. 12. 22	H16. 10. 13
辺田前	”	H 3. 3. 26	H 5. 1. 8	H 8. 12. 11	H21. 3. 19	H21. 11. 13
萱田	公 団	S51. 12. 28	S55. 1. 28	S59. 9. 1	H 4. 3. 31	-
萱田町川崎山	個 人	-	H14. 8. 28	H14. 12. 25	H15. 10. 30	H16. 7. 28
八千代台南二丁目	”	-	H18. 9. 21	H19. 8. 1	H20. 8. 18	H21. 3. 12

地区名	施行面積 (㎡)	施行年度 (予定)	減歩率 (%)			計画人口 (人)
			公 共	保留地	合 算	
(施行中)						
大和田駅南	52,588	S62~H31	23.18	-	23.18	530
西八千代北部	1,404,894	H13~H33	25.40	14.60	40.00	14,000
(施行済)						
村上	188,311	S41~H 1	19.86	4.70	24.56	1,800
下市場	48,794	S47~S51	22.55	6.05	28.60	488
大和田高津	99,148	S47~S51	14.96	9.87	24.83	990
大和田駅南口	15,541	S48~S50	39.84	-	39.84	155
西八千代東部	507,561	S62~H10	23.65	18.54	42.19	5,100
高津	267,008	S58~H15	23.90	11.63	35.53	2,670
上高野第1	48,604	H12~H16	23.61	24.69	48.30	490
辺田前	594,564	H 4~H21	17.15	20.75	37.90	5,950
萱田	984,255	S54~H 8	27.19	9.22	36.41	12,000
萱田町川崎山	16,042	H14~H16	24.00	18.70	42.70	160
八千代台南二丁目	12,700	H18~H20	20.86	21.90	42.76	130

資料：都市整備課

第5章 快適生活都市をめざして

第6節 住宅

1. 住宅

■現況と課題■

本市は、特定行政庁[※]として民間の指定確認検査機関が行う建築確認等業務の支援・調整を図るとともに、許認可事務や既存建築物の安全性の確保に努め、木造住宅に対する耐震診断や耐震改修の補助制度を整備し、八千代市耐震改修促進計画に基づき民間住宅、市有建築物の耐震化を推進しています。

近年、少子高齢化や人口の減少等、全国的な社会情勢の変化に伴い、住生活を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。こうした状況に対応していくために、具体的な住宅施策の策定が必要となっています。

市営住宅等については、住宅の確保を必要としている低所得者の居住の安定の確保に努めておりますが、用途廃止や改修が必要となる時期を迎えており、今後どのように提供していくかが課題となっています。

■基本方針■

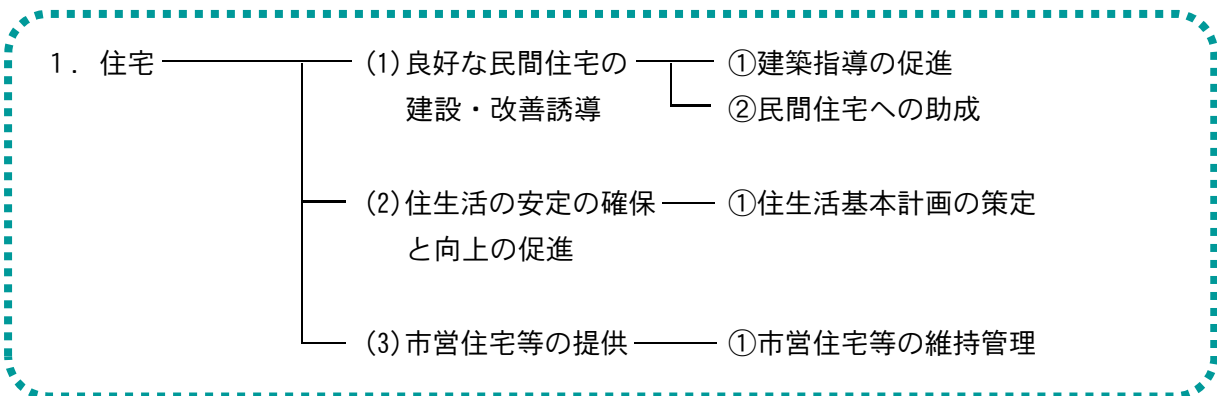
多様化する社会的要請に対し、法令等に基づいた建築指導を推進するとともに、地震、事故等に対する安全確保のため迅速、的確な措置を講じます。

建築物の耐震化の促進については、補助制度のさらなる充実や市民への周知・啓発に努めます。

住宅施策については、住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進のための基本施策となる住生活基本計画を策定し、市民の豊かな住生活の実現を目指します。

市営住宅等については、現在の戸数をおおむね維持することとします。用途廃止により減少する戸数は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅を借り上げ補充します。

■施策の体系■



[※]特定行政庁＝建築確認等に関する事務を司る建築主事がいる、木造の戸建てだけでなくマンション等の鉄筋コンクリート造の建築物の建築確認等を行う行政機関

第5章 快適生活都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 良好な民間住宅の建設・改善誘導

施 策 内 容	
①建築指導の促進	○特定行政庁として法令等に基づいた建築指導行政を推進することで建築物等の安全性の確保や良好な住環境の整備に努めます。
②民間住宅への助成	○民間住宅の耐震化促進のための補助金交付制度の拡充に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
住宅の耐震化率（住宅土地統計調査による）	88.2 %	95.0 %

(2) 住生活の安定の確保と向上の促進

施 策 内 容	
①住生活基本計画の策定	○地域の特性や実態に対応した計画の策定を行います。

(3) 市営住宅等の提供

施 策 内 容	
①市営住宅等の維持管理	○長期的な活用計画を定め、効率的な維持管理を実施して、市営住宅等の有効活用を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
市営住宅等の入居率	97.6 %	100 %

■主な事業

住生活基本計画策定事業 / 建築事務事業 / 木造住宅耐震診断等助成事業

●建築確認申請等処理件数

(単位：件)

	総 数	建 築 確 認	工 作 物	道路位置 指定	許 可	計 画 通 知	認 定
平成 22 年度	70 (1,046)	45 (1,008)	8 (38)	7	4	5	1
23	69 (887)	40 (857)	1 (30)	7	6	12	3
24	68 (1,112)	34 (1,082)	4 (30)	8	11	6	5
25	68 (1,235)	34 (1,196)	3 (39)	10	6	11	4
26	58 (1,069)	17 (1,031)	5 (38)	5	5	22	4

資料：建築指導課

注) 建築確認、工作物、計画通知の件数については、変更処理件数を含む。

第6章 産業活力都市をめざして

第1節 農業

第2節 商工業

第3節 観光

第4節 労働環境

第6章 産業活力都市をめざして

第1節 農業

1. 農業

■現況と課題■

本市の農業を取り巻く環境は、国際化や都市化の進展、経営者の高齢化・兼業化、後継者不足などますます厳しくなっています。食料自給力・自給率の向上及び安全な農作物の安定供給を図ることは、喫緊の課題となっています。

また、農業は、これらのほかに、国土の安全、水源の涵養^{*}、新川周辺を中心とした良好な景観の形成等市民に憩いとやすらぎの場を提供するといった多面的な役割も果たしています。

このように市の産業の重要な位置づけにある農業の振興のために、今後も農地の保全に努め、市民とのふれあいの場を創出するとともに、生産基盤の充実により、営農・経営支援体制の強化による生産性の向上及び経営の安定化などを図っていく必要があります。

さらに、消費者の食の安全に対する関心や健康志向の高まりを受け、化学肥料や農薬の使用量を減らし、人と自然にやさしい農業を実践することも重要となっています。

■基本方針■

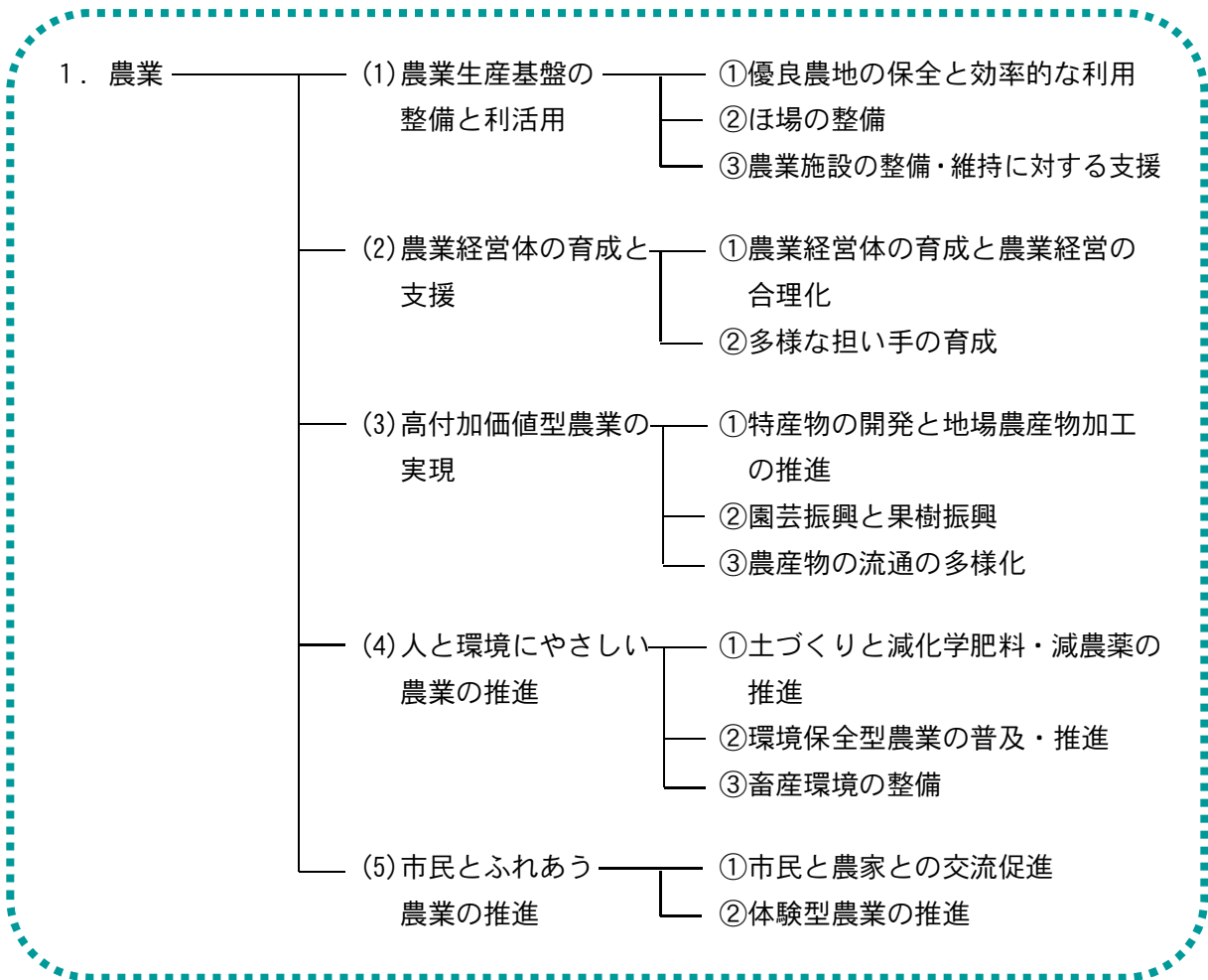
生産基盤の整備や農業経営体を育成し、多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業の確立をめざすとともに、環境にやさしい農業を推進します。

また、市民とのふれあいの場の創出として、八千代ふるさとステーションのほかにやちよ農業交流センターと両施設を結ぶ歩道橋が道の駅やちよとして登録されたことから、今後さらなる活用を図っていきます。

^{*}涵養＝地表の水が地下に浸透し、地下水となること

第6章 産業活力都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 農業生産基盤の整備と利活用

施策内容	
① 優良農地の保全と効率的な利用	○農業振興地域の農用地を総合的に見直し、優良農地の保全・確保に努め、農地の流動化を促進するとともに耕作放棄地の解消も図ります。また、良好な景観の形成等、農地の持つ多面的機能の保持を図ります。
② ほ場の整備	○水田再基盤整備による大区画化・汎用化を推進し、新技術の導入などを取り入れた高生産性農業を促進します。
③ 農業施設の整備・維持に対する支援	○農業用施設の維持管理を行う団体を支援し、農業生産機能の維持と農地の保全を図ります。また、農道・農業用排水路の整備を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値 (平成 32 年度末)
水田再基盤整備面積	307 ha	349 ha

第6章 産業活力都市をめざして

(2) 農業経営体の育成と支援

施策内容	
①農業経営体の育成と農業経営の合理化	○農業経営改善計画に基づく農業経営体の育成を行うとともに、農業経営の改善を促進し、営農団体の組織化、農業経営の法人化を図ります。
②多様な担い手の育成	○関係機関との連携を図りながら、担い手育成のための各種研修講座の開催を支援し、農業経営者としての経営感覚の醸成を図るとともに、高収益農業・魅力ある農業を促進し、農業後継者や女性農業者・新規就農者の育成・支援を図ります。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
認定農業者数	78人	96人
家族経営協定の締結件数	25件	37件

(3) 高付加価値型農業の実現

施策内容	
①特産物の開発と地場農産物加工の推進	○消費者ニーズに対応する高付加価値農産物の生産や加工の推進により、特産物の開発を支援します。また、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化 [*] について検討します。
②園芸振興と果樹振興	○土地生産性の高い施設園芸の拡充を促進し、野菜・花卉などの高所得園芸農業の実現を図ります。果樹については、直販型の産地の特性を生かしながら、生産から流通に至る条件整備を図ります。
③農産物の流通の多様化	○農協・出荷組合による共販体制の整備を図るなど、計画的な生産による出荷体制の確立に向けた取組や、新たな市場外流通などによる農産物の販売を支援します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
地場農産物を使って加工品を生産した生産者数	75件	87件

^{*}6次産業化＝農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

第6章 産業活力都市をめざして

(4) 人と環境にやさしい農業の推進

施策内容	
①土づくりと減化学肥料・減農薬の推進	○環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給するため、土づくり・減化学肥料・減農薬への取組を支援します。
②環境保全型農業の普及・推進	○農業の長期的な継続・発展を期するため、生産性と収益性を保ちながら、自然環境の保全、農業用廃棄物の適正な処理など、先進的な農業技術の普及・推進に努めます。
③畜産環境の整備	○家畜糞尿の処理施設の設置を促進するなど、その適正処理を推進します。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
エコファーマー [*] 戸数	108件	114件

(5) 市民とふれあう農業の推進

施策内容	
①市民と農家との交流促進	○市の農業を身近に感じてもらうため、農業体験講座や市内農産物の加工教室の開催などを通して食育の推進を図るとともに、市民と農家との交流できる場の拡充を図ります。
②体験型農業の推進	○ふれあいの農業の郷を中心に農家が自ら運営管理する体験農園などと連携して、農業体験を望む市民の利便性向上と農地の保全を図るとともに、新たな観光資源としての確立に努めます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
体験農園利用者数	18,400人	24,000人

■主な事業

水田再基盤整備事業 / 土地改良事業補助事業 / 農業の郷運営管理事業

^{*}エコファーマー＝たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を県知事に提出して、認定を受けた農業者の総称

第6章 産業活力都市をめざして

●販売農家数及び世帯員数（15歳以上）

各年2月1日現在

	販売農家		専兼業別農家数			
	農家数	世帯員数	専業農家数	兼業農家数	兼業農家内訳	
					第一種兼業農家数	第二種兼業農家数
	戸	人	戸	戸	戸	戸
平成12年度	811	3,157	182	629	158	471
17	691	2,707	192	499	101	398
22	607	1,132	163	444	159	285
27	498	952	163	335	80	255

資料：2000年世界農林業センサス、2005年・2010年・2015年農林業センサス

注1) 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

注2) 第一種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家をいう。

注3) 第二種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

●農地転用状況

	総数		住宅		工場・店舗		道路		学校・公園・運動場		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²
平成22年度	208	116,716	102	53,234	3	1,898	20	1,451	0	0	83	60,133
23	130	103,382	91	73,407	3	6,233	10	1,124	1	1,609	25	21,009
24	150	89,995	94	49,357	2	2,024	11	2,253	0	0	43	36,361
25	188	89,003	115	53,823	11	8,723	21	1,282	0	0	41	25,175
26	165	93,981	116	48,456	3	8,706	7	605	0	0	39	36,214

資料：農業委員会



第6章 産業活力都市をめざして

第2節 商工業

1. 商工業

■現況と課題■

本市の商工業は、市民の日常生活を支えるとともに、雇用創出の場として重要な役割を担ってきました。しかし、近年はビジネスモデルの多様化が顕著になっています。

特に商業は、少子高齢化に起因する後継者不足の問題や消費需要の低迷といったような、大きな時代的变化の中で、厳しい経営環境下にあります。消費者の生活スタイルが多様化する中で、消費者ニーズに対応した商業集積やインターネットを活用した商品情報の提供、後継者の育成などが必要となっています。

商店街については、超高齢社会の中で地域住民の身近な買い物の場として、個店の魅力を高めつつ、消費者の利便性などを的確に捉え、地域と密着した商店街への変革が求められています。

工業は、世界経済情勢が激動している中で、資源の確保や原材料価格の乱高下など、企業経営を圧迫する要因に耐えうる収益構造への変革や、CO₂の排出削減に対応した技術革新などが求められています。

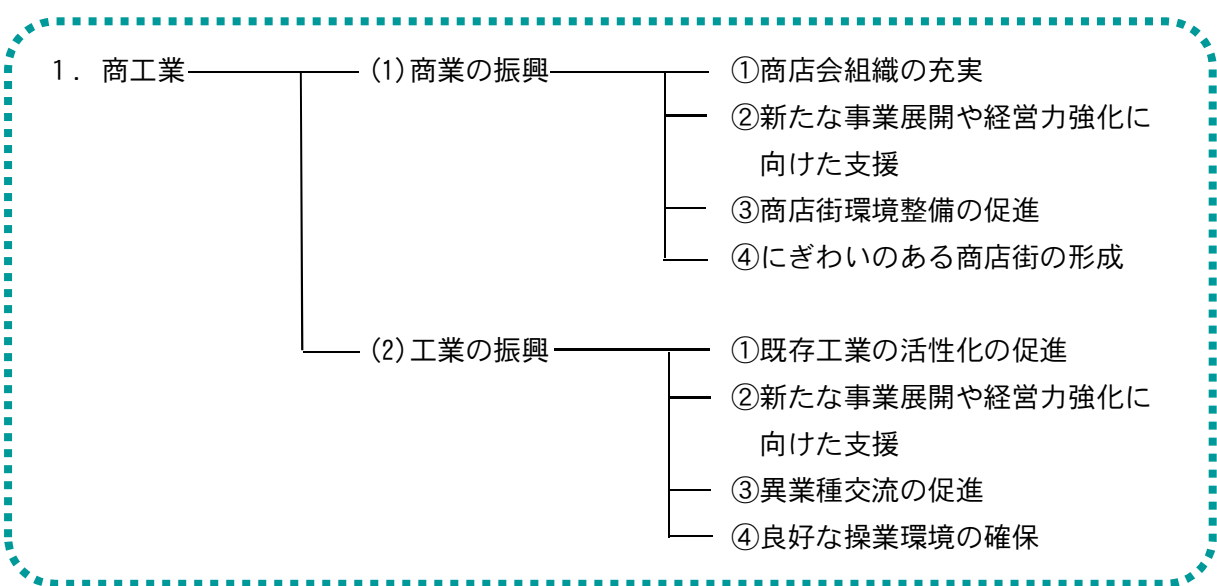
また、自らが持つ経営資源と技術革新への取組により、付加価値生産性を高め、経営基盤を強化することが必要です。

■基本方針■

事業者及び商店会の自主的な取組をもとに、国や県及び経済関係団体と連携し、市民の理解と協力を得ながら、商工業の活性化のための研究や施策の実施に努めます。

また、身近な買い物の場としての商店街の存続のため、消費者ニーズに沿うような施策や環境整備などの推進に努めます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 商業の振興

施策内容	
①商店会組織の充実	○商店会に求められる機能発揮・高度化には、個店や任意組織では限界があり、商店街の環境変化に対応し、国などの活性化策の導入に必要な協同組合や振興組合などの組織化への指導・支援などに努めます。
②新たな事業展開や経営力強化に向けた支援	○商工会議所との連携のもと、 <u>産学官の連携*</u> により商業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や新たなサービスなどの開発に向けた取組に対して支援を図ります。 ○商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・資金融資の充実に努め、経営・金融面からの支援を図ります。 ○市独自の制度融資の充実に努め、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金融面からの支援を図ります。
③商店街環境整備の促進	○魅力的な商店街を形成するため、景観の統一性、利便性、安全性などのための環境整備の促進に努めます。 ○商工会議所との連携のもと、商店街と大規模小売店舗との共存共栄を図るため、必要な施策に取り組んでいきます。
④にぎわいのある商店街の形成	○にぎわいを創出し商店街の活性化を図るため、商業団体などへの取組に対し支援を図っていきます。

【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
協同組合や振興組合などの組織率	25 %	25 %
小売業の年間商品販売額	139,082 百万円	139,082 百万円

*産学官の連携＝企業・大学・行政等が互いに連携しあうこと

第6章 産業活力都市をめざして

(2) 工業の振興

施 策 内 容	
①既存工業の活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○県、商工会議所などの関係機関・団体及び市内工業者団体との連携により、既存工業の振興に努めます。 ○企業立地法による「千葉県東葛地域産業活性化協議会」加入の特質を生かし、既存企業の活性化策のために取り組んでいきます。
②新たな事業展開や経営力強化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所との連携のもと、産学官の連携により工業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や、新たな技術などの開発に向けた取組に対して支援を図ります。 ○商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・資金融資の充実に努め、経営・金融面からの支援を図ります。 ○市独自の制度融資の充実に努め、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金融面からの支援を図ります。
③異業種交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな製品やサービスを開発するため、商工会議所との連携のもと、異業種交流の促進に努めます。
④良好な操業環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○工場と住宅それぞれが共生していくため、相互理解を深めることや、隣接する住宅への工場の影響を最小限にとどめるなどの環境整備が図られるよう努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
1 事業所当たりの年間出荷額	1,284 百万円	1,296 百万円

■主な事業

創業支援事業 / 中小企業資金融資事業

第6章 産業活力都市をめざして

●商業の推移

	事業所数	売場面積	従業員数	年間商品販売額
平成11年	1,162	m ² 144,026	人 8,770	万円 14,965,538
14	1,104	155,905	9,314	15,129,981
16	1,069	180,045	9,955	15,807,750
19	1,030	203,233	9,762	16,074,969
24	721	189,614	7,612	13,908,200

資料：平成24年は、平成24年経済センサス活動調査による。それ以前は商業統計調査による。

●工業の推移

	事業所数	従業員数	製造品出荷額
平成21年度	189	人 8,917	万円 20,560,561
22	181	8,776	19,469,578
23	201	8,058	21,095,046
24	178	9,354	20,260,424
25	168	9,668	21,579,621

資料：平成24年は、「平成24年工業統計表（経済産業省大臣官房調査統計グループ）平成26年4月11日公表」、平成25年は、「平成25年工業統計表（経済産業省大臣官房調査統計グループ）平成27年4月10日公表」による。それ以前は工業統計調査による。

注）従業者4人以上の事業所を対象

第6章 産業活力都市をめざして

第3節 観光

1. 観光

■現況と課題■

近年、観光のもつ意味は、旧来からある名所・旧跡を巡るような物見遊山的なものから、その土地の文化に触れる場として、また様々な体験の場として、地域で時間を過ごすスタイルに変化しつつあります。観光客のニーズは多様化し、ますます観光の裾野を広げてきています。

本市においては、旧来型の観光資源、いわゆる全国的な知名度を有する名所・旧跡などの資源は見られませんが、新川やその両岸に植栽された千本桜に代表されるような良好な景観をもつ地域、また昔ながらの神社仏閣、公園やレクリエーション施設、そして八千代ふるさと親子祭花火大会や八千代どーんと祭、源右衛門祭などのイベント、各種農業体験など、多様な観光の素材が存在します。

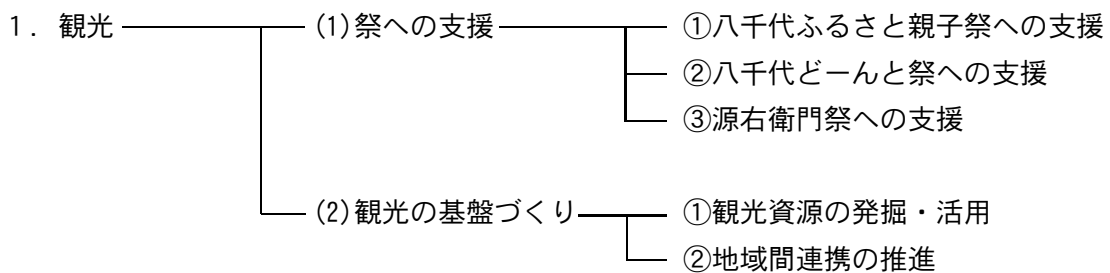
これらの情報を効果的にPRするなど、観光の素材を積極的に活用することで、市内だけでなく多くの人々が本市を訪れ、喜ばれる観光にしていくことが重要です。

■基本方針■

観光によって地域の発展や活性化を図るため、本市の恵まれた自然環境や景観、そして歴史、特産品、イベントなどを地域の観光資源として捉え、多くの市民や来訪者が楽しみ憩える、観光の基盤づくりに努めます。

また、近隣自治体には魅力的な観光資源が数多く存在しており、近隣自治体との地域間連携を図ることにより、広域な交流事業を展開し、観光資源の有機的な活用に努めます。

■施策の体系■



第6章 産業活力都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 祭への支援

施 策 内 容	
①八千代ふるさと親子祭への支援	○八千代ふるさと親子祭の運営及び安全対策を支援することで、祭りの円滑な運営と交流人口の増加を図ります。
②八千代どーんと祭への支援	○八千代どーんと祭の運営を支援することで、祭りの円滑な運営と交流人口の増加を図ります。
③源右衛門祭への支援	○源右衛門祭の運営を支援することで、祭りの円滑な運営と交流人口の増加を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
ふるさと親子祭が市民相互の親睦と地域の活性化に役立っていると感じる市民の割合	42.0 %	65.0 %

(2) 観光の基盤づくり

施 策 内 容	
①観光資源の発掘・活用	○市内にある様々な資源を観光資源として発掘するとともに、それらの観光資源を組み合わせるなどの活用を図り、観光の基盤づくりに努めます。
②地域間連携の推進	○近隣自治体との連携により、各自治体が保有する歴史や文化・スポーツなども含めた様々な観光資源の有機的な活用に努め、観光振興の相乗効果を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
観光入込客数 [*]	1,065,000 人地点	1,335,000 人地点

■主な事業

観光資源発掘・活用事業 / 地域活性化観光づくり事業 / 地域間連携推進事業

^{*}観光入込客数＝八千代市内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた観光客の延べ人数

第6章 産業活力都市をめざして

●祭の実施状況

	八千代ふるさと親子祭		八千代どんと祭		源右衛門祭	
	総事業費	来場者数	総事業費	来場者数	総事業費	来場者数
	円	人	円	人	円	人
平成 22 年度	34,102,936	215,000	8,922,530	112,000	2,128,081	10,000
23	35,585,432	210,000	8,912,856	95,000	-	-
24	34,977,603	220,000	8,839,869	115,000	2,354,000	20,000
25	21,520,539	70,000	8,591,754	51,000	3,499,233	10,000
26	18,168,936	100,000	8,442,732	110,000	2,966,045	25,000

資料：産業政策課



第4節 労働環境

1. 労働環境

■現況と課題■

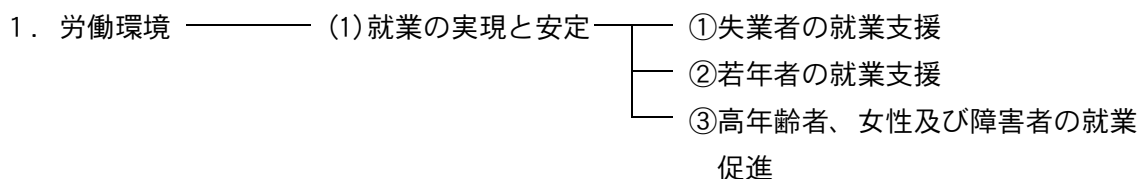
経済状況の変化に伴い企業間格差が拡大しており、正規社員と非正規社員の間で厳しい雇用状況の差が生じています。このような厳しい雇用情勢の中で、安定的な雇用への対応として、農業や介護などの新しい分野での雇用創出が求められている一方、求職者は職業訓練などによる自らのスキルアップ、就業意識の変革が求められています。

労働力不足の問題については、高年齢者の活用や家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が必要で、国・県・市・事業主などが連携して取り組むことが求められています。

■基本方針■

少子・超高齢社会の中で経済の活力を維持していくため、労働力人口の減少を補う多面的かつ総合的な国の施策と相まって、県とともに協力・連携を図りながら、地域の状況に応じた労働環境の整備に努めていきます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 就業の実現と安定

施策内容	
①失業者の就業支援	○船橋公共職業安定所と連携し、ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」の維持に努め、失業者の就業支援の充実を図ります。
②若年者の就業支援	○国・県の連携のもとに関係部局が協力し、若年無業者及び新規学卒者の就業支援に努めます。
③高年齢者、女性及び障害者の就業促進	○雇用促進奨励金制度の充実にも努め、高年齢者及び心身障害者の就業機会の増大を図ります。 ○国・県の連携のもとに関係部局が協力し、高年齢者や女性の再就職支援及び障害者の就業促進に努めます。

第6章 産業活力都市をめざして

【指標】

区 分	現 況 値	目 標 値 (平成 32 年度末)
求職相談・就職件数 (八千代地域職業相談室)	求職相談 6,767 件 就職件数 826 件	求職相談 5,414 件 就職件数 785 件

■主な事業

地域職業相談室事業 / 就業支援・促進事業

●職業相談状況

	新規求職申込件数	有効求職者数	紹介件数	就職件数
平成 22 年度	3,107	8,503	7,299	775
23	1,896	-	6,668	672
24	1,396	-	7,145	752
25	1,105	-	7,951	862
26	1,594	-	6,259	826

※平成 23 年 5 月より新システム移行により、有効求職者数の集計不能。

資料：商工課（船橋公共職業安定所業務概要より）

第4部 計画の推進のために

市民主体による自立的な行政経営

第1章 市民参画によるまちづくりの推進

第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

第3章 持続可能な行政経営の確立

◇計画の推進のために施策体系◇

第1章

- 1. 市民参画によるまちづくりの推進
 - (1) 透明性の高い市政の推進
 - ① 情報公開の拡充
 - ② 広報活動の充実
 - ③ 個人情報の適正管理
 - ④ 監査機能等の充実
 - (2) 市民参画体制の充実
 - ① 参画機会の拡充
 - ② 市民ニーズの的確な把握と市政への反映

第2章

- 2. 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進
 - (1) コミュニティ活動の促進
 - ① 自治会などの活動への支援
 - ② コミュニティ施設等の整備
 - ③ 地域特性を生かしたまちづくり
 - ④ 多様な実施主体との連携
 - (2) 平和と交流によるまちづくりの推進
 - ① 市民が願う非核平和によるまちづくりの推進
 - ② 市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進

第3章

- 3. 持続可能な行政経営の確立
 - (1) 効率的な行政運営の確立
 - ① 成果を重視した行政運営の推進
 - ② 組織機構などの簡素化
 - ③ 人事体制の整備
 - ④ 民間活力の導入推進
 - ⑤ 電子自治体^{*}の推進
 - ⑥ 情報セキュリティ対策の充実
 - ⑦ 広域行政の推進
 - (2) 健全な財政運営の推進
 - ① 財源の確保
 - ② 効率的な財政運営
 - ③ 長期的な視点に立った財政運営
 - (3) 公共施設等の一体的なマネジメントの推進
 - ① 公共サービス・施設等の規模の適正化の推進
 - ② 公共施設等の効率的な施設管理の推進
 - ③ 公共施設等の有効活用の推進
 - (4) 行政サービスの利便性向上の推進
 - ① 窓口サービス・市民の利便性の向上
 - ② 行政サービスの電子化

^{*}電子自治体＝ICT（情報通信技術）を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体

第4部 計画の推進のために

第1章 市民参画によるまちづくりの推進

■計画の推進のための方針

(1) 透明性の高い市政の推進

方 針	
①情報公開の拡充	○情報公開制度の適切な運用とICT（情報通信技術）を活用した情報提供など、情報公開の拡充に努めます。
②広報活動の充実	○「広報やちよ」をはじめとする各種刊行物、インターネットなどの媒体を通して市政情報の提供を図るとともに、新聞、テレビなどの報道機関への情報提供によるパブリシティ活動 [*] も推進していきます。
③個人情報の適正管理	○個人情報保護条例に基づく個人情報の適正管理に努めるとともに、情報セキュリティ [*] 対策を徹底します。また、市内の事業者についても市と同様の保護措置がとられるよう、理解と協力を求めています。
④監査機能等の充実	○公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等の実施に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
透明性の高い市政運営がなされていると感じている市民の割合	11.4 %	50 %

(2) 市民参画体制の充実

方 針	
①参画機会の拡充	○政策形成過程への市民の参画をより多元化、広範化するためにフォーラム [*] やワークショップ [*] 、シンポジウム [*] 、パブリックコメントの活用を図ります。 ○各種審議会等の委員の選任にあたっては、多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう公募による市民委員の登用に努めます。 ○ボランティア団体やNPO法人などが行う市民活動を支援するため、八千代市市民活動団体支援金交付制度の推進を図ります。
②市民ニーズの的確な把握と市政への反映	○市長への手紙などの制度を活用した、市政に対する意見や提案に対する広聴活動を推進するとともに、市長対話、市政懇談会等による、対話型の市政を促進します。 また、行政サービスに対する市民の満足度の把握に努めます。

^{*}パブリシティ活動＝新聞・テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと

^{*}セキュリティ＝安全、保安、防犯

^{*}フォーラム＝専門家による講演だけでなく、多くの関係者を招いて率直な新たな意見を求めたり、合意形成を図ったりすることなどを目的とした公開イベント。転じて、そうしたイベント手法を好む団体の名称に使われることもある

^{*}ワークショップ＝通常、単一の会議室内で3つ以上の少人数グループに分かれて、各テーブルファシリテーターによる進行の下、各参加者が対等な立場で自由に発言し合う形式のグループ討議。新たな意見や課題の発掘のために行う場合や、課題解決策を絞り込んだり合意形成の一環で行う場合などがある

^{*}シンポジウム＝コーディネーターによる進行の下、一つの主題のそれぞれ異なった側面や立場から通常3人以上のパネリストが発言したり討論したりする形式の会議のこと

第4部 計画の推進のために

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
各種審議会等における公募による市民委員の割合	21.9 %	25 %
市民の意見が市政に反映されていると感じる市民の割合	7.8 %	30 %
自立した市政運営が行われていると感じている市民の割合	12.5 %	50 %

■ 主な事業

情報公開事業 / 広報発行事業 / コミュニティ推進事業



第4部 計画の推進のために

第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

■計画の推進のための方針

(1) コミュニティ活動の促進

方 針	
①自治会などの活動への支援	○地域における他の活動団体との交流と連携の促進を図るとともに、自治会運営の更なる活性化に向けた啓発、学習機会の提供に努めるなど、自治会等の活動の支援に努めます。 また、自治会等への加入促進や組織運営などに関する情報提供を推進します。
②コミュニティ施設等の整備	○地域住民が主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、活動拠点等の整備に努めます。
③地域特性を生かしたまちづくり	○国・県との適切な役割分担と関係機関との連携を図り、市民に最も身近な基礎的自治体としての自主性・自立性を高めるとともに、市民と行政の協力により地域特性を生かしたまちづくりを推進します。
④多様な実施主体との連携	○NPOやボランティア団体の自主性に配慮した上で、各団体間のネットワークや市民とのつながりを深めるための情報提供の支援に努め、互いに連携できる体制の整備を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
ボランティア団体・自治会・NPO法人など、市民活動サポートセンターを利用している団体数	350 団体	400 団体

(2) 平和と交流によるまちづくりの推進

方 針	
①市民が願う非核平和によるまちづくりの推進	○平和宣言都市として、平和の大切さを訴える諸事業を開催し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、市民の平和意識の高揚を図ります。
②市独自の国内外との交流によるまちづくりの推進	○姉妹都市交流や子ども親善大使による国際交流の支援など、市民主体による国内外との交流を推進します。 また、国際化に対応して、外国人が参加しやすいイベントの開催などを支援し、外国人の暮らしやすい環境づくりを推進します。

第4部 計画の推進のために

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
国際交流・協力に関する活動を行ってみたい、参加してみたいと思う市民の割合	29.2 %	50 %

■主な事業

総合戦略策定等事業 / 八千代台地域活性化人づくりまちづくり事業

市民活動サポートセンター運営管理事業 / 平和事業

第4部 計画の推進のために

第3章 持続可能な行政経営の確立

■計画の推進のための方針

(1) 効率的な行政運営の確立

方 針	
①成果を重視した行政運営の推進	○基本計画に掲げる施策を計画的に推進するとともに、適宜、諸事業の見直しを図るなど、限りある行政資源を適切に配分することで、質の高い行政運営を推進します。 また、新公会計制度の全国的、統一的システム稼働と併せ、新たな行政評価を実施します。
②組織機構などの簡素化	○社会経済情勢の変化による、新たな行政課題や市民ニーズに対応した施策の総合的・機能的な展開を図り、施策を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とします。
③人事体制の整備	○人事評価制度の実施により、職員の能力や適性を的確に把握し、適材適所の職員配置を進めるとともに、高い総合調整能力や政策形成能力を具備した職員の育成に努めます。 また、新たな課題に果敢に挑戦するための職員の意識改革を推進するため、各種職員研修などの充実を図り、職員の能力を最大限に発揮できる少数精鋭主義を基調とする定員管理を行います。
④民間活力の導入推進	○行政サービスにおける官と民の役割分担を見直し、民間によるサービスの拡大が期待できる事業については、民間活力の積極的・効果的な導入を進め、行政サービスの質の向上を図ります。
⑤電子自治体の推進	○各行政事務分野での高度情報システムを整備し、市が保有する行政情報の電子化と共有・共用を促進するとともに、国・県との総合行政ネットワーク [*] （LGWAN）を活用するなど、事務処理の効率化や行政サービスの高度化を推進します。
⑥情報セキュリティ対策の充実	○市が取り扱う情報資産のセキュリティ確保のため、研修、内部監査などを行い、職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るとともに、情報セキュリティ向上に向けた体制の整備を図ります。
⑦広域行政の推進	○近隣自治体と広域的な行政課題の解決に向けた検討を行うとともに、相互に連絡調整を図ることにより、広域処理の具体化に努めます。

^{*}総合行政ネットワーク（LGWAN）＝地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワークであり、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤（Local Government Wide Area Networkの略）

第4部 計画の推進のために

(2) 健全な財政運営の推進

方 針	
①財源の確保	○債権を適正に管理し市税等徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等の定期的な見直しを行うなど、自主財源の安定的な確保を図ります。
②効率的な財政運営	○経費の節減、事務事業の合理化等に努め、効率的な財政運営を推進します。また、計画行政の推進を図り、事業の優先度や投資効果などを考慮した効果的な予算配分に努めるとともに、予算の執行管理の充実を図ります。
③長期的な視点に立った財政運営	○市債や債務負担行為の抑制を図るとともに、基金の確保と活用を進め、歳入に見合った適正な歳出構造への転換を図り、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる財政運営に努めます。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
市税徴収率	92.8 %	94.0 %以上
公債費負担比率	14.8 %	15.0 %以下
財政調整基金残高	標準財政規模の 3.6 %	標準財政規模の 5.0 %以上
市債残高	570 億円	540 億円以下

(3) 公共施設等の一体的なマネジメント^{*}の推進

方 針	
①公共サービス・施設等の規模の適正化の推進	○人口減少や市民ニーズの多様化等を捉え、提供する公共サービスの量・質、提供主体等を検証したうえで、公共施設等の適正な規模への見直しや統廃合等により、公共施設等の総量の削減を推進します。
②公共施設等の効率的な施設管理の推進	○適切な管理方法に基づく計画的な維持管理活動を確実に行うとともに、施設管理を重点化・効率化することで、施設管理に係るコストの縮減を推進します。
③公共施設等の有効活用の推進	○市が保有または管理している公共施設等について、貸付・売却等の有効活用を図ることで、歳入を確保するとともに、維持し続けるために発生する費用の抑制を図ります。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
公共施設のサービス、設備や管理・運営を満足と感じている市民の割合	33.8 %	38.8 %

^{*}公共施設等の一体的なマネジメント＝公共施設等の有効活用や統廃合及び長寿命化、適切な改修や維持管理など、公共施設等の効率的かつ効果的な企画・管理・運営を行うこと

第4部 計画の推進のために

(4) 行政サービスの利便性向上の推進

方 針	
①窓口サービス・市民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○フロアマネージャーの設置や番号案内表示機の活用により、窓口での各種申請・届出手続きがスムーズに行えるよう、市民サービスの向上に努めます。 ○休日開庁の実施により、戸籍や印鑑証明書をはじめとする各種証明書の発行など利便性の向上を図ります。
②行政サービスの電子化	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでも都合の良いときに、市への各種申請・届出手续ができるよう、行政サービスの電子化を図ります。 ○個人番号カードを利用した住民票の写しや印鑑証明書、税務諸証明書などのコンビニ交付サービスを導入し、個人番号カードの有効活用に努めます。 ○ICTの利活用による、市民生活の安全性・利便性の向上や情報交流を促進するため、地域における情報化を推進します。

【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成32年度末）
電子申請・届出が可能な手続き数	20 件	30 件

■主な事業

行政組織の見直し / 住民票等コンビニ交付事業 / 税務諸証明コンビニ交付事業
外部情報システム構築・運用管理事業 / 公共施設マネジメント事業

第5部 ゾーニング計画

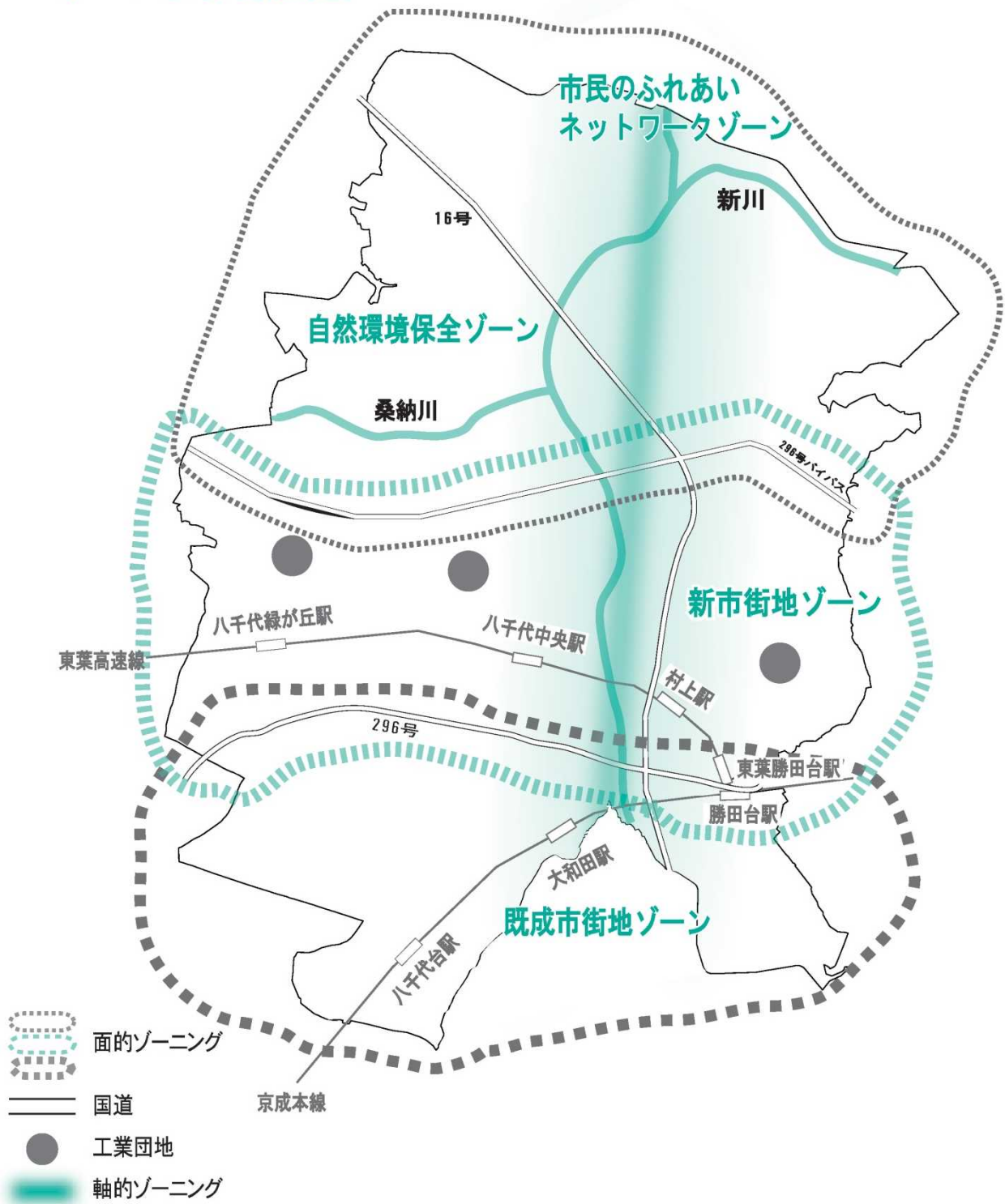
第1章 計画策定の趣旨

第2章 面的ゾーニング計画

第3章 軸的ゾーニング計画

第5部 ゾーニング計画

ゾーニング計画図



第1章 計画策定の趣旨

本市は、都市的な地域と自然豊かな地域がバランスよく調和したまちとしての特性を有しており、今後も、都市的な地域と自然豊かな地域とのバランスを保ったまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、土地利用の基本方針に基づき、市域の南部・中央部・北部を既成市街地ゾーン・新市街地ゾーン・自然環境保全ゾーンの3つの面的ゾーンとして設定するとともに、この3つの面的ゾーンを結ぶ軸となる新川及び桑納川周辺を市民のふれあいネットワークゾーンとしてコミュニティの拠点区域とするなど、それぞれのゾーンにおける整備の方向性を明らかにしたゾーニング計画^{*}を定め、市域全体として均衡と調和のとれた将来のまちづくりを進めます。

第2章 面的ゾーニング計画

1. 既成市街地ゾーン

(1) 地域の現況と課題

① 地域の特徴

- このゾーンは、おおむね京成本線沿線部から国道 296 号周辺までの地域で、市域の南部に位置し、京成本線沿線を中心に市街地が形成されています。
- 昭和 31 年の京成八千代台駅の開業とともに八千代台団地が開発され、昭和 43 年には勝田台駅の開業に伴い勝田台団地の開発、その後高津団地が開発されました。すでに開発から 60 年近く経過し、公共・民間部門を問わずリフォームの必要が高まっています。
- 大和田地区は、古くは成田街道沿いに宿場町として栄えたところで、建物の老朽化・高密度・狭隘道路等防災上の課題を抱えています。
- 大和田駅南地区は、土地区画整理事業による市街地整備が完了していますが、駅北側地区については、安全な市街地に整備していく必要があります。
- 長い歴史と風土の中で培われた市指定の無形民俗文化財である「勝田の獅子舞」「高津のハツカビシャ」「高津新田のカラスビシャ」などの地域文化が数多く残されています。

② 人口

このゾーンの人口は、勝田や八千代台南で開発に伴う若干の増加が想定されますが、そのほかの地区は減少傾向にあり、全体的にはやや減少していくものと予想されます。

③ 基盤整備

- 勝田地区の一部を除いて、地域全体が市街化区域になっています。
- 鉄道は、市域の南端を東西に京成本線が横断しており、八千代台駅・京成大和田駅・勝田台駅があります。

^{*}ゾーニング計画＝類似した地域をまとめて計画していくこと

第5部 ゾーニング計画

○道路は、国道16号及び国道296号と県道幕張八千代線及び県道大和田停車場線が通り、国道296号では交通渋滞が多く、そのため、都市計画道路の整備を促進する必要があります。

○水道及び公共下水道は、一部の地区を除けば、おおむね整備が済んでいます。

④施設

京成本線沿線から市街化が進展したことから、公共施設の多くがこの地域に集まっています。支所が4か所、文化施設として3駅周辺に図書館3館、そのほか、公民館が5館と文化センターが2館、東南公共センターなどがあり、文化活動が活発に行われています。

⑤地域コミュニティ

古くからの集落や住宅団地などから形成され、それぞれの地域のつながりの中で、コミュニティ活動が行われ、自治会も多数組織されています。

(2) 地域づくりの方向

(概 論)

この既成市街地ゾーンは、早くから市街化された地域であり、総合的な居住環境や都市機能などの質的向上を図るなど、リフォームの時期を迎えているゾーンです。

また、市街地では少なくなってきた「緑」の保全に努めるなど、自然環境との調和を保ちながら、生活道路の改良など、安全で快適な生活環境の維持や整備を図り、良好な市街地の形成に努めます。

(各 論)

○東西に横断している国道296号で、交通量の増加とともに交通渋滞が慢性化しており、渋滞解消のため都市計画道路の整備に努めます。

○京成本線各駅周辺の都市的機能の向上とともに、地域の活性化を図るため、駅周辺の整備に努めます。

○市街地の緑を形成している「市民の森」などの保全に努めます。

○地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の無形民俗文化財などの地域文化の保護・活用に努めます。

2. 新市街地ゾーン

(1) 地域の現況と課題

① 地域の特徴

- このゾーンは、おおむね国道296号の周辺から国道296号バイパス予定地までの地域で、市域の中央部に位置し、東葉高速線沿線に市街地化が進行している地域です。
- 南側は既成市街地ゾーンと北側は自然環境保全ゾーンとに隣接しており、開発が進展している地区と自然が残されている地区の両方の要素を合わせ持っています。
また、市内3か所の工業団地のすべてがこの地域にあり、住宅地と工場との共存とともに、自然との共生が課題となっています。
- 萱田・村上地区には、長い歴史と風土に培われた市指定の有形文化財である「飯綱神社」、「正覚院」などの神社・仏閣や無形民俗文化財に指定されている「村上の神楽」などの地域文化が数多く残されています。

② 人口

このゾーンの人口は、東葉高速線沿線における宅地開発や土地区画整理事業の進展により増加してきており、今後も増加するものと予想されます。

③ 基盤整備

- 半分以上が市街化区域で、北側に市街化調整区域が入り込んでいます。
- 鉄道は、市域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が横断しており、八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅があります。
- 道路は、国道16号・296号と主要地方道船橋印西線が通り、これらの道路では交通渋滞が多く、渋滞緩和対策の必要があります。
- 水道及び公共下水道は、市街化区域内の工業団地及び一部地区と市街化調整区域を除けばおおむね整備が済んでいます。

④ 施設

市役所を始めとして、支所1か所・公民館2館・中央図書館を含む図書館2館のほか、市民ギャラリー・総合生涯学習プラザ・福祉センター・市民会館・市民体育館・総合グラウンド・東京女子医科大学八千代医療センターなど公共・公益施設が多く集まっています。

⑤ 地域コミュニティ

古くからの集落においては、風土、歴史、文化のつながりの中で、地域のコミュニティが形成されてきており、交流が行われてきていますが、東葉高速線沿線の新市街地については、今後、都市型コミュニティ^{*}の形成が求められてきます。

※都市型コミュニティ＝地縁・血縁など生まれる前からある属性に基づく人間関係が中心となる農村型コミュニティに対して、地縁・血縁とは異なるきっかけで在住することとなった諸個人が相互に過剰なもしくは個人的な干渉を避ける人間関係が中心となるコミュニティのこと

第5部 ゾーニング計画

(2) 地域づくりの方向

(概 論)

新市街地ゾーンは、東葉高速線沿線での開発や土地区画整理事業が進展し、また、開発が計画されている住宅系の地区と、既存の工業団地が立地する工業系の地区、自然が残されている市街化調整区域とが将来にわたって存在するゾーンです。

このため、住・工・緑が隣接しあいながら共存できるまちづくりに努めます。

(各 論)

○東葉高速線沿線においては、西八千代北部特定土地区画整理事業などを推進することにより、都市基盤整備に努めます。

○交通混雑解消のため、都市計画道路の整備に努めます。

○住宅と工業団地が隣接していることから、住・工が共存できる環境の整備に努めます。

○地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の有形・無形文化財などの地域文化の保全とともに保護・活用に努めます。

○県立八千代広域公園内に新たに誕生した文化・運動施設の活用に努めます。

○自然環境保全ゾーンに接している北側については、自然環境との共生に努めます。

3. 自然環境保全ゾーン

(1) 地域の現況と課題

① 地域の特徴

- このゾーンは、市域の北部地域に位置し、おおむね国道 296 号バイパス予定地から北側の地域で、水田や畑、樹林地が広がり多くの自然環境が残されています。
- また、このゾーンは、古くからの集落により形成されていましたが、昭和 45 年に米本団地の入居がはじまり、その後、真木野地区に大学と住宅地のセット開発による学園都市（大学町）が開発されました。さらに、保品地区に同じくセット開発による八千代カルチャータウンの開発も進められています。この開発により、2校の大学が設置されています。
- 農地は、食糧生産基地であるとともに緑豊かな自然を創出しており、その保全と活用が必要です。
- 長い歴史と風土に培われた市指定の有形文化財である「米本稻荷神社」や「長福寺」などの神社・仏閣や無形民俗文化財に指定されている「佐山の獅子舞」などの地域文化が数多く残されています。

② 人口

このゾーンの人口は、島田台や保品地区で開発に伴う若干の増加が想定されますが、その他の地区では減少することから、全体では減少するものと見込まれます。

③ 基盤整備

- 地域全体の多くが市街化調整区域になっています。
- 農地は、神野・保品地区、睦北部地区、島田地区などで水田再基盤整備が行われ、優良農地の保全を図っています。
- 道路は、国道 16 号と主要地方道船橋印西線・千葉竜ヶ崎線、県道八千代宗像線が通っており、交通渋滞を解消するため、主要地方道船橋印西線の整備を促進する必要があります。
- 水質保全など環境の面から、生活排水対策の整備が必要です。

④ 施設

支所が 1 か所、連絡所 1 か所、公民館が 2 館、少年自然の家、そのほか、福祉施設として児童発達支援センターや福祉作業所*などがあります。

また、市民と農業生産者のふれあいと交流の場として、国道 16 号の八千代橋付近にふるさとステーション及び農業交流センターが設置されています。

*福祉作業所＝八千代市第 1、第 2、第 3 福祉作業所（知的障害者のための通所作業施設）。社会生活の自立を目指し、作業・訓練・生活指導を行う施設

第5部 ゾーニング計画

⑤地域コミュニティ

古くからの集落では、風土、歴史、文化のつながりの中で交流が培われ、地域のコミュニティが形成されています。

また、米本団地や学園都市においては、それぞれの地域の中でのコミュニティが形成・発展してきています。今後、地域全体でのネットワークによる交流が必要です。

(2) 地域づくりの方向

(概 論)

自然環境保全ゾーンは、水田や畑などの農地が、豊かな自然環境をつくり出しています。したがって、今後とも農業の振興と農地の保全を図るとともに、自然環境を生かしていきながら市街地との調和を考慮した土地利用に努めます。

(各 論)

- 主要地方道船橋印西線においては、交通量の増加とともに交通渋滞が慢性化しており、渋滞解消のため事業推進を図ります。
- このゾーンは、水田や畑、樹林地が広がり多くの自然環境が残されており、その保全・活用に努めます。
- 市民のふれあいネットワークゾーンとの整合性を図りながら、農業生産者と都市住民との交流を促進する施設の活用に努めます。
- 水田のほ場整備事業による生産性の向上とともに、高付加価値型農業の形成に努め、農業経営の安定を図ります。また、農村集落の生活環境の改善や整備を推進します。
- 農村集落、市街化調整区域の生活排水の対策として、合併処理浄化槽等の整備を推進します。
- 地域の歴史と風土に培われてきた、市指定の無形文化財などの地域文化の保全や保護・活用に努めます。

第3章 軸的ゾーニング計画

1. 市民のふれあいネットワークゾーン

(1) 現況・課題・整備の方向性

都市化が進展する中で、本市のほぼ中央を南北に貫く新川及び桑納川周辺の水と緑の空間は、永い歴史の中で育まれてきた豊かな自然を人々に提供しており、この貴重な自然の保全と活用を図り、次代に引き継いでいくことが必要です。

この新川及び桑納川周辺は、既成市街地ゾーン・新市街地ゾーン・自然環境保全ゾーンを結ぶ軸としての形態を持つことから、3つの面的ゾーンを結ぶ拠点となる市民のふれあいネットワークゾーンとして位置づけ、地域交流や生涯学習を通じて、人と人、人と自然のふれあいの場として一体的な活用に努めます。

(2) 施策

新川及び桑納川周辺の水と緑の空間に集う人々が、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、農業体験を通じて交流を深め、豊かに暮らすことができるよう文化施設・運動施設、農業体験施設の活用に努めます。

また、各施設への安全で快適なアクセスを充実させるため、周辺の道路整備を行うとともに、バリアフリー等に配慮した歩行者空間の充実を図ります。

第6部 地域別計画

第1章 計画策定の趣旨

第2章 地域別計画

第1章 計画策定の趣旨

本市は、駅前の都市的な地域から、豊かな自然環境を持つ地域まで、多様な個性を持った地域によって構成されています。

地域ごとの個性を活かし、より豊かで潤いのある市民生活を確保していくためには、行政だけではなく、市民自らが地域のあり方やそこでの暮らし方を考え、実践し、地域環境を育てていくことが重要です。

こうした観点から、ゾーニング計画との関連を踏まえつつ、市民のより身近な地域における主体的なまちづくりの指針として地域別計画を定め、地域の個性や魅力を活かした地域づくりを推進していくとともに、これを支える地域コミュニティを育み、活性化を図ることにより、市民主体の魅力あふれる地域づくりをめざします。

1. 地域の設定

計画の地域区分は、八千代市地域コミュニティ推進計画におけるコミュニティ区域と同様、阿蘇地域、村上地域、陸地域、大和田地域、高津・緑が丘地域、八千代台地域、勝田台地域の7つを基本とします。

2. 計画の構成

(1) 地域の特性と課題

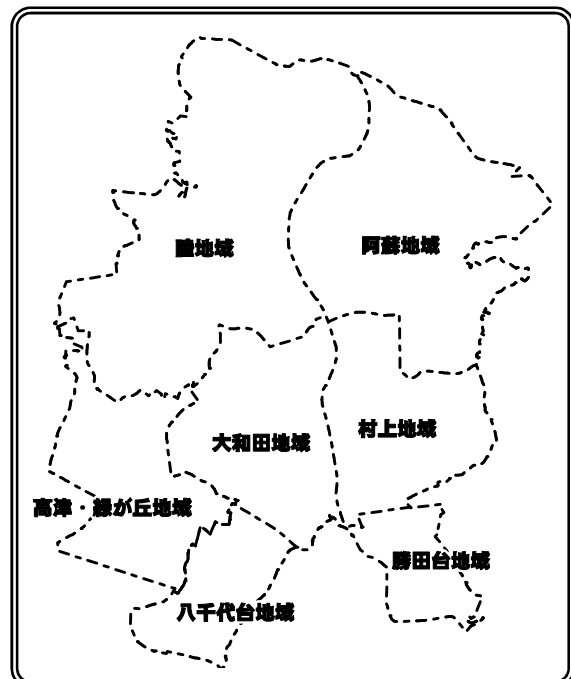
地域の位置、土地利用、人口等地域の特徴及び地域の抱える課題を記載

(2) 地域づくりの方針

地域のまちづくりについて、中長期的な視点に立った基本的な方針を記載

(3) 主な事業

地域のまちづくりを進めるうえで、平成28年度から平成32年度までに計画されている主な事業を記載



第6部 地域別計画

第2章 地域別計画

1. 阿蘇地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の北東部、新川の東側に位置しており、自然環境保全ゾーンの中にあります。

地域の東側には高野川が流れ、新川、高野川周辺は優良な水田地帯が広がっており、水田に囲まれるようにある台地には里山が広がるなど、緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

水田の周辺や主要地方道千葉竜ヶ崎線沿いには古くから集落が形成されています。地域の西側を通る国道16号沿いには米本団地があり、北部の大学周辺にも八千代カルチャータウンとして新たな住宅地が形成されています。昭和45年に入居が開始された米本団地は、「[UR賃貸住宅ストック再生・再編方針](#)^{*}」により、団地再生による集約化の対象となっています。

また、県内3番目の道の駅として登録された八千代ふるさとステーションは、市内の農産物や農産加工品の展示即売を通じて、農業経営者と都市住民のふれあいの場を創出しています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が少なく、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、新川や高野川沿いに広がる水田地帯や斜面緑地などの豊かな自然環境の維持・保全に努め、こうした自然に囲まれている集落地においては身近な生活道路をはじめとする生活基盤の充実を図っていくことが必要です。

(2) 地域づくりの方針

恵まれた自然・田園環境の維持・保全に努めていくことを基本に、農業の振興と農地の保全・活用を図るとともに、集落地における生活利便性の向上や市街地における住環境の維持・保全を図るなど、良好な自然環境と住環境が調和した地域づくりを進めます。

また、八千代ふるさとステーションと新川対岸のやちよ農業交流センターを結ぶ歩道橋の開通により、一体的施設として運営することで、相乗効果を高め、市民が交流できる施設としての活用に加え、観光の拠点として活用するなど地域の活性化に努めます。

^{*}UR賃貸住宅ストック再生・再編方針＝独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が策定した、今後におけるUR賃貸住宅ストックの再生・活用の方向性等を定めたもの。本格的な少子化・高齢化、人口・世帯減少社会の到来、住宅セーフティネットとしての役割の重点化の要請等を背景に、UR賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な財産として再生・再編するために、平成30年度までの方向性を定めるものとして策定された

■主な事業

1章

公立保育園耐震改修事業 / 児童発達支援センター整備事業
障害福祉サービス事業所整備事業

2章

阿蘇・米本地域小中学校の適正配置事業 / 小中学校校舎トイレ改修事業
小中学校校舎空調設備設置事業 / 公民館耐震診断事業

4章

東消防署移転・建設整備事業

5章

長寿命化対策事業

【地域の概要】

地域の範囲	米本、神野、保品、下高野、上高野の一部、堀の内、米本団地	
面積	11.2 km ²	
人口 (平成27年9月末)	9,941 人	
将来人口 (平成32年度末)	9,300 人	
世帯数 (平成27年9月末)	4,945 世帯	
将来世帯数 (平成32年度末)	4,900 世帯	
主な道路	国道16号、主要地方道千葉竜ヶ崎線、県道八千代宗像線	
公園・主な緑地	街区公園(9か所)、緑地(3か所)、緑道(3か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]：米本支所、東消防署、米本交番</p> <p>[教育・文化施設]：少年自然の家、阿蘇公民館</p> <p>[福祉施設]：保育園(1園)、認定こども園(1園)、ふれあいプラザ、児童発達支援センター、阿蘇地域包括支援センター、第1福祉作業所、第2福祉作業所、はばたき職業センター、グリーンヒル、八千代城</p> <p>[学校施設]：幼稚園(2園)、小学校(3校)、中学校(1校)、大学(1校)</p> <p>[その他の施設]：八千代ふるさとステーション、米本浄水場、北部中継ポンプ場</p>	
特色ある地域資源	<p>ほたるの里、乳(ちっこ)清水、米本城跡、米本長福寺(戒壇石、伝・村上綱清の墓石、板碑一式)、米本稻荷神社本殿、すわり地蔵、下総式板碑、天保七年米本村絵図、上高野の辻切り、下高野の辻切り、上谷遺跡出土の墨書土器、神野芝山古墳出土の石枕、保品の戸長役場看板、新川・高野川周辺の水辺空間</p>	

第6部 地域別計画

2. 村上地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の東部、新市街地ゾーンの東側に位置しています。

地域の北部は新川周辺の水田や斜面緑地があり、台地には八千代の名産である梨の畑が広がるなど、恵まれた自然環境があります。

地域の中央部には中高層集合住宅地の村上団地があります。この村上団地も、米本団地同様、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」により、団地再生による集約化の対象となっています。

また、緩衝緑地帯である村上緑地公園を挟んで上高野工業団地が広がっています。

地域の南部には東葉高速線の村上駅、東葉勝田台駅と京成本線の勝田台駅があり、交通利便性が高いことから住宅地が広がっており、村上駅の周辺では土地区画整理事業が完了し、良好な市街地が形成されています。

地域の西側を国道16号が南北に縦断し、南側を国道296号が東西に横断しており、国道16号沿いには大規模店舗が進出しています。

地域の総人口は、今後も増加傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が多く、老年人口の割合が少ない状況にあります。

また、地域内の村上団地は、日系外国人などが多く居住しており、地域住民との交流やコミュニケーションの支援が重要な課題となっています。

そのほか、勝田台駅北側周辺における渋滞等の交通環境の悪化への対応や、新川周辺の水田地帯や斜面緑地などの自然環境の保全も必要です。

(2) 地域づくりの方針

勝田台駅北側周辺における安全で快適な交通に対応した道路や駅前広場の整備を検討し、県立八千代広域公園の整備を促進するほか、中央図書館・市民ギャラリーや総合グラウンドなど市民の文化・スポーツ活動の中核となる施設の活用を図ります。

また、村上団地内に設置した八千代市多文化交流センターの活用により、在住外国人との交流を進めます。

そのほか、地域に残る緑地などの自然や歴史的資源を守りながら、自然環境に恵まれた快適な生活空間と安心・安全な地域づくりを進めます。

■主な事業

2章

中学校屋内運動場天井等改修事業 / 小中学校校舎トイレ改修事業

小中学校校舎空調設備設置事業

(仮称) 学校給食センター東八千代調理場整備事業

5章

都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線整備事業

県立八千代広域公園整備の促進 / 村上給水場施設改良事業

長寿命化対策事業

【地域の概要】

地域の範囲	村上、村上南、下市場、上高野の一部、村上団地、勝田台北	
面積	6.3 km ²	
人口 (平成 27 年 9 月末)	34,115 人	
将来人口 (平成 32 年度末)	34,600 人	
世帯数 (平成 27 年 9 月末)	14,911 世帯	
将来世帯数 (平成 32 年度末)	15,700 世帯	
主な道路	国道 16 号、国道 296 号	
公園・緑地	村上緑地公園、村上第一公園、村上中央公園、村上神明公園、黒沢池近隣公園、街区公園(44 か所)、黒沢池市民の森ほか緑地(9 か所)、緑道(1 か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]：村上支所、村上駅前交番</p> <p>[教育・文化施設]：中央図書館・市民ギャラリー、総合グラウンド、郷土博物館、学校給食センター村上調理場、村上公民館、多文化交流センター、上高野多目的グラウンド、ガキ大将の森</p> <p>[福祉施設]：保育園(4 園)、村上地域包括支援センター、美香苑</p> <p>[学校施設]：幼稚園(4 園)、小学校(3 校)、中学校(3 校)、高等学校(3 校)</p> <p>[その他の施設]：清掃センター、村上給水場、村上第 2 汚水中継ポンプ場、村上駅、東葉勝田台駅</p>	
特色ある地域資源	木造釈迦如来立像(県指定文化財)、村上の神楽、正覚院釈迦堂、宝篋印塔、七百余所神社古墳、根上神社古墳、イヌザクラ(天然記念物)、村上の辻切り、起木の弁天、新川周辺の水辺空間	

第6部 地域別計画

3. 陸地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の北西部、新川の西側に位置しており、自然環境保全ゾーンの中にあります。地域には新川、神崎川、桑納川が流れ、その周辺は水田地帯が里山まで広がるなど、水と緑に囲まれた豊かな自然があります。

水田の周辺や主要地方道船橋印西線沿いには古くから集落が形成され、北部の大学周辺には学園都市として開発された新たな住宅地が広がり、南部には吉橋工業団地を有し、大規模な土地区画整理事業が行われています。

地域の総人口は、土地区画整理事業による新たな街並みが形成されていく中で、増加することが見込まれています。地域住民の年齢構成としては、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、今後、吉橋地区での人口増加に応じた行政ニーズへの対応が必要です。

また、古くからの集落部における生活基盤整備、新旧住民の交流や地域としてのまとまりなども視野に入れた中核的コミュニティ施設の整備なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

新川をはじめとする水辺環境やそれに沿った優良な水田地域など、豊かな自然・田園環境を維持・保全していくことを基本に、農業の振興と農地の保全・活用を図ります。

また、やちよ農業交流センターと新川対岸の八千代ふるさとステーションを結ぶ歩道橋の開通により、一体的施設として運営することで、相乗効果を高め、農業振興や市民の交流を図る場とあわせて、観光資源として活用するなど、地域の活性化に努めます。

そのほか、西八千代北部特定土地区画整理事業の推進による利便性の向上、市街地における住環境の維持・保全を図るほか、地域コミュニティの充実に努めます。

■主な事業

2章

小中学校校舎空調設備設置事業

5章

西八千代北部特定土地区画整理事業地内近隣公園建設事業

西八千代配水管及び送水管布設事業

西八千代北部特定土地区画整理事業の換地処分に伴う住所変更事業

西八千代北部特定土地区画整理事業

6章

水田再基盤整備事業

【地域の概要】

地域の範囲	桑納、麦丸、桑橋、吉橋、尾崎、島田、神久保、小池、真木野、佐山、平戸、島田台、大学町	
面積	14.8 km ²	
人口 (平成27年9月末)	7,981 人	
将来人口 (平成32年度末)	9,800 人	
世帯数 (平成27年9月末)	3,319 世帯	
将来世帯数 (平成32年度末)	4,400 世帯	
主な道路	国道16号、主要地方道船橋印西線	
公園・主な緑地	熱田ヶ池公園、桑納川公園、街区公園(6か所)、緑地(2か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]：睦連絡所、睦分署(消防)、睦駐在所</p> <p>[教育・文化施設]：学校給食センター西八千代調理場、睦公民館、睦スポーツ広場</p> <p>[福祉施設]：保育園(2園)、小池更生園、作山更生園、友愛みどり園、ビックハート、愛生苑</p> <p>[学校施設]：小学校(1校)、中学校(2校)、高等学校(2校)、大学(1校)、養護学校(1校)</p> <p>[その他の施設]：やちよ農業交流センター、睦浄水場、市営霊園</p>	
特色ある地域資源	佐山の獅子舞、佐山貝塚、吉橋城跡、下総国印旛沼御普請堀割絵図、旧睦村道路元標、佐山熱田ヶ池、新川・桑納川周辺の水辺空間、石神谷津、島田谷津	

第6部 地域別計画

4. 大和田地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市のほぼ中央部、新川の西側にあり、既成市街地ゾーンと新市街地ゾーンのほぼ中央に位置しています。

地域の東部には水田や八千代総合運動公園があり、新川の水辺空間に恵まれた緑豊かな自然が残されています。

地域の中央部には東葉高速線の八千代中央駅を中心とした新しい市街地が形成されており、地域の南部には京成本線の京成大和田駅を中心とした既成市街地が広がっています。国道296号沿いには「成田道（なりたみち）の宿場」の面影があり、新しい街並みと古い街並みが共存する地域となっています。

また、地域の北部にはゆりのき台と斜面林を隔てて八千代工業団地があるなど、多彩な街並みを形成しています。

本地域は市役所、市民会館、総合生涯学習プラザや八千代医療センターなどの公共公益施設が集中しています。

地域の総人口は、東葉高速線の開通以来増加を続けており、地域住民の年齢構成としては、年少人口の割合が多く、老年人口の割合が少ない状況にあります。

本地域は、都市的未利用地や古くからの住宅地の計画的な市街地形成への規制・誘導や、国道296号の慢性的な交通渋滞対策なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

国道296号の慢性的な交通渋滞の解消や、地域の主要な生活道路について人優先の安全を重視した整備を図るとともに、既成市街地における公共施設の老朽化に対応した施設整備を進めます。

また、文化・スポーツ施設が集積する文化及びレクリエーションの中心的役割を担う地域として、人・自然・文化がふれあう地域づくりを進めます。

■主な事業

1章

医療センター整備事業

2章

小中学校校舎トイレ改修事業 / 小中学校校舎空調設備設置事業

公民館耐震診断事業

5章

鉄道駅バリアフリー化設備整備補助事業 / 県立八千代広域公園整備の促進

大和田駅北口地区まちづくり事業

【地域の概要】

地域の範囲	大和田、萱田、萱田町、ゆりのき台、大和田新田の一部	
面積	7.2 km ²	
人口 (平成27年9月末)	49,629 人	
将来人口 (平成32年度末)	50,500 人	
世帯数 (平成27年9月末)	19,899 世帯	
将来世帯数 (平成32年度末)	21,000 世帯	
主な道路	国道296号、県道大和田停車場線	
公園・緑地	八千代総合運動公園、萱田地区公園、飯綱近隣公園、街区公園（75か所）、高津小鳥の森ほか緑地（10か所）	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]：市役所、教育委員会、中央消防署、上下水道局、八千代警察署、大和田駅前交番、八千代中央駅前交番</p> <p>[教育・文化施設]：教育センター、青少年センター、大和田図書館、市民体育館、総合運動公園野球場、市民会館、文化伝承館、総合生涯学習プラザ、大和田公民館</p> <p>[福祉施設]：保育園（4園）、福祉センター、子ども支援センターすてっぷ21大和田、障害者福祉センター、シルバー人材センター</p> <p>[学校施設]：幼稚園（2園）、小学校（5校）、中学校（2校）</p> <p>[その他の施設]：保健センター、障害者福祉センター、東京女子医科大学八千代医療センター、新川わくわくプレーパーク、市民活動サポートセンター、衛生センター、萱田浄水場、八千代市農業協同組合、京成大和田駅、八千代中央駅</p>	
特色ある地域資源	京成バラ園、下総三山の七年祭り（時平神社）、飯綱神社本殿・拝殿・玉垣・参道石段・玉垣彫物・鐘楼・雨乞い祈禱の絵馬・神馬の絵馬	

第6部 地域別計画

5. 高津・緑が丘地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の中西部、既成市街地ゾーンと新市街地ゾーンの両ゾーン内の西側に位置しています。

地域の殆どが市街地となっており、一部に残る農地等が貴重な緑地空間を提供しています。

地域の北部には東葉高速線が走り、八千代緑が丘駅周辺は、大規模店舗や高層マンションなどが建設され、新しい市街地が形成されており、この八千代緑が丘駅は、東京都心への西の玄関口となっています。

地域の中央部には高津団地を中心とした市街地のほか、古くからある集落や土地区画整理事業により誕生した新しい住宅地があります。

また、地域の南部には陸上自衛隊習志野演習場があります。

地域の総人口は、地域の北西部で行われている大規模な土地区画整理事業により新たな街並みが形成されていく中で、今後も増加が見込まれています。地域住民の年齢構成としては、年少人口の割合が多く、老年人口の割合が少ない状況にあります。

本地域は、都市的未利用地の計画的な市街地形成への誘導が必要であり、国道 296 号の慢性的な交通渋滞対策なども課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

土地区画整理事業などの活用により、緑豊かで計画的な市街地形成を図るとともに、都市計画道路の整備を促進し国道 296 号の交通渋滞を解消するなど、交通環境の改善に努めます。

また、商業の振興、地域内に残る緑地などを活かした歩行空間等の形成による自然環境の保全に努め、人が集まり賑わいのある地域づくりを進めます。

■主な事業

2章

中学校屋内運動場天井等改修事業 / 小中学校校舎トイレ改修事業
小中学校校舎空調設備設置事業 / 公民館耐震診断事業

5章

都市計画道路 3・4・1号新木戸上高野原線整備事業
都市計画道路 8・7・2号西八千代向山線整備事業
西八千代北部特定土地区画整理事業地内隣公園建設事業
西八千代配水管及び送水管布設事業
西八千代北部特定土地区画整理事業の換地処分に伴う住所変更事業
西八千代北部特定土地区画整理事業

第6部 地域別計画

【地域の概要】

地域の範囲	高津、高津東、緑が丘、大和田新田の一部、高津団地	
面積	6.2 km ²	
人口 (平成27年9月末)	43,366 人	
将来人口 (平成32年度末)	47,500 人	
世帯数 (平成27年9月末)	18,083 世帯	
将来世帯数 (平成32年度末)	20,500 世帯	
主な道路	国道296号、主要地方道船橋印西線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線	
公園・緑地	スポーツの杜公園、街区公園(50か所)、緑地(12か所)	
主な施設	[市役所・消防・警察]：高津支所、高津交番、八千代緑が丘駅前交番 [教育・文化施設]：緑が丘図書館、高津公民館、緑が丘公民館 [福祉施設]：保育園(3園)、認定こども園(1園)、高津・緑が丘地域包括支援センター、第3福祉作業所 [学校施設]：幼稚園(4園)、小学校(5校)、中学校(2校) [その他の施設]：高津浄水場、八千代緑が丘駅	
特色ある地域資源	下総三山の七年祭り(高津比咩神社)、なりたみちの道標、高津のハツカビシャ、高津の辻切り、高秀霊神社、高津館跡、高本入口の庚申塔、石亀池	

第6部 地域別計画

6. 八千代台地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の南西部、既成市街地ゾーンの南西部に位置しています。

地域のすべてが市街地となっており、市民の森などの保全林が貴重な緑地空間を提供しています。

この地域は、千葉市と習志野市に隣接しており、地区内を二分するように、都心と成田国際空港を結ぶ京成本線が走り、八千代台駅を中心として、東・西・南・北の4地区で形成されています。

八千代台は昭和31年の八千代台駅の開業を機に日本初の住宅団地である八千代台団地の開発など、駅を中心に住宅地の造成が進むとともに、商業においても昭和40年代に入ると百貨店やスーパーマーケット等が立地するなど、市の商業の中心的な存在として発展を遂げてきたところです。しかし、開発からおよそ60年が経過しており、地域の再生が必要となっています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が少なく、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、総人口の減少をゆとりある都市空間の創出に結びつけるなどの新たな発想を持ったまちづくりに取り組むことが必要です。

また、不足する幹線道路の整備促進や鉄道交差部の立体化などによる交通環境の改善も大きな課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

地域の中心となる八千代台駅周辺の商業地域において、商店街の活性化を図るとともに、これに隣接する住宅地においては、既存の都市基盤の機能維持に努めます。

また、高齢者にやさしい歩行空間の確保のため、道路のバリアフリー化を促進するとともに、市民の森や子供の森など市街地においての貴重な緑の維持・保全を図るなど、快適な都市空間の創造に向けた地域づくりを進めます。

そのほか、統廃合により廃校となった旧八千代台東第二小学校の利活用を検討します。

■主な事業

2章

中学校屋内運動場大規模改造事業 / 小中学校校舎トイレ改修事業
小中学校校舎空調設備設置事業

5章

都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線整備事業
都市計画道路3・4・12号八千代台南勝田台線整備事業
八千代台北子供の森用地取得事業 / 長寿命化対策事業

計画推進のために

八千代台地域活性化人づくりまちづくり事業

【地域の概要】

地域の範囲	八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北	
面積	3.3 km ²	
人口 (平成27年9月末)	33,705 人	
将来人口 (平成32年度末)	32,800 人	
世帯数 (平成27年9月末)	15,732 世帯	
将来世帯数 (平成32年度末)	16,000 世帯	
主な道路	県道幕張八千代線	
公園・緑地	八千代台近隣公園、街区公園(47か所) 八千代台北子供の森、八千代台北市民の森、八千代台西市民の森、八千代台東子供の森ほか緑地(1か所)	
主な施設	[市役所・消防・警察]: 八千代台支所、八千代台東南支所、八千代台分署(消防)、八千代台駅前交番、八千代台東交番 [教育・文化施設]: 八千代台図書館、八千代台近隣公園小体育館、八千代台文化センター、八千代台東南公共センター、男女共同参画センター、八千代台公民館、八千代台東南公民館、適応支援センターフレンド八千代 [福祉施設]: 保育園(5園)、認定こども園(1園)、八千代台地域包括支援センター [学校施設]: 幼稚園(3園)、小学校(3校)、中学校(2校) [その他の施設]: 八千代台浄水場、八千代台駅	
特色ある地域資源	野馬除土手、高津新田のカラスビシャ、住宅団地発祥の地八千代台団地	

第6部 地域別計画

7. 勝田台地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は市の南東部、既成市街地ゾーンの東側に位置しています。

地域の南部には勝田川が流れ、周辺には水田が広がっています。水田から続く斜面林が里山を形成し、水田の周辺部には古くからの集落があり、豊かな田園風景を醸し出しています。

地域の北部には、京成本線の勝田台駅と東葉高速線の東葉勝田台駅があるなど交通の要衝となっています。

この地域は、千葉市と佐倉市に隣接し、昭和43年の勝田台駅開業とともに誕生した勝田台団地を中心とした市街地が形成されており、勝田台駅南口周辺地域は、「みずき通り」をメインとした商業集積エリアが広がっています。

地域の総人口は、減少傾向にあり、地域住民の年齢構成としては、生産年齢人口の割合が少なく、老年人口の割合が多い状況にあります。

本地域は、総人口の減少をゆとりある都市空間の創出に結びつけるなどの新たな発想を持ったまちづくりに取り組むことが必要です。

また、地域の大部分においては計画的な基盤整備による良好な住環境が形成されており、現在の環境が阻害されないように維持するとともに、南部に残されている自然環境を保全することが課題となっています。

(2) 地域づくりの方針

計画的に整備された住宅地について、今後とも良好な住環境として維持・保全するとともに、勝田台駅を中心とした商業地域において、商店街の活性化を図ります。

さらに、これに隣接する住宅地においては、既存の都市基盤の機能維持に努めます。

また、地域南部の田園風景が守られるよう市街化を抑制するなど、ゆとりある住宅と自然環境が調和した地域づくりを進めます。

■主な事業

2章

小中学校校舎トイレ改修事業 / 小中学校校舎空調設備設置事業
公民館耐震診断事業


4章

高野川上流排水整備事業 / 準用河川高野川改修事業 / 勝田川改修事業
放置自転車等対策事業

5章

勝田市民の森用地取得事業

【地域の概要】

地域の範囲	勝田台、勝田、勝田台南	
面積	2.4 km ²	
人口 (平成27年9月末)	16,226 人	
将来人口 (平成32年度末)	15,500 人	
世帯数 (平成27年9月末)	7,417 世帯	
将来世帯数 (平成32年度末)	7,400 世帯	
主な道路	国道16号	
公園・緑地	勝田台中央公園、街区公園(16か所)、勝田市民の森、八勝園市民の森ほか緑地(2か所)	
主な施設	<p>[市役所・消防・警察]：勝田台支所、勝田台分署(消防)、勝田台交番</p> <p>[教育・文化施設]：勝田台図書館、勝田台中央公園小体育館、勝田台文化センター、勝田台公民館</p> <p>[福祉施設]：保育園(2園)、子ども支援センターすてっぷ21勝田台、ファミリーサポートセンター、勝田台地域包括支援センター</p> <p>[学校施設]：幼稚園(2園)、小学校(2校)、中学校(1校)、高等学校(1校)</p> <p>[その他の施設]：勝田台浄水場、勝田台駅</p>	
特色ある地域資源	勝田川周辺の水辺空間、勝田の獅子舞、勝田台群集塚、仲山古墳群	

八千代市第4次基本構想

この第4次基本構想は、平成22年11月26日八千代市議会において、議決されたものです。

第1章 策定の意義・目的

基本構想は、八千代市のまちづくりを進めていくうえでの基本理念と将来目標および施策の大綱を示し、総合的な行政運営の指針とするもので、基本計画および実施計画の基礎となるものです。

第2章 目標年度

基本構想は、平成23年度（2011）を初年度とし、平成32年度（2020）を目標年度とします。

第3章 基本理念

本市は、豊かな自然環境を有し、快適さと豊かさを兼ね備えた都市として発展を続けていきます。

この豊かな自然環境を守り、市民の誰もが、八千代市に住んでいてよかったと実感できるまちの実現に向け、本市の将来にわたる都市の理想や市民のみちしるべである市民憲章の精神のもと、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

『誇りと愛着』

市民の誰もが心からこのまちを愛し、誇りを持ってこのまちに暮らしたいと願う、そんな魅力あふれるまちづくりを推進します。

『共生と自立』

市民やコミュニティの自主的活動を促進し、市民と行政が互いにパートナーとして共に支え合うまち、自立するまちづくりを推進します。

『安心と安全』

市民の誰もが生涯にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるまち、快適で安全な生活が送れるまちづくりを推進します。

第4章 将来像

第1節 将来都市像

本市が持つ、都市と自然とのバランスに優れたまちとしての特性を活かし、市民の誰もが誇りと愛着を持って暮らすことができる、やすらぎに満ちたまちを創造していくため、第4次基本構想における本市の将来都市像を「**快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代**」と定め、まちづくりの基本目標とします。

第2節 将来都市像実現のための6つの柱

本市が目標とする「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するため、次の6つの柱を基本として、まちづくりを進めます。

1. 健康福祉都市をめざして

少子・高齢化が進行し、高齢社会を迎える中で、すべての人の個性が尊重され、共に支え合い、共に生きる、やすらぎに満ちた人にやさしいまちづくりを通し、地域ぐるみの福祉をより一層充実させていくことが求められています。

そのため、すべての市民が、住み慣れた家庭や地域で安心して生きがいをもって暮らし、互いに尊重しながら人々が共に助け合い、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるよう、保健と医療と福祉の連携による、健康福祉都市の創造をめざします。

2. 教育文化都市をめざして

社会の成熟化、国際化、情報化などを背景に、市民の生活様式や価値観の多様化が一段と進み、市民一人ひとりの個性や能力を発揮できるまちづくりが求められています。

そのため、学校教育においては、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導により、基礎・基本を確実に身に付け、確かな学力を育てるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、多様な体験活動や道徳教育の充実を図り、健康で豊かな心を育むよう努めます。

また、市民それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでも学習する

機会に恵まれた地域社会の実現を図るため、社会教育で行われる多様な学習活動を含めた生涯学習の振興、青少年の健全育成、男女共同参画の推進、文化・スポーツの振興、多文化共生の推進を図り、教育文化都市の創造をめざします。

3. 環境共生都市をめざして

地球温暖化が深刻な課題として浮き彫りになっており、環境への負荷を軽減する対策が待たなしに求められています。

また、動植物が生息できる豊かな自然を保全することも重要な課題になっています。

そのため、温室効果ガスの削減、新エネルギー・省エネルギーへの取り組み、谷津里山・水辺の保全、動植物の保護、ゴミの減量化や再資源化への取り組みによる資源循環型社会の形成について、市民・事業者・行政の連携による環境共生都市の創造をめざします。

4. 安心安全都市をめざして

市民が生涯を安心して豊かに暮らせる都市は、安全性や快適性が優先されなければなりません。

また、災害や犯罪の発生、交通事故などの社会問題に対する不安感を解消することも求められています。

そのため、災害などから生命と財産が守られ、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、防災・消防体制の充実や防犯・交通安全対策など生活環境整備の推進に努めるとともに、市民・地域・NPO・企業・行政の連携による安心安全都市の創造をめざします。

八千代市第4次基本構想

5. 快適生活都市をめざして

快適な生活を営むうえで都市基盤の整備は、欠かせないものです。

そのため、市民がバリアフリーで円滑に移動でき、かつ地球環境に配慮した公共交通機能の充実や道路などの整備、いつでも毎日の生活にあたりまえのこととして使える水道・下水道の整備、都市の再生や将来のまちづくりを見据えた市街地整備、潤いとやすらぎを与えてくれる緑地や公園の整備など、快適生活都市の創造をめざします。

6. 産業活力都市をめざして

地域の産業・経済の振興は、そこに働く人ばかりではなく、地域の活力を高め、地域全体の生活の向上につながります。

本市は、今後も自然とのバランスに優れた住宅都市として、成熟度が高まっていくこととなりますが、住宅都市と共存できる農業・商工業の発展をめざしていくことが必要です。

そのため、生産性の高い活力ある都市型農業の確立、集客力のある商業の振興、工業団地を核とした工業の振興、観光資源を活かした観光の振興など、産業活力都市の創造をめざします。

第3節

将来人口・土地利用

1. 将来人口

基本構想の目標年度である平成32年（2020）度末の将来人口は、218,000人と想定します。

2. 土地利用

(1) 自然的特性

本市は、新川（印旛放水路）が、市域のほぼ中央を南北に貫流し、それを抱くように標高5mから30mのなだらかな起伏が続く台地が広がっています。

低地を流れる新川、神崎川、桑納川といった河川の周辺には水田が広がり、豊かな田園風景をつくっています。

(2) 社会的特性

本市は、都心から東へ31km、県都千葉市中心部から北へ13km、成田国際空港から西へ26kmと、それぞれ近い距離に位置しています。

この好立地条件から、昭和40年（1965）前後、日本経済の高度成長とともに、人口の急激な増加がもたらされ、本市の南端を走る京成本線沿線地域から北方向に宅地化が進行しました。

昭和50年（1975）代以降、人口は急増期から増加期、安定期へと推移してきました。しかしながら、平成8年（1996）の東葉高速線の開通により、駅周辺部において市街地の形成が進み、宅地化が市の中央部一帯へと進行しています。

(3)土地利用の基本方針

①全市的な土地利用の基本方針

都市の主人公である市民を尊重したまちづくりをめざすうえで、人間・自然環境・都市環境との共生が図られるまちづくりの視点が大切です。

このような観点から、第3次基本構想における土地利用の基本方針である、自然の面積と都市の面積をそれぞれ50%にするという原則を引き続き継承し、秩序ある発展と土地の有効利用に努めます。

②ゾーン別の土地利用の基本方針

《既成市街地ゾーン》

京成本線沿線部から国道296号周辺までの既成市街地ゾーンは、一般的にほぼ熟度の高い土地利用がされ、住宅街としての成熟度も高い地域で、今後、公共・民間部門を問わずこの地域全体としてのリフォームの必要性が高まっています。

また、一部新市街地ゾーンと隣接する地区においては、2つのゾーンの秩序と調和を保てる土地利用を図っていく必要があります。

このようなことから、既成市街地ゾーンにおいては、総合的な居住環境や都市機能などの質的向上を図り、市民の快適な生活環境を形成するため、必要に応じて都市の再生を図るとともに、ゾーン境界部においての良好な土地利用を促進します。

《新市街地ゾーン》

国道296号周辺部から国道296号バイパス予定地周辺部までの新市街地ゾーンは、特に、東

葉高速線の駅周辺部を中心に新市街地が形成されています。

このゾーンの特性は、既成市街地ゾーンと隣接・重複し、ゾーン内には本市の工業団地すべてが立地しており、市街化調整区域と連なっています。

また、地域のほぼ中央部を東西に東葉高速線が走り、今後も人口の増加が予想されるゾーンです。

このようなことから、新市街地ゾーンにおいては、都市における東葉高速線の基幹的な機能を生かし、本市の新しいまちづくりを展開するゾーンとしての土地利用を図るとともに、工業団地との共存、北側に位置する自然環境保全ゾーンとの調和に配慮した土地利用を図ります。

《自然環境保全ゾーン》

国道296号バイパス予定地周辺部から、その北側一帯を地域とする自然環境保全ゾーンは、市街化調整区域を中心とした地域です。

市民が誇る豊かな自然環境は、このゾーンにある自然によるところが大きく、市街化調整区域を中心とした農村部で支えられています。

したがって、本市の自然環境を保全していくためにも市街化調整区域を中心とする、このゾーンへの対応は重要です。

このようなことから、今後とも自然環境を生かしていきながら、農地の保全と市街地との調和を考慮した土地利用を推進します。

第5章 施策の大綱

第1節 健康福祉都市をめざして

1. 保健・医療

健康はかけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基礎です。市民生活の基礎となる健康づくりを推進していくためには、市民自らが健康の維持と増進を図れる環境づくりや生活習慣の改善による疾病予防が必要です。また、充実した医療体制も欠くことができません。

このため、市民の健康生活に向けた取り組みを促し支援するほか、保健・医療・福祉・地域の連携による効果的な健康づくりを推進するとともに、市民が安心して生活を送るために、疾病時に適切な医療が提供できる質の高い医療体制づくりに努めます。

(1) 保 健

保健・医療・福祉・地域が連携をとりながら、市民の健康の維持・増進を図れるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実に努め、病気や障害があっても誰もがいきいきと暮らしていける環境づくりに努めます。

また、各種健診や健康相談、健康教室等を行い、市民の健康の維持・増進に努めるほか、新たな感染症にも対応します。

(2) 医 療

医療需要は多様化、高度化し、地域完結型の医療も求められるようになってきました。また、新たな感染症への対応も課題です。加えて、医療には、病気を治すだけでなく、健康の維持増進や身体機能の回復なども求められるようになってきました。

本市では中核病院として東京女子医科大学八千代医療センターが開院してから、小児科や

産科を含む救急医療や高度医療などの地域医療が大きく改善されましたが、これらの医療体制を末永く維持するとともに、時代の変化に合わせる柔軟さも求められています。

このため、限られた医療資源を有効に活用するよう、医療機関の役割を明確にした機能分化や連携の推進が必要であり、保健・福祉部門との連携強化なども進める質の高い医療体制づくりに努めます。

2. 社会福祉

急速な少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、共に支え合う地域社会の形成が急務となっています。

一方、福祉サービスに対する需要は多様化・複雑化しています。

このため、福祉サービスの提供に大きな役割を担う市民団体やボランティアなどの育成に取り組むとともに、情報提供・相談体制の充実、市民・団体・行政の連携を強化し、適切な福祉サービスを提供していく必要があります。

多様化する福祉サービスに対する需要を的確にとらえ対応するため、行政のみならず、市民の能力も活用した支え合う地域ぐるみ福祉を推進し、住んでいてよかったと思える福祉社会を築きます。

(1) 児童福祉

児童の健やかな成長は、市民みんなの願いです。

近年の少子化・核家族化・都市化の進行は、児童の養育機能や養育環境に多種多様の変化をもたらし、健やかな成長に対する懸念が生じています。

このため、家庭・地域・職場を含めた社会全体で子育ておよび健やかな子どもの成長を支援する体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の精神的、経済的な不安を解消し、自立と生活の安定を図ることにより、健全な家庭生活が営めるよう、支援体制の充実に努めます。

(3) 障害者(児)福祉

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活できる社会。このノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域で安心して暮らし、当たり前に取り組むことのできる、希望に満ちた社会生活を営めるまちづくりが必要です。

このため、バリアフリーの考え方による福祉のまちづくりを一層推進するとともに、障害の早期発見、療育、機能回復、社会参加を促進する施策の充実に努めます。

(4) 高齢者福祉

高齢者の増加に伴い要介護認定者が増加し、今後も、介護サービスに関する情報提供や相談体制をはじめ、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上などが求められています。

また、介護保険制度が予防重視型システムへと転換されたことにより、生活機能低下の早期発見・早期対応の体制整備を図るとともに、高齢者が介護を必要とする状態にならないための介護予防が重要になっています。

このことから、高齢者が生きがいを持って安心して生活できるよう、社会への参加を促進するとともに、福祉サービスの充実に努めます。

(5) 低所得者福祉

生活に困窮する人に対する相談・指導の充実を図り、生活保護制度を基本とし、生活を保障するとともに、適正な就労支援や生活支援により自立の助長に努めます。

(6) 地域ぐるみ福祉

高齢社会を迎える中、核家族化が進行しています。その結果、高齢者の2人世帯や単身世帯、寝たきり世帯などが急増し、在宅福祉の需要増加が見込まれています。

また、犯罪や事故、災害から障害のある人や高齢者を守り、地域で安心して生活できるまちづくりも必要です。

このため、地域活動やボランティア活動による温かい地域づくりが求められています。

支え合いや思いやりのある近隣社会を築いていくため、家庭・地域・ボランティア・NPO・行政が多様な形で連携した地域ぐるみ福祉活動の推進に努めます。

(7) 墓地・斎場

墓地需要の増加と墓地意識の変化に対応した市営霊園が、市民にとって利用しやすい施設となるよう努めます。

また、四市複合事務組合が運営する馬込斎場の管理運営に努めるとともに、今後見込まれる火葬炉の不足に対応するため、第二斎場の整備に努めます。

3. 社会保険

経済不安、少子・高齢化の進行の中であって、すべての市民が安心・自立して暮らすための大きな支えとして、社会保険の果たす役割はますます重要となっています。

八千代市第4次基本構想

国民健康保険・高齢者医療制度は、市民の医療の確保と健康の保持・増進に欠かせないものです。

また、高齢化の波が押し寄せる中、老後の生活の糧である国民年金や、介護を必要とする人やその家族の負担を社会全体で支えあうための介護保険の役割はますます重要となっています。

このため、今後も、医療・介護・年金の3つを柱とする社会保険制度的確な運営と、被保険者へのサービス確保に努めるなど一層の充実を図ります。

(1) 国民健康保険・高齢者医療制度

保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図り、保険給付の適正化と財政運営の健全化に努めます。

(2) 介護保険

高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が予想されており、介護保険制度の安定運営、サービスの質の向上を図るとともに、介護予防への取り組みに努めます。

(3) 国民年金

国民年金制度については、基礎年金制度の周知、加入促進、受給権の確保に努めます。

第2節

教育文化都市をめざして

1. 教育

学校教育は、子どもたちのそれぞれの成長段階に応じて、知識、教養、社会性の習得、個性の創造により、自立性、協調性、国際的視野などを培い、心豊かな人間性を形成するうえで欠くことのできないものです。

また、生涯学習社会における学習の基礎づくりの場としての大きな役割も担っています。

幼児教育、義務教育については、幼児、児童生徒の増減動向に適切に対応し、教育施設の整備、活用を図るとともに、国際化・情報化など時代の変化に対応し、個性を生かす教育の充実に努めます。

高校教育については、地域社会・小中学校との連携を働きかけ、大学については、機能の地域社会への開放・交流、人材活用の促進に努めます。

(1) 幼児教育

幼児期は、人間形成のうえで大切な時期です。

このため、幼稚園・保育園・認定子ども園・幼児教室・小学校・家庭・地域社会が連携し、幼児の健やかな成長と人間形成が図れるよう幼児教育の支援に努めます。

(2) 義務教育

情報社会、生涯学習社会の進展など、小中学校の児童生徒を取り巻く教育環境は、急激に変化しています。

このような社会情勢の変化の中で、将来を担う児童生徒が心身ともに健康で、必要な知識や教養を培い、心豊かな人間性を育むために、一人ひとりの個性や能力を生かした教育の推進に努めます。

(3) 高校・大学教育

高校と小中学校の相互学校訪問や関係機関等と連携を深めるとともに、大学機能の地域社会への開放・交流、人材の活用の促進に努めます。

2. 生涯学習

市民が生涯を通して自己を高め、人間性豊かな人生、充実した生活を送るため、生涯学習の重要性が高まっています。

このため、社会教育で行われる多様な学習活動を含め、「いつでも、どこでも、だれでも」が自由に学習活動に取り組み、またその成果を生かすことができるよう、生涯学習推進体制を整備し、学習機会の拡充や、人材育成、情報提供、施設整備等、学習支援の充実を図るとともに、学びを通じた市民の交流と学習成果の地域への還元に努めます。

3. 文化

市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、生活をより有意義にするとともに、文化の担い手として、自分たちの住むまちに誇りと愛着が持てるよう市民文化の充実に努めるとともに、先人の残した貴重な文化財を後世に継承します。

(1) 市民文化

市民が身近な地域でさまざまな文化に触れ、活動できることは、一人ひとりの文化的な欲求を満ちし、文化的な生活を実現するだけでなく、市の個性・アイデンティティを創造していくうえでも大切なことです。

このため、地域における市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に触れる機会の充実を図り、市民文化の振興に努めます。

(2) 文化財

先人の残した重要な文化遺産である文化財は、ふるさとの歴史や文化を正しく理解するうえで欠かせない貴重な財産です。

このため、文化財の調査・保存に努めるとともに保護と活用を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション

自由時間の増加や高齢化の進行に伴い、生涯学習、健康維持、人とのふれあいといった観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が高まっています。

このため、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備・充実に努めます。

5. 青少年健全育成

核家族化、少子化、情報化など、青少年を取り巻く環境変化が著しい中で、日本の未来を築く青少年を健全に育成することは、地域社会全体の務めです。

このため、地域や関係機関・団体の連携により、青少年健全育成が促進され、青少年を支える体制づくりが図れるようにするため、家庭教育および関係団体の支援に努めます。

6. 男女共同参画社会

男女を問わずすべての個人が、互いにその人権を尊重し、権利も責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な国民的課題となっています。

このようなことから、本市では男女がともに豊かな人生を実現できる共同参画社会をめざ

した「やちよ男女共同参画プラン」を策定し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性の生涯にわたる職業形成など様々な施策を進める一方、社会情勢の変化により新たな課題にも取り組みながら、男女が共同して参画できる社会の実現に努めます。

7. 多文化共生

外国人の定住化が進む現在、外国人を地域住民として認識する視点が求められており、新しい地域社会のあり方として、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増えています。

このため、外国人を地域住民としてとらえ、社会参加を推進するため、主体的に地域で活動を展開できるような拠点の整備や、外国人の活動支援、外国人との交流を促進するための担い手の育成に努めます。

第3節 環境共生都市をめざして

1. 環境との共生・保全

生活環境の保全・改善、地球温暖化、貴重な野生動植物の絶滅などの環境問題に対して、市民・事業者・行政の3者の連携によって中長期的な視点での対策を講じ、環境と共生する都市の実現に努めます。

(1) 生活環境

大気や公共用水域、地質の汚染状況を把握し、環境への負荷を低減させる対策および保全すべき基準を超えた環境についての改善が必要です。

大気については、光化学スモッグの原因である化石燃料の使用量の削減を推進します。

公共用水域については、アオコの発生の原因となる窒素やリンの排出量を削減するため、事業所に対する指導を強化するとともに、生活排水の浄化対策を推進します。

地質環境については、残土規制や事業所に対する指導により、地下水汚染対策を推進するとともに土壌汚染の未然防止に努めます。

(2) 地球温暖化

地球環境という基盤の上に成り立っている私たちの暮らしの中で、人の活動によって排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球温暖化の原因となっています。

このため、その削減に向けた実践活動の促進や啓発等の取り組みを推進します。

(3) 生物多様性の保全

現在多くの生物種が絶滅の危機に瀕しています。これに対して、我が国は生物多様性基本法を平成20年(2008)6月に施行し、各自治

体に生物多様性の保全のための施策策定と実施を義務づけています。

このようなことから、本市においても自生の貴重な動植物種を守るとともに、そうした動植物の命を支えている谷津・里山や水辺などの生態系の保全に努めます。

(4) 環境美化

身近な生活環境を保全し、向上させるために、地域ぐるみで美化活動の推進を図ると共に、ポイ捨て防止などのマナー向上の取り組みを進めます。

また、大規模な不法投棄や廃棄物の不適正保管など不適正な状況の発生を未然に防止するため、地域ぐるみで監視活動に取り組みます。

2. 資源循環型社会の形成

廃棄物を処理することにより、資源の消費や環境への影響が生じています。

このような状況を改善していくため、廃棄物の発生抑制や削減に努めるとともに、資源の有効利用を図る資源循環型社会の形成が求められています。

このため、資源循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の適正処理を行うとともに、特に廃棄物の焼却に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減を図るため、一般廃棄物の排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rによる取り組みを推進します。

さらに、日々発生する一般廃棄物の処理施設における、処理の停滞を防ぐため、ごみ排出量に対応した焼却施設の充実を図ります。

第4節

安心安全都市をめざして

1. 市民の安心

生活の多様化に伴い、市民生活を取り巻く問題も複雑、多様化しています。

このため、生活上生じる様々な問題についての各種相談や、消費生活に関する総合的な情報提供を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(1) 相談

市民の日常生活の中で起こる問題等に対し、各種相談を通じて、市民が安心して生活が送れるように努めます。

(2) 消費生活

消費者被害を未然に防止するため、積極的に情報提供や啓発を行い、安心安全な消費生活の確立に努めます。

2. 市民の安全

災害については、「自分の命は、自分で守る」そして助け合いの輪を広げ「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本として、市民・地域・行政の連携により、災害に強いまちづくりに努めます。

また、日常の市民生活の安全面については、事故や火災、犯罪のないまちづくりに努めます。

(1) 防災

いつ起るかかわからない災害に対し、日ごろの備えと災害時の応急対策や都市の防災構造の強化に努めることが大切です。

このため、市民一人ひとりの防災意識の啓発や自主防災体制の強化、防災資機材の備蓄の充実が必要です。

また、市民の安心で安全な生活を確保するため、耐震化の促進や雨水・排水対策、急傾斜地対策など、地域防災計画を確立し、災害に強いまちづくりに努めます。

(2) 消 防

私たちの生命や財産を一瞬のうちに奪い取る火災は、市民一人ひとりのちょっとした注意で、発生を防ぐことができます。

このため、防火意識の啓発など、火災予防の充実に努めることが必要です。

また、火災の発生に備えて、消防署の適正配置や通信体制・消防車両の整備、消火栓・防火水槽の整備など、消防体制の強化に努めます。

救急需要に対しては、救命率の向上を図ることに重点を置き、特に、今後増加する高齢者の救急患者に対応できる救急・救助体制の整備に努めます。

(3) 防 犯

犯罪のないまちで、安心して暮らせることは市民の願いです。このため、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら連携および協力を図り、防犯活動の推進に努めます。

(4) 交通安全

自動車の増加や都市化の進展などにより、交通災害の危険性が増しています。

市民を交通災害から守るため、市民の協力と警察・関係団体との連携をとりながら、交通安全活動を推進するとともに、幼児・高齢者や障害を持つ人にやさしい道路の整備と交通安全施設の整備に努めます。

第5節

快適生活都市をめざして

1. 総合交通

本市の交通については、人が安全で快適に移動できるための交通機能、道路などの交通施設、移動の広域性と地域性、さらには、将来における望ましい交通体系などに着目して総合的、計画的に整備することが求められます。

このため、バリアフリー化を促進するとともに、鉄道・バスの公共交通機能の充実や広域的・地域的な視点での道路など交通施設の整備を推進し、総合的な交通機能・施設の形成を図りながら、将来を展望した総合的な交通体系の整備の促進に努めます。

また、移動の自由性を高める鉄道の高架化などの課題については、引き続き検討するものとします。

(1) 公共交通

鉄道・バスの公共交通は、本市の大量交通機能の根幹をなすものであり、環境対策やエコ・ツーリズムという面でも重要な移動手段です。

このため、公共交通の充実を図るため、鉄道については、引き続き利便性の向上を要請して行きます。

バスについては、路線網の整備充実を要請するとともに、コミュニティバス等による地域交通への対応を図ります。

こうした取り組みにより、地域の足としての公共交通を支援します。

(2) 道 路

道路は、交通施設として重要な役割を担っているとともに、市街地形成のあり方を決定する最も基幹的な公共施設・公共空間でもあります。

このため、国・県道、都市計画道路、生活道路など、それぞれの機能分担と各道路との連携性を考慮して、体系的な道路整備に努めます。

国・県道は、本市の広域的幹線道路として重要な機能を担っていますが、通過車両などの増加に伴い、交通渋滞を生じており、改良やバイパスの整備の促進が求められています。

このため、国・県等関係機関に整備の促進を要請します。

市道は、市民の生活道路としての役割が高く、人にやさしい道路の整備に努めます。

市道のうち、都市計画道路については、将来を展望した体系的な道路整備を推進し、一般の市道については、改築や維持・補修に努め、安全性や移動円滑化の向上を図ります。

2. 公園・緑地

公園・緑地は、市民の身近にある貴重な緑の公共空間であり、人が語り、ふれあう場として、子どもたちの遊びの空間として、また、災害時には避難場所としての機能を併せ持っています。

このようなことから、都市公園の総合的な整備を進めるとともに、緑と花を市民みんなで育て、維持し、守り継いでいくため、市民と一体となって緑と花のまちづくりに取り組みます。

3. 水道

水道は、市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインの一つであり、「安心・安全でおいしい水」を適正な料金で安定的に供給することが、何より求められます。

このため、水質の管理、水源の確保、災害に強い施設整備および施設の延命化を図るため更新計画を策定し、健全な経営に努めます。

4. 下水道

下水道は、快適で衛生的な市民生活を営むための根幹的な施設であります。

また、河川・湖沼・海の水質汚濁を防止し、良好な水辺環境を保全していく上で、重要な役割を果たしています。

このため、汚水については、処理区域の拡大、ポンプ場の施設改修および管路の延命化を図る対策を計画的に進めます。

雨水については、都市化の進展に伴う緑地や空地の減少などにより、地下への浸透能力が低下しており、豪雨などへの対策を計画的に進めます。

5. 市街地整備

本市の市街地は、土地区画整理事業等による市街地整備により、住宅都市として、良好な住宅・宅地の供給や道路・公園等の整備がされてきており、市街地の景観や生活環境の整備改善に大きな役割を果たしています。

このため、本総合計画に示した土地利用の基本方針およびゾーニング計画を基本とし、八千代市都市マスタープランに沿った市街地整備を進めます。

6. 住宅

快適な生活を営む上で住生活の安定、向上が必要です。

少子・高齢化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応した住宅の供給、良好な居住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を有する者の居住の安定の確保が図られること等が求められています。

これらのことを旨とした民間住宅の建設・改善誘導と市営住宅の有効活用に努めます。

第6節 産業活力都市をめざして

1. 農 業

農業は、国民生活を維持するうえで、根本的な産業として位置付けられています。

本市の農業は、身近な消費地に多様な農産物を供給する都市型農業として発展してきました。しかし、都市化の進展など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

このため、生産基盤の整備や安定した農業経営体の育成、環境に配慮した農業経営への支援、多様な消費者ニーズに対応した生産・加工・流通の推進、消費者との交流促進などを通じて、都市型農業の振興に努めます。

2. 商工業

商工業の動向は、地域経済と消費生活に大きな影響を及ぼします。

商業については、安定した経営を継続していくための新たな事業展開や経営力の強化が重要です。

また、工業については、新たな技術や製品の開発など、経済の変動に左右されにくい経営形態が必要です。

このため、今後も、地域に根ざした商工業の育成を基本として、住宅都市における商工業の振興に努めます。

3. 観 光

観光の振興は、地域の発展や活性化に大きな役割を果たします。

このため、本市の恵まれた自然環境や歴史、特産品、イベントなどを地域の観光資源として

とらえ、多くの市民や来訪者が楽しみ憩えるよう活用に努めます。

4. 労働環境

少子・高齢化に伴い、経済社会を支える労働人口の減少が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、すべての人の意欲と能力が最大限発揮できるよう、環境整備を図ります。

また、高齢者等の就業を促進する国の施策に相まって、県とも協力・連携し、地域の状況に応じた対応に努めます。

第6章 構想の推進のために

＝市民主体による自立的な行政経営

地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子・高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化しており、米国の金融危機に端を発した、世界同時不況の影響により、経済の先行きは不透明な状況にあります。

また、国と地方自治体の関係は、上下の関係から、対等の立場で対話ができる関係へと根本的に転換され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める事のできる「地域主権」の早期確立に向けて、内閣府に地域主権戦略会議が設置されるなど、地方分権改革の取り組みが進められています。

さらに、社会が成熟段階を迎え、「物の充足から心の充足」、「量の確保から質の向上」、「画一的な社会から個性的な社会」へと市民の意識は、変化しています。

このような社会の成熟化と意識の変化に伴う、「価値観の多様化」によって、市民ニーズの多様化・高度化・細分化が進んでおり、市だけでなく、市民や地域コミュニティ、NPO等とのパートナーシップを基本とした、新しい公共による行政経営を推進することが、これまでも増して強く求められています。

このようなことから、市民だれもが、主体的にまちづくりに参画し、愛着をもって住み続けたいと思える、アメニティに富んだまちづくりを推進するため、「市民と行政の共生」、「コミュニティ活動の促進」、「新しい公共の構築」の観点から「市民主体による自立的な行政経営」を基本方針と定め、構想および計画を推進します。

第1節 市民参画によるまちづくりの推進

都市の主人公である市民が主役になってまちづくりを進めていくことが、ますます重要になってきます。

それには、行政と連携して取り組みができる場を提供し、市政への市民参画を一層促し、多様化する課題に力を合わせて取り組むことが必要です。

そのため、情報提供、情報公開、政策形成過程への参加はもちろんのこと、行政主導による参画だけではなく、市民主体による市政運営に努めます。

第2節 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進

市民の誰もが安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく自治会、NPO、ボランティア団体、企業などの支え合いによる「新しい公共」としての動きが重要になっています。

こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが必要です。

そのため、地域コミュニティの活動がさらに活性化するように、市民の自主的なコミュニティ活動の促進に努めます。

また、平和と文化を基本とした八千代市独自の平和施策や国内外交流を推進します。

八千代市第4次基本構想

第3節 持続可能な行政経営の確立

地方分権時代にふさわしい、持続可能な行政経営を確立することが求められています。

多様化する市民ニーズに対応するため、政策形成能力、財政運営能力など行政全体の総合的経営能力の向上を図り、的確な市民サービスを実施していく必要があります。

そのため、前長期総合計画との継続性などを図りながら本構想を推進します。

また、行政が保有している土地や施設などの有効活用を進め、市民サービスの向上に努めます。

第7章 時代的課題と対応

本市の将来都市像を実現するため、次のような時代的課題に的確に対応し、市民サービスの向上に努めます。

1. 少子・高齢化の進行

未婚化・晩婚化という結婚に関する意識の変化により、出生率が低下し少子化が進行しています。

平成17年（2005）に合計特殊出生率が過去最低の1.26となり、人口も平成16年（2004）をピークに減少に転じ、現在の傾向が続けば、平成67年（2055）には、我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間の出生数も半減し50万人を割り込むものと予想されています。

一方、平均寿命を見ると健康に対する意識の高まりや医療技術の進歩などにより男性79.00歳女性85.81歳（平成20年版厚生労働白書）と男女とも世界有数の長寿国となっており今後もさらに高齢化が進むことが予測されています。

本市の高齢化率は全国でも低いところに位置しています。しかし、高度成長期の大量就職期に流入した、いわゆる「団塊の世代」およびそれに近い世代の人口の割合が高く、この世代の人たちを中心に、これから急速な高齢化に直面することが想定されています。結果として、前期基本計画の期間中には、高齢化率が21%を超える、超高齢社会へ進行するものと予測されます。

このため、少子化や高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実を図り、安心して出産・育児ができる環境づくりや子育てを支援できる地域づくりを推進するとともに、高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らせる環境の整備に努めます。

2. 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、家庭や地域、教育等あらゆる分野において男女が共同して参画することが極めて重要です。

しかし、男女共同参画社会の実現のためには、男性も家庭や地域活動に参画することができるような、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイルの普及、女性の社会進出のサポートや女性の能力が正当に評価される社会づくり、在宅勤務型労働の促進や子どもを産み育てやすい環境の整備など、対応しなければならない問題が多くあります。

男女共同参画社会の取り組みは社会において生じている様々な課題解決に道筋をつけ、一人ひとりが豊かな人生を送ることを可能にし、組織を活性化し、ひいては持続可能で活力ある社会に向けての原動力となり得るということを認識することが重要です。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、女性の就業問題、育児支援など男女共同参画社会の形成を推進します。

3. 価値観・ライフスタイルの多様化

少子・高齢化の進行や情報化・国際化の進展、経済環境の変化などに伴い、「物から心」、「画一から個性」、「量から質」へと個人の価値観、社会全体としての価値観が変化し、多様化しています。

また、それに加え、生活水準の向上や自由時

八千代市第4次基本構想

間の増大、職業に対する意識変化などに伴い、旧来の価値観にとらわれない生きかた、いわゆるライフスタイルの変化と多様化も進んでいます。

これらは、「個人」や「個性」がより重視される社会への転換を促進させるとともに、「個と家族」、「個と地域」など「自己」と「他者」との関係をあらためて問いかけています。

こうした中、平成19年（2007）12月に政府・経済界・労働界・地方公共団体の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、現在、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』に向けての取り組みが進められています。

このような、価値観・ライフスタイルの変化と多様化は、あらゆる行政分野における需要の多様化・高度化・細分化を顕在化させ、また、市民のまちづくりへの参加意識にも変化をもたらしています。

このため、価値観・ライフスタイルの変化と多様化の動向に伴う市民ニーズを的確に把握し、総合的かつきめ細かな行政の展開に努めます。

4. 地方分権の進展

地方分権は、これまで「主従・上下」の関係に近かった国と地方との関係を「対等・協力」という新しい関係に立って国と地方との役割や責任などを明確にし、地方に委ねられるものはできるだけ委ねて、個性豊かで活力に満ちた

地域社会を構築しようというものです。

この地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年（2006）12月に地方分権改革推進法が施行され、地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項が定められました。この法律をもとに、国と地方との役割分担や国の関与のあり方についての見直しや、それに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方についての検討、地方自治体の行政体制の整備および確立などの取り組みが進められています。

こうした中、政府は地方分権改革をさらに押し進めた、地域主権の実現を打ち出すなど、地方分権は、確実に大きな潮流となっており、地方自治体には、自己決定と自己責任にもとづき、自主的・自立的な地域づくりに取り組むことが求められています。

このため、市民の主体性や政策形成過程への参加を基本に、自己決定と自己責任によるまちづくりを推進します。

5. 情報化の進展

インターネットや携帯電話の普及に代表される情報処理・通信に関する技術が飛躍的に発展しています。これにより、人々の日常生活においても急激な情報化が進展しています。

このような情報化は、グローバル化とボーダレス化を進展させ、人々の日常生活や地域社会のあり方にも大きな影響を与えています。

しかし、情報化の進展は一方で、ネットワークのセキュリティの確保やプライバシーの保護などへの対応の必要性も提起しています。

このため、住民の立場に立った市民サービスの更なる向上や行政運営の簡素化・効率化を進めるとともに、個人情報の保護と適正な管理を図り情報社会に対応できる総合的な情報化施策を推進します。

6. 地球環境問題の顕在化

先進国の大量消費、大量廃棄型の生活様式や新興国の急速な工業化等により、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化の進行など、地球規模で発生する環境問題が深刻化しています。

この地球規模での環境問題は、一国のみでの対応が困難であり、国境を超えた共同の取り組みが必要です。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが求められています。

このため、私たち一人ひとりの行動や自治体の活動が、地球環境問題と直結していることを認識し、環境にやさしいライフスタイルへの転換、環境への負荷が少ない循環型社会の構築、新エネルギー・省エネルギーの推進など、地球環境の保護と資源の持続可能な利用を図ります。

7. 国際化・グローバル化の進展

国際化の進展に伴い、世界の国や地域との人・物・情報などの相互交流がますます活発化し、世界がより身近なものとなっています。

また、近年、多様な地域からの外国人入国者が増加するなど、日本における人の流れはグローバル化の時代を迎えています。

このような国際化・グローバル化の進展は、これまでの国家間の国際関係とは別に、個人や地域社会にとっても身近な問題となっており、自治体として国際交流や国際的なつながりということ、どう地域の活性化につなげていくか考えていかなければならない時代に入っています。

平成18年（2006）に国が策定した「多文化共生プログラムの提言」においても、外国人定住者に対するコミュニケーション支援や生活支援の検討の必要性が唱えられるなど、多文化共生社会の形成に向けた取り組みが求められています。

このため、市民・NPO・企業・行政との連携により、多様な文化的背景を持つ人々とともに、安心して社会生活を営むことができる地域社会の実現に努めます。

資料編

策定基本方針

策定経過

ワークショップ

総合計画審議会関係

第4次総合計画（後期基本計画）策定体系

用語説明

八千代市都市計画図

◇策定方針◇

八千代市第4次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針

平成27年6月22日制定

第4次総合計画策定（後期基本計画策定時）に関する基本方針は、以下のとおりとします。

1. 基本構想の取り扱い

後期基本計画の策定にあたっては、原則、基本構想を踏襲するものとします。ただし、計画の策定に際し、基本構想の一部修正を行う場合もあります。

2. 後期基本計画策定の基本的方針

- (1) 基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示す市政の基本的な計画とします。
- (2) 後期基本計画は、市長のマニフェスト※や、以下に掲げる前期基本計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえて策定するものとします。
 - ① 東日本大震災等の大規模自然災害等を受けての国土強靱化基本法の制定
 - ② 子ども・子育て支援新制度の開始
 - ③ 公共施設等の最適な配置を実現することを目的とした公共施設等総合管理計画の策定
 - ④ まち・ひと・しごと創生法の制定に伴う中長期の将来展望を示す地方人口ビジョン及び人口減少対策や雇用の創出などを政策目標・施策とする地方版総合戦略の策定
- (3) 策定に際しては、人口推計の見直しを行うものとします。
- (4) 策定に際しては、財政推計を行うものとします。
- (5) 計画事業の設定にあたっては、策定予定の財政計画に配慮するものとします。

3. 実施計画策定の基本的方針

実施計画は、後期基本計画において定められた基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画とします。

4. 計画の期間

- (1) 後期基本計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。
- (2) 実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。

資料編

5. 計画策定の体系

(1) 総合計画策定会議

後期基本計画の策定にあたっては、総合計画策定会議において広く職員の参画を求め、全庁を挙げて取り組むものとします。

(2) 総合計画審議会

後期基本計画の策定にあたっては、計画（案）を市長の諮問機関であり、公募委員を含む総合計画審議会において審議するものとします。

(3) 市民の意見

後期基本計画の策定にあたっては、市民と行政が互いにパートナーとしての認識を共有してまちづくりを進めるため、市民参加によるワークショップやパブリックコメント等を実施することで、市民の参画を促進し、広く市民の意見を反映させるものとします。

(4) 調査等の活用

後期基本計画の策定にあたっては、市民意識調査等の調査結果を活用するものとします。

6. 策定の時期

後期基本計画及び後期実施計画（平成28年度版）は、平成27年度中に策定するものとします。

7. 計画の策定

後期基本計画及び後期実施計画は、部長会議において決定するものとします。

8. 公表について

後期基本計画の策定にあたっては、概要を適切な時期に広報やちよにより公表するとともに、策定に関わる文書等の情報を提供することにより策定経過等を公開するものとします。公開の方法は、市情報公開コーナーへの関係文書の配置及び市のホームページへの掲載等の方法により適時行うものとします。

9. その他

策定基本方針に定めるもののほか、後期基本計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

※ 平成25年5月26日執行の市長選挙における選挙公報と候補者用選挙ビラ

◇策定経過◇

年 月	事 由
平成27年 6月	総合計画策定会議本部会において八千代市第4次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針について検討
8月～9月	地域別ワークショップを実施（7地域各3回）
9月	第10回八千代市民意識調査実施。「まちづくりシンポジウム 2015 in やちよ～住みたい、住み続けたいまちをめざして～」を開催
12月	八千代市総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）について検討
平成28年 1月	部長会議において八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）承認
1月～2月	八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）についてパブリックコメントを実施
2月	八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）について議員説明会を実施
3月	部長会議において八千代市第4次総合計画後期基本計画（原案）承認。八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について総合計画審議会に諮問。総合計画審議会から八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について市長に答申。総合計画策定会議本部会において八千代市第4次総合計画後期実施計画（案）について検討。第4次総合計画後期基本計画・後期実施計画が部長会議で決定

◇ワークショップ◇

八千代市第4次総合計画後期基本計画や、今後、市が取り組む人口減少対策などを政策目標・施策とする八千代市版総合戦略の策定に際し、計画の基本となる6テーマについて、市民の意見を反映させるため、無作為抽出と公募で選出された市民によるワークショップを市内7地域ごとに各3回実施しました。

ワークショップの内容

1回目の内容

「健康、福祉」「子育て、教育」「文化、スポーツ、生涯学習」についての課題出し

2回目の内容

「安心・安全」「快適生活（インフラ）、環境共生」「産業活力」についての課題出し

3回目の内容

1、2回目で出てきた課題に対する解決案の提案

開催日程

地域	期日	時間	場所
阿蘇	①8月9日(日)	14時～16時	阿蘇公民館
	②8月30日(日)		
	③9月13日(日)		
村上	①8月8日(土)	14時～16時	郷土博物館
	②8月23日(日)		村上公民館
	③9月6日(日)		
睦	①8月8日(土)	10時～12時	農業交流センター
	②8月23日(日)	10時～12時	睦公民館
	③9月6日(日)		
大和田	①8月9日(日)	10時～12時	大和田公民館
	②8月23日(日)		
	③9月13日(日)		
高津・緑が丘	①8月9日(日)	14時～16時	高津公民館
	②8月23日(日)		
	③9月13日(日)		
八千代台	①8月8日(土)	18時30分～20時30分	八千代台公民館
	②8月23日(日)	14時～16時	
	③9月13日(日)	10時～12時	男女共同参画センター
勝田台	①8月9日(日)	10時～12時	勝田台公民館
	②8月30日(日)		
	③9月12日(土)		

◇総合計画審議会関係◇

八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月1日

条例第37号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験者 6人以内

(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 11人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

八千代市総合計画審議会委員

(敬称略)

区分		氏名	役職名	備考	
1号委員	市民	1	白岩啓嗣	公募委員	
		2	川瀬 晃	公募委員	
		3	野口和子	公募委員	
2号委員	学識経験者	4	高橋洋二	日本大学名誉教授	
		5	伊澤 岬	日本大学名誉教授	会長
		6	秋山 秀一	東京成徳大学人文学部観光文化学科教授	
		7	吉尾博和	秀明大学総合経営学部教授	
		8	朝倉 暁生	東邦大学理学部教授	
		9	倉斗綾子	千葉工業大学工学部助教	
3号委員	公関係的行政団体機関の代表職する及び者	10	上代修二	八千代商工会議所会頭	副会長
		11	伊藤 禎造	八千代市自治会連合会会長	
		12	飯島好美	八千代市体育協会副会長	
		13	大木茂夫	八千代市農業協同組合理事	
		14	越後久美子	特定非営利活動法人子どもネット八千代理事長	
		15	櫻井 豊	八千代市社会福祉協議会会長	
		16	椎原秀茂	八千代市医師会会長	
		17	山口純子	八千代市長寿会連合会会長	
		18	加藤輝子	八千代市芸術文化協会副会長	

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）諮問

総 企 第 1 7 2 7 号
平成 2 8 年 3 月 7 日

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬 様

八千代市長 秋 葉 就 一

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

八千代市第4次総合計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）答申

八 総 審 第 8 号
平成 2 8 年 3 月 2 5 日

八千代市長 秋 葉 就 一 様

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成28年3月7日付け総企第1727号で諮問のあった「八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）」は、八千代市第4次基本構想における本市の将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するため、前期基本計画との継続性に配慮しつつ、前期基本計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえた、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す市政の基本的な計画となるものである。

こうした視点で、慎重に審議した結果、その内容を概ね妥当なものとして認め、別添「八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）」のとおり答申する。

◇総合計画策定会議関係◇

八千代市総合計画策定会議設置要領

(設置)

第1条 市における基本構想，基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）の策定のために，八千代市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(策定への参画)

第2条 策定会議は総合計画策定にあたっては，市民及び職員の参画について，配慮しなければならない。

(組織)

第3条 策定会議は，本部会，幹事会，部会及び部会調整会議をもって組織する。

(本部会)

第4条 本部会は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長を，副本部長は総務企画部長をもって充てる。

3 本部員は，別表1に掲げる職にある者及び市長が指名した者をもって充てる。

4 本部長は，必要に応じ，本部会を招集し，会議の議長となる。

5 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるとき，又は本部長が欠けたときは，その職務を代理する。

(本部会の任務)

第5条 本部会は，総合計画原案（以下「原案」という。）を策定し，八千代市庁議規則第2条に定める部長会議に付議しなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は，幹事長，副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は総務企画部長を，副幹事長は総務企画部次長をもって充てる。ただし，総務企画部次長が2人以上置かれている場合は，副幹事長は企画に関する事務を所掌する総務企画部次長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は，別表2に掲げる職にある者及び本部長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は，必要の都度幹事会を招集し，会議の議長となる。

5 副幹事長は，幹事長を補佐し，幹事長に事故があるとき，又は幹事長が欠けたときは，その職務を代理する。

(幹事会の任務)

第7条 幹事会は，原案の作成に関する調整，整合を行い，作成した原案を本部会に提出しなければならない。

(部会)

第8条 部会の区分，所掌事務及び所管課等は別表3のとおりとする。

2 部会は，部会長，副本部長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は幹事長が指名し，副本部長は部会長が指名する。

- 4 部会員は、別表3に掲げる所管課等の課長及び幹事長が指名した者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要の都度部会を招集し、会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会長の指名する職員をもって、ワーキンググループ会議を構成することができる。

(部会の任務)

第9条 部会は、原案の作成に要する事務全般を取り扱う。

- 2 部会で作成した原案は、部会調整会議に提出するものとする。

(部会調整会議)

第10条 部会調整会議は、調整会議会長、調整会議副会長及び調整会議会員をもって構成する。

- 2 調整会議会長は総務企画部次長をもって充て、調整会議副会長は調整会議会員の互選によるものとする。ただし、総務企画部次長が2人以上置かれている場合は、調整会議会長は企画に関する事務を所掌する総務企画部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 調整会議会員は、第8条第3項に定める部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 調整会議会長は、必要の都度部会調整会議を招集し、その議長となる。
- 5 調整会議副会長は、調整会議会長を補佐し、調整会議会長に事故があるとき、又は調整会議会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会調整会議の任務)

第11条 部会調整会議は、部会で作成した原案の調整、整合を行い、幹事会に提出しなければならない。

(庶務)

第12条 策定会議の庶務は、総務企画部総合企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月11日から施行する。

資料編

附 則

この要領は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4条第3項）

教育長 事業管理者 財務部長 健康福祉部長 子ども部長 生涯学習部長	安全環境部長 都市整備部長 産業活力部長 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	農業委員会事務局長 消防長 上下水道局長
---	--	----------------------------

別表2（第6条第3項）

総務企画部次長 財務部次長 健康福祉部次長 子ども部次長	生涯学習部次長 安全環境部次長 都市整備部次長 産業活力部次長	教育次長 消防本部次長 上下水道局次長
---------------------------------------	--	---------------------------

備考 総務企画部次長が2人以上置かれている場合は、企画以外の事務を所掌する総務企画部次長の職にある者を委員に充てる。

別表3 (第8条第1項・第4項)

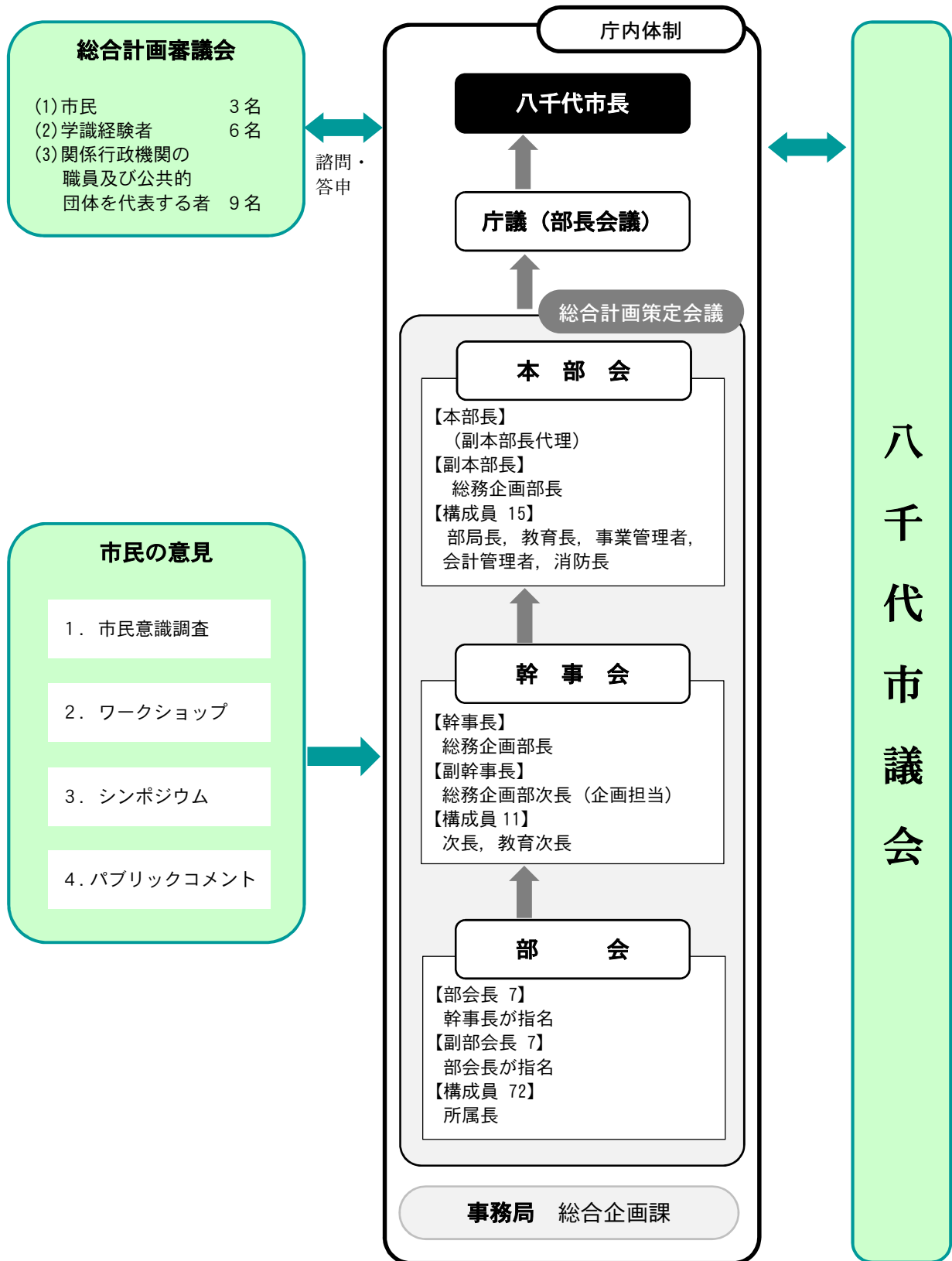
部会	所掌事務	所管課等
健康福祉都市部会	(1)保健に関する事 (2)医療に関する事 (3)児童福祉に関する事 (4)ひとり親家庭福祉に関する事 (5)障害者(児)福祉に関する事 (6)高齢者福祉に関する事 (7)低所得者福祉に関する事 (8)地域ぐるみ福祉に関する事 (9)墓地・斎場に関する事 (10)国民健康保険・高齢者医療制度に関する事 (11)介護保険に関する事 (12)国民年金に関する事 (13)その他, 健康福祉都市部会に関する事	健康福祉部 健康福祉課 生活支援課 長寿支援課 障害者支援課 健康づくり課 国保年金課 子ども部 元気子ども課 子育て支援課 母子保健課 都市整備部 建築指導課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
教育文化都市部会	(1)幼児教育に関する事 (2)義務教育に関する事 (3)高校・大学教育に関する事 (4)生涯学習に関する事 (5)市民文化に関する事 (6)文化財に関する事 (7)スポーツ・レクリエーションに関する事 (8)青少年健全育成に関する事 (9)男女共同参画社会に関する事 (10)多文化共生に関する事 (11)その他, 教育文化都市に関する事	総務企画部 総合企画課 子ども部 元気子ども課 生涯学習部 生涯学習振興課 文化・スポーツ課 青少年課 男女共同参画課 教育委員会 教育総務課 学務課 指導課 保健体育課
環境共生都市部会	(1)生活環境に関する事 (2)地球温暖化に関する事 (3)生物多様性の保全に関する事 (4)環境美化に関する事 (5)資源循環型社会の形成に関する事 (6)その他, 環境共生都市部会に関する事	安全環境部 環境保全課 クリーン推進課 都市整備部 公園緑地課 産業活力部 農政課

資料編

部会	所掌事務	所管課等
安心安全都市部会	(1)消費生活に関する事 (2)市民相談に関する事 (3)防災に関する事 (4)消防に関する事 (5)防犯に関する事 (6)交通安全に関する事 (7)その他、安心安全都市部会に関する事	安全環境部 生活安全課 総合防災課 都市整備部 建築指導課 土木建設課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
快適生活都市部会	(1)公共交通に関する事 (2)道路に関する事 (3)公園・緑地に関する事 (4)水道に関する事 (5)下水道に関する事 (6)市街地整備に関する事 (7)住宅に関する事 (8)その他、快適生活都市部会に関する事	総務企画部 総合企画課 財務部 財政課 都市整備部 都市計画課 建築指導課 都市整備課 公園緑地課 土木管理課 土木建設課 上下水道局 経営企画課 給排水相談課 建設課 維持管理課
産業活力都市部会	(1)農業に関する事 (2)商工業に関する事 (3)観光に関する事 (4)労働環境に関する事 (5)その他、産業活力都市部会に関する事	子ども部 子育て支援課 生涯学習部 男女共同参画課 産業活力部 産業政策課 農政課 商工課 農業委員会事務局

部会	所掌事務	所管課等
計画推進部会	(1)市民参画によるまちづくりの推進に関すること (2)地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進に関すること (3)持続可能な行政経営の確立に関すること (4)他の部会に属さない事項に関すること (5)その他, 計画推進に関すること	総務企画部 総務課 総合企画課 公共施設マネジメント推進課 コミュニティ推進課 秘書課 行財政改革推進課 広報広聴課 情報管理課 戸籍住民課 職員課 財務部 財政課 契約課 管財課 納税課 市民税課 資産税課 債権管理課 安全環境部 生活安全課 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

◇第4次総合計画（後期基本計画）策定体系◇



◇用語説明◇

	用語	説明
あ	アーティストバンク制度	・アーティストの情報を収集、公開することにより、アーティストに活動の機会を提供するとともに、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図ることを目的とした制度
	新たな感染症	・人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
	医療資源	・医師や看護師等の医療スタッフ、医療機器・検体検査・医薬品等の設備や施設、運転資金などより良い医療を提供するために必要とされるもの
	インクルーシブ教育	・特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障することを目指し、ともに学ぶ仕組み
	雨水浸透枳	・雨水流出量の抑制、地下水の涵養による地盤沈下の防止等を目的とし、住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる枳
	雨水整備率	・雨水整備に係る全体計画の面積のうち、整備が完了している区域の面積の割合
	エコファーマー	・たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を県知事に提出して、認定を受けた農業者の総称
	エコマーク	・公益財団法人 日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負担が少ない商品に付けられたマーク
	オープンスペース	・都市や敷地内で、建物の建っていない土地
	汚水適正処理構想	・市内全域を対象として効率的かつ効果的に汚水処理施設整備を実施するために、公共下水道及び合併処理浄化槽等の整備区域を設定するもの
	オゾン層	・酸素原子3個からなる物質が地上約10~50km上空の成層圏に多く存在する層のこと
温室効果ガス	・大気圏にあつて、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称	
か	ガイドライン	・政策・施策などの指針、指標
	合併処理浄化槽	・トイレの汚水だけでなく、台所・お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと

資料編

	用語	説明
か	環境美化ボランティア制度	・行政が、道路、公園を含む公共施設用地について、市民や自治会等と定期的に美化活動を行うよう契約する制度
	環境マネジメントシステム	・企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等。エコアクション 21 や ISO14001 がある
	管渠 <small>かんこういりこみきやくすう</small>	・放水路や地中に埋設された下水管など
	観光入込客数	・八千代市内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた観光客の延べ人数
	涵養	・地表の水が地下に浸透し、地下水となること
	橋梁	・河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す橋のこと
	救急業務メディカルコントロール	・救急現場から医療機関への搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること
	近隣公害	・飲食店の営業騒音、家庭のエアコンの室外機の騒音、建設工事の騒音・振動など日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブル
	グリーン購入	・製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること
	グループホーム	・高齢者や障害者等が、専門職員による支援を受けながら日常生活を営む共同生活住居
	グローバル化	・地球規模、世界規模に広がること
	グローバル人材	・国際的視野を養い、主体的に国際社会に参画していく人材
	公共施設等の一体的なマネジメント	・公共施設等の有効活用や統廃合及び長寿命化、適切な改修や維持管理など、公共施設等の効率的かつ効果的な企画・管理・運営を行うこと
	交通ネットワーク	・単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされた交通路
	高度救急資機材	・救急業務の高度化に伴い、救命に関わる処置に対応するための救急用資機材
高齢者	・60 歳以上 65 歳未満の人	
高付加価値型農業	・有機栽培・無農薬による品質向上など、様々な農作物の価値を高める取組を通じて生産性・収益性を向上させる農業手法のこと	

	用語	説明
か	<p>高齢社会</p> <p>コーディネート コミュニティバス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢の人口が多い社会。一般的には、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%を超えて21%以下の社会（高齢化社会…7%を超えて14%以下、高齢社会…14%を超えて21%以下、超高齢社会…21%超） ・調整し全体をまとめること ・路線バスを補完するため、地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス
さ	<p>再くるくん</p> <p>再生可能エネルギー</p> <p>産学官の連携 残土条例</p> <p>資源循環型社会</p> <p>シティセールス</p> <p>省エネラベル</p> <p>生涯学習ボランティアバンク</p> <p>上下水道事業経営戦略</p> <p>少子高齢化</p> <p>除害施設</p> <p>シンポジウム</p> <p>スキルアップ</p> <p>セーフティネット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化したもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用している ・太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなどのエネルギー。再利用可能、または無尽蔵な供給が可能なエネルギー ・企業・大学・行政等が互いに連携しあうこと ・正式名は、八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 ・廃棄物の発生を抑制するとともにその再利用・リサイクルを促進して資源として循環利用する社会 ・都市イメージの向上や都市ブランド力を高めるため、市の内外に向けて戦略的に市の情報を発信すること ・「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示 ・各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する制度 ・平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とした上下水道事業の経営に係る基本方針を示す計画 ・出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し高齢者の割合が高まること ・下水の排除基準を遵守するために、事業所等が水質を悪化させる恐れのあるものを処理するために設置する施設 ・コーディネーターによる進行の下、一つの主題のそれぞれ異なった側面や立場から通常3人以上のパネリストが発言したり討論したりする形式の会議のこと ・資格や技術を習得しそれを磨くこと ・生活困窮等に陥った場合に、最低限の生活が続けられるようにする生活保護などの社会保障制度

資料編

	用語	説明
さ	生物多様性	・生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること
	石綿セメント管	・セメントに石綿繊維を混合して製造した水道管
	セキュリティ	・安全、保安、防犯
	総合型地域スポーツクラブ	・地域を母体とし、子どもから大人までのあらゆる年齢層が様々なスポーツ活動等を行う組織
	総合行政ネットワーク（L G W A N）	・地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワークであり、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤（Local Government Wide Area Network の略）
	ゾーニング計画	・類似した地域をまとめて計画していくこと
た	第1号被保険者	・介護保険制度において、介護保険料を納めて、介護給付を受ける資格がある65歳以上の人のこと
	大学公開講座	・教育・研究成果を市民に還元し、市民に対して広く学習機会を提供するために実施している取組
	ダクティル鑄鉄管	・ダクティルは「強靱な」という意味の形容詞。引張り強さや伸びなどが優れ、衝撃や腐食に強い水道管
	多文化共生社会	・外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会
	団塊の世代	・昭和22年（1947）から24年（1949）までのベビーブームに生まれた世代
	地域コミュニティ	・地域住民が生活している一定の地域。町内会・自治会などは、これを担う代表的な組織の例
	地産地消	・地元で生産されたものを、地元で消費すること
	知識基盤社会	・新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会
	中核病院	・地域の医療連携の中核を担う病院
	中継ポンプ場	・自然流下により深くなった下水管の下水をポンプでくみ上げる施設
	長寿命化計画	・点検や調査結果に基づいて、施設やインフラの計画的な改築・更新を行うための計画
	デジタル教材	・教科書や副教材の内容をデジタル化し、電子黒板やスクリーンに表示して授業をしたり、生徒がタブレット型端末で読んだりできるようにしたもの

	用語	説明
た	電子自治体 特定行政庁 特定事業場 都市型救助資機材 都市型コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T（情報通信技術）を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体 ・ 建築確認等に関する事務を司る建築主事がいて、木造の戸建てだけでなくマンション等の鉄筋コンクリート造の建築物の建築確認等を行う行政機関 ・ 排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場 ・ 災害における救助活動をより安全・省力的かつ迅速に実施するための救助用資機材 ・ 地縁・血縁など生まれる前からある属性に基づく人間関係が中心となる農村型コミュニティに対して、地縁・血縁とは異なるきっかけで在住することとなった諸個人が相互に過剰なもしくは個人的な干渉を避ける人間関係が中心となるコミュニティのこと
な	ニート 西八千代北部特定土地区画整理事業 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態を指す言葉。日本では、15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず職業訓練も受けていない、求職活動に至っていない者を指す。Not in Education, Employment or Trainingの頭文字をとって「N E E T」 ・ 八千代緑が丘駅の北西部に位置する区域（約140.5ha）で行っている土地区画整理事業（施行主・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）） ・ 保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設
は	パートナーシップ パブリシティ活動 パブリックコメント バリアフリー ハローワーク 貧困の連鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同で何かを行うための協力関係 ・ 新聞・テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと ・ 公的な機関が条例あるいは計画などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと ・ 障害者や高齢者等が社会生活をしやすいように物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと ・ 公共職業安定所の愛称 ・ 生活保護世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受ける状態を表す言葉

資料編

	用語	説明
は	福祉作業所	・八千代市第1、第2、第3福祉作業所（知的障害者のための通所作業施設）。社会生活の自立を目指し、作業・訓練・生活指導を行う施設
	フォーラム	・専門家による講演だけでなく、多くの関係者を招いて率直な新たな意見を求めたり、合意形成を図ったりすることなどを目的とした公開イベント。転じて、そうしたイベント手法を好む団体の名称に使われることもある
	放課後子ども総合プラン	・「学童保育」と「放課後子ども教室」を一体的に又は連携して実施し、子どもたちの総合的な放課後対策を講じるための計画
	ほ場	・作物を栽培する田畑・農園のこと
や	谷津・里山	・谷津は、平らな台地に樹枝状に深く入り込んだ谷の地形。里山は、山林、田畑、池沼、河川、集落等が組み合わされた環境
	有効率	・配水した水量のうち有効に使用された水量(有効水量)の割合
	有収率	・供給した水道水の量又は処理した汚水量のうち料金収入などの対象となる水量(有収水量)の割合
	ユニバーサルデザイン	・年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計
	幼児教育	・小学校入学前の幼児のための教育
ら	ライフスタイル	・生活の様式・営み方
	ライフステージ	・人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階
	ライフライン	・電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要の諸設備
	リハビリテーション	・病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支援の必要が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体
	レセプト	・診療報酬明細書

	用語	説明
わ	ワークショップ ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、単一の会議室内で3つ以上の少人数グループに分かれて、各テーブルファシリテーターによる進行の下、各参加者が対等な立場で自由に発言し合う形式のグループ討議。新たな意見や課題の発掘のために行う場合や、課題解決策を絞り込んだり合意形成の一環で行う場合などがある ・「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること
他	ICT NPO UR賃貸住宅ストック再生・再編方針 北千葉広域水道企業団 四市複合事務組合 6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・通信に関する技術一般の総称（Information and Communication Technology の略） ・民間非営利団体。政府や企業などではできないか効率的でない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体（Non-Profit Organization の略） ・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が策定した、今後におけるUR賃貸住宅ストックの再生・活用の方向性等を定めたもの。本格的な少子化・高齢化、人口・世帯減少社会の到来、住宅セーフティネットとしての役割の重点化の要請等を背景に、UR賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な財産として再生・再編するために、平成30年度までの方向性を定めるものとして策定された ・千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の1県7市で構成される、利根川水系江戸川を水源に水道用水供給事業を行う一部事務組合 ・船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市及び本市で組織する一部事務組合で、斎場等を設置運営している ・農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

八千代市第4次総合計画 後期基本計画

発行日／平成28年3月

発行／八千代市

編集／総務企画部 総合企画課

住所／〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL 047-483-1151 (代表)

FAX 047-484-8824 (代表)

URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

E-mail seisaku1@city.yachiyo.chiba.jp

